

令和6年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和6年11月25日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和6年11月25日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第4 議第76号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議第77号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第78号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第79号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第80号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第81号 令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第82号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第83号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第84号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第85号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第86号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第87号 人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第88号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第89号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第18 議第90号 財産の取得についての議決内容の一部変更について
- 日程第19 議第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 議第66号 令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）

厚生

日程第22 議第67号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び
決算の認定について（継続）

日程第23 議第74号 令和5年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）

—— 決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

1 番	川 上 紗智子 君
2 番	松 村 太 君
3 番	徳 川 禎 郁 君
4 番	池 田 芳 隆 君
5 番	牛 塚 孝 浩 君
6 番	宮 崎 保 君
7 番	大 塚 則 男 君
8 番	平 田 清 吉 君
9 番	井 上 光 浩 君
10 番	豊 永 貞 夫 君
11 番	西 信八郎 君
12 番	村 上 恵 一 君
13 番	本 村 令 斗 君
14 番	田 中 哲 君
15 番	福 屋 法 晴 君
16 番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君

経 済 部 長	淵 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和6年12月第6回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

議事に入ります前に、本日逝去されました副市長、小林敏郎氏の御冥福を祈り、黙禱をさげたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、御起立をお願いいたします。黙禱。

（黙禱）

○議長（宮原将志君） どうもありがとうございました。御着席をお願いいたします。本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告につきましては口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月18日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。

令和6年12月第6回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月18日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月25日開会、26日休会、27日復興・安全まちづくりに関する特別委員会、28日から12月2日まで休会、3日、4日一般質問、5日一般質問及び委員会付託、6日予算委員会、7日、8日休会、9日、10日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、11日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、12日から16日まで休会、17日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問についてでございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は11月28日木曜日午前10時30分に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内と

しております。

また、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

なお、継続審査となっておりました議第66号令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第67号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、大塚則男議員、8番、平田清吉議員を指名いたします。

日程第3 議第75号から日程第20 諮第1号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第75号から日程第20、諮第1号までの18件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和6年12月第6回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げまする機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年7月豪雨災害から4年余りが経過し、これまでの間、復旧・復興への歩みを官民挙げて進めてまいりました。発災直後は道路などの公共インフラの再整備や農林業の復旧、並行して商工業や観光業などのなりわい再建にも鋭意取り組んできたところです。特に球磨川くんだりや国宝青井阿蘇神社など数多くの観光資源を有する本市としては、コロナ、水害前と比較し、観光面での完全回復に至っていない現状を鑑み、観光業の再興を加速するための取組を、これまで以上に進めていく必要があります。また、本市を訪れていただき、長く滞在していただくためには、ホテルや旅館など宿泊施設の復活は必須の条件であり、観光立市をうたう本市の悲願でもございました。

このような中、本市を代表する老舗が次々と再建を果たし、徐々に観光客を迎え入れる体制が整いつつある中で、去る11月8日、大正期創業の一富士旅館が新天地での再建を果たされました。同旅館は、豪雨により建物の2階まで浸水するなど甚大な被害を受けましたが、

赤池原町の山あいに移転され、ここで新たな歴史を刻まれることとなります。宿泊施設の復活は来訪者を受け入れるための礎となるものであり、大変喜ばしく嬉しく思うところでございます。

悠久の時を映す球磨川の清流をはじめ、そこに住む人々の日常、自然との営み、その全てが本市の宝です。これらの宝を生かし、観光資源としていかにして磨き上げ、新たな価値を生み出していけるかが今後の観光振興にとって極めて重要となります。市としましても、ますます多様化する観光ニーズや旅行形態の変化に柔軟に対応しつつ、地域の歴史的・文化的な魅力を再認識し、テーマ性とストーリー性を織り交ぜた取組を行うなど、より多くの皆様を選ばれる観光地域づくりを、市民の皆様と共に推進してまいりたいと存じます。

引き続き、各部局の主な政策等について、時間をいただき述べさせていただきます。

防災対策関係でございますが、去る10月20日、国、県、自衛隊、警察、消防、市消防団、医療機関、自主防災組織をはじめ、関係機関の皆様にご参加いただき、人吉高校をメイン会場に人吉市総合防災訓練を実施いたしました。御多忙の中、訓練にご参加、御協力いただきました全ての皆様に厚くお礼申し上げます。

今回は、震度6強の大規模地震が発生したとの想定のもと、全ての市民を対象としたシェイクアウト訓練に加え、地震発生後に大型で猛烈な台風の接近を想定し、連発する災害対応を設定した初めての訓練として、一時避難場所である人吉東小学校から、新たに避難所として開設した人吉高校の体育館への避難誘導訓練を実施いたしました。

同校の屋外の会場では、道路を塞いでいる木材等を重機で除去する道路啓開訓練、負傷者をトラックで輸送する傷病者搬送訓練や、防災消防ヘリコプターによる緊急搬送訓練を実施しております。東校区の自主防災組織におかれましては、倒壊家屋からの救出訓練、初期消火活動訓練や、人吉高校ボランティア部の皆さんと連携した炊き出し訓練などに取り組んでいただきました。また、同校の体育館では、放送部の皆さんが防災に関するクイズを出題されるなど、地域の皆様の防災知識の向上にも取り組んでいただいたところです。

災害への対応の基本は、刻一刻と変化していく状況の中で、正確な情報を収集し、整理を行い、関係機関がその情報を共有し連携を深め、総合的な救助活動と支援活動が展開できる環境を構築することであると捉えており、今回の訓練を通して職員一人一人がそのことを改めて理解するとともに、災害対策本部、地域、関係機関の連携を再確認することができたものと考えております。

今後におきましても、予測が困難な自然災害に備え、このような訓練の機会を通じた防災体制のさらなる強化と防災意識の向上に、引き続き取り組んでまいります。

復興まちづくり関係でございますが、去る8月20日に設置いたしました復興まちづくりデザイン会議につきましては、これまでに計3回の会議を開催し、各専門家、民間事業者及び関係機関の皆様から、復興まちづくり事業に関する活発な御議論や御助言をいただいている

ところであり、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

今年度は、まちなかグランドデザイン推進方針を実現するための具体的な行動計画となるアクションプランを策定することとしており、その素案について、明日11月26日に開催します復興まちづくり推進会議での承認後、市民や事業者の皆様との意見交換等を通じて御意見などをいただきながら、年度末の策定に向けて鋭意作業を進めてまいります。引き続き、復興まちづくり推進会議や復興まちづくりデザイン会議において、関係機関との緊密な連携を図りながら、復興まちづくり事業の推進に努めてまいります。

被災市街地復興推進地域の事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、第6回土地区画整理審議会を、去る11月18日に熊本県主催で開催されており、審議結果に基づき、第3期となる仮換地を指定されております。これにより青井地区における全ての街区の仮換地を指定されたところであり、また、工事につきましても、13街区のうち、一部の宅地造成等工事がおおむね完了し、他の街区にも着手されております。

中心市街地地区につきましては、現在、土地区画整理事業区域内の宅地造成等工事を鋭意進めております。土地区画整理事業区域外においても、避難路整備に係る建物等調査に着手するとともに、都市再生整備計画に基づき、にぎわい等を創出する「交流・文化の場」として位置づけた街区の一部建物等調査を終え、補償協議を進めています。今後は、社会実証実験を実施しながら、にぎわい創出に寄与する公共空間の利活用を検討してまいります。引き続き、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建とにぎわいのある街の再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

避難路整備関係でございますが、去る10月7日、温泉町地内第1号線におきまして、事業に御協力いただいております地元の皆様をはじめ、関係者の御臨席のもと、無事故での工事完了を祈念し、安全祈願祭が執り行われました。現在、避難路整備事業第1号となる道路改良工事に着手しております。工事期間中は周辺にお住まいの方々には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。今後とも災害に負けないまちづくりに向け、全ての避難路整備の早期実現に努めてまいります。

遊水地等整備関係でございますが、大柿地区につきましては、現在、事業主体であります国と各地権者との用地協議が進められているところでございます。

一方で、本市は、大柿地区からの移転を希望される世帯を対象として、下原田第一仮設住宅横に宅地を整備する予定であり、現在、着工に向けた開発許可を受けるべく関係機関との協議を進めているところでございます。当初予定しておりました今年度中の完成は困難な状況でございますが、来年度中の完成に向けて鋭意整備を進めてまいります。

併せて、遊水地内における墓等の移転先整備も予定しており、関係する皆様と、整備内容や今後の墓地の管理等に向けた協議を進めているところでございます。両事業とも、引き続き関係機関との緊密な連携を図りながら、大柿地区の皆様に対して丁寧な説明を行うとともに

に、整備に向けた取組を加速してまいりたいと存じます。

被災者支援関係でございますが、10月末現在、調査済の3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯が3,071世帯であり、支援済みの割合は93.71%に達しております。

一方、今後も継続した支援が必要とされる206世帯のうち166世帯は、木造仮設利活用住宅や災害公営住宅等の住まいの再建が完了すれば支援終了となる見込みでございます。入居後は、茶話会の開催や、地元町内会との交流会の開催を支援するなど、新生活での不安解消に資する取組を、引き続き実施してまいります。

なお、災害公営住宅相良団地において、令和6年2月から9月まで毎月1回、支え合いセンター主催によるオープンカフェを開催し、入居者同士の交流を支援した結果、現在は、団地会主催によるラジオ体操、清掃活動、茶話会などの行事が自主的に開催されるなど、自治組織の活動が活発化していることについて大変ありがたく、嬉しく思っております。

その他の世帯につきましては、住まいの再建後も、高齢者のみ、心身の健康への不安など、日常生活において支援が必要な世帯であることから、民生委員・児童委員やくらし見守り相談員による声かけ・訪問を行うなど地域による見守り支援につなげてまいります。今後も、住まいや生活の早期再建に向け、関係機関・団体との緊密な連携のもと、きめ細かな支援を継続してまいります。

災害公営住宅関係でございますが、大工町と九日町に建設中の人吉市買取型災害公営住宅（東校区地区）につきましては、建物本体の工事がおおむね完了し、現在、屋外付帯工事を実施しております。なお、入居開始は令和7年3月中を見込んでおりますので、スムーズな入居に向け、被災者の皆様をサポートしてまいります。

木造仮設利活用住宅につきましては、利活用する6団地について、現在、住宅改修工事を実施しており、令和7年3月中旬に工事を完了、入居予定の皆様には、4月以降に新たな住まいへ移転入居していただく予定としております。さらに、各団地内の敷地整備工事につきましても、令和7年度に実施してまいります。被災された皆様の一日も早い生活再建に向け、引き続き住まいの確保や住環境の整備に全力で取り組んでまいります。

子ども・子育て支援関係でございますが、こどもまんなか社会の実現を目指し、子育て世帯のさらなる経済的支援を図ることを目的として国による法改正が行われ、今年10月から児童手当の拡充、11月からひとり親に対する児童扶養手当の拡充が実施されております。本市においても、拡充後の制度に基づく児童手当を12月から、児童扶養手当を来年1月からお支払いすることとしております。

また、子育て支援において重要な役割を担う保育士等の資質向上を図ることを目的として、去る9月28日、和洋女子大学の矢藤誠慈郎教授を講師にお迎えし、本市と人吉市保育園連盟の共催による研修会を実施いたしました。研修会では、チーム保育の大切さや保育指針の重要性を学ぶなど、保育の質の向上に寄与できたものと存じます。今後は、保育士等の業務負

担軽減を図るため、保育園等における業務のＩＣＴ化の支援を行ってまいりたいと考えております。子供たちは地域の宝であり、人吉の未来を担う希望そのものであることから、子供たちの健全な育成に資する様々な取組を、さらに推進してまいります。

また、子育て中の方が相談しやすい環境を整備するとともに、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援体制を構築するため、今年４月に、子育てに関する総合的な支援をワンストップで実施する「こども家庭センター」を、こども未来課内に開設しております。

この「こども家庭センター」には、社会福祉士、保健師、保育士、教員免許などの専門資格を有する職員を配置し、子供やその家庭における課題やニーズについて、専門性を生かした取組を進めております。また、虐待への予防的な対策として、妊産婦に対するフォローや乳幼児健診等を担当する保健センターと連携した支援体制の強化及び支援の充実を図っております。

「こども家庭センター」の開設から半年余りが経過したところでございますが、今後、さらに個々の家庭に応じた支援を切れ目なく細やかに行うため、相談ニーズを支える社会資源の開拓や、同センターの積極的な周知に努めるなど、本市がこれまで以上に安心して子供を産み育てられる町となるための取組を推進してまいります。

去る10月５日、カルチャーパレス小ホールにおきまして、御遺族並びに関係者の皆様の御列席のもと、人吉市戦没者追悼式を挙行し、戦没者の御霊に対して、哀悼の誠をささげました。

多数の方が犠牲となられた、さきの大戦から今年で79年が経過し、来年は80年の節目の年を迎えることとなります。歳月は経てもなお、未だ尽きることのない御遺族の深い悲しみに触れ、凄惨な戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さを後世に語り継いでいくことが今を生きる私たちの責務である、思いを新たにしたところでございます。先人たちが命を懸けて守り、受け継いできた今日の平和と繁栄の尊さを胸に、戦没者への哀悼と感謝の意をささげる式典として、今後も挙行してまいりたいと存じます。

高齢者福祉関係でございますが、去る９月27日、人吉市金婚夫婦表彰式を開催いたしました。今年度は、45組の御夫婦が50年という金婚の節目を迎えられておりますが、当日は、御出席いただいた29組の御夫婦と共に、厳粛な中にも温かい雰囲気になった表彰式を執り行うことができました。半世紀という長きに渡り、お二人の強い絆で激動の時代の荒波を力強く乗り越えてこられたことに、改めまして敬意を表し、心からお祝い申し上げます。引き続き健康に十分御留意され、これまで以上に心豊かな人生をお過ごしになりますよう心から祈念申し上げます。

また、人吉市老人クラブ連合会におかれましては、昭和39年に設立され、今年で60年の節目を迎えられましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。結成以来、全国老人クラブ連合会が提唱する「健康・友愛・奉仕」の全国三大運動を活動の中心に掲げ、本市の高齢者

の方々が健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら地域で生き生きと暮らしていくための様々な活動を実践していただいております。これらの活動の中には、シルバーヘルパー事業やこども王国保安官事業など、本市の地域性や特色に沿った活動もあるなど、活力ある地域づくりにつきましても多大なる御貢献をいただいているところでございます。今後も、高齢者を取り巻く様々な課題に向き合い、会員の皆様の健康や生きがい、地域での生活支援に資する活動を展開されますことを御期待申し上げますとともに、本市としましても同会の活動を引き続き支援してまいりたいと存じます。

ＳＬ人吉関係でございますが、去る10月1日から翌2日の両日にかけて、小倉総合車両センターから人吉へ、解体された車体の輸送が行われ、事故等もなく無事に里帰りを果たすことができました。その後、本市での公開を目指し、組立、塗装をはじめとした環境整備を進め、整備が完了したところであり、11月17日には、「ＳＬ人吉お披露目式」を執り行い、ＳＬ人吉の誕生日である翌18日から一般公開を開始したところでございます。多くの鉄道ファンの皆様が、公開前からＳＮＳ等で発信され、また、公開後は連日多くのお客様に御覧いただくなど、ＳＬ人吉の注目度を深く伺い知ることができました。ＳＬ人吉の譲渡を御決断いただき、これまで長い現役時代を支えてこられたＪＲ九州の皆様に対して、改めて敬意と感謝の意を申し上げます。

今後の計画でございますが、関係機関との連携を図りながらＳＬ人吉の動態展示をはじめ、格納庫の建設や駅前周辺の動線計画の検討、さらには新たにサポーター組織を設置するなど、ＳＬ人吉の知名度を生かし、人吉球磨の観光振興、肥薩線復旧に向けたマイレール意識の醸成、くま川鉄道の活性化に鋭意取り組んでまいります。

また、今週末の11月30日、翌12月1日の両日、人吉駅一帯におきまして、「ＳＬ人吉・鉄道フェス2024」を開催いたします。会場内では、ステージ催事のほか、子ども広場、機関車庫・転車台見学ツアー、球磨焼酎パーティーなど、子供から大人まで幅広い世代の皆様楽しんでいただける多彩な催しを企画しております。ＳＬ人吉の里帰りを皆様と共に祝いしたいと考えておりますので、多くの皆様の御来場を心からお待ちしております。

観光関係でございますが、去る10月27日、ふるさと歴史の広場をメイン会場に人吉温泉まつりが開催され、様々なジャンルのステージ催事や、人吉温泉、球磨焼酎のコーナーなどに多くの方々の御来場をいただき、にぎわいを見せたところでございます。昨年は、町なかやふるさと歴史の広場などに会場を分散し、規模を縮小しての開催でございましたことから、本市を代表する祭りの一つとして盛大に開催できましたことを大変嬉しく思うところでございます。

また、祭り開催日の前日となる26日から、人吉コンテナマルシェにおきまして、台湾から来訪された方々による「ＬｉＨｏ台湾」と題したイベントを開催していただき、本場の食や文化に触れる機会となり、市民の皆様が台湾に対して親しみをもち、理解を深められたもの

と考えております。

このように、観光振興並びに交流人口創出に向けた様々なイベントを開催するなど、官民を挙げたにぎわいづくりを、さらに推進してまいりたいと存じます。

地方創生関係でございますが、去る8月30日、台湾の国立雲林科技大学、実践大学、静宜大学の各校及びLOCAL TO LOCAL株式会社との三者によるアジア共通の地方における課題解決策を創出することにより地方創生の推進を図ることを目的とした包括連携協定を締結いたしました。本協定に基づく協力体制の確認及び交流を図るため、去る10月13日から15日にかけて、それぞれの大学を表敬訪問したところであり、さらに台湾における地方創生の取組について理解を深めるため、地方創生を担う起業家等の人材育成を行っている中興新村地方創生育成中心を視察、併せて自治体間の交流を図るため、南投県南投市長にも表敬訪問し、交流を深めたところでございます。

本市と同様、台湾においても少子高齢化が進み、都市部と地方の格差が進むといった課題に直面しています。今後、今回訪問しました大学や団体等との交流をさらに深め、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、互いに連携しながら、両国間の地域課題解決に向けた様々な取組を共有し実践するなど、地域活性化に向けた取組を推進してまいります。

農政関係でございますが、地域農業の将来の在り方と将来の農地利用を示した目標地図を含む地域計画につきましては、都市計画用途地域を除いた市内全18地区において、現在、今年度末までの策定に向けた話合いを進めているところでございます。

当計画は、地区の現状や課題等を踏まえた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を掲げ、実行していくことが大変重要となることから、自家消費農家や地域の中心となる担い手の方などを含めた、多くの農業者や関係の皆様と話合いに御参加いただきますようお願い申し上げます。

今後も、持続可能な地域農業の構築に向けた農地の集約化や担い手の確保などに資する取組を推進してまいります。

農畜産関係でございますが、去る11月15日、本市におきまして東洋ライス株式会社及び公益財団法人医食同源生薬研究財団それぞれとの包括連携協定を締結いたしました。

東洋ライス株式会社との協定につきましては、人吉球磨産の米を活用した農業振興及び食育の推進などを目的としております。本協定に基づき、食感が良く、栄養とうまみ成分を多く含む製法により製造された「金芽米」を活用した子育て応援策として、出産予定月までの妊婦にお米をプレゼントする、マタニティ応援プロジェクトと題したモデル事業を同社からの費用等の御支援をいただきながら実施してまいります。

また、公益財団法人医食同源生薬研究財団との協定につきましては、東洋ライス株式会社との協定に関連した、地域における健康課題の分析及び解析への協力などを目的としており、本協定に基づき、本市が実施しますマタニティ応援プロジェクトにおけるアンケートによる

データ収集を行っていただくものでございます。

それぞれの協定を通じて、人吉球磨産の米の消費拡大を図りながら、市民の皆様の健康増進に資する取組を実施してまいります。

学校教育関係でございますが、小学6年生と中学3年生を対象とした令和6年度全国学力・学習状況調査の結果が、9月26日に公表されましたので、この場をお借りしまして御報告申し上げます。

本調査は、児童・生徒の学力と学習状況を把握し、指導方法や学習状況の改善に役立てることを目的としており、「教科に関する調査」と、学習意欲や学習環境などを調査する「質問紙調査」があります。教科に関する調査結果では、小・中学校ともに学校や教科による違いは見られますが、市全体として、小学校においては調査対象である国語、算数の2教科、中学校においては、同じく調査対象の国語、数学の2教科で全国平均を下回る結果となりました。なお、熊本県全体においても同様の結果が見られます。

また、質問紙調査によると、「学校に行くのは楽しい」と回答する児童・生徒は全国平均を上回っているものの、家庭学習の時間が短いなどの結果が出ており、SNSやゲームなどの長時間利用の影響なども見られます。

今後、本市の小・中学校では、授業改善に向けた校内研修の充実を図るとともに、人吉市立教育研究所学力向上部会等を通じて、各校の成果と課題を洗い出し、先生方の指導力向上に取り組み、さらには、生活習慣の見直しや学習に対する意欲を育てる環境づくりを推進するなど、家庭と連携した学力向上に資する取組を行ってまいります。

スポーツ振興関係でございますが、来年2月16日、第22回ひとよし温泉マラソンが開催されます。今大会は、「春RUN漫！集え、復興の人吉路へ」のサブタイトルのもと、未来型復興へ力強く歩みを進める本市の姿を一目見ていただこうと、現在、国・県等の道路管理者や警察、企業などの御協力をいただきながら、5年ぶりの開催となる実走大会の成功を目指し、鋭意準備を進めております。

なお、それぞれの目標に合わせたエントリーが可能となるよう、ハーフマラソン、10キロメートル、5キロメートル、2.5キロメートルファンランの4種目を設定しており、人吉の魅力と復興の様子を肌で感じていただける大会として、当日は皆様をおもてなししたいと考えておりますので、多くのランナーの御参加を心からお待ちしております。なお、市民の皆様におかれましては、沿道から温かい御声援をいただければと存じます。

また、生涯学習や生涯スポーツを楽しむ場として日頃から多くの市民の皆様に御利用いただいております学校体育施設、人吉市校区公民館、コミュニティセンター及び体育施設につきましては、施設及び設備の維持管理に係る費用が年々増大していること、また、近年の社会経済情勢の変化に鑑みまして、令和7年4月から利用料金改定を行うこととしております。さらに、令和2年7月豪雨による被災以降、使用を休止しております球磨川トレーニングセ

ンター及び、老朽化により使用を中止しておりました大畑コミュニティセンター体育館の用途廃止を、併せて行うこととしております。

一方で、市民の皆様が公共施設をさらに利用しやすい環境を整備することを目的として、現在、本市の体育施設及びコミュニティセンターの電子予約システム導入に向けた取組を進めています。今年4月から運用しております学校体育施設の予約システムに、機能を追加する形で運用することとしており、まずは先行して、人吉スポーツパレスのほか5か所の施設を対象に、令和7年2月の運用開始を目指し、鋭意取り組んでまいります。

市内の各公共施設につきましては、今後も適切な維持管理を行いながら、これまで以上に市民の皆様の健康増進や生活の質の向上に資する施設となるよう努めてまいりますので、利用者の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

文化振興事業関係でございますが、去る10月19日から24日にかけて、芸術の秋を彩る第69回人吉球磨総合美展が、会場を5年ぶりに人吉スポーツパレスに戻し、開催されました。市内をはじめ、球磨郡内や県内外から、絵画、デザイン、彫刻、書道、工芸、写真の各部門の作品160点が出品され、期間中は1,000人を超える皆様に御来場いただき、豪雨災害以前のにぎわいが戻ったものと実感したところでございます。

また、11月2日と3日の両日、第49回人吉文化祭が人吉市カルチャーパレスで開催され、美術工芸作品展、生け花展、盆栽展、茶会、舞台芸術祭など、会員の皆様それぞれの分野で日頃から研さんを積まれた成果を披露していただきました。

第78回犬童球溪顕彰音楽祭につきましても、8月から11月にかけて、カルチャーパレス並びにスポーツパレスにおいて、個人コンクール、碑前祭、学校発表会、音楽のひろばの全催しを、5年ぶりに開催することができました。

いずれの事業も長い歴史と伝統を誇るものであり、多くの市民の皆様におかれましては、個性あふれる美術工芸作品のすばらしさ、趣向を凝らした舞台発表や演奏など、人吉の秋を彩る芸術文化を十分に御堪能いただけたものと存じます。今後も、地域文化の普及と振興に努め、郷土愛を育み、文化の薫り高いまちづくりに資する取組を行ってまいります。

次に、令和7年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告いたします。

国は、6月21日に、経済財政運営と改革の基本方針2024を閣議決定され、その中で、地方行財政基盤の強化については、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人材不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要であるとしております。

また、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、地域における賃金と物価の好循環

の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしています。

熊本県においては、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害という3つの課題への対応を最優先に、迅速かつちゅうちょなく、様々な取組を進めてきており、引き続き、残る課題に対応していくとされています。

一方、令和7年度当初予算の大まかな収支見通しでは、92億円の財源不足が見込まれており、豪雨災害関連事業分の県債償還が本格化している中、中長期的に安定した財政運営を行っていくためには、特に将来負担を意識しながら、引き続き財政健全化に取り組んでいくとしております。

本市においては、令和5年度に、人吉市復興計画を包含した第6次人吉市総合計画（後期基本計画）と人吉市行財政経営指針を策定し、復旧から復興へのステージに歩み出したところでございます。令和7年度の見通しとして、歳入では、普通交付税で公債費算入経費の増により増額を見込んでおりますが、市税収入については令和6年度と同程度、国・県支出金については減額になると推計しております。

一方、歳出では、復興事業などの投資的経費、人件費、地方債の償還金などが増加すると推計しております。そのため、予算の収支は約8億円の財源が不足する見通しとなっており、依然として基金に頼らざるを得ない予算編成を余儀なくされる厳しい財政運営になるものと予測しております。

現在、人口減少、少子高齢化の課題に加え、コロナ禍からの経済社会生活の回復、令和2年7月豪雨からの復興、人件費やエネルギー等の価格・物価の高騰、子ども・子育て政策の拡充、行政のデジタル化のさらなる推進、脱炭素社会の推進、老朽化した公共施設の維持・改修、防災・減災への対応など、あらゆる課題が山積しているところでございます。

令和7年度の予算編成に当たっては、国・県の予算編成の動向を見極めつつ、歳入予算の財源確保、歳出予算の抑制、地方債の発行の平準化に最大限努めることとし、物価高騰等の社会情勢の中において、限りある資源をどう生かすのか、職員一人一人が真に必要な事業の選択と集中により、最少の経費で最大の効果を挙げることを意識し、市民のための行政運営と持続可能な財政運営を軸とした、メリ張りの効いた予算を編成することとします。

議員各位をはじめ市民の皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続き、令和6年10月に行いました専決処分、並びに提案しております予算案、条例案、案件議案、及び人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第75号専決処分の承認を求めることについては、10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を、10月10日に専決処分した令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号）について、議会の承認を求めるものです。

歳入歳出にそれぞれ1,981万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ228億7,115

万6,000円とするものです。

議第76号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）は、歳入では市税の見込額の変更による補正などを、歳出ではくま川鉄道災害復旧資金貸付金の補正などを行うものです。

歳入歳出にそれぞれ15億7,595万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ244億4,711万2,000円とするものです。

議第77号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、財政安定化支援事業繰入金や、令和5年度補助金等の精算に伴う補正などございまして、歳入歳出にそれぞれ3,538万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,983万3,000円とするものです。

議第78号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、令和5年度事務費の精算に伴う所要額の増額補正で、予備費を同額減額補正するものです。そのため、歳入歳出予算の総額については変更ございません。

議第79号令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、システム改修委託料の補正などございまして、歳入歳出をそれぞれ94万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億9,937万3,000円とするものです。

議第80号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、漏水の多発に伴う修繕対応に係る委託料の増額でございまして、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を1,240万円増額し、支出予算総額を5億2,444万2,000円とするものです。

議第81号令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、人吉中核工業用地の土地の一部を売り払うことに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ393万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,931万5,000円とするものです。

議第82号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、健康保険証の廃止及び独自利用事務を追加するため、条例の一部を改正するものです。

議第83号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例案は、社会経済情勢の変化に伴い使用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議第84号人吉市公民館条例の一部を改正する条例案及び議第85号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案は、施設及び設備の維持管理の適正化、並びに設備の追加及び撤去に伴い使用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議第86号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例案は、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加及び社会経済情勢の変化に応じた利用料金の改定、その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

議第87号人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案は、

新たな受益者負担金の賦課、その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

議第88号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例案は、災害公営住宅（東校区地区）を市営住宅として追加するため、条例の一部を改正するものです。

議第89号人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての案件は、一部事務組合の共同処理する事務の変更に伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第90号財産の取得についての議決内容の一部変更についての案件は、令和5年12月第6回人吉市議会定例会におきまして議決をいただきました財産の取得についての議決内容の一部を変更するものです。これは、大工町及び九日町に建設中の災害公営住宅について、遠隔地からの労働者の確保に伴う共通仮設費及び現場管理費の増額、地中埋設物撤去費、及びペランダ手すりや外構フェンスの仕様の変更などに伴う増額によるもので、取得予定価格を10億8,040万9,000円から11億2,741万5,400円に変更するものです。

議第91号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、永田ミキ氏の任期が令和6年12月31日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の御同意をお願いするものです。

諮第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての案件は、令和4年4月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていましたが吉村和子氏の任期が、令和7年3月31日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

以上、専決処分並びに、提案しております予算案、条例案、案件議案、及び人事案件につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

また、最後に、小林副市長の訃報に接し、この場をお借りしまして一言申し上げます。

小林副市長につきましては、就任後、病気が判明し、私も要所要所で今後のことを含め、話を持ち、互いに率直な考えを交わしてきたところでございます。私の思いとしましては、一日も早く快方に向かうことを願うところでしたが、それもかなわず、大変残念ながら、本日御逝去されました。誠に痛恨の極みであり、発する言葉もございません。今はただ、故人の遺徳をしのびつつ、その遺志を受け継ぎ、市政発展のために職員一丸となって、さらに職務に邁進していく所存でございます。

市民各位におかれましては、引き続き、市政運営に際し御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。私のほうから議第76号令和

6年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきましては、8件でございます。2款総務費、1項総務管理費、大柿地区墓等移転先測量設計委託料846万5,000円は、大柿地区における墓などの移転用地の用地測量及び造成設計に係る委託料でございまして、関係機関との協議に不測の日数を要しますことから、年度内の完了が困難なため、委託料の全額を繰り越すものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、無電柱化推進事業青井地区820万円は、青井地区における電線無電柱化設計業務委託でございまして、関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難なため、委託料の全額を繰り越すものでございます。

3項住宅費、木造仮設利活用住宅整備事業あやめ広場団地ほか8,245万3,000円は、あやめ広場、下原田第二仮設団地における造成工事と、下原田第二、西間第三仮設団地における集会所移築工事でございまして、関連工事との調整や関係機関との調整に不測の日数を要しましたことから、年度内の竣工が困難なため、工事費の一部を繰り越すものでございます。

その下の、大柿地区移転先宅地整備工事1億6,830万円は、大柿地区からの移転を希望される世帯を対象とした、下原田地区の移転先宅地を整備する工事でございまして、工事設計や開発行爲許可申請に不測の日数を要していることから、年度内の竣工が困難なため、工事費の一部を繰り越すものでございます。

4項都市計画費、被災市街地復興推進事業7億2,779万8,000円は、当該事業におきまして用地取得や補償など、他の事業との設計調整や関係機関等との協議に不測の日数を要することなどから、事業費の一部を繰り越すものでございます。

9款、1項消防費、木造仮設利活用住宅等移築工事3,996万2,000円は、村山公園仮設団地集会所を、大塚地区の避難施設として利活用する移築工事でございまして、同仮設団地の入居者の移転時期との調整に不測の日数を要しますことから、年度内の竣工が困難なため、工事費の全額を繰り越すものでございます。

10款教育費、5項保健体育費、スポーツパレス大アリーナ空調改修工事1,549万8,000円は、改修に必要な部材が製品メーカーにおける受注生産のため、納品に不測の日数を要しますことから、年度内の竣工が困難なため、工事費の全額を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、過年発生補助公園施設災害復旧事業、中川原公園3,694万6,000円は、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業でございまして、関係機関との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内の竣工が困難なため、工事費の一部

を繰り越すものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為補正でございます。追加が14件でございます。議会により印刷製本費から、8ページの学校給食配送等委託料までの14件につきましては、主に令和7年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、8ページの1段目の、課税支援システム機器リース料につきましては、新規のリース契約でございます。課税支援システムのリプレースに伴い、令和7年11月からの本稼働に向け本年度中にシステム機器を調査する必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございまして、賃借の期間及び限度額を定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表地方債補正は、追加が2件、変更が11件でございます。

まず、追加でございます。くま川鉄道災害復旧資金貸付事業債は、くま川鉄道株式会社の災害復旧事業に伴う資金繰りの支援に対する起債でございます。充当率が100%の10億円を計上いたしております。県営事業負担金債は、県営上原田地区畑地帯総合整備事業ほか2事業における本市負担金に対する起債でございます。充当率が100%の1,660万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。大柿地区移転先整備事業債から現年発生単独災害復旧事業債までの11件は、いずれも事業費の増減などに伴い限度額を変更するものでございます。

15ページをお願いいたします。次に、歳入の主なものにつきまして御説明をいたします。1款市税、1項市民税、2目法人5,087万6,000円の減額補正は、1節現年課税分で、法人税割の調定見込額の減によるものでございます。2項、1目固定資産税6,086万円の増額補正は、1節現年課税分で、土地、家屋及び償却資産の増でございます。6項、1目都市計画税214万3,000円の増額補正は、1節現年課税分で、土地評価の確定等による増でございます。

16ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金7,614万6,000円の増額補正は、1節社会福祉費負担金で、障害者支援に係る自立支援給付費負担金や、3節生活保護費負担金で、生活扶助費等負担金の増などでございます。2目災害復旧費国庫負担金2,995万4,000円の増額補正は、1節公共土木施設災害復旧費負担金で、中川原公園の災害復旧工事に係る過年災公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金6,128万円の増額補正は、1節社会福祉費補助金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や、2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金の増などでございます。

17ページをお願いいたします。4目土木費国庫補助金9,623万7,000円の減額補正は、1節道路橋梁費補助金で、青井地区における無電柱化推進事業に対する補助金や、2節住宅費補助金で、木造仮設利活用住宅整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金2,143万7,000円の増額補正は、1節社会福祉負担金で、障害者支援に係る自立支援給付費負担金や、障害児通所支援事業費負担金の増などでございます。

18ページをお願いいたします。2項県補助金、2目民生費県補助金3,574万8,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金で、放課後児童健全育成事業費補助金や延長保育事業費補助金の増などでございます。7目消防費県補助金1,756万円の増額補正は、1節消防費補助金で、大塚地区の避難施設として利活用する木造仮設団地集会所の移築に係る球磨川流域復興基金交付金の増などでございます。9目災害復旧費県補助金1億4,789万1,000円の増額補正は、2節農林水産施設災害復旧費補助金で、令和2年度から令和5年度に発生しました災害に係る農地等災害復旧事業費補助金（過年度分）の増でございます。

19ページをお願いいたします。18款、1項寄附金、2目総務費寄附金12万1,000円の増額補正は、災害復興支援などに対する総務管理費寄附金の増でございます。5目教育費寄附金30万円の増額補正は、子供の読書環境の整備に対する社会教育費寄附金の増でございます。6目衛生費寄附金83万6,000円の増額補正は、健康増進事業に対する保健衛生費寄附金の増でございます。

20ページをお願いいたします。19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金320万6,000円の増額補正から、3目後期高齢者医療特別会計繰入金103万円の増額補正までは、前年度事業に係る一般会計からの繰入金の精算によるものでございます。2項基金繰入金、5目応援団基金繰入金2,785万円の増額補正は、本年度の企業版ふるさと納税の受け入れに伴う人吉応援団基金繰入金の増でございます。20款、1項、1目繰越金を1億7,037万8,000円増額補正いたしております。

21ページをお願いいたします。21款諸収入、4項、2目雑入8,200万3,000円の増額補正は、2節民生費雑入で、熊本県後期高齢者医療広域連合に対する令和5年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金や、3節衛生費雑入で、新型コロナ定期接種ワクチン費用助成金の増などでございます。22款市債につきましては、第4表地方債補正におきまして御説明いたしましたので割愛させていただきます。

23ページをお願いいたします。ここから、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。なお、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、こちらも説明を割愛させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費10億42万3,000円の増額補正は、20節貸付金で、くま川鉄道災害復旧資金貸付金の増などでございます。7目企画費885万6,000円の増額補正は、12節委託料で、大柿地区における墓などの移転先用地に係る測量設計委託料の増などでございます。

25ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費4,863

万6,000円の増額補正は、27節繰出金で、国民健康保険事業特別会計に対する財政安定化支援事業繰出金の増などがございます。2目心身障害者福祉費1億1,965万9,000円の増額補正は、19節扶助費で、障害児通所支援事業給付費や自立支援給付費の増などがございます。

26ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2億1,403万9,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、軽度障害児における保育事業補助金、それから、放課後児童クラブの実施や障害児受け入れ強化などに対する放課後児童健全育成事業補助金の増などがございます。

27ページをお願いいたします。中ほど下になります。3項生活保護費、2目扶助費4,100万円の増額補正は、19節扶助費で、生活扶助費や医療扶助費の増でございます。

28ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費4,500万円の増額補正は、12節委託料で、新型コロナウイルスワクチンの単価改定などによる個別接種委託料の増でございます。

29ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費4,032万8,000円の増額補正は、12節委託料で、大畑麓地区における農業農村活性化計画書作成委託料や、14節工事請負費で、鬼木地区における田んぼダム整備工事の増、それから、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、県営上原田地区畑地帯総合整備事業に対する県営事業負担金の増などがございます。

30ページをお願いいたします。中ほど下になります。7款、1項商工費、2目商工業振興費100万円の増額補正は、12節委託料で、地元高校生がひとよしくま熱中小学校の法人会員企業と協同し商品の開発プロセスなどを直接学ぶことで、商品開発に関する企画力やセールスプロモーション等を養うことを目的とする企業連携地域人材育成事業委託料の増でございます。3目観光費941万5,000円の増額補正は、12節委託料で、観光客のニーズ等に応じた観光プロモーションを展開するため、市内宿泊施設が保有します観光客の情報等を収集・分析するシステムの導入委託料の増でございます。

31ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費700万円の減額補正は、12節委託料で、青井地区の電線無電柱化におきまして関係機関との調整により対象路線に変更がありましたことから、設計の見直しを行い、無電柱化設計委託料を減額するものでございます。3項住宅費、2目住宅建設費1億9,784万5,000円の減額補正は、14節工事請負費で、西間第一・第二仮設団地及び下原田第一仮設団地の敷地整備工事における事業工程の見直しに伴う木造仮設利活用住宅敷地整備工事の減などがございます。3目民間住宅対策費4,890万円の増額補正は、14節工事請負費で、大柿地区の方々の移転先の宅地整備工事につきまして設計変更が必要となりましたことから、工事費を増額するものでございます。

32ページをお願いいたします。9款、1項消防費、3目消防施設費4,023万7,000円の増額

補正は、14節工事請負費で、用途廃止となります村山公園仮設団地の集会所を、大塚地区の避難施設として利活用するための移築に係る工事費の増などがございます。

33ページをお願いいたします。下のほうになります。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費418万3,000円の増額補正は、14節工事請負費で、中原小学校屋内運動場屋根・トイレ改修建築工事における屋根改修範囲の変更などによる工事費の増でございます。

35ページをお願いいたします。下のほうになります。5項保健体育費、2目体育施設費1,739万1,000円の増額補正は、14節工事請負費で、人吉スポーツパレス大アリーナにおける冷暖房空調設備と、屋根の修繕に係る工事費の増などがございます。

36ページをお願いいたします。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費1,052万4,000円の増額補正は、10節需用費で、燃料費や食材費の高騰などに伴う学校給食センターの運営経費の増や、14節工事請負費で、施設設備改修工事の入札に伴う減でございます。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費1,203万2,000円の増額補正は、14節工事請負費で、中川原公園におけるトイレ災害復旧工事費の増でございます。

以上で、議第76号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）につきまして、補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、議第75号から諮第1号までの提案理由の説明は終了いたしました。ここで暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第21 議第66号及び日程第22 議第67号

○議長（宮原将志君） 次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、継続審査となっておりました決算の認定等について、本日、委員長報告を受け、順次採決を行います。

まず、日程第21、議第66号令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第22、議第67号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 令和6年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第66号令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が2.8%減の5億2,983万6,631円（税抜額）に対し、総費用が1.7%減の4億5,552万4,239円（税抜額）で、純利益が前年度より9.0%減の7,431万2,392円となっております。総収益が減額になった主な理由は、退職給与金、一般会計負担金繰入金及び物価等高騰対策に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（人件費等充当）の減などによるものです。投資された事業の主なものとしましては、原城配水池杭基礎工事、上漆田町送水管布設工事（1工区）（2工区）及びその他工事などが実施されています。

給水戸数は前年度より13戸減少、給水人口は537人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.4%となっております。年間総配水量及び年間総有収水量は、いずれも前年度より1.0%減少しております。有収率は85.56%で、前年度より0.01ポイント減少しております。

審査では、まず、委員から資料要求があった基幹管路の導水管等の位置図を基に、40年以上経過している管路の説明を受けました。漏水についての質疑では、基幹管路における漏水はないとの答弁がありました。

また、管路の更新については、「人吉市水道事業ビジョン」及び「アセットマネジメント計画」に基づき計画的に行っていくとの答弁がありました。

委員から、老朽化している管路については、特に定期的な点検を行ってほしいとの意見もありました。

また、能登半島地震で水道管が甚大な被害を受けていることから、人吉盆地南縁断層を起因とした地震災害に対する対策状況について、委員から資料の要求があり、水源地や配水池等の耐震診断状況や管路の耐震化について説明を受けました。耐震診断未実施の配水池について、実施時期の質疑があり、時期は未定であるが早期に対応する必要があると考えているとの答弁がありました。

水道料金の徴収については、徴収率や徴収事務等業務委託費について資料要求があり、令和3年度から令和5年度の実績の説明を受けました。平均徴収率は99.92%で、未納額は減少傾向との実績を受けて、委員から、徴収事務等業務を委託したことでの費用対効果はとの質疑に対し、徴収事務を委託することで職員の負担軽減が図られ、経費の削減効果も得られているとの答弁がありました。

不納欠損について、経済的理由によるものかとの質疑に対し、不納欠損件数の30件全てが居所不明によるものであり、経済的理由、破産・倒産を理由とした不納欠損はなかったとの答弁がありました。

水道事業においては、人口減少や節水機器の普及等により、今後も給水収益の減少が予想

されます。昭和32年の給水開始から半世紀以上経過していることを鑑みると、老朽化した施設更新や管路等の耐震化などに多額の事業費の支出が見込まれることから、安定的な水道事業経営が危ぶまれる状況下にあります。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、水道事業の経営については、「人吉市水道事業ビジョン」及び「アセットマネジメント計画」に基づき、引き続き公営企業として経営の効率化・健全化の推進、収益性の向上を図っていくことはもちろんのこと、本市の将来を見据えつつ、優先して取り組むべき事業を明確にしていくことを強く要望いたしました。将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるよう、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持及び水源地を含めた安全性の確保を図るために、引き続き職員の技術力維持・向上及びIT化に伴うスキルアップといった人材育成を強化すること。
また安心・安全な市民生活への速やかな対応ができるように、事務処理や市民の申請等のDX化を推進し、職員の適正配置に努められ、体制の強化を図ること。特に大規模災害を視野に入れた、危機管理能力に優れた組織・体制づくりの構築、職員の技術力の向上には、今まで以上に努められること。
- 2 耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、「人吉市水道事業ビジョン」及び「アセットマネジメント計画（資産管理）」に基づき計画的に行い、今後も国庫補助や起債等の有利な制度を積極的に活用すること。徴収率が向上していることは評価できるが、今後も、水道料金が水道事業の重要な財源になっていることを利用者に周知し、さらなる水道料金の徴収率の向上など財源の確保に努め、料金の適正化を図ること。物価高騰等で市民の生活は厳しい状況であることを十分に理解し、財源不足に起因する料金の改定など、市民の急激な負担増にならないよう適正運営にも配慮すること。
- 3 未収金については、負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないよう、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有の強化を図り、早期解消に向けた努力をされること。

以上、厚生委員会に付託されました議第66号令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

続きまして、令和6年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第67号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受

けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が28.7%増の15億8,662万2,507円（税抜額）に対し、総費用が7.0%減の12億6,182万68円（税抜額）で、純利益が162.4%増の3億2,480万2,439円となっております。総収益が増加した主な理由は、物価等高騰対策に伴う減免措置の終了に伴い下水道使用料の増などによるものです。投資された事業の主なものは、ストックマネジメント計画に基づき、市内一円公共樹設置工事及び人孔蓋等更新工事などが実施されています。

下水道接続済世帯数は1万895戸で、前年度より124戸増加、水洗化済人口は148人減少し、下水道普及率は75.0%、処理区域内人口に対する水洗化率は95.5%となっております。年間汚水処理水量は前年度に対し6.1%増加、年間有収水量は前年度に対し0.5%増加しております。有収率は68.0%で、前年度を3.81ポイント下回っております。

審査の過程で、委員から、終末処理場人吉浄水苑の月別利用状況について資料要求があり、人口減少や施設の経年劣化等を踏まえ、先を見越した事業運営や施設の管理に努めてほしいとの意見がありました。

また、人孔蓋取替、公共樹設置等については計画的に実施されているが、路面との凹凸などが見受けられることから点検や維持補修を強化してほしいとの意見や、市民の申請手続について簡素化が進められているが、D X化も図って、さらなる市民の負担の軽減・効率化を図ってほしいとの意見がありました。

公共下水道事業においては、今後、人口減少や節水意識の高揚による下水道使用料の減少や、終末処理場及びポンプ場の劣化に伴う更新費用の増加等が懸念されます。本市においては令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業が令和5年度で完了し、今後は土地区画整理事業に関連した復興事業を行うことから「人吉市下水道事業経営戦略」や「ストックマネジメント計画」の見直しを行い、経営環境の整備を行うことが今後の重要課題として捉えておく必要があります。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の公共下水道事業の経営については、「人吉市下水道事業経営戦略」、「ストックマネジメント計画」に基づき施設等の維持管理に努めること、公営企業としての経営の効率化・健全化の推進や収益性の向上を図ること、財政運営面も考慮しながら持続可能な事業運営に努めること等に積極的に取り組み、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 「人吉市下水道事業経営戦略」に基づき、公営企業会計として可能な限りの経費削減に努めていただき、併せてD X化等による事務の効率化も進められ、安定した財政の健全化を確保するよう努めること。

2 激甚災害をはじめとする有事に際しても、市民に対し下水道サービスの機能停止を最小限に抑えられるよう危機管理能力に優れた組織・体制づくりの構築、適正な職員配置、職員の技術力の向上には今まで以上に努められること。また、令和2年7月豪雨被害の経験を踏まえ、雨水排除整備等の浸水対策にも努めること。

3 下水道使用料の徴収については、徴収業務を業務委託したことで徴収率が上がっていることは成果として一定の評価ができる。下水道区域内の非接続世帯の解消に努め、受益者負担についても収納率の向上に努めること。未収金については負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないよう、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有等により徴収体制の強化を図り、滞納の早期解消に向けた努力をされること。

以上、厚生委員会に付託されました議第67号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第66号、議第67号について、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第66号、議第67号は、原案可決及び認定することに決しました。

日程第23 議第74号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第23、議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 令和6年9月第5回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、令和4年度においては7億8,606万9,000円の黒字であり、令和5年度においても4億8,076万6,000円の黒字となっております。また、一般会計から特別会計への繰り出しは、13億126万1,000円となっております。

普通会計における財政力指数は0.437で、前年度と比較すると0.002ポイント低くなっております。実質公債費比率は7.7%で、前年度に比べ0.8ポイントの増、経常収支比率は94.3%で、前年度に比べ0.4ポイントの減（改善）となっております。令和5年度の一般会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨に伴う災害復旧・復興経費が落ち着いてきたものの、災害公営住宅建設事業（相良団地）の竣工・供用開始などに伴い、令和4年度一般会計決算総額を上回る結果となりました。

歳入面につきましては、令和5年度の歳入総額は約265億4,619万円で、前年度より約37億555万円の増となっています。主なものは、災害公営住宅建設事業（相良団地）の竣工・供用開始に伴う災害公営住宅整備事業費補助金、公営住宅建設事業債などです。長期的には、生産年齢人口の減少に伴う市税の減収、物価高騰による経済への影響が今後も懸念され、特に歳入一般財源の安定的確保は厳しいと予想されることから、国・県の動向に対し注視が必要です。

歳出面につきましては、歳出総額が約251億7,702万円で、前年度より約34億7,362万円の増となっています。行政分野ごとに見ていくと、土木費において、災害公営住宅建設事業（相良団地）の竣工・供用開始に伴う増が主な要因となっています。長期的には、復興事業の具体化に伴う事業開始や、高齢化等による扶助費の増加、公営事業会計などへの繰出金等の増加、及び各公共施設の老朽化対策を余儀なくされる状況で、広域的な負担も含め、今後も財政需要がますます増大すると予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、引き続き人吉市行財政経営指針に基づき行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳入の最大限の確保及び、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

- 1 人吉市復興まちづくり計画を核とした事業を推進するため、国・県の財政措置の積極的な活用も含めた歳入の最大限の確保に努めること。
- 2 税・使用料・負担金について、未収金が減少していることは評価できる。今後も負担の公平の見地から、不納欠損の判断は法令に基づき慎重に行い、適正な債権管理に努めること。また、負担を求める立場であることを再認識した上で全庁を挙げて連携を図り、適正な事務の執行に努めること。
- 3 行財政健全化のため、既存事業の検証・見直しを徹底し、歳出全般にわたり投資的経費の抑制、公債費の平準化、公共施設管理コストの縮減、事務事業の見直しに、引き続き

取り組むこと。

- 4 事業を翌年度へ繰り越すことは市民サービス提供の遅れに直結するため、早期発注及び適正な事業の進捗管理に努めること。

以上、4点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

1番、川上紗智子議員の発言を許可します。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

私が決算に反対する理由は、2つあります。1つ目の理由は、総務費の中に川辺川ダム建設促進協議会負担金が含まれているからです。私は、先日、山形県最上小国川という川にある最上小国川ダムを視察してまいりました。

今予定されている川辺川ダムと同じように、流水型のダムです。けれど、規模は随分小さいダムでした。そのダムサイトから上流を見ると、たくさんの土砂が溜まっていました。ダムが造られてから4年になると聞きましたが、水は細い水の流れているところを流れているだけで、その両側には湖底にも、それからのり面にも土砂、泥、砂が溜まっていました。聞くところによると、これは川が少しずつ増水をするたびに流れ出して、最上小国川の水を濁らせている、汚れているということをお聞きしました。この様子を見て、もし川辺川ダムが造られたら、人吉の観光に致命的な打撃を与えるのではないかと私は思いました。限られた条件の下でしか役に立たない、効果が出ない。ダムを造るのではなく、ダムによらない治水対策、堤防のかさ上げなど、また、宅地のかさ上げなど、ダムによらない治水対策に切り替えていくことが必要ではないかと思います。ダムを推進するのではなく、事業の方向を切り替えていくべきだと思います。

2つ目の理由は、土木費に土地区画整理事業を進めるための歳出が含まれていることです。事業地区内にお住まいの方から、土地区画整理事業には協力したくないという声が聞かれています。

以上のような見地から、私はこの決算認定に反対をします。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りします。議第74号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第74号は認定することに決しました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時59分 散会

令和6年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月3日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和6年12月3日 午前10時 開議

- 日程第1 議第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第2 議第76号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第77号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第78号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第79号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第80号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第81号 令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第82号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第83号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第84号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第85号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第86号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第87号 人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第88号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第89号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第16 議第90号 財産の取得についての議決内容の一部変更について
- 日程第17 議第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 一般質問

1. 牛 塚 孝 浩 君
2. 田 中 哲 君
3. 池 田 芳 隆 君

4. 福 屋 法 晴 君

5. 本 村 令 斗 君

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第92号 財産の取得について

3. 出席議員（16名）

1 番	川 上 紗智子 君
2 番	松 村 太 君
3 番	徳 川 禎 郁 君
4 番	池 田 芳 隆 君
5 番	牛 塚 孝 浩 君
6 番	宮 崎 保 君
7 番	大 塚 則 男 君
8 番	平 田 清 吉 君
9 番	井 上 光 浩 君
10 番	豊 永 貞 夫 君
11 番	西 信八郎 君
12 番	村 上 恵 一 君
13 番	本 村 令 斗 君
14 番	田 中 哲 君
15 番	福 屋 法 晴 君
16 番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君

健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。なお、13番、本村令斗議員から遅参の連絡がありましたのでお知らせいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第92号財産の取得についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第92号

○議長（宮原将志君） 執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明いたします。

議第92号財産の取得についての案件は、市内小学校にタブレット端末を552台購入するものでございます。県で実施された共同調達業務の結果、株式会社内田洋行九州支店と、3,036万円で契約することとなりましたので、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） ただいま説明がありました議第92号に対しての議案質疑は、明後日5日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、ただいまから、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。5番議員、牛塚孝浩です。

質問の前に、誠に残念ながら先月逝去された小林副市長の遺徳をしのび、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、早速、通告に従い、質問をしてまいります。

本日は、1点目に相続土地問題について、2点目は球磨川リバーミュージアム構想について、3点目に安心安全なまちづくりについて伺います。

初めに、全国的に空き家問題が取りざたされておりますが、未登記不動産に至っては、平成30年1月に出されている所有者不明土地問題研究会最終報告概要を見ますと、2016年には約410万ヘクタールもあり、九州の面積よりも多いということが分かっております。また、2040年には約720万ヘクタールになると予想されており、このように未登記不動産が増加することで発生する経済的損失についても、累計で6兆円に相当するであろうと言われております。このことは、国土交通省の所有者不明土地の実態把握の状況についての資料2の中にも記載をされており、対策が急務であることは御承知のとおりであります。

そこで、国は、相続した土地や家屋についての登記を、今年4月から義務化しました。猶予期間は3年です。また、義務違反をした場合には、10万円の過料も発生するというものであります。

そこで、まず、1点目に、相続登記が義務づけられている不動産の範囲について伺います。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

義務づけられる不動産の範囲につきましては、登記されている土地・建物は全て対象でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） それでは、本市において相続土地の未登記割合はどの程度なのか、その現状について伺います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

相続登記が完了していない割合でございますが、人吉市の土地を所有されているのは市外在住の方もいらっしゃいますことから、所有者が亡くなっているかを全て把握することはできません。ただ、固定資産税の納税通知書を登記簿上の所有者でない相続未登記の方へ送付している割合で申しますと、令和6年度で15%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 納税通知書の送付データから現状をお答えいただきました。

次に、雑談の中でよく耳にする話でございますけれども、相続に限らず、市民から、活用しない不動産を本市へ寄附したいという申入れ、これはこれまでにどれほどあっているのか、また、実際に寄附をされ、取得した不動産はあるのか。件数と不動産の種類について、また、

寄附によって取得した不動産があった場合、どう活用されたのか、直近の5年間についても、併せて伺いたいと思います。この質問は、以降の質問の上で参考のために伺っておきます。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

活用されない土地や建物など不動産の本市への寄附の申入れにつきましては、件数は正確には把握しておりませんが、年に一、二件程度相談があつておりまして、その不動産の種類につきましては、宅地、建物付き宅地、それから農地、山林、雑種地、中には境内地における相続権利などもございました。

これらの寄附の申入れの対応としましては、寄附物件の概要を全庁的に情報共有しまして、将来的な活用の面も含めまして、行政目的として真に必要な財産かどうかを判断し、相談者へ回答しているところでございます。

現状としましては、寄附の申入れのほとんどが、市の行政目的としての活用が難しいものでございまして、また、相続登記がなされていないような不動産でございまして、

そのようなことから、実際に本市に寄附をされました不動産につきましては、直近5年間での実績はない状況でございまして、

また、過去に譲渡もしくは取得した不動産につきましては、実態としまして、市に対し土地等の寄附がなされたケースもございまして、その寄附の経緯が、議員がおっしゃいます趣旨と同様か否か、現在残っております資料では判断しかねるところでございまして、この質問につきましては明確なお答えは控えさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） よく分かりました。

寄附についての在り方については、これ以上、議論するつもりはございませんが、年に一、二件ほどは相談があるということが分かりました。

では、例えば、相続はしたが、こちらには住んでいない、帰郷する予定もない、宅地以外の農地においては農業をしない、できないなど、様々な要因から放置をされ、荒れた農地が増加しているのも現状ではないかと思いますが、そのような中、ある方から、放置された農地などの遊休地を有効活用しないかというダイレクトメールが、登記簿謄本も一緒に送られてきたという相談を受けました。この方の場合、きちんと相続登記は済ませておられたわけですが、なぜ第三者による個人情報の取得が可能なのか、そこに問題はないのか、そういう不信感を持っておられるわけでありまして、

このように、同様の相談が市民の方から寄せられてはいないのか、参考のために伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

法務局で取得することができる登記簿につきましては、土地の所在地、地目、地籍のみな

らず、その所有者の氏名、住所等も記載されており、第三者でも取得することができることとなっております。したがって、利用したい土地等があれば、その所有者と連絡を取り、土地利用活用等ができるようになっております。

なお、同様の相談を市で受け付けたことはないと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 市民の方からの相談はあっていないということが確認できましたが、個人情報保護法があるにもかかわらず、情報が開示されるという部分に対して、このように不信感をお持ちの方もおられるということは御理解をいただければと思います。

相談された方は、これまで、相続した農地の管理を御友人にお願いをされていたわけですが、もうこちらに帰ってくる予定もなくなり、御自宅は処分をされました。そして墓じまいも済ませ、残ったのは20年以上耕作放棄地となってしまった田んぼと、共有となっている山林です。

そこで、田んぼの処分について、その対策の1つとして、昨年度、2023年4月27日施行の相続土地国庫帰属制度を活用しようとされました。そこで、まず、この相続土地国庫帰属制度について、そのこと自体と対象となる土地について伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

相続土地国庫帰属制度とは、相続により土地を取得した者が、その土地を手放したいと考える場合、法務局に申請し、負担金を納付することで国庫に帰属させることができる制度でございます。ただし、全ての土地がこの制度の対象となるわけではなく、対象外となる場合もございます。例えば、建物が存在する、担保権等が設定されている、通路や他人が使用している等の土地は対象外となります。

負担金につきましては、地目や面積等により算定されますので、相続した土地が多い場合には高額になるケースもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） お答えいただきましたが、法務省が発行している冊子があります、このような冊子なんですけれども。これを拝見しますと、なかなか厳しい条件と負担金が発生するようです。

今回、相談された方は、答弁にもございましたように、算定による費用負担が非常に高額となったために申請を諦められたわけなんですけれども、県内及び本市を含む圏域自治体において、この制度の相談件数、また、実際に申請された総件数と内訳、帰属実績数などが分かるようであれば、その統計情報について伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

所管でございます法務省が、ホームページで公開している全国の統計情報では、令和6年10月31日現在で、これまでの申請件数が2,850件、そのうち帰属件数は973件となっております。そのうち、宅地が375件、農用地が311件、森林・その他が287件とされております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 本年10月31日現在の数字をお答えいただきましたが、全国でということでした。できたら、県内と本市を含む圏域自治体でという質問ですので、その辺もお答えいただきたかったわけですが。答弁いただいたように、973件の帰属実績があるようですけれども、却下が50件、不承認が38件、取り下げが421件であったということも、ホームページで掲載されておりました。

今後ですけれども、国庫帰属実績の統計情報は、各自治体でも公開していくのか。それらの土地は、どう活用されていくのかについて伺いたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

この相続土地国庫帰属制度に関しまして、国の機関である法務局が受付し、手続を行うことから、県や市町村は状況を把握することができない状況でございます。したがって、本市におきまして、独自の統計情報を公開するなどの計画はございません。

なお、法務省のホームページにおきまして、本制度の申請件数及び帰属件数等につきましては公表がなされており、国庫に帰属した土地については、主に農用地や森林として利用されている土地は農林水産大臣が、それ以外の土地は財務大臣が管理・処分を行うこととされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 随時更新されて、公開されているということは分かりました。活用についても、これから所管する各省庁において示されてくるものだと確認をしました。ただ、地域のことは地域で活用するべきものではないかと思っておりますので、自治体での公開があるのか伺ったところであります。まだ、実際に帰属実績も少ないようですので、もう少し経過を見て、いつかまた伺ってみたいと思います。

次に、相続対象となるものは、農地以外にも山林や宅地などもあると思いますが、それらの中には、個人の所有以外に共有も当然あると思います。また、農地については、農業振興地域に指定されている田畑もあれば、そうでない場合もあります。さきに答弁いただきましたように、条件が整っていれば全てのものがこの制度を利用できるのか。もし、市民の方が相談したいという場合、その窓口はどこになるのか。そして、このことについての周知はどうなされているのか伺います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

共有物件や農業振興地域であっても、条件が整えば申請することは可能でございます。

この制度の相談や申請の窓口は法務局が所管になりますので、市では死亡の手続や固定資産税の手続などの際に、そちらで御相談いただくよう案内をしているところでございます。

また、制度の周知につきましては、本市におきましてもポスター掲示やチラシによる広報を行うなど、可能な限り情報提供や案内を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁のように、この制度が始まって以降の方たちはお答えのような案内を受けておられるかもしれませんが、以前から問題意識を持っておられる方などは、なかなかきっかけがないと知り得ないことだと思います。ですから、関心を持ったときに、まず頭に浮かぶのは真っ先に市役所じゃないかなと思ったわけです。決して進めていただきたいというわけではございませんが、情報としての提供だけは必要かと思ったので伺ったところ です。

帰属が進めば、当然、固定資産税の減収にもつながります。また、農地に限っては、田畑が減少することにより生産能力が減少し、直接的に食糧の自給率低下にも関わってきます。

先ほど、実績数について伺った際に、421件の取り下げがあったと申しました。その原因として、自治体や国の機関による土地の有効活用が決定をした、隣接地の所有者から土地の引き受けの申出があった、農業委員会の調整などにより農地として活用される見込みとなったという事例が記載されておりました。だからこそ、国庫帰属制度を利用される前に、地域で有効に生かせる仕組みづくり、制度づくりはますます重要になってくると思います。そして、このことは、本市のみならず、人吉球磨全域で問題意識を持って情報を共有し、解決策を探る必要性があるとも思っています。人口減少が加速する中、空き家や未登記不動産が増えないように、例えば自治体間を超えたマッチングサービスによって流出人口の抑制を図ったり、また、農地では耕作放棄地が増え、農業が衰退しないためにも、あらゆる方面からその解決策の強化を協議・検討いただきたいと思います。このことについて、そして、今後について、市長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

相続土地国庫帰属制度は、土地の有効利用と地域の持続可能な発展に寄与するためのものと捉えております。地方においては相続人が都市部に住んでいる場合などに土地の管理が困難となり、放置された土地が増加し、地域の環境や景観に悪影響を及ぼすといった課題が見られるところです。

同制度によって帰属される土地は、国によって適切な管理・処分が行われ、中長期的には管理の不完全化の抑制の効果が期待できる一方で、負担金が高額になることもあるなど、その運用には課題があり、実績は少ないのが現状のようです。市としましては、この制度と並

行しまして、土地だけではなく、空き家等の有効活用に資する対策も講じていかなければならないと考えているところでございます。

その1つとして、農地関係では、地域農業の将来の在り方と、農地利用を示した目標地図を含む地域計画を策定することとしておりますが、その地域の担い手となる方はもちろんのこと、市内の農地を耕作されている市外の担い手の方々も参加いただきながら農地の有効活用等について話し合いを行っており、このことにより広域的な土地活用のための施策につながることを期待されます。

また、空き家等の利活用関係では、本年3月に策定した第2次人吉市空き家等対策計画において空き家等の利活用の促進を掲げており、今後も、建築や不動産、法律の専門家等と連携し、空き家バンクの充実を図っていくこととしております。併せて、移住・定住の促進を図るための施策の1つとして、熊本県主催によるオンライン移住相談会に参加し、本市への移住・定住につなげるためのPR活動などを積極的に行っているところでございます。

今後も、人吉球磨全体で問題意識を持って連携しながら、このような取組を継続し、また、さらに充実させ、土地の有効活用並びに地域経済活性化につながる施策を力強く推進していくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） お答えをいただきまして、ありがとうございます。

この質問は、相続登記が義務化されたことで、今後、これまで以上に様々な相談が増えて混乱が予想されると思って行いました。市長から答弁いただきましたように、農地関係や空き家対策、移住・定住施策を絡めて、あらゆる角度から対応できる仕組みづくりが喫緊の課題だと認識をしております。

相続登記に関しましては、祖先を遡ってやらなければならない多くの事務的な労力に加えて、そこに関する多額の費用も発生します。このような現実的な問題への解決策も探っただきながら、じわじわと押し寄せてくる課題に対して、常から俯瞰的な視点での対策強化をお願いをして、この質問を終わります。

2点目は、今年2月に発表された球磨川リバーミュージアム構想について、その後、新聞での報道も何度かあっておりますが、まず初めに、球磨川リバーミュージアム構想とはどのようなものなのか、事業主体となるのはどこで、どんな団体が関与するのかを伺います。

○復興政策部長（溝口尚也君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

球磨川リバーミュージアム構想とは、令和2年7月豪雨発生後に、東京大学大学院の松尾一郎客員教授が提唱されたものであり、また、木村熊本県知事のマニフェストにおいても、球磨川流域の自然資源、文化歴史資源や災害遺構等を、河川やトレイル、鉄道で繋ぎ、流域全体を丸ごと博物館化し——これは博物館と見立てるということでございますが、地域連携

防災力強化、環境教育のフィールドを創造することを目的とされております。また、併せて、本構想の推進を図ることにより、令和2年7月豪雨災害の教訓を後世に伝えることも目的の1つとされているところでございます。

球磨川リバーミュージアム構想は、自治体、団体等を含めた地域が主体となった構想の策定に取り組むとされておりますが、現時点におきましては、熊本県の球磨川流域復興局と球磨地域振興局が主体となられ、本市を含めた流域市町村に加えて国なども一緒になって策定をしていくこととされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 明確な目的と流域自治体や団体地域が主体となるが、国も一緒になって策定していくということが分かりました。

では、現在の具体的な進捗状況について、どうなっているのか伺います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

令和6年度におきましては、球磨川リバーミュージアム構想の機運醸成として3つの取組がされておるところでございます。1つ目が、球磨川流域の自然資源、文化歴史資源、災害遺構等の確認調査として、流域内の視察、資源の掘り起こしをされているところでございます。2つ目につきましては、先進事例の調査として、11月に北海道洞爺湖有珠山ジオパークの事務局である壮瞥町等を視察されております。3つ目に、球磨川リバーミュージアムの在り方を検討するため、勉強会やワークショップを実施されており、10月には球磨川流域の学芸員等の市町村職員を対象とした第1回勉強会が行われております。また、さらなる機運醸成を図るために、年度内に複数回勉強会やワークショップの開催を検討されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 流域資源の掘り起こしや視察、勉強会やワークショップなど、3つのことを進めながら機運の醸成中であるということが確認できました。

答弁にもございましたが、そのためには、関与する地域の住民や団体との連携が重要になってくると思うところでございます。

そこで、本市において、住民参加の機会や意見交換などの実施、また、住民が直接関与する計画はあるのか伺いたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、流域の機運醸成や地域住民、団体等との連携は重要になってまいりますので、構想の作成に当たりましては、地域主体である自治体、民間団体等を含めた地域主体で検討をされていくものと存じております。そのような観点から、令和6年度の実

においても、勉強会やワークショップを実施されているところと考えております。

また、来年度以降につきましては、本構想の方向性について広く発信をし、流域全体でさらなる機運醸成を図るキックオフフォーラムなどが予定されているようでございます。民間事業者や住民も協同し、広がりを持ったプロジェクトとなりますよう、本市からも提言をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 勉強会やワークショップについては、一部の方だけの参加で終始しないように、広く、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

令和7年度にはキックオフミーティングも予定されているということでございますが、本市並びに球磨川流域は、令和2年7月豪雨災害を経験しています。

そこで、防災教育や環境保全への取組について、どのような計画がされているのか伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

球磨川流域では緑の流域治水の理念の下、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で安全・安心の実現を目指しているところでございますので、今後策定される球磨川リバーミュージアム構想におきましても、そのような視点が重要になってくるものと存じます。

つきましては、発災後に取り組んできた語り部の講話や教育機関への出前授業などの取組、保全が検討されております災害遺構等を生かした防災教育を進めるとともに、雨庭などグリーンインフラの取組を生かした環境教育を進めていくことなども今後検討されていくものと考えておりますし、本市からも提案してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁の中で出てきたと思います災害遺構ですけれども、普賢岳噴火の被災地でも実際の被害の状況が見学できます。非常にショッキングでありますけれども、自然災害の脅威を知り、防災意識向上への効果は非常に大きいと思います。

また、以前、災害メモリアルモニュメントの設置についても質問したことがございましたが、このメモリアルモニュメントについても、併せて提案していただければと思います。よろしくお願いします。

この計画の実現によって見込まれる本市の観光振興や経済効果について、具体的な計画や戦略はあるのか、その場合の本市の見込みについて伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

現時点におきましては、基本構想の策定に向けての準備段階と捉えておりまして、今後の具体的な計画や戦略につきましては、令和7年度以降に検討されるものと考えております。

一方で、球磨川リバーミュージアム構想は球磨川流域の各市町村の資源をつなぎ、災害の教訓を生かしながら防災教育を進めるとともに、球磨川で育まれた豊かな自然や、人吉球磨の日本遺産に代表される多くの歴史文化史跡などについても資源として活用、発信していくことを意図したものと伺っておりますので、令和6年度におきましては構想の策定に向けての準備が始まったところであり、現時点では具体的になかなかお答えできる段階ではございませんけれども、今後、基本構想の策定に向けて、本市としましては観光振興や経済効果についての視点からも具体的な計画や戦略の検討の際に積極的に関与してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 準備が始まった段階であるというふうに確認をしました。答弁いただきましたように、本市も積極的に、ぜひ関与をしていただいて、効果が上がるような取組をお願いしておきたいと思えます。

では、計画流域にある施設や展示内容について、それぞれの地域の歴史や文化、文化財や自然環境の活用方法について、本市は具体的にどう関わっていくのか伺います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

本市は、球磨川をはじめとした豊かな自然、あるいは丹精を込めて作られた球磨焼酎、30を超える天然温泉、国宝青井阿蘇神社、そして、この地特有の人情味溢れる土地柄など、ここにしかない価値あるもので溢れていると考えているところでございます。

繰り返しになりますが、具体的な検討につきましてはこれからでございますが、勉強会やワークショップなどの機会を通じまして、このような本市が誇る地域資源の活用につきましては提言をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） それでは、球磨川リバーミュージアム構想を進めるに当たって、本市の財政的負担はどう試算をされているのか。また、逆に、自治体への財政支援はないのか、併せて伺います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

今後、勉強会やワークショップなどの機会を通じて基本構想を策定すると伺っておりますが、作成する中で国・県・市町村等の役割分担や財源の状況を踏まえまして、具体的な取組を検討していくことになろうかと存じます。つきましては、財源の負担、あるいは自治体の財政支援につきましても、今後の検討課題になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） どちらもこれからということで確認しました。

では、将来、この構想の実現によって得られる本市への効果とは、そして、その効果をもとに目指したい将来の姿とは、どのように想定されているのか伺いたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

本市への効果についてでございますが、大きく4点あるかと思っております。観光面におきましては、リバーミュージアム構想は地域の歴史や文化、あるいは自然環境など地域資産全体を対象とするため、国内外から観光客を引きつけるきっかけになり、観光客増加に寄与することを期待しているところでございます。

次に、教育学習の面におきましても、地域の自然環境や歴史、文化について学ぶ場として、学校教育や社会教育の一環として利用されることが期待をされるところでございます。また、地域コミュニティの活性化という面におきましても、球磨川流域全体を対象とすることにより、流域に住む人々の結束力を高める役割も期待されるところでございます。

最後に、川や水辺の環境保護の重要性を啓発する場として、環境保護意識の向上に寄与することが期待されます。

リバーミュージアム構想が目指す未来像は、本構想に基づく様々な取組が環境保全や地域経済の発展を両立させるモデルケースとして、持続的な地域の発展を実現することと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 観光客の増加、自然環境や歴史、文化を学べ、そして環境保護の重要性を啓発すると、そして、流域住民の結束力を高める効果が期待できると確認をしました。ぜひ、まだまだ新しい魅力を掘り起こしていただいて、最大の効果を上げていただきますように期待したいと思います。

この構想が具現化をし、実際に機能するまではまだまだ時間がかかると思いますが、最後に、この構想に対する市長の考えを伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨川リバーミュージアム構想は、これまでの地域振興のための広域連携の取組や、本市をはじめ流域市町村が進めている事業、民間事業者など流域住民の取組を大切にしながら、流域が一体となって流域内外に発信していくものと理解しており、地域の歴史や文化を保存、活用し、次世代や流域外に伝えていくための重要な役割を果たすものと考えています。また、観光資源としても大きな可能性を秘めており、地域経済の活性化にも大きく寄与するものと期待するところです。

さらに、リバーミュージアム構想を通じて、市民の皆さんが川の歴史や生態系、地域の発

展における川の役割などを学ぶことで、自分たちの地域に対する理解と愛着を深めることができ、また、次の世代を担う子供たちにとっても自然環境や歴史について学ぶ貴重な機会になり得るのではとの期待を抱いております。

この構想の実現には、これから資金調達や運営体制の整備、地域住民の協力など多くのステークホルダーとの連携が不可欠になってくるものと思われますが、これらの課題を乗り越えた先には、本市、そして球磨川流域に住む人々にとって大きな財産となるリバーミュージアム構想が実現できるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。

答弁いただきましたように、ぜひ、大きな財産となるような取組をしていただきたいと思いますし、この構想を有効に活用されて、本市のみならず全体で盛り上げていって、県南の魅力を創造していただきたいと思います。わくわくする仕組みづくりをお願いいたします。この質問は、これで終わります。

3点目です。近年、あの手この手で多種多様化する犯罪では、特に今年に入ってから押し込み強盗が多発し、全国的に人の安心・安全な暮らしが脅かされています。つい先日も、闇バイトへの関与をした19歳の男が逮捕され、その数日前には闇バイトの募集に対して高校生が応募したという報道もあっておりました。今、日本は、自然災害以外にも、いつ、どこで、どんな犯罪が起こるか分からない物騒な時代に、残念ながらなっていました。

そこで、本市の防犯に対する取組について伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、被害に遭わないために実施されている防犯意識向上への具体的な取組や周知について、どのようにされているのか伺います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

防犯意識の向上及び定着に関しましては、これまで、人吉市の広報誌やホームページ、SNSなどを活用し情報提供や注意喚起を行ってきているところでございます。なお、被害が相次ぐなど、緊急でお知らせする場合には、公式SNSのほか、防災行政無線放送での注意喚起も行っております。

また、熊本県地区防犯協会連合会での年4回の広報紙発行、人吉警察署との連携による全国地域安全運動の展開や、出前講座における具体的な事例や対策方法をお知らせするなど、地域一体となった防犯活動を実施することで市民の防犯意識の定着を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） では、物理的・技術的な防犯対策として有効な手段とはどのようなも

のが想定されるか伺います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

熊本県警のホームページでも公表されております防犯対策といたしまして、在宅時でも施錠を行う、来訪者があってもすぐにドアを開けず、相手を確認する、SNS等で家族構成や資産状況などの個人情報に掲載しないなどが、まずは行うべき有効な手段とされているところでございます。

また、費用の負担は発生しますが、防犯カメラやセンサーライトの設置なども有効な手段として挙げられるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） お答えをいただきましたけれども、始めに答えていただいた対策では、今、追いつかないほど凶暴化といたしますか、ドアを開けなくても破壊して侵入するなど想像を絶する凶悪犯罪が増えているところです。ほかにも、窓にフィルムを貼るとかドアの強化、それから防犯砂利を敷くとか、ほかにもまだまだ方法があるかとは思いますが。

連日報道される事件のニュースを見聞きすれば、当然、自分の身の安全を考えて、県内でも防犯対策を強化する方たちが増えているということでございます。そのことによって、防犯カメラの設置や警備会社への依頼が増加をし、防犯フィルムに至っては在庫不足だという報道もあっておりました。

そこで、本市から市民の皆様に対して、まずはやっていただきたい具体的で有効な防犯対策とは何か伺います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

あくまでも一般論でお答えすることを御了承いただきたいと存じます。個人でできる行動としましては、先ほど列挙したものに加え、日頃からの挨拶や近所付き合いなど、目に見えない部分での取組も重要となります。日頃から良好な近所付き合いを築くことで、地域住民間の相互扶助の精神が育まれ、犯罪が発生しにくい環境も醸成されるのではないかと考えております。

また、地域の犯罪情勢や防犯対策など最新の情報を入手していただくため、熊本県警が配信する「ゆっぴー安心メール」の登録もお勧めするところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁に加えて、犯罪が発生しにくい環境づくりも大切であると、私もそう思いますが、多種多様化する犯罪に対しましては、最初にも答弁いただきましたが、個人の防犯意識をさらに高めるための啓発活動が重要になると思います。啓発の強化について、今後、どのように進めていくのか伺っておきたいと思っております。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

1 回目の御質問と重複いたしますが、人吉市の広報誌やホームページ、SNS などを活用し、さらなる情報提供や注意喚起に努めたいと考えております。

また、町内会や老人会などで開催します出前講座では、対面での最新の情報提供ができませんことから、今後も積極的に進めたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） やはり、行政としては最新の情報の提供、あるいは繰り返しの注意喚起を行うしか手立てがないのかなと思ったところではありますが、ここで、少し視点を変えてみますと、独り暮らしの高齢者が増え続けている中、見守りの在り方に関しても ICT 技術を活用するなど多種多様な変化があっているようです。見方を変えれば、防犯対策にも活用できるのではないかと思います。

そこで、ICT 技術を活用して様々な防犯対策を組み合わせた仕組みを早急に検討いただけないかと思いますが、その可能性について見解を伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

離れて暮らす家族などをカメラで見守るなど、映像や音声などのデータを遠隔地へ送信するという ICT 技術を活用した様々な見守りサービス等につきましては、特に高齢者の見守りや防犯対策を組み合わせた取組として、民間の介護分野を筆頭に幅広く活用されているようでございます。しかしながら、見守りサービス等につきましては、基本的に個人と民間事業者との契約に基づき運用されるものですので、行政が防犯対策として介入することにつきましては慎重に判断すべきことと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 民間の介護分野で広く活用されているとお答えをいただきましたが、独り暮らしや高齢者に限ってのものではないかと推察いたします。

また、行政側の直接的な関与が難しいということは理解できますけれども、安心・安全な暮らしへの武装強化ですね、対策を実装する市民の方には費用負担が発生するわけでありますから、防犯対策については行政側には間接的にも幅広く関与していただきたいと思います。

そこで、防犯対策ではないのですが、阿蘇市は野焼き体験をふるさと納税の返礼品として実施されるという記事を拝見しました。防犯対策を行う際の財源については、阿蘇市のようにふるさと納税の返礼品にできないかなと思うところであります。本市には親孝行タクシーが返礼品としてございますように、様々な手法を検討いただいて、本市独自に防犯対策を実装される方への補助制度を創設していただけないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

ふるさと納税制度を活用した防犯に資する本市独自の返礼品メニューについての御提案でございます。返礼品につきましては、当該地方団体の区域内で生産された物品だけでなく、当該地方団体の区域内で提供される役務、その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性がある場合には認められることとなっております。

議員御提案の、防犯対策に資するふるさと納税の返礼品のメニューにつきましては、関係部署とも連携しながら、また、その他の手法も含めまして調査・研究をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 11月23日付の熊本日新聞に熊本市は高校生へのヘルメット購入補助金2,000円を実施するという旨の報道がありました。ヘルメット購入補助については、以前、私も一般質問で要望しましたが、実現はされていません。このこと自体は防犯対策ではありませんが、補助制度は、市民の皆様に対し安心・安全な暮らしを送っていただく上で重要な施策であると思います。道路への防犯灯についても、本市はまだまだ少ないと感じます。財源の壁があるのかもしれませんが、ぜひ、この機会に見直しなどしていただいて、悲惨な犯罪による被害者や加害者を出不さないためにも、引き続き安心・安全な人吉市を目指して御尽力を賜りますようお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。

今回は、2項目を通告しています。1項目めが文書管理問題について、2項目めは人吉城歴史館についてであります。

まずは、1項目めの、文書管理についての文書保管庫についてであります。相良町にあります文書保管庫も、令和2年7月豪雨災害で被災したのは、皆さん知ってのとおりだと思いますが、現在、チェーン柵で敷地に入れなくなっているのは、災害前のように警備会社の見回りもなく、付近住民からも防犯の面で心配されております。

そこで、まず、文書管理の文書保管庫について質問を行います。現在、人吉市は、どこに何か所の文書保管庫を保有しているのか。また、それぞれの文書保管庫は、どのような文書を保管しているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

現在、本市の公文書を保管している場所は、土手町の元法務局の建物2階の一室と、相良町にある相良町文書庫、及び令和2年7月豪雨で被災した相良町文書庫の代わりとして、令和4年8月から借用しています中神町の浄水苑管理棟2階の一室の3か所でございます。

なお、相良町文書庫につきましては、豪雨災害で被災した以降、文書の追加搬入は停止しているところでございます。

また、市庁舎にも書庫を整備しておりまして、この庁舎内にも、そう多くはございませんけれども、文書を保管しております。

各文書庫の保存文書の内容としましては、主に国・県や各種団体からの通知文書、各種計画策定のための資料、予算・決算関係書類、市民税・固定資産税などの調定及び収入書類、公共工事施工管理などの事務が完結した文書でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 令和2年7月豪雨災害で被災した相良町の文書庫は、災害前の警備会社による警備もなく、付近住民の皆さんからも防犯の面で心配という声も聞かれます。

そこで、相良町の文書庫、また土手町の法務局跡地の文書保管庫、浄水苑の文書保管庫の防犯の管理状態はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

相良町文書庫につきましては、施錠のみを行っております。そのほか、現在は職員の出入りの機会も少ないことから、地域住民の皆様に御心配をおかけすることのないように防犯対策も含め、不定期ではございますけれども総務課職員による現地確認を行っております。

また、土手町の元法務局及び中神町の浄水苑内の文書保管室につきましては、施設の維持管理と一体となっておりまして、施錠と警備会社による警備委託により管理をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、令和2年7月に被災した相良町文書保管庫と、また浸水被害を受けた土手町の法務局跡地の文書保管庫の被害状況はどうだったのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

相良町文書庫につきましては、床面から約2.5メートル、書庫内の書棚6段目まで浸水し、大部分の文書が泥水にまみれ汚損しております。

また、元法務局につきましては、浸水範囲が建物1階の床上15センチメートル程度でございましたので、2階に保存しておりました文書に被害はなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 被害を受けた相良町文書庫の文書は、どのような措置をとるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

豪雨災害で被害を受けた文書につきましては、被災直後は泥水を含み、移動や取り出しができなかったことから、数か月間、文書庫内を換気しながら乾燥させたところでございます。その後、文書の傷み具合を確認し、使用・閲覧に堪えないものにつきましては、本市の文書管理規則の特例規定の適用により保存期間を短縮して廃棄するよう、令和2年11月に各課へ通知をし、対応したところでございます。

現在、被害を受けたものの、保管している文書につきましては、本市の文書管理規則に定める保存年限の基準に照らし合わせ、保存期間が経過したものから順次、廃棄することとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、その文書の廃棄の基準、また、修復についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

まず、文書の廃棄の基準につきましては、大きく二通りございます。1つ目は、文書には文書管理規則の規定により保存期間を定めておりまして、短いほうから申しますと、軽易な照会文書などで1年間、予算執行管理、職員の服務などで3年間、市税の更正、調定、収入などで5年間、基本計画・実施計画などで10年間、市議会会議録、条例・台帳などで30年間保存することになっておりまして、これらの保存期間を経過した後、廃棄することとなります。

2つ目は、保存期間が満了していなくても廃棄できる規定がございまして、その場合は、その特別の必要を明らかにして、市長の決裁を得なければ廃棄できないこととなっております。豪雨災害で被災した文書にこの特例を適用したケースもあったところでございます。

文書の修復につきましては、特に基準は定めておりませんが、相良文書庫内の文書は、大部分の文書が電算システムやパソコンで作成したものでございまして、電子データとして保存できていたことから、必要に応じ再作成することができたため、同文書庫内の被災した文書を実際に修復したケースはございませんでした。しかしながら、人吉城歴史館や浄水苑で被災した文書につきましては、その重要性から一部修復を行ったものもあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） また、相良町と土手町の法務局跡地の文書庫の施設概要と老朽化対策、

あるいは耐震対策、浸水対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

まず、相良町文書庫につきましては、平成2年度建設、鉄骨造のスレート葺き平屋建てでございまして、老朽化・耐震化及び浸水につきましては、特に対策はないところでございます。

元法務局につきましては、昭和52年度建設、鉄筋コンクリート2階建てでございまして、平成30年度中に、市が九州財務局から取得したものでございます。こちら、老朽化・耐震化及び浸水につきましては特に対策はございませんけれども、高度の耐震基準で建設されているため、書庫の用途としての強度は十分備えているものと考えているところでございます。

浄水苑につきましては、昭和56年度建設、鉄筋コンクリート3階建てでございまして、文書を保管しております管理棟の老朽化・耐震化及び浸水につきましては、特に対策はないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） これからの相良町の文書保管庫について、今後どのように考えておられるのか、改築及び修復して使用するのか、移転するのか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

相良町文書庫の今後の方針につきましては、令和2年11月4日開催の治水・防災に関する特別委員会現地視察におきまして、今回の浸水被害を考慮し、既存施設の再利用なども含めて、将来的には浸水しない場所に書庫を移転する方向で検討を進めるとの説明を行ってございまして、その後、関係部署で文書庫の在り方や移転先の場所選定など協議を行ってきたところでございます。

しかしながら、令和4年5月に新庁舎に移り、若干ではありますが文書を保存できるスペースができたこと、また、現在導入を進めております電子文書管理システムが稼働した場合、ペーパーレスの効果により必要とする紙文書の保管スペースが縮小されることが想定されるなど、状況に変化が生じてきております。

そのようなことから、現時点におきましては、文書庫の移転先の場所の選定に加えまして、文書庫建設の規模についても適正なものとなるよう見極める必要があることから、慎重に検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま、文書保管庫についていろいろ答弁いただきましたが、相良町の文書保管庫の移転先の選定を含め、文書保管庫全体の在り方についても早急な方向性を出していくように要望しておきます。

次に、市庁舎の公文書の取扱いについて、市庁舎内の公文書の取扱いはどのような基準で管理されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

市が職務上作成する文書や、外部から取得しました文書などの公文書の取扱いにつきましては、事務室内における整理及び保管、文書庫への移管ルール、保存期間の基準、廃棄手続などを定めました人吉市文書管理規則に基づき管理をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、公文書のバックアップ体制はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

電子メールで届いた文書や、職員が作成します文書につきましては、必要に応じて紙に出力しておりますけれども、その文書データが電子保存され、さらに、その電子データもバックアップをしておりますことから、万一のときには再出力するなど対応は可能となっております。

また、郵送や窓口手続などで紙面により取得しました文書につきましても、その重要性によりますけれども、スキャン対応により電子ファイルに変換し、電子データとして保存する対応などを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 戸籍簿や住民基本台帳など、原本の公文書の保管はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

戸籍簿及び住民基本台帳につきましては、全て電算化されていますことから、紙台帳等での保管は行っておらず、磁気ディスク上で保管をしております。

保管状況といたしましては、戸籍簿の場合で申し上げますと、法務省の戸籍情報連携システムによる情報セキュリティ及び運営管理規定にのっとり、本市及び法務省管轄の戸籍副本データ管理センターにて保管・管理運用されております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、公文書の廃棄はどういうルールで行われているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

公文書の廃棄につきましては、人吉市文書管理規則に基づき実施をしております。廃棄に

つきましては同規則第38条の規定になりまして、保存期間が満了した公文書を廃棄する際は、主務課長——これは担当課長となります。は文書廃棄リストを作成し、総務課長の合議をして主務部長の決裁を受けた上で廃棄するとしており、また、秘密の取扱いを特に必要とする文書につきましては、焼却、裁断等の方法により廃棄するなどの文書の内容に応じた方法により廃棄しなければならないと定めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、個人情報などのセキュリティ対策、またインターネット上のハッカー対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

個人情報等のセキュリティ対策につきましては、個人情報の保護に関する法律などの関係法令を遵守するとともに、人吉市情報セキュリティポリシー基本方針に基づき、対応を行っております。

また、市庁舎内のネットワークに関しましては、総務省が提示しております自治体情報システム強靱性向上モデルに従ってネットワークを構築しておりまして、十分なセキュリティ対策を取っているところでございます。

次に、インターネット利用に関しましては、熊本県自治体情報セキュリティクラウドによる運用を行っておりまして、高度なセキュリティが確保されたネットワークを介してインターネットに接続することで、ハッカーなどに対するセキュリティ対策を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、職員のマンエラーに対する対処はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

職員のマンエラーに対する対処でございますけれども、まず、職員のマンエラーを発生させないように、人吉市情報セキュリティポリシー等の職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育、これには研修を含むわけでございますけれども、及び啓発を行うことなどの人的な対策を講じているところでございます。

万一、職員のマンエラーが発生し、情報セキュリティに侵害が発生した場合には、関係者の連絡先、発生した事案に係る報告事項、対応措置等を定めた緊急時対応計画を作成しておりまして、それに従って適切に対応することとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 令和2年7月豪雨災害時の災害関連公文書は、災害の教訓を後世に残すためにも、また、経験を教訓にするためにも、同じような災害が発生した場合に、時間が経っても事実を洗い出すことができると思います。現在、災害関連公文書は、どこに、どのように保管されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害の対応としましては、その災害規模が、皆様御承知のとおりでございまして、全庁的に災害に関する業務として、それぞれの部署で対応してきた経緯がございまして、現在も対応中のものもあるところでございます。

したがいまして、災害に関する業務としまして作成、取得しました関連公文書につきましては、それぞれの所管課におきまして管理・保管をしている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 文書管理法は、各自治体にも多くの国民の関心事項となる自然災害に関する公文書について、国に準じて保存を求めているようでございます。自治体によっては永久保存をしているところもあるようでございます。

そこで、人吉市の考えをお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

公文書につきましては、先ほど来御説明いたします文書管理規則に基づき、管理・保存しているところでございますけれども、令和2年7月豪雨災害は、本市にとりましても未曾有の大災害であり、発災前後から復興を成し遂げるまでの災害に関連する公文書や記録につきましては、その内容を後世に伝えるべく、長期に保存・管理することが本市にとりましても有益であるものと考えております。

また、近年は、気象変動等により全国で災害が激甚化・頻発化する傾向にありますことから、本市の災害に関連する公文書や記録から読み取れる情報が、災害対応の経験のない自治体への災害支援として広く活用できる場合も想定されるところでございます。災害関連文書の保管につきましては、議員の御質問にございました永久保存も含め、今後、検討を行い、適切に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、公文書管理に関する条例を制定している自治体もあるようでございますが、人吉市の考え方をお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市の公文書管理に係る定めにつきましては、条例ではなく、先ほど幾つかの質問でお答えしましたように、規則にて定めております。

全国の市区町村を見ますと、令和6年3月時点で45の自治体が条例により定めているよう
でございます。公文書の取扱いのルールを条例で定めるか、規則で定めるかという明確な基
準はございませんけれども、本市におきまして公文書の管理につきまして、現在の文書管理
規則にておおむね対応ができておりますことから、条例化するまでの議論には至っていない
ところでございます。

重要なことは、適正な文書の取扱い及び管理・保存であるものと思っております、現時
点では現行の規則により適切な運用に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま、公文書管理についていろいろお尋ねしてまいりましたが、
特に災害関連公文書を保管し、後世に伝えることは、本市ばかりでなく、経験のない自治体
にとっても有益となると思いますので、長期保存あるいは永久保存の方法の検討を行って
いただくように要望しておきます。

次に、人吉城歴史館についてであります。人吉城歴史館も、令和2年7月豪雨災害で被災
したものの、復旧・復興に努力され、令和7年度の前半にはリニューアルオープンすると、
11月27日の復興・安全まちづくりに関する特別委員会で説明を受けております。

しかし、人吉城歴史館についての被災状況や復旧・復興状況があまり見えませんので、ま
ずは建物の被害はどうだったのか、また、展示文化財の被害についてはどうだったのか、ど
のような展示文化財が被災を受けたのかについてお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） 皆さん、こんにちは。それではお答えいたします。

まず、建物の被害状況でございますが、建物の外側で2.3メートルの浸水、建物内で1.5メ
ートルの浸水があり、電気等の付帯設備を含め建物全体に被害がございました。

次に、展示文化財の被害でございますが、展示しておりました指定文化財を含めた全ての
展示物が浸水被害を受けております。具体的には、甲冑や甲、刀剣の鍔などの工芸品、乗物
——これはかごと女乗物というものでございます。などの歴史資料、古文書や考古資料など
全ての展示文化財が浸水及び流入した土砂による汚損の被害を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、建物についての被害総額は幾らだったのか。また、展示文化財
について、修理・修繕に要した費用についてお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

被害総額につきましては、令和2年11月に文部科学省に報告いたしました被害情報、被害
概要でお答えをさせていただきます。

まず、建物及び電気等の付帯設備が1億4,521万3,000円、展示設備や机、椅子などの什器

類が9,696万3,000円、合計で2億4,217万6,000円でございます。

次に、展示文化財の修理・修繕に要した費用につきましては、修理・修繕実績額でお答えいたします。2,664万8,260円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、被災を受けた展示文化財で破棄したものがあるのか、また、修理・修復はどのようなところに依頼したのか、また、修理・修復ができなかったものもあるのかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

まず、被災した展示文化財で破棄したものはあるのかとの御質問でございますが、被災した展示文化財で破棄したものはございませんが、文化財以外の展示品、例えば一部の解説パネルなどにつきましては破棄したものもございます。

次に、修理・修復の依頼先でございますが、文化財の修復をされている専門業者につきまして、県文化課などの関係機関に御相談を行い、文化財の修理・修復の実績がある業者に依頼をしております。

次に、修理・修復できなかったものの有無でございますが、文化財につきましてはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 人吉城歴史館は浸水被害地域L-2、いわゆる浸水の想定最大規模が5メートルから10メートルの場所にあります。

そこで、建物の浸水対策、それに展示文化財などの展示品の防犯・防災についてお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

まず、リニューアル後の浸水対策についてでございますが、空調の室外機や配電盤を、一般の豪雨災害の浸水高よりも高くかさ上げを行ったほか、展示設備につきましても、設置位置や配線に配慮するなどの対策を行っております。

展示文化財に対する防災対策でございますが、リニューアルに向けて、有識者による人吉市指定文化財等保存活用専門会議、人吉城跡部会において、これまで検討を行ってまいりました。具体的には、展示ケースを強固にすることや耐水性のある収蔵品を展示するなど様々な検討を行ったところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、人吉城歴史館は浸水の想定最大規模が5メートルから10メートルの場所にありますことから、唯一無二のものである実物資料が確実に被災しないという保証はないとの結論に至っております。そのため、出水期、6月から9月を想定しておりますけれども、出水期に実物資料は展示しないこ

とし、代わりに、人吉城歴史館内で展示を行っていた展示文化財は全てデジタルアーカイブ化して、タッチ式モニターで検索・鑑賞できるようにいたします。

また、この時期は学校の夏休みと重なりますことから、家族連れや子供たちの来館を促すため、甲冑の着付け体験などの体験型展示を行う予定としております。

なお、展示資料の中でも、人吉城の歴史を語る上で重要な資料であります織月石については、出水期はレプリカを展示し、その他の時期は実物を展示する予定としており、そのほか、これまで展示できていなかった資料等につきましても、企画展示を活用するなどして可能な限り多くの方に御覧いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに、防犯対策につきましては、警備保障を行うとともに、人吉城歴史館内に監視カメラを設置するなど、リニューアル前と同様の設備により対策をとってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 人吉城歴史館の入館者数はどうだったのか、多い年はいつ頃で、また豪雨災害直前の入館者数はどうだったのかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

平成17年12月にオープンしました人吉城歴史館の入館者数でございますが、年度集計としまして、最多であったのは平成18年度の1万9,179人でございます。その後は1万4,000人から1万7,000人台で推移をしております。

令和2年7月豪雨災害直前の入館者数につきましては、平成27年度から令和元年度までの数字でお答えをさせていただきます。平成27年度が1万5,788人、平成28年度が1万4,072人、平成29年度が1万7,215人、平成30年度が1万5,872人、令和元年度が1万4,488人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、人吉城歴史館の年間運営費はどのくらいで推移しているのかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

人吉城歴史館の年間運営費につきまして、豪雨災害前の平成27年度から令和元年度までの5年間で答えをいたします。平成27年度が1,373万8,000円、平成28年度が1,374万7,000円、平成29年度が1,404万6,000円、平成30年度が1,338万2,000円、令和元年度が1,388万4,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 令和7年度前半の再開を目指しておられるようでございますが、今後

の人吉城歴史館の魅力アップについて、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

再開後の魅力アップに関する考えでございますが、先ほど答弁させていただきましたタッチ式モニターによるデジタルアーカイブ化した文化財の展示に加え、大型モニターによる相良700年シアターのほか、手や体を使って体験することで文化財に対して、より興味と理解を深めることができる体験展示を設けることとしております。

体験展示の内容としましては、甲冑の着付け体験のほか、常設展示としまして人吉城の石垣を模した石積みを用いたパズルや、人吉城跡から実際に出土した瓦や土器などに触れることができる「出土遺物の鑑定団」、「日本刀を持とう」といった、展示物などを実際に触ったり操作できたりするハンズオン形式の展示を新たに設けます。

このほかにも、令和2年7月豪雨の記憶継承として、被害や復興の記録、人吉城歴史館の災害対策・工夫を来館者に伝え、防災意識を啓発するコーナーを新たに設けることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、リニューアルした場合の入館料は検討されているのかお尋ねします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

リニューアル後の人吉城歴史館の入館料についての御質問でございますが、人吉城歴史館条例では観覧料となっておりますので観覧料としてお答えさせていただきます。令和元年9月に策定されました人吉市行財政健全化計画では、歳入の最大限確保の取組といたしまして、歴史館の観覧料の見直しが盛り込まれているところでございます。その後の令和2年7月豪雨災害により人吉城歴史館が休館となりましたことから、料金改定に向けた作業もストップしておりましたが、今般、人吉城歴史館をリニューアルオープンするに当たりまして、県内類似施設の入館料等との均衡等も勘案し、観覧料に関しましても改定を考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、今後の人吉城歴史館の運営についてはどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

今後の人吉城歴史館の運営についての御質問でございますが、人吉城歴史館条例第1条で、国指定史跡である人吉城跡に関する歴史、考古、民俗及び美術等の資料の収集、調査研究、展示を行い、史跡人吉城跡の積極的な活用と総合的な理解と学習に必要な情報提供を目的として人吉城歴史館を設置するものとしておりますこと、また、同条例第3条において、人吉

城歴史館の管理及び運営は人吉市教育委員会が行うとしておりますことから、教育委員会が管理運営を行ってまいります。

しかしながら、当館も含めました市の公共施設の在り方につきましては、今後の運営や維持管理も含め全庁的な課題でもございますので、今後、教育部内及び全庁的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） リニューアルオープンを機に、ますます人吉城歴史館の魅力アップに努めていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終了します。

○議長（宮原将志君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員、池田芳隆でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、給食費の徴収について、上下水道料金の現状と今後の課題について、観光振興施策について、以上の3項目について質問を行います。

まず、給食費の徴収についてお伺いいたします。

給食費の納入については、今までPTA、学校の協力により納入されていましたが、今年度からは口座振替等ということで、人の手を介さない納付方法に変わりました。約半年が過ぎたところではございますが、現在の納付状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

学校給食費は、今年度から、これまでの私会計から公会計化へと移行したことにより、口座振替での納付と併せ、金融機関やコンビニエンスストアでの納付書による納付、加えてスマートフォン等によるキャッシュレス決済を導入し、公会計化スタートと同時に、納付しやすい環境を整え保護者の利便性の向上に努めているところでございます。

現在、学校給食費は5月から翌年3月まで11回に分けて納付していただいております。直近の10月納付分までの各月の納付率でございますが、5月が99.88%、6月が98.53%、7月が97.79%、8月が98.22%、9月が98.03%、10月が93.61%で推移をしておりますが、私会計時の令和5年度と比較いたしますと、毎月の未納世帯、未納額ともに微増傾向でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 基本、納付方法が変わってしまうと、やはり納入のやり方が保護者の方も分かりづらくなってしまって、今回も納付の遅れが発生するのは予見されたところでございます。

このように納付が遅れた方への対応につきましては、どのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

毎月の納付期限までに納付されていない世帯には、納付期限の翌日から起算して20日以内に督促状と納付書を送付し、未納が続いている世帯には2か月に一度、催告書と納付書を送付して、金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済等で納付していただくように対応をしているところでございます。

なお、学校給食費を長期間滞納されている世帯につきましては、児童手当法の規定に基づき、児童手当支給時に学校給食費の滞納分へ振り替える取組を、本年10月から新たに開始をしたところでございます。

そのほか、昨年までの私会計時には、各学校の管理職をはじめ、担任や事務職員による保護者への呼びかけや電話対応等を行っていただいておりますが、今年度からは学校給食センター職員による未納世帯への電話や自宅訪問等による対応を行っており、鋭意未納対策に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今まで徴収を学校、PTAで行われていた部分を、今現在は給食センターのほうでやるということになるんですけれども、今のところでも、若干、数字が昨年度より悪くなっていると先ほど答弁があったんですが、来年の3月まで徴収が行われて残ることが予見されているわけなんですよね、現実的に言うならば。残ることになると、4月から新年度の事業をはじめながら滞納の整理をしなければいけない。仕事がもう1個増えてしまうという状態になるということになります。

そうなることで、今度は新年度の事業に関して送ってしまうという可能性が出てくるわけなので、根本的にはこういう業務を繰り越さない、100%に近い、100%というのは個人さん、いろいろな事情があるから難しいのかもしれませんが、繰り越さないことによって、今後の平常業務については順調に新年度の事業もやっていけると思うわけです。ですから、今、いろんな形で努力をされているかと思うんですけれども、職員を増やすなどして令和6年度のものに関しては令和6年度に終わらせてしまう、少しでも数字を上げて終わらせる、そして新年度は新年度の事業として始めていくという形にしていけば職員の仕事の負担も減るわけです。今年の4月の段階では徴収業務は職員はやっていなかったわけですから、来年

は徴収業務をやるというならば2つの仕事を常にやっていかなければならないということになります。適正な人員配置というべきか分かりませんが、まずは繰り越さない工面ということで人員増は検討されていないのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

業務体制としましては、公会計化の準備となりました令和5年度から1人増員をいたしまして、公会計移行後の現在もその体制で業務を進めているところでございます。

今年度につきましては、公会計移行後初年度ということもございまして、業務の進め方や課題への対応など、新たな事業ならではの部分での負担感が生じていることは承知をしております。このことにつきましては、今後、業務として定型化していく必要があるものと思っております。そこには一定の時間も必要であるものと考えております。

したがいまして、職員の配置の適正という点では、現時点では言及できないところではございますが、まずは現体制でしっかりと業務を進めていかなければならないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 現体制でということでございますけども、滞納整理事務は大変力が必要な作業で、今後のことを考えていくとそこがまたトラブルになる可能性が出てくるわけなので、今年度のものは今年度のうちに終わらせるというのが基本的な考え方ではないのかと思っております。

実を言いますと、この作業は、給食費が無償化されるのであるならば保護者の方からお金を集めることをしなくていいわけですから、滞納整理事務自体がなくなってしまうと考えられます。市長は、給食費の無償化については、一番最初るときからずっと唱えられてきているんですけども、前回のマニフェストの中に書かれている表現があるんです、「国からの支援による小中学校の給食費の全額補助を実現します」、この読み取り方で考えれば、国がやったらやりますよみたいなものにしか見えないんです。一丁目一番地で言われていた給食費の無償化が、国がやったらやります、これは当たり前の話じゃないですか。国がやらなくて、どうにかしたい、保護者の支援をやっていきたいということで給食費の無償化は言われてきたものと私はとっていました。見直すと、そういうふうに書かれています。ただ、給食費の無償化を前提にして考えていらっしゃるんでしょうから、徴収業務についても、無償化にすることで業務の軽減が行われるわけですけども、市長としては給食の無償化につきましてはいつ頃実施したいのか、また、そういうめどが立っているのか、もう市長になられて10年がたちます、今期も半分が過ぎたところでございます。途中、1,000円の支援という形でされましたけども、今後は、いつ、どのような形で給食費の無償化について行われるのかお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、職員の配置等々についてでございますが、これまで学校にお願いしていたところを、その業務がなくなったということで教育委員会全体としての人数の見直し、業務の見直しが必要になると考えております。確かに、給食費が無償化になれば、その分の人件費が浮きますので充てられるという考えもあろうかと思っているところでございます。

学校給食費につきましては、これまで完全無償化の実現を目標に、まずはできることを考えて、1期当たり1,000円の助成から始めさせていただきました。また、今年度から公会計に移行したことに併せ、物価高騰への対応として学校給食費単価を増額改定いたしましたが、子育て世帯の負担軽減を図るため、保護者から徴収する金額は据え置いたままで、実際に必要な賄い材料費と差額分を、全て市が負担することとしております。

さらに、今後不足すると見込まれている賄い材料費の増額補正予算を今議会に提案させていただいております。予算成立後には、小学校が年間約1万8,000円で、年額の35%相当分、中学校が年間約1万9,000円で、年額の33%相当分、総額で約4,000万円を市で支援させていただくこととなります。

本市が学校給食費の完全無償化を実現するためには、児童・生徒分として、毎年度約1億2,000万円の財源が必要でございます。今後も、物価高騰が沈静化するまで値上げの動きは当面続くものと予測されておりますことから、より多くの財源が必要となることも考えられます。

私は、就任当初から学校給食費完全無償化には強い思いがございます。そのための財源の確保が最大のハードルであり、何とか実現できないものかと検討をしておりますが、現段階で具体的な実施時期をお示しすることができないということは、大変心苦しく思っております。

現在、国におきましては全国的な無償化に向けて、給食実施率や各自治体の保護者負担軽減策等の実態を把握し、課題の整理が進められております。完全無償化のために恒久的に財源を確保することが困難な自治体も少なくないと考えられ、自治体の財政力によって格差が生じないように、様々な機会を捉え、国の財源による制度設計も求めているところでございます。市といたしましても、市全体の財政状況を見極めながら実現に向かって熟慮を重ね、また、次世代を担う子供たちの育成の支援、ひいては少子化対策、移住・定住の促進につながる取組となるよう、学校給食費に対する支援を今後も継続してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） いかんせん、お金も大前提ではあるんですけども、根本的な考え方に違いがあって、要は子育て世代、子供がたくさんきた人が負担を感じる、だから子供はたくさん要りませんみたいなお話を聞くところでもあります。多子世帯に対する補助率の増

加をやるということも、給食費の完全無償化が無理ならば、例えば1年生から6年生、中学校までかかるなら9年間のうちに3人、4人といらっしゃるのであるならば、2人目に対する補助率を上げるとか、3人目は減らすとか、保育料がそうされていますよね、多子世帯の下の子供に対しては補助率を増やして負担を軽減していくという話が出ているわけなので、今回の話は給食費の無償化での流れとして質問させていただいたんですけれども、本来でしたら、無償化の中で順次やっていくのであるならば、そういうところも検討されて、少しでも負担を減らす、いろんなところで保護者の負担も減るわけですし、また、やっている事務職員の負担も減ってくるわけですから、検討をやっていただければと思うところでございます。他市の状況もあったり、国の状況があるということでもありますので、これはいろいろと関係部署と連携をとられまして対応をお願いしたいと思います。

では、次の質問にまいりたいと思います。次は、上下水道料金の現状と今後の課題についてということでお伺いをしたいと思います。

令和2年7月豪雨災害によりまして、人吉市のまちづくりの状況が一変したと思っております。被害がひどかった球磨川流域を中心に、今、復興を努めていらっしゃる場所ではあるんですが、これも日に日に変化をしているところでございます。

その中、豪雨災害の影響で上下水道料金につきましての変化はあったのでしょうか。お尋ねをいたします。

○水道局長（羽田野将央君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害時の上下水道施設への影響についてでございますが、まず、上水道におきましては、管路6か所、ポンプ設備、水源地、配水池が各1か所、計9か所が被災をしまして、被害額約1億3,000万円でございます。

被災9か所のうち、5か所は災害復旧に係る国の補助事業の対象となりまして、残る4か所は、水道事業の予算内で市単独の災害復旧を行ったところでございます。

また、下水道におきましては、処理場1か所、雨水ポンプ場2か所、汚水中継ポンプ場4か所の計7か所が被災をしまして、被害額は約64億4,000万円でございます。

災害復旧事業は、本市が激甚災害に指定をされましたことから補助率が94.7%までかさ上げされた部分もございましたし、国庫補助に当たらない部分につきましても、災害復旧事業債を活用するなどいたしましたので、費用的には大きな負担とはならなかったところでございます。

以上のことから、令和2年7月豪雨災害によりまして業務量の増大など人的な負担はございましたが、災害復旧事業による上下水道料金への直接の影響はなかったものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 最小限に影響はとどめられたのかなと言えるのではないのでしょうか。

ただ、今、よくテレビなどのニュースで、全国各地で水道料金の値上げが話題となっております。水道料金の値上げの要因を調べてみますと、安全な水を提供するための財源の確保、人口減少による使用料の減少、水道施設や設備の整備や更新、老朽化した水道管の修復や交換などのメンテナンス、そして、人吉市でもありましたけれども、大規模な自然災害時にも耐えうるよう耐震化などの防災対策の強化が、水道料金の今回の値上げということを出ているようでございます。

水道料金の値上げ率につきましては、人口減少率が高く、人口密度が低い地域ほど高くなる傾向になると言われています。また、小規模な事業体ほど値上げが必要で、給水人口5万人未満の事業体では約6割の事業体が30%以上の値上げが必要になるという試算も出ているところでございます。

人吉市の水道局では水道事業を維持するために、徴収部門を民間委託するなど経営改革を進められてきている努力についてはありがたい話でございます。ただ、今後、老朽化であったりいろんなことが予測される中、水道料金の値上げは検討されているのでしょうか。以上、お尋ねいたします。

○水道局長（羽田野将央君） お答えいたします。

上水道におきましては、令和4年度に改定をいたしました人吉市水道事業ビジョンにおきまして、近い将来、適正な料金水準の検討を行う想定もございましたが、現在、主に償還利率が有利な企業債を年度ごとの事業費に合わせまして借り入れるなど、現行料金をできるだけ維持できるように努力をいたしております。

しかしながら、議員おっしゃいましたように、人口減少など社会情勢、内部環境の変化、老朽化施設の大量更新、重要施設・管路の耐震化などを考慮しますと、いずれは料金の改定をしなければならないと存じます。

現在は、水道事業の運営につきましてはおおむね黒字経営ができております。今後、料金の値上げが必要となってきた場合については、人吉市水道事業運営審議会への諮問など、十分な協議を行ってまいりたいと存じます。

また、下水道におきましては、令和2年4月に策定をいたしました中長期的な経営方針であります経営戦略につきましては、令和2年7月豪雨災害によりまして、前提となる条件が大幅に変化をいたしました。今般、災害復旧事業の完了に伴いまして、令和6年度をベースに、来年度、令和7年度に経営戦略の改定を実施いたしまして、経営基盤強化、財政マネジメントの向上に取り組んでまいりたいと存じます。

また、経営戦略の改定におきましては、10年スパンの投資試算や、収支を維持する上で必要となる経営改革、広域化や官民連携、民間活用、事業の効率化等を検討してまいります。料金改定につきましても経営改革の一環としまして検討が必要であると考えております。

いずれにしても、上下水道料金につきましては、安易に値上げをすることなく、公営企業としまして経営の効率化・健全化を図り、将来にわたって安心・安全な上下水道サービスを提供できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ４番、池田芳隆議員。

○４番（池田芳隆君） 私も決して、値上げをとつとやれと言っているわけではないいうことを御理解ください。私も一市民です、低廉で品物が良いと、サービスとして受けたいとありますけれども、先ほど言いましたように人口減少であったり、もう１つは老朽化です。前の一般質問のときに言われたと思いますけれども、昭和30年代前半から施工されているわけですから、その改修は順次やっていかないと、安全で安心なものは取れないと思うし、もちろん災害時の対応、老朽化しているわけですからそこにつきましてはきちんと計画的にやって、市民の負担にならないように、今回いろいろ調べてみますと、千葉県ではいきなり30%ぐらい水道料金が上がると言われています。ですので、そういうことがないように、上がっても微少に終わる程度のもので済むような、計画的なものとしていただければと思います。この質問につきましては終わりたいと思います。

続きまして、観光施策について伺いたいと思います。

皆さん、御存じのとおり、人吉球磨を舞台にした「夏目友人帳」の第7期の放送が、今年10月7日から全国的に始まっているようで、熊本県でも10月13日から放映されているようでございます。深夜帯なのでここにいらっしゃる方はビデオに録らない限り見られることは、ほぼないのかなと思うんですけれども。夏目友人帳漆というタイトルでございます。夏目友人帳につきましては、お昼休みに幼なじみからお電話がありまして、たまたま、今、バスに乗っていると。その隣に座っているのが宮崎から来られた方で、夏目友人帳の聖地巡礼をやりたいんだと、お昼のおいしいところを紹介してくれないかというのがLINEで入っておりまして、議場におりましたので回答が12時過ぎてからの回答になってしまったんですけれども、結構ファンの方が多く来られているのかなと思っているところでございます。ファンの来訪者数も観光案内所にお尋ねしたところ、4月から10月までの7か月程度で4,500件、人ではなくて4,500件のお問い合わせがあったと。7か月間ですので、210日で割ると1日20件以上の問い合わせが観光案内所に来ているということになるのかなと思っています。大変人気のコンテンツだと思っております。

市内各地に聖地と呼ばれるところが点在しているんですけれども、町なかには駐車スペースがないんですよ、少ないと感じています。また、私が聖地としてお勧めしているところが、西瀬橋から三日原観音堂に抜けて大柿の毘沙門堂、天狗橋を見てというのが夏目友人帳の観光ルートとしてお勧めしているんですけれども。この辺りも駐車スペースが全くありません。以前、自転車で来られた方が、観光客だと思われる方が西瀬橋のところを写真を撮ら

れたりとかしているんですけども、基本、多分自家用車で来られたり、民間タクシーの方が一生懸命御努力されて案内ツアーを組んでいらっしゃるようですけれども。特に三日原観音堂辺りというところはですね、駐車場がないので路駐をされているんですけども、大変危ないところなんです。カーブになっていますので。そういうところに対して駐車場の整備とか、駐車場の整備に限らず全体的な支援策、夏目友人帳の聖地巡礼に関してはきちんとした支援策は検討されているのかお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうからお答えいたします。

議員からも御紹介の、現在、第7期のアニメが絶賛放映中でございます夏目友人帳でございますが、モデルとなった地を訪れる、いわゆる聖地巡礼を目的とした多くのファンの方に人吉球磨を訪れていただいております。聖地の1つとなっております三日原観音堂へも多くのお客様が毎日のように訪れられておりまして、マイカーはもとより、徒歩や自転車、レンタカーやタクシーなど様々な手段でお越しいただいているようでございます。

しかしながら、議員もおっしゃいましたとおり、三日原観音堂周辺には駐車場がございませんで、また、その周辺には適当な駐車スペースもないことから、車や自転車につきましては通り沿いに駐車されているようでございます。

当地は聖地巡礼のお客様に加え、相良三十三観音巡りのお客様も多数おられますことから、将来的な駐車場整備の必要性は存じておりますので、まずは現状の把握と、実現が可能かどうかなどの調査を行ってまいりたいと存じます。

また、その他の支援につきましても、今のところは民間の方々たちで一生懸命盛り上がっていただいている状況もございますし、市から直接の支援という形は今、考えてはおりませんけれども、機運の醸成によりまして、今後、市としても検討していく必要があるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 聖地巡りで交通トラブルがよく起きておりますので、駐車場整備は第一条件として支援をしていただくなりかなと思っております。ただ、白泉社のオーナーであったり、緑川先生であったり、そことの連携も十分必要になってくるでしょうから、そこはすり合わせをしていただいて、人吉市としてはここまで応援しますよということをやっただいて、少しでも聖地巡礼に来られる観光客の方におもてなしができればと思うところでございます。

アニメツーリズムの話の中に三日原観音堂の話をしましたが、三日原観音堂が地域で守られているような観音巡りの中では、あそこだけがいまだに駐車場整備がされていないかと思うのが正直な気持ちです。赤池観音堂であったり中尾観音堂も駐車場整備されていたと思っています。嵯峨里観音堂も駐車場はきちんと整備をされて、受入体制ができているん

ですけれども、なぜかしら三日原観音堂につきましては駐車場整備がないというのが現状だと思います。これにつきましては、おもてなしというところで考えていく場合に十分必要となっていますので、三十三観音巡りに関しましてもそういう支援をやっていかなければならないのかなと思います。三十三観音の駐車場については結構でございますけれども、三十三観音ということで次の質問をさせていただこうと思うんですけれども、今年の9月に、三十三観音、市内だけ少し回らせていただきました。そこでお堂にいらっしゃる女性部の方や地域の方とお話をする機会があったんですけれども、後継者がいなくなって、今から先、私たちがいなくなったらどうなるのだろうという御意見をされていた方がいらっしゃいました。三日原観音堂に関しましては、御接待も水害後できない状態で、ただ開帳だけをしているところもあります。中にはお寺なんだけれども、開帳をしてあるのかないのか分からないようなところもあったのが正直なところでございます。日本遺産の重要な構成素材なのに、ちょっと寂しいなと思ったところでございます。

今後の在り方につきましては、いろいろな意味で検討する時期に来ているのかなと思ってるところです。もともと春の開帳はなかったはずですし、秋の1週間が開帳だったのが、いつの間にか春も1日開帳するというのも始まったようですので。私が知ってから30年以上たつと思うんですが、三十三観音協議会などもできて、地元で頑張っていられるところもあると思うんですけれども、こことコンタクトをとっての進め方はされているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

人吉球磨の日本遺産構成文化財の1つにもなっております相良三十三観音巡りは、春と秋のお彼岸に合わせまして開帳されておりまして、今年9月の秋の開帳では、4年ぶりに全ての札所が開帳されたところでございます。

しかしながら、議員も御指摘のとおり、札所によりましては7日間全てを開帳されておらず、短いところでは2日間の開帳とした札所もあったようでございます。この大きな理由といたしましては、地域の方々の高齢化と人手不足によるものであり、これまで対応されてきたような接待が難しい状況にあるものと、私どもも推察をいたしております。

そこで、お尋ねの、相良三十三観音協議会との連携につきましては、三十三観音事業を統括しております人吉球磨観光地域づくり協議会のほうで会議等に参加し、役員の方々と意見交換を行うなど、現状を把握し、郡市内の各自治体にも情報共有をされているところではございますが、接待いただく方たちの高齢化などの問題は、本市に限らず人吉球磨全体の問題でもございますので、本市といたしましても日本遺産の構成文化財であり、地域広域観光の柱でもある相良三十三観音巡りにおけるおもてなし文化を後世につないでいけるよう、人吉球磨観光地域づくり協議会と連携しながら、相良三十三観音協議会との今後の連携等も図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ４番、池田芳隆議員。

○４番（池田芳隆君） 重要な日本遺産の構成素材になっておりますので、三十三観音巡りにつきましては密な連携をとりながらブラッシュアップをやって後世につなげていくのが必要になってくるのかなと思っております。ちょっと話が日本遺産になりますけれども、現在、再審査ということで文部科学省のほうから回答が近々行われるのではないかと伺いましたところでございます。ですので、まだ結果は未発表ということでお伺いしているんですけども。まず、再審査となった理由としては、地域が主体となって文化財群を整備・活用し、国内外に発信していくための戦略が十分にされていなかったということが考えられると言われています。確かに、この３年間は水害があり、コロナがあり、いろんなイレギュラーな問題があって再審査をとということになったのかとは想像するんですけども、人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン、町をつくるということでされているプランの中では、日本遺産に向けたまちづくりは十分検討できると思うんです、日本遺産を活用したまちづくりというのが。ただ、アクションプランを見させていただくと、日本遺産が構成素材ですよと言いながらも、何もつながってるところが見えてこないというのが、正直、私の感想です、これはあくまでも私の感想です。先ほど言いました三十三観音巡りにしても、うまい具合に連携が取れていなかった、今回も。じゃあどういうふうにやっていくのかといったときに、グランドデザイン、そういうところを踏まえたところでやっていかないと、また３年後に申請をする際に、町なかとして人吉市は活用していないんじゃないのと思ってしまうと思うんです。これは、文化課がどんなに書面を書いて出したとしても、地域としてきちんとまちづくりをやっていかないと意味がないというかつながらない、後世に伝わっていかないと思うんですけども、今回のアクションプランの中の日本遺産の位置づけをもっと明確にすべきではないのかということの関連性をどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

相良700年の歴史の中で受け継がれてきた文化財や民俗、風習、あるいは地域の歴史を結びつけ紡ぎ出すストーリーが、平成27年度に日本遺産に登録されたことを踏まえまして、本市の最上位計画であります第6次人吉市総合計画におきましても、相良700年の歴史が育んだ歴史文化遺産をさらに磨き上げ、観光資源として積極的に活用していくと明記をしているところでございます。

また、総合計画の下位計画と位置づけられる復興まちづくり計画及び、御質問にあります人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプランにおきましても、そのような視点や位置づけが非常に重要と認識をしているところでございます。特に人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプランにおきましては、市民満足度向上とともに、観光地魅力向上

の復興サイクルの循環の中で、地域が大切にしてきた、これから大切にしたい個性を磨くことをまずは目指すべき復興サイクルの起点としているところでございます。つきましては、エリアを巡るストーリーの中でも、本市の大切な個性でございます歴史のストーリー、あるいは原風景を最も重要視しており、球磨川、中川原とか川沿いの風景も含まれますけれども、青井阿蘇神社、人吉城及び城下町の風情など、日本遺産に認定された相良700年の歴史と、その構成文化財が人吉球磨の歴史文化及び観光資源であり、この地域の個性と位置づけているところでございます。

したがって、これらをいかに拠点として整備をし、回遊する動線をつなぎ、地域資源として磨き上げていくかをまちづくりの基本としてアクションプランの素案にも明示をしているところではございます。

一方で、議員の御指摘のとおり、日本遺産の再登録に向けてあらゆる機会を捕まえて周知・啓発、情報発信をしていくことは、また重要でございますので、今後、アクションプランの作成作業の中で、日本遺産の表現・標記の検討などをもう一度見直させていただければと思っていますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今回の計画の中には三十三観音巡りの一か所も入ってきているわけなんです、町なかにあります。長らく人吉球磨で愛されてきたものがいっぱいある中で、そこをきちんと意識づけてしていかないと、毎回、毎回3年おきにやり直して再審査みたいな話になってしまうということにならないように、全てにおいて観光ベースの部分なんだろうけれども、日本遺産という意識づけは絶対的なものがあるのかなと、今後の軸足として、そこにあって、初めて枝葉となって進んでいくのかなと思うところでございます。

まだまだ基礎中の基礎でしょうから、今回も結果はどうなるか分かりませんが、それは文化課の責任ではなく、まちづくりを指揮してきた市長の責任、もし、いいほうではない結果が出た場合は、やっぱり市長は自分のまちづくりが不十分だったということを意識していただきたいなと思うところでございます。

まちづくりに関しましてはいろいろ考え方があってしょうから、今後ともよろしく願いいたします。

これで、一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君）（登壇） 15番議員の福屋法晴です。通告に従い、一般質問をいたします。

通告は、道路管理から、市道・里道・農道について、鳥獣被害対策から、補助制度と今後について、学校施設整備から、トイレの洋式化について質問をしていきます。質問に対し、期待どおりの答弁をいただけるということを信じ、質問に入りたいと思います。

まず、初めに、人吉市が管理している道路について、どのような管理整備を行っておられるのか、市道・里道・農道、それぞれについてお尋ねをします。

○復興建設部長（立場康宏君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

市で管理しております市道・里道・農道の管理状況についてお答えいたします。市道につきましては、道路法に基づき道路河川課が管理し、維持管理費の中で優先度等を勘案しながら維持・補修等の整備を行っております。

また、里道につきましても道路河川課が所管しておりますが、道路法適用外の法定外公共物となっております。財産管理と機能管理という2つの側面で管理をしております。境界確認や用途廃止などの財産管理については市が行っておりますが、日常的な清掃や維持・修繕などの機能管理につきましては、その地域にお住まいの里道の利用者の皆様方に管理をお願いしているところでございます。

農道につきましては、土地改良法に基づき、同じく農林整備課が管理しております。市道として認定している路線については、管理者であります人吉市が維持管理を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 次に、農道についてですが、現在、少子高齢化や人口減少にて、今後、農道整備申請に対し整備ができない状況にある地域農道については、どのような対応や対策をとられておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

老朽化及び破損した農道の整備・補修についてでございますが、コンクリート打設など軽微な補修については、市が原材料を支給し、地元関係者により施工をしていただく原材料支給制度や、地域によりましては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用され、活動組織関係者により補修内容を協議された上での材料費の購入や、施工に伴う人件費の交付を行うほか、活動組織発注による委託工事を実施されている箇所もございます。

また、災害復旧や大規模な改修が必要となる箇所につきましては、市による事業発注により工事を実施する場合もございます。

議員御指摘のとおり、地元関係者の高齢化や人口減少により、地域によっては自力での対

応が困難となっている現状を市としましても認識しておりまして、現在は多面的機能支払交付金事業を活用した委託工事の活用など、地元の省力化や負担軽減策を推奨しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 今後、高齢化が進んで、なかなか町内からそういう作業に出ていただく方が少ないということで、今、答弁いただきました多面的機能支払交付金事業を活用して委託工事などができるといことですので、ぜひ、このことは町内会などの説明会において説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは、次に、市道についてですが、令和2年7月豪雨災害において被害があった道路をはじめ、市街地においては人吉市復興まちづくり計画等に基づく取組等において災害復旧対策が行われていますが、その他の地域においては改修工事を要望しても、なかなか改修していただけない状況のようです。市街地は手つかずの状況に思えます。なかなか修復作業が行われないのはなぜか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨発災後、早急に復旧しなければならないインフラ関係につきましましては、災害復旧事業により取り組んできたところでございます。この作業と並行して、人吉市復興まちづくり計画に基づき、被害が甚大であった地域を中心に、避難路整備をはじめとする復興関連事業を進めているところでございます。

一方、令和2年7月豪雨で被害を受けた地域以外につきましても、避難路整備に取り組んでいるほか、社会資本整備総合交付金及び市単独事業による道路改良工事や舗装修繕工事等に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、改善を要する路線が多く、その全てを賄う財源の確保が難しい面もあり、適時に目に見える形で整備が進んでいない実情もございます。

今後も、限られた予算の中ではございますが、優先度を見極め、適時適切な整備が進められるよう努力してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 災害から4年がたちましたので、そろそろ市街地の方向にも目を向けていただかないと、なかなか生活が困っておられる方がたくさんおられると思いますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは、市街地に住んでおられる方々に対しても、生活に支障が出ないようにするのも、人吉市が安全で安心して生活ができるようにしていただくことが、人吉市が目指す復旧・復興と考えます。地域管理だと思うのですが、お尋ねをいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

当然のことながら、令和2年7月豪雨による被害がなかった地域にお住まいの市民の皆様方につきましても、安全・安心な暮らしの実現に向け、公平・公正な観点から市民サービスの提供をしていかなければならないと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいま、答弁において認識をしていると答えておられましたので、ぜひ、認識だけではなくて、その先のことを見据えていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

次に、例えば、私の近辺の例として申し上げますが、市道であり生活路に毎日どなたか利用している生活には欠かせない道路です。市街地の利用頻度には及びませんが、人吉市が認定している市道でもあります。例えば七地地内第8号線は、以前、一部改修をしていただきましたが、残りについては、その後、何度要望しても改修をしていただけません。現在は、通るたび、トラックの下がガツンと音が出るようになっております。通行時に車両が壊れたら、どう対応されるのか。また、生活道路、市道七地地内第1号線ですが、至る所に陥没があり、改修工事が必要と考えますが、令和2年7月豪雨災害の復旧中を理由に、手つかずの状況です。市内は目につきますので、すぐに対応しておられると思います。市街地については、なかなか改修ができない状況です。令和2年7月豪雨災害から4年がたちました。先ほども申し上げましたが、復旧・復興については、ある程度のめどがたっているのではないのでしょうか。町なかの周辺を取り巻く市街地の市民生活環境に対して、安全対策として財源の確保をしていただき、改修工事を行っていただきたいのですが、同じ人吉市民ですので、市民の生活に支障が出ないことが大切だと考えますが、このことについてお尋ねをいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

七地地内第8号線につきましては、舗装が劣化していたことから、平成29年度に、特に損傷が著しい箇所について、施工延長50メートル区間のコンクリート舗装の更新を行っているところでございます。継続的に行っていく必要がありますことは認識しておりますが、維持・修繕につきましては、他路線におきましても緊急性の高い損傷の著しい箇所から取り組んでおりますことと、令和2年7月豪雨の発生により、対応が追いついていない状況でございます。

なお、市道のポットホールにつきましては、市民の皆様方からの御連絡、御相談がございましたら、その都度、職員もしくは道路の維持補修の委託業者により補修を行っているところでございます。また、職員による道路パトロールの際にも、発見時にはその都度、補修を行っているところでございます。

次に、復旧・復興関係の事業について、ある程度めどは立ってきているのではないかとの御質問でございますが、本市が管理しております市道・河川等の災害復旧工事につきまして

は、国土交通省に権限代行で工事を行っていただいております天狗橋の工事を除き、完了をしているところでございます。現在は、人吉市復興まちづくり計画に基づきまして、避難路の整備に鋭意取り組んでいるところでございまして、全26線全ての避難路が整備されるにはしばらくの期間が必要になる見込みでございます。

議員がおっしゃいますとおり、被災地以外の地域につきましても、道路整備が必要な路線も数多くありますので、並行して必要な道路維持整備を実施してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいま、人吉市復興まちづくり計画に基づき避難路の整備に取り組んでおられるということでありましたが、また、答弁の中でも、その他についても並行して整備をしていただけるということで、ぜひ、それは頭の中だけでなく実行に移していただきたいということを要望しておきます。

それでは、これまでも人吉市が管理する道路において事故が発生し、人吉市が補償をしてきた経緯があります。今後、事故を未然に防ぐことが大切なことと考えますが、事故を未然に防ぐためには、普段からの道路維持管理が大切なことであると思います。市民が、安心で安全な運転ができる道路であるために対応していただく担当課の人員の確保が、今後、大切になってくるのではないかと考えます。松岡市長にお尋ねをいたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） お時間を取らせまして、大変失礼いたしました。お答えいたします。

復興建設部におきましては、現在、災害からの復興事業も進めていることから業務が全体的に増大しておりまして、職員につきましても増員を行っているところでございます。

また、業務の性質上、技術職を必要とするところでございますが、昨今、全国的に公務員採用試験の受験者数が減少しており、特に技術職の確保が厳しい状況については、本市におきましても同様の傾向が見られます。

また、復興建設の業務につきましても、全国の自治体から中長期派遣職員の支援をいただきつつ、任期付職員を採用し業務を進めておりますが、引き続き、職員の安定した採用と確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 急遽、市長から答弁をいただきましたが、技術職は人吉市は非常に少

ないと私は感じております。ぜひ、それは市長の采配のもとに技術職員を増やしていただきたいと思っております。

次に、道路整備をはじめ、人吉市の中小企業では、今、仕事が少なく、年を越すことができないと話をされておられました。ある建設関係者の方から相談があり、仕事を出してもらわないと、今後、会社を閉めることになるのではとのことでした。実際、我々の電気工事業界も、コロナ前からすると、自営業者は半数に減少している状況です。私も、現在、今後について検討をしております。このような状況を打開するためには、人吉市民が困っている道路改修工事をはじめ、市内工事業者に対し、あらゆる工事発注を行っていただきたいと思っております。困っておられる市民の声に応えるべきではないでしょうか。

道路改修工事ができず事故が発生すれば、市民からの反発も出ると思いますが、市民の安心・安全な生活を確保していただけないでしょうか。安心して生活ができない状況では、ますます人口減少に拍車がかかると考えますが、道路は生活をする上で大切な交通手段であり、物流が地域の発展につながると考えますが、今後について、また、早急に対応していただくことができないかお尋ねをいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨以降、地元建設業者の方々には災害復旧工事に御尽力いただき、迅速な復旧に御協力いただいたところでございます。災害復旧事業と並行して、社会資本整備総合交付金等を活用した市内全域の舗装・修繕工事等も行っているところでございますが、限りある予算の範囲内での事業実施となるため、市民の皆様の御要望にお応えできていない部分もございます。

しかし、今後も、できうる限りの道路整備に係る財源を確保し、工事発注に努めてまいりたいと考えております。ひいては、地元経済の好循環や雇用の創出など、地域活性化に寄与できるよう最善を尽くし、市民の皆様の安全・安心な暮らしの実現につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいま、答弁において、今後もできうる限りの道路整備に係る財源を確保し、工事発注に努めるという答弁をいただきましたが、できうる限りではなくて、財源確保のほうが大切だと思いますので、絶対的にこういうことはしていただかないと困るんじゃないかと思いますので、できうる限りというのはできなかったらしないよという意味にもとられますので、ぜひ努力をして、財源確保をしていただきたいということを申し上げて、この件は終わります。

次に、2点目の鳥獣対策から、今後の取組について質問をしてまいります。

まず、初めに、昨年9月議会において、鳥獣対策から、免許取得について一般質問をして

いますが、昨年度からちょうど1年が経過をしました。狩猟人口の増減、狩猟数の比較、現在の状況についてお尋ねします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

まず、人吉市鳥獣被害対策実施隊の状況につきまして、令和6年4月1日現在でお答えさせていただきます。

隊員数は68名で、昨年度より5名の増となっております。平均年齢は66歳で、昨年度より2歳若くなっております、最高齢は86歳、また最年少は19歳となっております。

次に、有害鳥獣の捕獲頭数につきましては、令和4年度と令和5年度の実績でお答えさせていただきます。イノシシは令和4年度が356頭に対し、令和5年度は477頭と121頭の増。鹿は令和4年度が1,563頭に対し、令和5年度は2,086頭と523頭の増。猿は、令和4年度が18頭に対し、令和5年度は36頭と18頭の増となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 15番、福屋法晴議員。

○15番（**福屋法晴君**） ただいま答弁いただきましたが、捕獲頭数が増えたということは非常にいいことではないかなと思っております。このことは、やっぱり人吉市鳥獣被害対策実施隊の普段からの努力の賜だと感謝申し上げておきます。

次に、狩猟期間と有害鳥獣駆除期間の違いについてお尋ねをいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

狩猟期間と有害鳥獣駆除期間の違いについてでございますが、まず、狩猟とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法の第2条第8項に定める法で定められた方法で狩猟鳥獣の捕獲等をする行為であり、狩猟期間とは、同法第2条第9項に定める狩猟鳥獣の捕獲等ができる期間として、毎年10月15日から翌年4月15日までの期間と定められており、熊本県におけるイノシシ、ニホンジカにおいては、熊本県第二種特定鳥獣管理計画にて、毎年11月1日から翌年3月15日までと定められております。

次に、有害鳥獣駆除期間につきましては、鳥獣保護管理法第9条に定める、農作物などに被害を与える鳥獣を捕獲するなど鳥獣の個体数管理、これは予察捕獲と申しますが、こちらが目的で捕獲の許可を受ける期間でございまして、人吉市においては1年を通じて、この期間を設けているところでございます。

したがって、有害鳥獣の駆除は、人間の経済活動などへの被害の軽減を目的として、対象の鳥獣を捕獲・除去することで個体数の管理を行うことをいい、狩猟とは、法で定められている目的が違うことになります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 違いについては理解をしました。

それでは、次に、狩猟期間以外については、有害鳥獣被害対策を行うための駆除期間と考えますが、狩猟駆除期間中に人吉市が認定しなければ、狩猟期間中、イノシシについては補助が出ないと聞きました。なぜ駆除対象でないのか、お尋ねします。

また、狩猟期間が始まる11月は、まだまだイノシシは捕獲するには早すぎると聞いております。理由として、脂がのっていないくて、狩猟期間でも食するにはおいしくないとのことですが、捕獲しなければ、根菜類をはじめタケノコなどに被害が出て、収穫に大きな影響が出てくるとのことです。駆除対象でないイノシシは、捕獲しても補助対象鳥獣でないので捕獲しないとのことですが、理由として、現代社会では捕獲しても、そんなにジビエ料理として毎日食べないとのこと。狩猟期間中でも人吉市独自の補助金制度を考えてもよいのではないかと思います、お尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まず、有害鳥獣駆除に係る事業につきましては、人吉市鳥獣被害防止計画に基づきまして人吉市有害鳥獣被害対策協議会を設置し、その構成機関が相互に協力し、それぞれの役割を遂行することとなっております。その中で、有害鳥獣の捕獲や駆除に関する任務を与えられている機関は人吉市鳥獣被害対策実施隊でございまして、熊本県猟友会人吉支部につきましては、有害鳥獣の駆除や捕獲に対する助言、推進、実施隊の補充が任務となっております。つまり猟友会の会員の中で実施隊に任命された者が有害鳥獣の駆除の任務を遂行することができ、これに対し、捕獲報償費を支払うことが可能としているところでございます。つまり、狩猟の期間であっても、有害鳥獣の捕獲許可を受けている実施隊に対してのみ捕獲報償費をお支払いできることになります。

また、従来から、猟期のイノシシにおいては、議員もおっしゃいました自家消費、いわゆる食料として利用されている現状がございまして、全てが有害鳥獣の駆除とは言い切れない部分もございます。とは申しまして、昨今は猟期においてもイノシシの被害、居住地へ出没するケースなど、市に寄せられるイノシシに関する通報の連絡は増加傾向にあり、その対策は喫緊の課題と考えておりますので、人吉市鳥獣被害防止計画の見直しや人吉市鳥獣被害対策実施隊の運用の工夫など、人吉市鳥獣被害対策協議会とも協議をさせていただきながら、今後の対策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ぜひ、狩猟者からの意見などを吸い上げていただいて、検討と対策をしていただきますようお願いをしておきます。

次に、狩猟免許を持っておられる方から、駆除期間中に病気療養中など何らかの理由で狩猟から離れていたら、狩猟期間中に捕獲しても補助金を受けられないのはなぜか、説明を求

められましたが、免許を取得して、まだ私は新米ですので答えることができませんでしたが、鳥獣対策として、なぜ補助金対象にならないのかお尋ねをします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

3回目の答弁と少々重複する部分もございますが、有害鳥獣駆除につきましては、人吉市鳥獣被害防止計画に基づき人吉市有害鳥獣被害対策協議会を設置し、その中で有害鳥獣の捕獲や駆除に関する任務を与えられている人吉市鳥獣被害対策実施隊が駆除の任務を遂行することができ、これに対し捕獲報償費を支払うことが可能としているところでございます。つまり、狩猟期間であっても有害鳥獣の捕獲許可を受けている実施隊のみ捕獲報償費をお支払いできることとなります。

そこで、今後の対策といたしましては、狩猟免許をお持ちの方は、人吉市鳥獣被害対策実施隊に入隊し活動していただきたいと存じます。今後、現在の定員70名からの定員増に向けて、熱意ある方が実施隊へ参加していただける環境づくりを充実させていくため、班編制の見直しなども含め、市としても加入しやすい環境を整えることができるよう、人吉市有害鳥獣被害対策実施隊などとも協議を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 答弁いただきましたように、狩猟期間中に何らかの捕獲がないと、次のときに駆除隊に入れないという状況が、今あります。これは人吉市が指定する人員枠があるのかもしれませんが、やはり、その人たちも何とかしたいという思いを持って狩猟免許を取っておられると思いますので、その辺りは、今後、協議会でもしっかりといろんな対策を考えていただかないと、狩猟期間中に捕らなかつたら駆除にならないんだつたら、では、食ぶるときの11月から3月までにイノシシを捕って食すればいいと、そのほかは駆除しないよというような方向にならないように、ぜひ、していただきたい。でないと、駆除隊に入れないかつたら、誰も捕らないんですよ。だから、その付近はしっかりと検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次に、農業被害をなくすことはできませんが、被害を軽減することはできるのではないのでしょうか。近所の兼業でお米を作っておられる方から、毎年収穫時期になると被害に遭われ、来年からはお米は作らないと話をされておりました。また、耕作放棄地が増え、鳥獣被害が増えるのではと考えますが、人吉市が考える農業被害対策として、今後の対策についてお尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

現状、農業被害対策といたしましては、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金を活用しまして、人吉市有害鳥獣被害対策協議会を通じて、販売を目的として農作物を作付けされている3戸以上で組織される営農団体に対しまして、電気牧柵などの無償貸付けを行っております。

す。電気牧柵の貸付期間は8年間となっております、設置後の適切な維持管理は設置者で行っていただくこととなっております。

また、個人で設置される場合は、人吉市の農業活性化対策事業補助金メニューの中に有害鳥獣被害対策事業補助金がございます。これは、販売を目的として農作物を生産される方を対象とし、被害対策事業費の2分の1以内、上限額5万円となっております。今後の対策につきましては、既存の対策に加え、食物残渣や収穫後の残存農作物などを田畑に放置しないこと、果樹木等の未収穫物の防止や放置果樹木の伐採など、地域や集落にも協力いただきながら被害の軽減を図っていただくよう啓発してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 次に、鳥獣保護区についてお尋ねをいたします。保護区での捕獲や駆除について、人吉市では現在どのような対策を取られておられるのか。また、鳥獣被害対策について、市民の方に対しての周知方法についてお尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

鳥獣保護区とは、鳥獣保護管理法第28条に基づき鳥獣の保護・繁殖を図るために指定される区域でございます、ここでの鳥獣とは、野生に生息する鳥類と哺乳類が対象となります。

鳥獣保護区におきましても、有害鳥獣の駆除につきましては認められておりまして、許可を受け、わななどの設置により有害鳥獣の駆除を行うことは可能でございます、本市でも行っております。

このことに対する市民への周知でございますが、地元町内会長や市民の方からお尋ねなどがあった場合には戸別訪問を行うなど、鳥獣保護区であっても有害鳥獣については駆除活動を行っている状況を御説明しているところでございます。

今後の鳥獣保護区の駆除を含む鳥獣被害対策に対する市民への周知につきましては、広報やホームページ等での広報啓発を図るのみならず、適宜、直接出向いて説明する機会なども設けてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） なかなか町内においては、そういうのが何をしたいのか、どうしていいのか分からない方が多いようですので、ぜひ、何らかの機会に丁寧に説明をしていただきたいをお願いをしておきます。

次に、捕獲後の提出書類についてお尋ねをします。全国または近隣自治体の報告方法についてはどのような状況なのか、また鳥獣捕獲の報告について、もう少し簡単にできないのか。初めての経験なのですが、とても面倒で間違えることも多々あります。生身の人間ですし、私も最近は勘違いで忘れることもありますし、これまで人吉市が行っている報告の仕方を残し

ながらも、現代のDX時代に特化した、狩猟者が簡単にできる方法、担当課としても、いちいち確認しなくても対応できる方法など、今後について何か検討をしておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

有害鳥獣捕獲などの実施報告の提出書類などにつきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領により基本的には全国的に統一された様式及び提出方法となっているところでございます。

その内容は、対象鳥獣ごとに、日付、捕獲位置、捕獲手段などを記載した実施報告書、看板入り写真、鳥獣のしっぽなどを提出していただく必要がございます、これが実施隊の隊員にとりましては大変な手間となっております。

そこで、市としましては、実施隊の活動負担軽減の一環、また事務作業の効率化を図るべく、今年度から有害鳥獣捕獲に係る捕獲アプリを導入するなどの有害鳥獣被害対策活動のDX化に取り組むこととし、現在準備を進めております。これは、有害鳥獣捕獲従事者の捕獲情報をスマートフォンなどで記録・集計できるアプリケーションでございまして、リアルタイムに捕獲鳥獣の位置情報、時間、画像などの情報を人吉市と情報共有することで、捕獲従事者の報告書作成や写真の提出などの負担軽減と事務局の事務の効率化と合わせて、また、データ活用を分析することにより、その後の効果的な有害鳥獣被害防止対策への反映を図ることを目的としております。

来年1月から、実際に使用される人吉市鳥獣被害対策実施隊の方へのアプリインストールや操作方法などの説明会の開催を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいま答弁いただきましたが、便利になることは大変良いことです。そのほかに、ぜひ、山間部において電波が届かない場所があると思いますので、その辺の対応についても丁寧に説明をしていただきたいと申し添えておきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に、人吉市において、今後ますます少子高齢化が進んでいくと考えますが、人口減少に伴い、鳥獣被害も増えてくるのではないかと思います。今後について、どのような対策を考えているのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉市鳥獣被害対策実施隊の皆様には、鳥獣による農林業などの被害防止に日々御尽力いただいているところであり、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。

現在、実施隊で捕獲している鳥獣の頭数は、年々増加しているものの、農作物への被害や居住地へ出没するケースなど、市政懇談会や市内各地で開催をしております未来カフェにお

いても、毎回取り上げられる話題であり、安心・安全な市民生活を脅かしかねない、この有害鳥獣への対策は、より重要となっているものと私自身も認識しております。

少子高齢化や人口減少が進行する中において、同実施隊員の確保をはじめ、耕作放棄地や管理の行き届かない山林が増加するなど、今後もより厳しい状況も想定されるところではございますが、既存の様々な対策に加え、DXの活用や、周辺町村と連携し広域的に取り組むなど、より多角的に対策を講じていく必要がある一方で、食文化としてのジビエ料理の普及促進など、捕獲後の利活用策につきましても取り組んでまいりたいと存じます。

また、さらに、そのために必要な財源につきましても、国・県の補助金のみならず、森林環境譲与税の有効利用を図るなど、安全・安心な市民生活の実現に資する有害鳥獣被害の低減に向けた様々な取組を、より積極的に推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 鳥獣対策を実施するには高齢化になって、なかなか危険でありますので、ぜひ、いろいろな要望を聞いていただいて、良い方向に進めるように市長にもお願いをしておきたいと思います。

次に、最後の質問に入ります。

学校施設整備から、トイレの洋式化について質問をしてみたいです。

まず、初めに、現代社会において家を建てる時には、和式トイレではなく洋式トイレが当たり前のようになっていると考えますが、今回、第4次人吉市教育振興基本計画（素案）をいただきました。第4章の中において「安全・安心で良好な教育環境の整備」とあります。具体的な取組として、バリアフリー化やトイレの洋式化、照明LED化の進捗の中で、小中学校施設トイレの洋式化を計画的に行い、トイレ環境の改善に取り組むとありましたが、照明器具については、現在、LED照明器具が当たり前で、これまでの照明器具については生産中止となっているようです。当たりのことですが、以前、私は一般質問において、現代社会に合わせトイレの洋式化を早く進めるべきではないかと質問した思いがありますが、あれから約20年がたったと思います。第4次人吉市教育振興基本計画では、これから取り組むと記載をされておりますが、計画があまりにも遅いのではないかと考えますが、このことについてお尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

学校のトイレ洋式化につきましては、平成16年度以降、計画的に改修工事を行ってきております。しかしながら、本市の実情といたしまして、これまで令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に注力させていただいたこともあり、令和6年度末で洋式化率60%を目標に取り組んでまいりましたが、数年間は多額の費用を要する学校のトイレ改修工事を見送らせていただいた経緯がございますことから、令和6年度の工事終了時点で目標には届かない、50%

となる見込みでございます。今後は、第4次人吉市教育振興基本計画で掲げております目標達成のため、必要な財源を確保しながら、年次計画により順次、市内小中学校の全てのトイレを洋式化に改修してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 教育のほうでも財源がないという話のようですので、ぜひ、財政課にはしっかりと頑張っていただきたいと思います。

次に、生まれて学校に上がるまで洋式トイレを使っていたほとんどの児童・生徒は、和式トイレは知らないのではと考えますが、近隣の自治体から人吉市に住居を移した子供さんに、前の学校のトイレの状況を聞きましたが、全て洋式トイレであったとのことでした。そこで、保護者の話ですが、来年度、新入学児童に対して和式トイレが使用できるように練習をしてくださいとの連絡があっているとのようですが、本当にそのような通達をしておられるのか。また、市内全ての小学校に対してなのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

教育委員会から各学校へそのような通達を、これまでに発出をしたことはございませんが、学校によっては新入学児童向けの就学時検診や説明会時において、小学校には洋式トイレ、和式トイレどちらもあることから、和式トイレも使えるようにしておいたほうが良いというアドバイスを保護者に伝えているところもあるようでございます。全部の学校ではないようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 答弁で、全学校ではないという話ではありますが、今、自宅で和式があるところはないと思うんですよね、そんなに。だったら、トイレのやり方を勉強していただくようにするとか、和式トイレの勉強じゃなくて、その対応の仕方じゃなくて、トイレの仕方についてとか、例えば、トイレに行きたいときに児童・生徒は恥ずかしいと思いますので、しっかりと手を上げて先生にアピールできるとか、そういう対応をするようにというような周知ならいいと思うんですけれども、一部でそういうことがあっているということ自体が、ちょっと私は考えられないなということで、この質問をしたんです。

次に、小学校において、これまでのトイレ改修工事について、各学校での実績について、また、関連施設の状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

学校のトイレにつきましては、平成16年度の人吉東小学校と人吉西小学校を皮切りに、随時改修を行っており、これまで414基中、205基を洋式化へと改修をしております。

また、コミュニティセンターにおきましては、中原コミュニティセンターが平成29年に会

議室棟と管理棟の改修工事を実施しました際に、会議室棟のトイレの女性用2基、男性用1基の全てを洋式としております。さらに、令和5年度に西瀬コミュニティセンターを移転・新築した際に、全てのトイレを洋式にしております。

スポーツ施設のトイレの改修状況につきましては、老朽化対策として、平成29年度に人吉スポーツパレスの洋式トイレの便座の取替を実施いたしております。この更新作業におきましては、一部の便座を温水洗浄便座に変更するなど、利用者の快適性向上を図ったところでございます。

しかしながら、御質問の趣旨にあるような、和式トイレを洋式トイレに変更するような改修工事は、これまで実施しておりません。今後、まずは、指定避難所となっております人吉スポーツパレスのトイレ洋式化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 現在、市内小中学校におけるトイレの洋式化率が、第4次人吉市教育振興基本計画の中に、令和5年で49.2%と記載をされておりました。今後の目標値を、令和10年度に75%と設定されておりますが、残りで達成できるのでしょうか。今の状況では、なかなか難しいと思うのですが、このことについてお尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、令和6年度に実施しております中原小学校体育館トイレの改修工事が完了いたしますと、洋式化率は50%となります。併せまして、令和6年度は第一中学校のトイレ改修設計を行っており、校舎、体育館の全てのトイレ洋式化改修工事に向けた準備を進めているところでございます。

また、令和7年度以降は、現在の生活様式に合わせ、小中学校の全トイレを洋式化する改修工事を計画的に進めていく予定でございますので、令和8年度末には洋式化率が75.6%となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいまの答弁でちょっと違和感を持ったのが、第一中学校のトイレ改修設計を行っているという答弁がありましたが、中学生はトイレに対しての認識はあると思うんですよね、児童の小学生低学年に対しては、トイレって言った瞬間に我慢できないかもしれないです。だから、やはり進めるのだったら、我慢できるかできないか、それは人それぞれだと思うんですが、やはり小学校の低学年から進めるべきではないかと私は考えます。

我々も小さいときには我慢できなかった。でも、大人になったらある程度我慢ができるし、順番もできると思うんですよね。でも、児童・生徒は、その我慢ができなくて万が一のことがあったときに対応できない。それは、やはり小学校から進めるべきではないかと、今

の計画に対しては違和感を持ちます。慣れていないといったら語弊がありますが、小さい子供から対応していったら、中学生は体育館に行けることもあるし、学校でもあるし、2階に行くこともできるし、いろんなことができると思うんですね。小学生は、ここだと思ったら、それ以外は行けないと思うんです。これは、設計にあって順次進めていかれるということで、ぜひ、遅れることがないように、できたら令和7年度に小中学校を前倒しでも進めていただくように、予算確保をしていただきたいと強く要望します。なぜかという、小学校を現在回らせていただいているが、小学校はほとんど和式です、かわいそうぐらいです。だから、その辺も検討の中に入れて、話合いの中で少しでも進められるよう庁内のほうで検討をしていただきたいとお願いしておきます。

次に、学校環境整備とは、児童・生徒が安心して学校生活を送れる場所であると考えますが、一日の大半を学校で送る児童・生徒に対して、なぜ、すぐにでも環境整備として洋式トイレの改修ができないのか。児童から、学校のトイレに行くのが恥ずかしいとの声も聞きました。また、卒業生の方からは、和式トイレのときには、よくペンなどをはじめ、いろんなものを落としたとの話も聞きました。

教育委員会として、学校は児童・生徒に対して安心して一日の大半を過ごす場所である学校にすることが急務と考えますが、また、生活環境整備として、今のままでよいと考えておられるのでしょうか。私は違うと思いますが、このことについてお尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

まず、ただいま、議員から御指摘がございましたように、児童・生徒が非常に不安に思っているということについては教育委員会としても非常に申し訳なく思っております。

トイレ改修工事を行う際には、便器の交換だけではなく、乾式床への改修や施設の老朽化に応じてトイレ全体の改修が必要な場合もございます。各学校の現状に応じて総合的に判断をし、施設全体を通した改修工事の検討が必要な場合は、関係部署との協議や設計等に時間を要することもございます。議員御指摘のとおり、児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、すぐにでも環境整備をすることが理想ではございますが、現在は段階的に進めさせていただいているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

今後も、児童・生徒の安全面に最大限配慮し、学校の教育活動に支障を来すことがないように、トイレ洋式化を含めた学校環境整備を計画的に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ぜひ、環境整備を考えて進めていただきたいということを申し添えておきます。

次に、人吉市が何か事業をするときに、松岡市長の決断と財政課が、事業を行うための知恵と財源確保が必要になってくると考えますが、担当課としてどのように考えているのかお

尋ねをしておきます。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

現在は生活様式の変化などから和式トイレに慣れていない児童・生徒が多く存在をすること、衛生面による健康への配慮を要すること、将来の二重投資の防止と併せ、児童・生徒が安心して快適に過ごせる教育環境を整えることを目的として、令和7年度以降も順次、市内小中学校の全トイレを洋式化する工事を行っていく予定でございます。

その際に必要となります財源につきましては、国庫補助金や起債の活用、一般財源による対応など、関係部署と協議・検討を行いながら、必要な事業への財源確保に努め、計画の事業遂行に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 大変な事業だと思うんですけど、御努力だけはしていただきたいと申し上げておきます。

最後に、市長にお尋ねしないといけないのかなと。本日、3項目の質問に対して、全体を通して、最後に松岡市長にお尋ねをいたします。今後の人吉市の未来は、松岡市長の行動力をお願いしなければならないかと考えております。地方においては、今後、交付金が少なくなるのではないかと、予算確保は大変難しい状況になるのではないかと、毎日のようにメディアで放送されていますが、松岡市長に財源確保に動いていただき、安心・安全な学校生活、環境整備、また市民が生活するには不可欠な道路整備、また農業被害減少のための鳥獣被害対策に手厚い事業の実現を目指し、ぜひとも財源の確保を、全てのことについて財源が必要というお話をされておりますので御尽力をいただきたいと考えますが、松岡市長に最後にお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ただいま様々に御質問いただきましたが、道路や学校施設などのインフラにつきましては、整備をしましてからかなりの時間が経過をしておりますし、これからの維持管理、改修につきましては、私も、今御指摘のように、できるだけ早く進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、鳥獣被害対策につきましても、過疎化や高齢化による耕作放棄地の増加や、野生生物の生息域の変化などの要因が複合的に作用し、より深刻さを増してきているものと認識をしております。

こういった課題への対応につきましては、令和2年7月豪雨以降、被災者の生活再建支援や公共施設等の災害復旧、さらには復興まちづくりを進める中で満足な対策に至らなかった点があるということは、我々も十分認識をしておりますし、大変心苦しく思っているところでございます。

しかし、今現在、着実に、確実に復旧・復興が進んでおりますし、地域における座談会「ひとよし未来カフェ」を開催し、様々なお話を聞く中で、地域における身近な課題への対応の必要性についても十分理解をしているところでございます。

今後の見通しについてでございますが、本市においては人口減少が進む中、市税や地方交付税など、本市にとって主要な一般財源が大幅に増えることは想像しがたい状況でございます。そのような中、各事業に係る財源確保のため、私自身が国会議員や省庁、県庁に足を運び、さらなる支援のお願いなど要望活動等を行うことは、非常に重要であると捉えております。

一方で、本市との交流人口を増やし、国内外を問わず本市を応援くださる方々を増やしていくことでふるさと納税の増収につなげるなど、この地域を活性化させていくことも貴重な財源の確保につながる重要な取組であると考えております。

本市におきましては様々な問題、課題を抱えておりますが、財源の確保につきましては、引き続き、他の事業とのバランスを取りながら国・県の補助金や将来への財政的な負担を考慮しつつも、有利な起債に加え、ふるさと納税などを最大限活用するなど、積極的な財政運営に努め、市民の幸福向上につながる様々な取組をスピード感を持って、かつ丁寧に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番、福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 市長から、今後について詳しくいろいろ説明をいただきました。私も1点考えていたのが、ふるさと納税の市長枠でこういう学校関係、道路など何かできないかということで、そちらのほうを市長に検討いただきたいと、最後に申し添えたいと思っておりました。

また、人吉市は過疎地域指定をしておりますので、過疎債も有効に使えるんじゃないかと考えております。だから、そのようないろんなことを考えていただき、人吉市が人口減少から脱却するように、また過疎地域から脱却できるように、ぜひ、大変かとは思いますが御努力をお願いしておきたいと思っております。難題を要望しながらですが、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 18 分 休憩

午後 3 時 31 分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従って、一般質問を行ってまいります。

まず、1項目めですが、議長の許可を得ましたので、項目を災害公営住宅、要旨を大工町の災害公営住宅についてに変更をお願いいたします。これは、内容が変わるものではないのですが、より一般質問として適切な表現に変えたものです。2項目めが防犯灯の設置で、転倒などの事故が起きにくい設置についてです。3項目めが川上哲治記念球場の整備で、安全に試合等ができる整備について質問してまいります。

では、まず、1項目めの質問に入ってまいります。11月19日に経済建設委員会協議会が行われ、そこで災害公営住宅の整備計画の変更に関する説明がありました。その中で、特に目立っていたのが、大工町の災害公営住宅に関する3,490万3,000円で、この予算の中で大きな割合を占めるのが、地下に埋められたコンクリートなどを撤去する予算ということでした。このコンクリートの存在は最近分かったということです。私は、ここで大きな疑問を持ちました。買い主が何か地下に埋められた土地を、売り主から何も知らされずに購入するのであればあまりに不利益です。売り主からも何らかの補償がなされて当然ではないかと思いました。

そこで、私は建設経済委員会協議会において、人吉市が100%支出するのかと質疑すると、そのとおりですという回答が返ってきました。この問題に対しては、11月27日に開催された復興・安全まちづくりに関する特別委員会においても、数名の議員から疑義を持った質問がなされています。このように、人吉市が100%歳出したのでは、誰かが得するのではないかという疑問も生まれます。

そこで、大工町の災害公営住宅の土地は、ある不動産会社が所有する土地を購入したものだが、その不動産会社と、そもそもこれらの土地の所有者は誰でしょうか、お伺いします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市が購入しました土地の所有者につきましては、熊本市内の法人でございます。また、その法人が入手される元も、別の法人から購入をされております。その前の所有が人吉市内の法人ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 人吉市は、なかなか、その名前までは言わないんですけど、これは登記簿に載っていることで、言えない場合もあると思うんですよ。ただ、これは登記簿に載っているものでありまして、そういう面では隠すものではないと思うんですけど。あまりそういうふうには隠すような扱いをすると、市民からも何かあるんじゃないかと、ますます思われるんじゃないかと申しておきたいと思います。

2回目です。次に、確認のために再度お聞きします。経済建設委員会協議会では、追加整備費3,490万3,000円のうち、地下にあったコンクリートなどを撤去する費用については、

100%人吉市の負担で行うと答弁されたと思うが、これに間違いはないかお伺いします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

今回、人吉市買取型災害公営住宅整備事業に伴う財産取得の変更について、議案の提出をさせていただいておりますが、売買価格の変更の要因の1つとして、地中埋設物の撤去費用が含まれております。これは、令和6年2月に事業者が工事着手した後、令和6年3月11日に基礎工事を行っている際に地中からコンクリート構造が出土したものと、令和6年4月22日に敷地の整地作業中に出土したもの、また、令和6年11月5日にフェンス基礎工事を実施する際に出土したコンクリート構造物を撤去するためにかかった費用でございます。

一般的な公共事業における用地補償の考え方といたしまして、建物、工作物、立木などについては、その撤去補償費を計上した上で土地の権利者、所有者に撤去していただくことになります。これは、道路や公園用地取得など市が行う用地補償全般に言えることでございます。

ただし、地中など目に見えない部分に構造物があった場合で、その構造物が後の事業を実施する際に支障となった場合には、事業を実施する施工者の工事費に計上して撤去することになります。

今述べました内容が一般的な公共事業における用地取得の流れとなりますが、今回の災害公営住宅整備事業におきましては、提案された土地の取得に関しては、市が依頼した土地鑑定評価額を参考にして算定した額で契約しております。支障となる構造物等の撤去補償費については含めておりませんが、更地の状態にさせていただく条件としておりましたので、売り主、事業者によって撤去していただいております。

したがって、土地の購入経緯は一般的な公共事業における用地取得の流れとは異なりますが、人吉市買取型災害公営住宅整備事業事業者募集要領におきまして、第5項、選定事業者の業務のうち、第1号、土地の整備において支障物の撤去、建物、工作物、立木等と記載していること、また、主要リスク分担表の用地の瑕疵リスクにおいては、文化財に関するもの、土壤汚染に関するもの、これら以外の地質障害、地中障害物、その他の予見できないことに関するものについては、市が負担者となることと記載をしているところでございます。

以上の理由から、支障物の撤去に係る費用につきましては、売買価格の変更に含めるべき費用だと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） かなり先のほうまで答弁されたような感じになっておりますけど。改正された民法の契約不適合責任第562条で、買い主は契約不適合の責任として履行の追完を請求するときは、補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しのいずれかを請求することができます。また、売り主は第563条で履行の追完を請求したにもかかわらず売り主が対応してく

れないときは代金の減額を請求することができます。このように、契約不適合責任を果たすように売り主に請求すべきではないか、お伺いします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

ただいま議員のほうから申されました民法の第562条でございますが、この条文には、「引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは」という前段がございまして、今回、この土地の売買に関しまして、このような契約の内容についてはないところでございまして、また、先ほど答弁いたしましたけれども、募集要領につきまして、事前に地中埋設物については市の負担であると明記しておりますので、今回のこの費用につきましては市で負担するものと解釈しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） そこで、さっき言われましたけど、この資料をもらいましたけど、人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業の東校区地区に関する事業者募集要項に、リスクの内容の中で文化財や土壤汚染、それ以外の地質障害、地中障害物、その他の予見できないことに関するもの、これは負担者が市となっているんですが、そもそも、前に立っていた建物は、人に聞くと4階から5階ぐらいの建物だったと言われるわけです。また、登記簿を見ると、かなり財政的にも苦勞されたのではないかという面もうかがえるものです。そうすると、地下にまだ埋まっているものは予見できるのではなかったかと思うんですけれども、なぜ、そこが予見できなかったかお伺いしたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市が公共用地を取得する場合は、昭和37年6月29日に閣議決定されております公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に基づき用地を取得している状況でございます。

そこで、これは全国統一した用地取得の方法を示されたものでございまして、現在、自治体としましては地上よりも上のものを補償し、地上よりも地下のものにつきましては、工事の中で対応していくという方針の下に用地取得を行っておりますので、今回のケースにつきましても同様の対応ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） そういうふうになっているなら、そうなんでしょう。分かりましたけれども、前の売り主との責任ですね、それでいいのかなと、先ほどの民法と併せて思うと申し添えて、この質問については終わります。

次に、2番目です、防犯灯の設置について質問してまいります。数日前、ある知り合いの方が私に電話をかけてきて、「人吉市の街灯は大変見えにくくなっており、路面が見えないために転倒者も近年増えている。どうにかできないか」という話をされました。

そこで、後日お会いして話を伺いました。そこで、初めに、人吉市の責任についてお伺いしたいと思います。夜間も転倒せずに安全に歩ける街というのも、当然、人吉市が目指すべき施策ではないか、お伺いいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

市内に存在する道路照明施設に関しましては、主に安全対策として住宅地及びその周辺の暗い場所に、防犯を目的に設置する防犯灯や、主に橋梁や一部の道路等に設置し道路交通の安全を図るため、道路管理者が設置する道路照明などがあると認識をしております。

私からは、本村議員の一連の質問に対しまして、防犯目的で設置する防犯灯という定義、くくりで、防犯灯を所管する市民部から答弁をさせていただきます。

安全に歩ける街という施策につきましては、第6次人吉市総合計画（後期基本計画）におきまして、分野別施策のうち、戦略3「自然環境安全」の中に、交通安全、防犯体制の充実として位置づけをしております。防犯対策の1つとして、防犯灯設置などの環境整備の充実を掲げており、これまでも市民の安全を守る取組として、町内会からの御要望に基づき防犯灯の設置等を推進しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 防犯灯のほうを設置しやすいのだろうと、そこに絞って質問しているところです。夜の安全も、市としても位置づけているというのは分かってきたところです。

それで、この相談者の方は防犯灯の光が足元に届いていないことに抗議をするばかりでなく、改良点についても提案をされ、私も一理あるなと思ったところです。そこで、この提案が実現できるならば実現してほしいし、実現できないなら、その理由を明確にしてほしいという思いから、この質問を行います。

相談者の方は、「防犯灯より街路樹の葉のほうの下に下がっており、防犯灯の光が届いていない場所がある。そのような場所は防犯灯の高さを低くできないか」と言われました。このように、街路樹によって光が遮られる場合、防犯灯の高さを低くすることはできないかお伺いします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

防犯灯の高さを低くできないかというお尋ねでございますが、道路構造令によりますと、障害となるものの設置基準、これを建築限界と申しますが、この建築限界が定められており、原則としまして、普通道路にあつては高さが4.5メートル以上となるよう定められております。歩道やその他の小型道路等にも、この建築限界の基準がございしますが、防犯灯の設置目的は、本来、声かけや窃盗など犯罪を未然に防ぐことを目的としておりますので、設置する高さを低くした場合、照明の範囲が狭まるなど、本来の目的が達成できなくなる可能性がございします。街路樹が支障となり防犯灯の光が届かない場所があるということ

につきましては、市道沿いであれば街路樹を維持管理している復興建設部と連携し、防犯灯の機能を阻害しないよう街路樹の維持管理に努めてまいります。

また、防犯灯設置後の維持管理につきましては、町内会に御協力いただいているところですが、個人宅などの樹木が支障となる場合には、所有者の承諾を得て支障部分を伐採していただくようお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 防犯灯も何かルールがあると思ったんですけども、4.5メートルよりも低くできないということは分かったところです。

ただ、いろいろ世の中も変わりますので、住民の声によって、その基準も変わっていくこともあり得ることではないかなと思っております。今答弁あったように、街路樹の維持管理がしっかりしていれば、この問題もなくなることでありますので、その点、ぜひ対応していただくよう、私からもお願いしたいと思います。

次に、3回目に移ります。さらに、相談者の方は、こうも言われました。腰ほどの高さのライトが、場所によって造られている。あのようなライトを設置するなら、歩道を歩く足元が十分に見え、近隣の趣も出てくる。地域住民が要求したときに、このようなライトが設置できないかということなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮原将志君） ここで、会議時間を延長いたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、その設置に関し、道路構造令による高さの基準がございますし、防犯灯を設置する目的につきましては、暗がりを減らし犯罪を未然に防ぐことでございます。腰ほどの高さとなると、足元は照らせますが、防犯目的は薄まります。また、歩行者等の安全確保の面からも、防犯灯としての設置は、現状、困難であると考えます。市といたしましては、現在も防犯灯の新規設置の御要望もございますことから、まずは通常の防犯灯設置の御要望に対処していくことを優先してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） おっしゃることもよく分かります。いろんな住民要求がありますので、腰の高さについても1つのアイデアでありますので、住民のいろんな声から、国の考え方も変わっていくことも期待しておりますと申し上げて、次の質問に移ってまいります。

次は、川上哲治記念球場についてです。野球に深く関わっている方にお会いしたときに、このようなことを言われました。「本村さん、川上哲治記念球場はひどい状況にある。一度グラウンドを見に来てくれんな」というものです。川上哲治記念球場は、文字どおり、人吉市の名誉市民である川上哲治氏の名前を取ったものです。人吉市としても、それなりの敬意

を持って名付けられたのだろーと思ひますが、人吉市は川上哲治氏をどのように捉えているかお伺ひします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

川上哲治氏は、本市出身のプロ野球選手として数々の輝かしい記録を残されております。現役時代は、ヒットを量産し、弾丸ライナーを代名詞とした打撃を誇る強打者であり、日本プロ野球史上初の2,000本安打を達成され、打撃の神様の異名を持つ天才打者として名を馳せられたことは、多くのプロ野球ファンの知るところと存じます。

現役選手引退後は、読売巨人軍の監督としてチームを牽引され、9年連続リーグ優勝、日本一の、いわゆるV9の金字塔を打ち立てる偉業を成し遂げられました。球界引退後も、各地で少年野球教室を開催するなど、長年にわたって精力的に活動をされ、野球界に多大なる功績を残された国民的英雄として広く国民に敬愛をされた偉大な方でございます。

本市は、そうした川上氏の功績を讃えるべく、少年野球をはじめ、中学、高校、大学、社会人と、世代に関係なく愛される野球場として、名誉ある氏の遺品の数々を展示するスペースを持つ川上哲治記念球場を1999年、平成11年に建設をし、現在に至っております。

川上氏を名誉市民として認定いたしましたことや、川上氏生誕100周年記念事業を川上哲治生誕100周年記念事業実行委員会の皆様を中心に、2020年に展開しましたことは、市民の皆様の記憶にも新しいことと存じます。英雄として、また成功者として取り上げられることの多い川上氏でございますが、幼少期から苦勞が絶えず、紆余曲折を経てプロ野球の道に進み、人一倍努力され栄光をつかまれた苦勞人、努力家としての生涯は、本市に生きる私たちだからこそ知る側面でもございます。その姿は、郷土の偉人として、本市の子供たちの道徳教育の素材、教材になり得るほど重厚なものがあると認識をしております。

市としましては、郷土が生んだ誇るべき偉人として、川上哲治氏の功績を深くたたえ、後世に伝えていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今答弁いただきました。私はあまり野球に詳しくはないんですけど、答弁されたことを聞いて、本当に郷土の誇るべき偉人、本当にそのとおりで思ったところなんです。

それでは、2回目ですけど、そのような川上哲治氏の記念球場として造られているんですけども、相談者の方は、川上哲治記念球場は、ホームランの壁に向かって途中で芝生がなくなり、さらに進むとグラウンドが沈下しており、ファウルの線のところにはわずかな段差がある。選手は上を見てボールを追っかけていくので、このままでは転倒の可能性があります、大変危険だと言われます。安全なグラウンドになるよう整備していく気はないかお伺ひします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、川上哲治記念球場のグラウンドには芝生と土の部分に段差が生じており、プレー中に危険が生じる可能性があるということは認識をしております。この段差の原因につきましては、グラウンドの天然芝の成長等によるもので、外野の後方フェンスの手前の土の部分と芝生との境目や、ファウルラインに沿って敷設してある人工芝との間で段差が生じているものでございます。

この段差の抜本的な解決のためには、大規模な改修工事が必要となります。大規模改修工事を実施するとしますと、長期間にわたり球場が使用できなくなるという課題がございますことから、昨年度、地元の利用団体の関係者の皆様にグラウンドの状況と改修工事の必要性について説明をし、御意見を伺いました。その結果、今年は大きな大会を予定しており、長期間の球場の使用休止は影響が大きいと、今年度の改修工事は見送ってほしい旨の回答をいただいたところでございます。

市としましては、野球を愛する皆様が安全に野球を楽しめる環境を提供することが大変重要であると考えておりますので、今後、関係団体との調整を図りつつ、予算措置を含め改修工事について具体的な検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 地元の利用者の方と意見交換をして、今年度は見送ったということは理解できると思います。

ただ、今後、答弁にございましたけど、改修工事については具体的な検討を進めるということで、ぜひ、そのように、誇るべき川上哲治氏ですので、そのようにしていただきたいと思います。

それで、このようなスポーツ施設の建設や整備予算で気になることがあるので、その点についても質問させていただきます。中原にできる遊水地の説明に参加しましたが、人吉市は、いかにもそこにスポーツ施設ができるような説明をしていたと思います。まず聞きたいのは、ここにスポーツ施設を造った場合、その建設費と保全費は、国・県・市いずれが払うことになるのでしょうか。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

遊水地の利活用を考えるワークショップにおきましては、遊水地の平時の利活用について、参加された方々からスポーツ施設の建設を希望する御意見をいただいております、貴重な御意見として真摯に受け止めております。

ただし、現時点では、取り組んでいく事業計画などへ具体化をしたものではなく、あくまで検討段階にあることを御理解いただきたいと思います。

御質問の、建設費と保守費についてでございますが、仮に遊水地にスポーツ施設を建設す

ることとなりました場合、その建設費及び維持管理費は市が負担することになると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今答弁いただいたように、建設費と維持管理費は市が負担するという
ことで、これは相当な額になるんだろうなと思いました。スポーツ施設が増えること自体は
私は何も反対することはないんですけど、説明会のときに、いかにもできるようなことを言
っておいて、あくまで遊水地を造るための餌みたいに見えて、ところが実際には検討段階と
いうことで、そこは安心したところなんですけれども。ある意味ではそれを餌みたいにして
言いながら、実際、その後に実はできません、これは造りませんみたいになると市の信用が
落ちると思いますので、その辺はやっぱり説明の在り方を工夫して行うべきではないかと申
し上げておきたいと思います。

それから、次です、今でも野球場の保全費の支出に苦勞しているように感じますが、これ
以上、スポーツ施設が増えて大丈夫かという気持ちにもなります。中原にできないスポーツ
施設を含めて、人吉市はスポーツ施設の建設、保守にどのようなビジョンで取り組んでいる
のかお伺いします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

スポーツ施設の整備や充実に関する取組につきましては、令和4年3月に策定をいたしま
した第2期人吉市スポーツ推進基本計画を基に進めているところでございます。本計画の中
で、スポーツ施設に関しましては、利用環境の向上、施設の長寿命化、財源の確保の3つの
施策の方向で取り組むことといたしております。

利用環境の向上におきましては、市民みんなが快適に施設利用できるように、被災した施
設については復旧等に取り組み、施設の整備、利用環境の向上を図ること、また、市民のス
ポーツニーズを踏まえながら設備等の充実にも努めることといたしております。

施設の長寿命化におきましては、老朽化しているスポーツ施設については、計画的に改
修・整備を進め施設の長寿命化を図っていくこととしております。

財源の確保につきましては、施設を安全に利用していただくため、施設の維持管理に伴う
費用につきまして、利用料金の見直しを検討していくこと。また、本市の厳しい財政状況等
を考慮しつつ、国・県の補助金、スポーツ振興くじの助成事業等を活用し、財源の確保に努
めることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、答弁をいただきましたけど、何らかの計画を持ってやっていたと
思いましたが、今の答弁でそれはよく分かりました。今後とも、いろんな施設の保守ができ

るように、計画に基づいて、それが進むようにやっていただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時08分 散会

令和6年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月4日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和6年12月4日 午前10時 開議

- 日程第1 議第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第2 議第76号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第77号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第78号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第79号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第80号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第81号 令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第82号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第83号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第84号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第85号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第86号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第87号 人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第88号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第89号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第16 議第90号 財産の取得についての議決内容の一部変更について
- 日程第17 議第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 一般質問

1. 平 田 清 吉 君
2. 大 塚 則 男 君
3. 徳 川 禎 郁 君

4. 村 上 恵 一 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-

3. 出席議員（16名）

1 番	川 上 紗智子 君
2 番	松 村 太 君
3 番	徳 川 禎 郁 君
4 番	池 田 芳 隆 君
5 番	牛 塚 孝 浩 君
6 番	宮 崎 保 君
7 番	大 塚 則 男 君
8 番	平 田 清 吉 君
9 番	井 上 光 浩 君
10 番	豊 永 貞 夫 君
11 番	西 信八郎 君
12 番	村 上 恵 一 君
13 番	本 村 令 斗 君
14 番	田 中 哲 君
15 番	福 屋 法 晴 君
16 番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君

総務部次長	日下部 伸 樹 君
総務課長	那 須 裕 史 君
秘書課長	池 下 英 治 君
水道局長	羽田野 将 央 君
教育部長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶務係長	丸 尾 亜紀子 君
議事係長	栗 須 順 也 君
書記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日最初の質問者となります8番議員の平田清吉でございます。しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は、市民の声からの1項目、質問要旨は2項目、1つは、人吉市復興まちづくり計画について、1つは、人吉市の農業政策についてを通告しております。

その前に、質問の要旨の訂正及び割愛を議長の許可を得ましたので、人吉市復興まちづくり計画における5番項と6番項の入れ替えと農業政策についての一番最後、人吉市の有害鳥獣駆除については、昨日、福屋議員の同様の質問回答がっておりますので、これは割愛させていただきます。

では、通告に従いまして一般質問を行います。1項目め、人吉市復興まちづくり計画についてを質問していきます。

第1回目。皆さんもよく御存じのとおり、本市が令和2年7月豪雨災害の被害を受け、国の激甚災害の指定を受けてから、既に4年5か月が経過しようとしております。この現実を受け、これまでの復旧・復興を既にと捉えるべきか、まだと考えるべきかまだ結論に達していません。国内においては、これまでも国からの激甚災害の指定を受けた多くの災害が発生しておりますが、その復旧・復興の状況を振り返ってみると、工事請負業者の確保が困難だったのか、工事従事者の確保が困難だったのか、あるいは復旧・復興工事に関する工事中用資材の入手が困難だったのか、10年以上、いや、20年以上を経過した現在の被災地の現状を見てみると、今でも復旧・復興のつち音が聞こえていることからすれば、本市の復旧・復興もまだまだと考える、長期的な復旧・復興を考えていかなければならないのかもしれないかもしれません。しかし、4年5か月を経た本市の多くの被災地域の現状を見てみると、公費解体後の民家の敷地は誰も管理をする人がいないのか、敷地一面は背丈ほどの雑草が繁茂し、また、被災す

る前まで優良農地として耕作管理されていた農地は、今や誰も管理する人はなく、耕作放棄され、さらには農業用施設用排水路や河川敷等は誰も管理する手が入らず、草木が繁茂している状況にあります。それら管理が行き届いていない場所の対応について、市としてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから復興建設部所管の分についてお答えをさせていただきます。

青井地区中心市街地地区においては、令和2年7月豪雨災害後に策定されました人吉市復興まちづくり計画に基づき、土地区画整理事業や避難路整備を進めているところでございます。土地区画整理事業の過程において、新たに道路や公園等の公共施設の整備を行うために買取申し出があった権利者様から用地を先行買収させていただき、市有地としております。先行買収させていただきました市有地につきましては、宅地造成等の工事着手までの期間、草木が繁茂しないよう、人吉市シルバー人材センターと委託契約を行いまして、定期的に草刈り等の維持管理を行っているところでございます。

また、町が少しでも明るくなるように近隣の幼稚園の皆様にご協力いただき、ひまわりを植える復興ひまわりプロジェクトも展開しているところでございます。今後も復興まちづくりの各事業による工事が本格化する予定ですが、安全面だけでなく住環境や景観にも配慮して、引き続き適切な維持管理を行っていくところでございます。

続きまして、河川等の草木の対応につきましては、河川管理者が行うこととなります。一級河川につきましては熊本県、準用河川や普通河川については人吉市で対応してまいります。今年度におきましては、球磨川の堤防等周辺美化業務委託として球磨川くんだり株式会社に委託し、山田川につきましては、河川堤防草刈り業務委託といたしましてシルバー人材センターに委託し、定期的な草刈り等を実施しているところでございます。

また、その他の河川につきましても、道路パトロールや市民からの草木の繁茂等の通報等があった場合は、維持補修業務委託や職員によりまして対応をしているところでございます。

また、河川堤防沿いの一部においては、人吉市道路草刈り報奨金を活用いただき、町内会において草刈りをしていただいているところもあり、大変助かっているところでございます。限られた予算の中での対応となることから、繁茂の頻度に対し草刈りの回数が追いついておらず、周辺住民の皆様にご迷惑をおかけしていることも承知しているところでございます。河川の草刈りをはじめ維持管理につきましては、健全な河川環境や道路環境の維持に大変重要であり、住民生活にも密接に関係していることから、引き続き、適切な維持管理ができるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（淵上聖也君） おはようございます。私から宅地や農用地等についての現状についてお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、令和2年7月豪雨におきましては、住宅地をはじめ多くの農用地や農業用施設も被災をし、甚大な被害を受けたところでございます。発災から4年が経過し、住居などの公費解体は完了し、また、農用地や水路など農業用施設においてもおおむね復旧は完了したところでございますが、その後の維持管理等における課題は、今も残っているのが現状でございます。農業用施設の維持管理におきましては、機械借上制度や多面的機能支払制度、中山間地等直接支払制度などを活用いただきながら、地元関係者と連携を図り、管理に努めているところでございますが、公費解体後の民有地や耕作ができていない農用地におきましては所有者管理となっていることから、草木の繁茂など管理がなされていない土地に関する相談をいただいた場合、担当課と連携を図りながら現地を確認し、土地所有者に対して適正管理についてお願いをしております。

しかしながら、所有者の理解がなければ改善が進まない事案であることから、市としましても引き続き適正管理に対する周知、啓発に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 確かに被災した家屋や宅地並びに農地には、それぞれに所有者や地権者がおられ、それらの土地の管理につきましては、その所有者並びに地権者自身が整備管理しなければならないことは十分に理解しているところではありますが、現状、被災された多くの方々が高齢化し、先祖代々引き継がれてきた居住地を離れ、被災されてからの4年5か月の間に、ようやく新たな日常生活を営まれつつあり、しかも被災地に関しましては、継承者不在の現実もあることから、先祖代々の被災した土地での新たな生活の再建や被災した農地での営農をやむなく断念せざるを得ない方もおられます。そのためか被災した土地や農地を含む土地周辺の整備管理ができていない状況も多く見られます。このような整備管理が行き届いていない地域の状況の中でもこれからも住み続けなければならないかと考えますと、住みよい町とは思えず、気持ちもめいってしまいます。そのため、これから先の生活においては、生活目線を下げた生活を送るのではなく、生活目線を上げて、地域周辺の変化と本市の早急なる復旧・復興を期待しつつ、これからの楽しい日常生活を夢見て生活をしていきたいと考えております。

続きまして、2回目。被災家屋等の公費解体後の固定資産税等に係る被災住宅用地特例はいつまで続くのかお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

被災住宅用地特例とは、住宅を解体した場合に取り消される土地の固定資産税に係る特例を、災害によって住宅用地として使用することができないと認められる場合に限り、引き続き軽減するものでございまして、地方税法で、発災後最長2年間と定められております。しかし、令和2年7月豪雨に係るものにつきましては、令和5年度に1回延長されております。

本市におきましては、2回目の延長につきまして、国に要望を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） いつかは被災住宅用地特例措置にも終わりが来ることは想定しておりますが、特に公費解体等で更地となった土地を所有されている地権者の方々には、この特例措置が終了するまでに早期に今後の諸税額等の変化に関する説明会等の機会を持っていたきたいとお願いして、次の質問に進みます。

続きまして、3回目。令和6年9月議会の私の一般質問におきましても、中神地区と大柿地区の遊水地整備事業計画説明後の進捗状況について質問をし、中神地区の遊水地整備事業におきましては、既に農用地の地質調査は完了したので、整備事業内の用地の売買契約について個別相談を開始している。

また、9月現在では、7割程度の地権者との農用地の売買契約が完結済みであり、令和6年度末から売買契約済みの農用地での埋蔵文化財の発掘調査を進めていくとの回答があつておりましたが、中神地区の遊水地整備事業の進捗状況について、特に農用地の埋蔵文化財の発掘調査はいつから開始されるのか。

また、大柿地区の遊水地整備事業においては、まだ農用地の地質調査中であり、地質調査が終わり次第、地権者との用地協議を進めていくとの回答を得ておりましたが、その後の進捗状況はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

まず、中神遊水地についてでございますが、11月末現在、面積ベースで約8割が契約済みと伺っております。

また、お尋ねの埋蔵文化財調査につきましては、12月中旬の調査着手に向けて、現在、調整中と伺っておるところでございます。

次に、大柿遊水地についてでございますが、今年6月の説明会以降、国による地権者との用地協議が鋭意進められておりまして、11月末現在、面積ベースで約1割が契約済みとのことでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、第4回目。下薩摩瀬地区内に整備予定でありました河川防災ステーションは、一部の地権者の協力が得られず、白紙となってしまいましたが、人吉市の防災対策としての観点から、下薩摩瀬地区に隣接する福川対岸の温泉地区と下林地区に存在する元農地で、現在、雑種地となっている土地を取得し、防災対策等としての利活用方法はできないのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、河川防災ステーションにつきましては、災害発生時の緊急復旧活動の拠点として整備するものであり、利便性や迅速性の観点からアクセス性や規模など、総合的な観点から検討する必要があります。つきましては、これまで河川に比較的近接しておりました薩摩瀬地区の農地等を整備候補地として、地権者の方々との話し合いを重ねてきたところでしたが、議員おっしゃいましたように、一部地権者の方から合意をいただくことができなかったことから、現在は白紙の状況となっているところでございます。

また、現時点で新たな候補地への整備等につきましては、具体的な計画はございません。

一方で、お話がありました温泉町等の当該地周辺の地権者の方々から、所有土地の利活用についての御相談も受けているところでございます。これにつきましても様々に大変難しい課題もございますので、河川防災ステーションに限らず、地域住民の方々と共に官民様々な関係機関等と連携をし、あらゆる可能性について検討をしていく必要があるかと存じております。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、第5回目。肥薩線の通称川線、八代駅から人吉駅までとくま川鉄道の復旧の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

J R肥薩線の八代一人吉間、いわゆる川線につきましては、令和6年4月4日にJ R九州と熊本県とで鉄道での復旧に関して基本合意書が締結されております。これを受けまして、国や県、沿線自治体と関係自治体等とで構成されたJ R肥薩線プロジェクト推進ワーキンググループが設置され、観光利用と日常利用の在り方について検討が進められてまいりました。今後、提案のあったアイデアを基にJ R肥薩線復興アクションプランの素案が示され、令和6年度中の最終合意に向けて協議が進められることとなっております。

次に、くま川鉄道の復旧の状況につきましては、流失した球磨川第4橋梁の橋桁の仮設工事が始まったところでございまして、令和7年度での全線復旧に向けて事業を進めていると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、6回目。我々が通常肥薩線と認識している区間は、言うまでもなく熊本県八代市の八代駅から鹿児島県霧島市の隼人駅までの区間と認識しております。そのうち、八代駅から人吉駅までの区間を川線、「人吉駅から隼人駅までの区間を山線」と呼称しているのは言うまでもありません。しかも、この肥薩線のルート上には、明治期の

レンガ造りによる多くのトンネル群、また、明治期に海外からの技術を取り入れた鉄橋群、さらには俊敏な九州山脈を横断する国内唯一の「矢岳地区に存在するスイッチバック方式」の鉄道施設群、そして、川線、山線共に車窓から見る大自然の風景等々、歴史的にも観光資源的にも貴重な鉄道路線ではないかと自負しております。そのような中であって、令和2年7月豪雨での甚大な被害を受けての川線については、既に上下分離方式での鉄路としての復旧計画が、国、県、ＪＲとの協議によりまして、10年後の復旧を目指し計画が進められようとしておりますが、「人吉駅から隼人駅までの山線」につきましては、いまだ国及び関係各県とＪＲとの間での協議の場が開催されておらず、鉄路としての復旧への取組が心配されているところでもあります。しかし、川線同様に鉄路としての復旧を早急に進めてもらいたいものです。しかも、山線を鉄路として早期復旧を願うためには、川線、山線共に、いつでも運行が再開できるように鉄道施設周辺等の整備管理に常日頃から取り組み、国と関係各県及びＪＲに対して、関係地域自治体が鉄路復旧への意気込みをアピールしていくべきとも考えますが、市としてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

ＪＲ肥薩線の復旧につきましては、川線と山線がつながって初めて肥薩線として復旧するものと認識しており、沿線自治体としましては、山線につきましても川線同様に鉄路による復旧を目指しております。ＪＲ九州の会見におきまして、鹿児島県及び宮崎県を加えた会議体が必要との認識も示されておりますことから、現在、県において事務レベルでの協議が進められていると伺っております。

次に、肥薩線の復旧のための活動としましては、市内の企業、事業所などによる人吉駅構内の除草清掃作業や浪床町内会による沿線での除草作業が定期的に行われております。引き続き、マイレール意識の醸成に向けて、まずできることからやるというスタンスで、地域住民の方々と協働した清掃作業等をはじめ、里帰りしたＳＬ人吉を最大限に活用しながら、鉄道がより身近な存在となるよう、様々な取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番、平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 現在、人吉駅から球磨郡渡駅までの肥薩線の区間は、見た目には豪雨災害に負けず、被害はなかったかのように思われます。

また、ＪＲ鉄道路線とくま川鉄道路線との路線運行規則には、法律的な違いがあるのでしょうか。もし、ＪＲ鉄道路線の運行規則に抵触しないとするならば、くま川鉄道路線を渡駅まで延伸し、肥薩線の川線が開通するまでの間、くま川鉄道の車両を運行し、少しでも球磨村村民等のためにくま川鉄道を活用できるようにしてはいかがでしょうか。

続きまして、７回目。現在、人吉駅構内に展示されておりますＳＬ人吉の今後の維持管理方法と、その維持管理経費についてお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

S L人吉の維持管理でございますが、雨等による防さび対策のため仮設テントを設置し、防犯、安全管理のため防護フェンスの設置及び機械警備を実施しております。特にさびの対応につきましては、動輪部分などがさびやすいことから、担当職員による定期的なさび取りや拭き上げの作業を行っているところでございます。今後の防さびの対策につきましては、ボランティアによる活動をはじめ清掃体験など活動を実施し、費用の抑制とともにS L人吉を通じた交流機会の創出などにも取り組んでまいりたいと存じます。これら現状における維持費用としましては、月額で仮設テントが約89万円、機械警備が3万円となっております。

また、将来的な動態展示に向けては、部品の調整など保守点検を行う必要があり、特殊な技術や知識が必要となることから、現在、維持管理の内容や方法などを検討しており、その経費についても、今後、明確にしたいと存じます。今後とも美しいS L人吉を御覧いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 仮設テントにつきましては、場合によってはリースよりも買い上げる方向で進めてもよいのではないかもしれません。

続きまして、第2項目め、農業政策について質問をしていきます。

第1回目。人吉の農用地、田、畑の面積と農用地の利用率についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まず、本市の農用地区域内農地の面積でございますが、令和6年11月1日現在で、田が6万6,321.05アール、畑が2万7,980.29アール、合計で9万4,301.34アールでございます。

次に、本市の非農地を除きました農用地区域内農地の面積でございますが、同じく令和6年11月1日現在で、田が6万5,522.75アール、畑が2万4,722.78アール、合計で9万245.53アールでございます。

最後に、農用地の利用率でございますが、同じく令和6年11月1日現在で、田が約98.8%、畑が88.4%、全体で95.7%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 昨今の農業従事者の高齢化と農作業の継承者の減少にもかかわらず、回答からは農用地がよく利活用され、耕作放棄地等が少ないことを知ることができました。

続きまして、第2回目。昭和40年代頃からの人吉市の土地改良事業における基盤整備事業は、既に過去のものであり、しかも土地改良事業に係る負担金の農用地地権者の支払いは、約10年ほど前に全て終了しております。新たに土地改良事業における地権者への負担金が発生する事業は、今後ないものと考えておりましたが、人吉市において、まだ土地改良事業を

行わなければならない農地が存在するのか、その現状についてお尋ねします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

本市におきましては、昭和40年代から市内各地におきまして基盤整備事業に取り組み、区画整備や施設の改修が行われてきましたが、施設整備から40年以上経過しており、施設の老朽化に伴う改修や大型機械の導入に伴う区画の再整備などの要望を受けております。

現在、大畑麓地区や田代地区を対象として、県営による整備事業を計画しておりまして、関係者を対象とした説明会などを開催し、国の事業採択に向け、換地等、調整を実施している状況でございます。

なお、この整備事業に関しましては7.5%の受益者負担が発生しますが、負担軽減措置としまして、農地集積率が8割を超えた地区に対しましては、国から7.5%の促進費が交付される制度がありますことから、実質8割を超えた場合、実質的な受益者負担はゼロ%となるため、両地区の関係者の皆様と連携を図りながら、この集積率の増加に向けても取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 8番、平田清吉議員。

○8番（**平田清吉君**） 続きまして、3回目。認定農業者となる条件と、そのメリットについてお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

まず、認定農業者に認定されるための条件でございますが、最初に市町村等に対し農業経営改善計画を提出していただく必要があります。計画には、5年後の目標とその目標達成のための取組内容を記載し実行していただくことになります。認定要件としましては、市町村の基本構想に照らし、適切なものであるか。これは具体的には目標所得を目指すものとなっているかどうか等でございます。

次に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか。3つ目に、計画が達成される見込みが確実であるかを総合的に判断し、市、県、JAなどで構成されます人吉市農業経営改善指導チーム定例会において認定の可否を決定しております。

認定農業者のメリットの主なものとしましては、畑作物の直接支払交付金や米、畑作物の収入減少影響緩和交付金といった経営所得安定対策交付金の活用のほか、各種融資制度による支援、計画的に農業経営の基盤強化、これは農用地や農業用の建物、機械等の取得でございますが、これを図る取組を支援する農業経営基盤強化準備金制度の活用などがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 8番、平田清吉議員。

○8番（**平田清吉君**） 認定農業者になる条件として年齢も関係するかと思いましたが、年齢制限がないことを改めて認知することができました。

続きまして、第4回目。人吉市の直近5か年の新規就農者の推移と農業次世代人材投資資金交付対象者の——旧新規就農者と言われておりますが、これの直近5か年の継続率についてお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

本市の直近5か年の新規就農者の推移でございますが、国の農業次世代人材投資資金交付対象者の直近5か年の状況でお答えさせていただきます。

令和2年度の交付対象者は夫婦1組、個人1人でございます。次に、令和3年度の交付対象者は個人5人、次に、令和4年度から令和6年度の3か年の交付対象者はいずれもございませんでした。農業次世代人材投資資金交付対象者の直近5か年の継続率につきましては、現在交付中の対象者でございますが、国の要綱によりますと交付期間終了後5年間は、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月間の作業日誌を交付主体に提出する必要があると規定されております。

また、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に営農しなかった期間を交付期間乗じた値を返還すると規定されております。現在、交付停止、これは病気療養中でございますが、この方が1件ございますけれども、離農したとの報告は受けておりませんので、現状におきましては継続率は100%でございます。

また、交付期間終了後も独立営農していくことが大切でございますので、今後も関係機関と連携しながら、適切かつ必要な指導や助言、支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 8番、平田清吉議員。

○8番（**平田清吉君**） 本来ならば農家の後継者であっても就農後5年間は農業次世代人材投資資金交付対象者として営農できるならば、農業を継承する貴重な人材になれるのではないかとおられるのですが、制度上、大きな問題があるようです。

続きまして、第5回目。先の9月議会におきましても、農家の今後の農地利用及び農家継承のアンケート調査結果について質問をしておりますが、再度、アンケート調査結果のまとめについてお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

今年9月定例市議会の一般質問におきまして平田議員から御質問をいただき、令和6年8月30日現在の状況を御答弁させていただきましたが、その後の状況といたしまして、令和6年11月1日現在の状況をお答えさせていただきます。

アンケートは2,005人に発送し、この2,005人で一応100%発送を完了したというところでございます。919人の方から回答がっております。回収率は約46%となっております、前回よりも6%回収率が増加したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 本来であれば回収率約46%では調査結果をまとめることはできなかったように感じますが、約46%でも人吉市の将来の農業への取組状況が少なからず結果が見えたのではないかと考えておりますが、集計されておられませんので、この結果については今の農業人口の中で捉えていきたいと考えております。

続きまして、6回目。人吉市の農地バンクの利用率についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

本市の農地面積でございますが、令和6年11月1日現在、田が9万2,868.62アール、畑が5万2,150.29アール、合計で14万5,018.91アールでございます。そのうち農地中間管理機構を介した利用面積でございますが、令和6年11月25日現在で、田が1万3,508.03アール、畑が6,008.27アール、合計で1万9,516.3アールでございます。

次に、農地中間管理機構を介した利用率は、約13.5%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、7回目。人吉市の人・農地プランの担い手に対する集積率について、各地区ごとにお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

本市の人・農地プランの担い手に対する集積率でございますが、各地区の地域計画案に記載しております担い手に対する農用地の現状の集積率でお答えさせていただきます。

初めに、中原地区でございますが、中原地区A、これは中神町城本、段、馬場でございます。これが約29%、中原地区B、下原田町が約27%、中原地区C、上原田町が約39%、中原地区D、中神町大柿、小柿が約53%となっております。

次に、藍田地区、これは旧藍田村をひとくくりにしているものですが、藍田地区A、西間上町、西間下町が約27%、藍田地区B、東間上町、東間下町が約5%、藍田地区C、浪床町、七地町、蟹作町が約25%、藍田地区D、養野町、古仏頂町、木地屋町が約6%、藍田地区E、赤池原町、赤池水無町が約24%、藍田地区F、東大塚町、西大塚町、田野町が約28%となっております。

次に、西瀬地区でございますが、西瀬地区A、これは矢黒町、上永野町、下永野町が約30%、西瀬地区B、上戸越町、下戸越町、鹿目町、中神町段山が約34%となっております。

次に、大畑地区でございますが、大畑地区A、上漆田町、下漆田町、東漆田町が約32%、大畑地区B、大野町、矢岳町が約52%、大畑地区C、上田代町、下田代町が約17%、大畑地区D、大畑町、大畑麓町が約54%となっております。

最後に、人吉地区でございますが、人吉地区A、願成寺町、鬼木町が約16%、人吉地区B、井ノ口町、合ノ原町、瓦屋町、上林町が約37%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番、平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 続きまして、８回目。これまでの人・農地プランとこれからの地域計画の違いについてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まず、人・農地プランでございますが、地域での話し合いを基に地域農業の将来の在り方を示した地図としまして、令和３年度から令和５年度にかけまして、市内１８地区で作成をいたしております。

次に、地域計画につきましては、人・農地プランと同様に地域での話し合いを基に、同じく市内１８地区での策定を予定しているところでございます。地域での話し合いにより地域農業の将来の在り方を示した地図と現況地図に、農地の出し手、受け手の意向を踏まえた目標地図を合わせたものが地域計画でございまして、従来の人・農地プランよりも今後の地域の方向性がより明確化された計画となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番、平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 続きまして、９回目。農用地の基盤整備における集約化のメリットについてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

農地の集約化につきましては、農地利用権を交換するなどにより農地の分散を解消し、農作業を効率よく行えることを目的としたものでございます。基盤整備事業におきましても、農地の区画形成を行う際、換地処分を行うことで農地の集約化を図り、大型機械導入による作業効率の向上や維持管理負担を軽減できるといった集約化によるメリットが考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番、平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 続きまして、現在、令和６年度からの地域計画の策定に向けた各地での説明会において、地域計画（案）の書類作成の中で地域内の農業を担う者一覧として、属性、認定農業者及び利用者並びに基本構想水準到達者だけの氏名、名称が記載されていることについてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

地域計画（案）における地域内の農業を担う者一覧につきましては、地域計画の前身の計画であります実質化された人・農地プランの中心経営体一覧を引き継いでおりまして、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織などで構成しているところでございます。

令和６年１１月２２日から１２月１９日にかけまして、地域計画の策定に向けた説明会を小学校区

単位を基本として、現在、実施中でございます。説明会に御出席いただきました皆様に、地域内の農業を担う者一覧を御確認いただき、新たに農業を担う者に追加の方が出てまいりました際には、御本人の同意を得ました上で地域計画（案）の地域内の農業を担う者一覧に記載させていただく予定としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員、大塚則男です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、東校区地区災害公営住宅建設の現状と今後の利活用等についてお尋ねします。

東校区地区の九日町、大工町災害公営住宅建設については、市民の皆様から疑問の声が上がり、住民説明会の開催、近隣住民説明会や住民アンケート実施など様々な課題について対応すべき事態となったことは御存じのことと思います。私自身、東校区地区災害公営住宅建設については、これまでに様々に一般質問を行ってまいりました。結果として、昨年12月議会において売買契約価格を議決しましたことから、今後は事業の進捗状況に注視していくことが必要との思いでした。現状として、東校区地区災害公営住宅建設完成が近づく中、今議会の松岡市長の所信で、昨年12月議会議決しました売買契約価格に対して変更が示されました。東校区地区の災害公営住宅の現状と売買価格の変更内容及び今後の利活用について明確な説明をお願いしたく一般質問を行うこととしました。

なお、昨日、本村議員がこの件について質問しておりますので、できるだけ重複しないように進めていきたいと思っております。

まず、今後の入居スケジュールと、現在、入居希望者は大工町、九日町災害公営住宅それぞれ申込世帯数について。また、入居希望者に対して説明会の実施は開催されたのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

現時点での入居までのスケジュールでございますが、現契約においては、令和6年12月27日に事業者から市へ引き渡しを予定しており、その後、入居者内覧会、落成式を経まして、令和7年2月28日に入居者への鍵渡し、同日から3月31日までの期間を引っ越し期間として

おり、令和7年4月から家賃徴収の開始月としているところでございます。

入居予定者数でございますが、整備戸数44戸に対しまして44世帯の入居予定数となっております。

入居者説明会につきましては、令和6年10月10日の午前10時と午後7時の2回、庁舎会議室において実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ただいま部長のほうから全世帯44戸全て入居予定になっているようです。説明会も実施されたということで少し安心しているんですが、私、3月議会で実は敷金のことを取り上げました。やはり厳しい生活の中で、3か月をまとめて敷金というのは厳しいんじゃないかということを申し述べました。そのときに入居される方のほうから相談があったらば対応していきますという御返答だったかと思います。今回、そのような例があったのかなかったのか。

また、相良町公営住宅の際、オール電化になることに対して予期せぬ出費が絡むということで、そういった御心配もありました。今回の住宅も多分オール電化だと思いますが、それについては何も異論とかは出なかったんでしょうか。このことについてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

東校区地区の災害公営住宅は、人吉市営住宅条例における市営住宅のため、条例の規定に基づいて入居者から敷金を徴収するところでございます。ただし、同条例の第16条第2項の特別の事情がある場合におきまして、敷金の減免又は徴収の猶予を行うことができるとされております。特別の事情とは、1、入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。2、入居者又は同居者が病気にかかったとき。3、入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。4、その他前3号に準ずる特別の事情があるときでございます。東校区地区の災害公営住宅における入居の手続きの際には、敷金の減免、徴収の猶予を希望する相談はなかったところでございます。

また、オール電化の御質問でございますけれども、東校区地区の災害公営住宅の入居予定者からは、現在のところ不満などは出ていないところでございます。オール電化の設備につきましては、火災発生リスクが低く、ガス漏れや不完全燃焼による事故の心配がございませんので、高齢化が進む本市にとっては大変有用な公営住宅になると考えているところでございまして、光熱費を削減できる可能性が高いことも入居者の方にとってメリットになると考えているところでございます。

また、デメリットとしましては、災害等で停電したときにそれぞれの機能が停止してしまうところでございます。このような場合には、復旧するまでの代替手段としてガスのカセットコンロや、冬場は石油ストーブなどを各世帯で準備していただく必要があると考えていると

ころでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 入居される方が特別の心配はなかったということで安心いたしました。

次に、大工町、九日町災害公営住宅の空き部屋対策について、災害公営住宅として被災者優先期間はあるのかないのか。一般の申込受付は実施されているのか。どのような対策をお考えかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

1回目の答弁において、現在の入居者数は全入居の44世帯と御説明いたしましたが、令和6年6月の時点では、入居予定者の辞退等もあり11戸の空室がございました。優先して入居すべき被災者に向けた募集案内を7月1日発行の広報ひとよし及び市ホームページにおいて掲載し、応募期間は1か月としておりました。結果、2件の応募がなされております。残り9戸につきましては、9月1日発行の広報ひとよし及び市ホームページにおいて、同じく1か月の期限を設け、一般世帯に向けた入居募集を実施しており、10件の応募がなされたところでございます。募集戸数9戸に対して10件の応募がございましたので、10月10日に抽選会を実施し、9戸分の入居者を決定したところでございます。今後、空室が生じた場合につきましては、通常の市営住宅と同じように募集、入居の手続きを行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 既に一般募集もされて、その中で満杯になっているということで、今後、空き室が出たら従来の市営住宅と同じような対応を取っていくということで理解をしました。

次に、住宅のピロティーです。九日町のほうの災害公営住宅の1階のピロティー部分で、あそこはコンクリート柱になっているんですが、前の説明会では木板を張ると。これは球磨産材をふんだんに使うということで、木板を張るというような説明があってございました。そのときはこれが、説明会が行われたんですが、現在はどのような状況になっていくのか。このことについてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

建物の売買契約を締結するまでに住民説明会を4回実施しておりますが、令和5年7月8日に開催しました第3回住民説明会において、ピロティーの木板張りに対して、もし水に浸かった場合どうするのかとの御質問をいただきました。当時の設計者による回答は、傷んだ場合には張り替えるしかないとお答えをしております。今回、災害公営住宅という用途であり、また、浸水想定区域内でもあることから、1階をピロティーとし、太陽光発電設備や蓄電池を設置するなど、災害に強い建物の提案がなされております。当時、住民説明会の開催

と並行して事業者による詳細設計が進められる中、事業者からピロティー部分の木板張りを杉板型枠及びクリア塗装に変更する提案がなされました。これは景観に配慮しつつ、災害への対応や修繕等の費用を考慮してなされたものでございます。本市としましては、周辺の景観に配慮する場合、木材の使用は非常に効果があるものと捉えておりますが、災害対応や修繕費への配慮については、さきに述べました住民説明会での貴重な御意見により気づきを得たものと考えておりますし、当初計画の木板張りと比較しても大きく意匠の変更が生じる恐れがないことから、提案された変更案を承認したものでございます。変更案を承認した時期につきましては、売買仮契約を締結する前でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 去年の8月28日の説明会資料には、1階ピロティー部分の柱と梁は木板を張り、周囲の環境になじませますとされているんです。そのとき、さつき部長がおっしゃいましたけれど、市民の方からじゃあ水に浸かったらどうするんですかということがあったんです。そのとき答弁として、部長がおっしゃったように、そのときは張り替えた方がいいですとはっきり言われているんです。その意見が結局参考になったかと思うんですけれど、やはり木ではちょっと大変だということで、今回切り替えたということだと思うんですが、やはり木を大事にするのは分かるんですけれど、場所を考えたときに果たしてそれはよかったのかというのは、もうこれは最初の時点から市民の皆さんが疑問に思っていられるように、そうでいいんですかというのはそこだったと思うんです。結果的に、今回、市民の皆さんの意見を取り入れていただいて変えられたということは、私はそれでもよかったなと思っております、それは。

次に、九日町災害公営住宅敷地内に設置されている電柱についてお尋ねします。住民説明会の資料、町並みデザインには電柱の設置や設置場所も示されていない中、住宅敷地内ではありますが、突然、道路脇に設置されました。私も11月19日の経済建設委員会の協議会の席上、電柱設置について地域住民に対しての説明不足や住民感情を理解していないなど、疑問点を指摘しました。その後、電柱設置については、11月27日の全員協議会において、設置場所を見直す方向性が示されました。

そこでお尋ねしますが、電柱設置については、電力会社との設置場所について協議はなされていたのか。近隣住民への説明は必要ないとの考えで実施されたのかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

電力会社との協議につきましては、事業者と九州電力様により建物の設計段階と電柱設置前の電気使用申込を行う際に協議がなされております。近隣住民の皆様への説明につきましては、引き込み線が供給する敷地以外の土地の上空を通過する場合や、ほかの家屋等を経由して引き込む場合などには、九州電力様により説明がなされると伺っております。したがって

まして、本市からは電柱設置に関しての近隣住民の皆様への説明は実施していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 個人の住居や敷地をまたぐことがないため、電柱設置についての説明は必要ないと九電のほうは判断されたと思うんです。ただ、あその場所は建設に至るまでの様々な問題、それに対する住民感情などを考えますと、やはり電柱設置の事前情報、そういったのは伝えるべきだったと思うんです。そういうこともなかった。結果的には電柱移設についての要望書が提出されたという結果になってしまっているんです。ですから、やはり必要はなかったかもしれませんが、あの場所でのことです。そこはもう少し行政も気を配ってほしかったなという思いはしているんです。

そこで、電柱移設を行っていただくことは大変ありがたいことです。ただ、結果として事業費の上乗せになってしまいます。そこでお尋ねしますが、この電柱設置についての事業費の負担はどこになるのか。今回、移設になりますとさらに事業費が発生することになります。その負担はどこになるのか。併せて、かかる事業費についてお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

現在、九日団地に建てられた引き込み電柱につきましては、電力供給を行う九州電力様により建てられております。電力供給のための電柱となりますので、電柱や建柱作業及び変圧器等の設置費用につきましては、九州電力様の費用負担となっておりますが、既に九日団地へ建てられた電柱につきましては、別の場所へ移設を検討しているところでございます。移設に関する費用につきましては、現在、九州電力様と協議中でございます。

また、それに伴う工事費でございますけれども、事業者と協議中ではございますが、電柱移設に伴い、敷地内の地中埋設配管をおおよそ50メートル延長する必要性が生じてまいります。

また、ハンドホールを3基、開閉器盤1面の増設が必要となり、それらを設置するための労務費、付属品や支持材等を合わせた直接工事費に諸経費及び消費税を含めた額及び工事延長に伴い誘導員等の追加も出てまいりますので、そういった費用につきましては、市のほうで負担をするということになるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 既に、今回建った電柱については九電のほうで行っていただくんですけど、ただ、今回、移設をするとした場合には、それに係る費用が市のほうの負担にもなる可能性があるということと、やはり50メートル配管をしなくてはいけないということもありますので、市のほうが負担する可能性が出てくるということで理解してよろしいですね。

次に、災害公営住宅の九日町側2階の住居一部分が、当時、入居者減数もあり住居部分を

地域住民皆様への圧迫感解消の一つとしてテラスに計画変更されました。

そこで、この時点でプライバシーの確保については、検討されたのかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

九日団地の2階テラスにつきましては、住民説明会の際に市民から御指摘を受けた圧迫感を軽減するために、入居希望者が1戸分減となったことから、住戸からテラスに変更したものでございます。このテラスの利用につきましては、入居者のコミュニケーションの場としての利用だけではなく、地域住民へ開放された多目的に使用できる場所としての利用を期待しているところでございます。テラスへの変更理由につきましては、通りに与える圧迫感を軽減するために行ったものであり、開放感のあるスペースを確保することを目的としておりました。

また、近隣住居が市道の向かい側に位置し、一定の距離が確保されていることから、近隣への影響はないものと判断しておりましたが、近隣住民からプライバシーに対する対応の要望がなされたところでございます。現在、プライバシーの配慮に向けた対策につきましては、近隣住民の皆様と協議を進めているところでございまして、御意見を真摯に受け止め、対応をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） そうですね、圧迫感解消と言っていたらそうかもしれませんけれど、どれくらい解消になったのか、私もちょっと疑問に思うんです。今、部長の答弁の中で、近隣住民が市道の向かい側に位置し、一定の距離が確保されているとおっしゃいました。でも、皆さん御存じかと思うんですけれど、あの距離、トラックさえ離合できない距離なんです。そこで、こちらは2階建てとか、今度、災害住宅が建つわけですけど、これが果たして一定距離かなという、僕は疑問を持っているんです。やはり、どうしても気になるんです。2階が丸見えということで。そういったことを考えますと、私は十分配慮していただきたいと思いますし、今回、先ほど述べていただいたように、近隣住民の皆さんと協議を進めているということですので、ぜひそのところはしっかりとやっていただきたいと私は思っております。

令和5年8月28日、近隣住民説明会において2階部分の変更やプライバシー確保については、フェンス、植栽などを行いますと述べておられます。今回、フェンスの設置、植栽など対応策を検討されているようですが、プライバシー確保として近隣住民の皆様には御理解いただいているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

プライバシーに関する近隣対応としましては、本体工事の着手後、複数回、近隣住民の皆様と協議を行い、フェンスや植栽等の仕様や寸法、配置などについて御意見を頂戴し、整備

を進めてきたところでございます。現時点においても、先ほど答弁しましたとおり、2階テラス部分につきましては、近隣住民の皆様と協議を行っているところでございます。今後もできる限り近隣住民の皆様の御要望に沿えるよう対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 配慮していただくということで、ありがたいんですが、そこで、例えば、フェンスとかはいいんですけど、先ほどから植栽での管理があると思うんです。例えば、そこに植栽でプライバシー確保したときに、その植栽の管理、例えば、細かく言いますと水やりとか、あるいは台風のときに誰が確保するのか。それとか、2階ですから、水をかけたら、当然、水まきになるんですけど、その水はどうするのかです。そういったところも、これを何で聞くかというのは、1回限りじゃないんです。ずっとなんですこれから。そこをどうするのかということは、やはり検討すべきじゃないかと思うんですけど、どんなでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

団地敷地内に配置しました植栽、花壇等につきましては、入居者で構成する団地会において水やりや清掃等を実施していただく予定としております。剪定につきましては、他の市営住宅と同様に、入居者あるいは市職員による作業では困難な場合、業者へ剪定業務を委託することになります。

現在、近隣住民の皆様と協議中の九日団地2階テラス部分の植栽につきましては、プランターによる植木を検討中でございますが、最近の猛暑により枯れる心配もございますので、手入れが不要な擬木やつい立て等も含めて、現在、検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、擬木とおっしゃいましたので、水が要らない木ということで理解してよろしいのでしょうか。そういったのでカバーしていくということで受け止めておきたいと思います。

でも、もし今後変更があつて水をかけなくてはならないような植栽になってきますと、水とか排水というのはしっかり考えていかないと、また私はこれは問題になると思うんです。そこだけひとつ覚えておいてください。

次に、復興・安全まちづくりに関する特別委員会において、今回の事業費増の一部は近隣住民に対してのプライバシー確保のためとの説明がありました。令和5年8月28日の説明会資料には、近接する住宅等へのプライバシーの確保へ向けた計画を行いますと述べてあります。

また、災害公営住宅整備事業評価点の視点においても、周辺住民とのコミュニティに関す

る配慮という項目があり、10点満点に評価されています。

建設地決定のときからプライバシー確保が必要とされていること、また、令和5年8月にもプライバシー確保の計画を示されておられます。そのことを考えますと、東校区地区災害公営住宅整備事業予算の議決は、令和5年12月でした。なぜ12月議会に計上できなかったのか。このことはその後に検討をされたのかということをお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

プライバシーの考え方につきましては、災害公営住宅と近隣住居の位置関係によっても異なりますし、住民個人の考え方によっても異なっております。市としましては、それぞれのお考えを持たれている中できちんと対話を重ね、意見、要望に対応していくことが大切であるとの判断から、令和5年12月の契約議決時にプライバシー対策に関する費用の計上は行いませんでした。事業者による工事着手後、工事の進捗に合わせて住民協議を行い、建物の状況や使用する材料等を確認していただきながら、近隣住民の皆様に対するプライバシー対応を進めてまいりました。今議会で議案提出させていただいております財産の取得についての議決内容の一部変更についての売買価格の変更内容の一つとして、近隣住民に対するプライバシー対応のための追加、変更工事を含めておりますが、現在、協議中の案件もございますので、できる限り住民の皆様の御意向に沿えるよう対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 近隣住民との対話とか意見、要望に対応することは、私は大切なことだと思います。これまで対話、要望など何回行われたのか。そのことで近隣住民の皆様にご理解いただいておりますのか心配するところでもあるんですが、ただ、プライバシー確保についての計画は、去年の8月に述べておられるわけですから、事業費の必要性については、この12月議会ではなくもっと早めに議会に対しても説明すべきだったと私は思うんですが、部長御自身どう思われますか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

住民の説明会、協議等のタイミング等にもよっておりますし、その協議の中で、やはり事業費等も算出していく必要もございますので、そういった中で議会のほうに御説明するタイミングもちょっと遅れてしまったというような状況だと私のほうでは認識しております。

私としては以上でございます。お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私は、この12月に出されたんです。でも、もっと早くからこのことは分かっていたから、やはり議会はずっとあっていたんです。ですから、やはりもう少し早めに議会にはこういった状況にありますということは言っていたら、私はありがたかったかなと、そう思っているところです。

次に、大工町、九日町災害公営住宅事業費については、令和5年12月議会において売買契約価格10億8,040万9,000円を議会は認めました。今回、松岡市長は議会冒頭の所信で、遠隔地からの労働者の確保に伴う共通仮設費及び現場管理費の増額、地中埋設物撤去費及びベランダ手すりや外構フェンスなどの変更により4,700万6,400円増の11億2,741万5,400円を提案されています。当初予算額は18億1,300万円ですので、予算内ではあると考えます。しかしながら、議会の議決は市民の負託を得たそれぞれの議員の意思決定であり、大変重たいものがあります。その議決したものを見直すことになるわけです。

そこで、今回の4,700万6,400円の追加提案について、どのような経緯で追加となったのか明確な説明をお願いいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

11月27日に開催されました復興・安全まちづくりに関する特別委員会で御説明しましたとおり、変更内容につきましては、1つ目に、市内近辺で確保できなかった労働者を遠隔地から確保するために生じる交通費、宿泊費など共通仮設費や現場管理費の増額によるものがございします。2つ目に、安全確保のための誘導員の追加、施設管理上必要な設備の追加、地下埋設物の撤去費、近隣住民との協議の中で必要となった追加工事や仕様変更等による増額がございします。3つ目に、建築確認や住宅性能評価等に関する各種申請手数料や上水道加入金について、必要額が確定したことによる増額となっております。そのほか、設計変更による少額の増減はございしますけれども、いずれの追加工事、仕様変更につきましても近隣住民の皆様への配慮、建物の機能性、防犯性を向上させるためのもの、また、安全に工事を進める上で必要であったものと考えており、金額につきましても適正であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 金額については適正であるということなので、私は金額についてはどうのこうの言おうという気はないんですけど、これはちょっと重箱の隅をつつくわけじゃないんですけど、この事業開始前資料では、人吉市買取型災害公営住宅整備事業（東校区地区）を見ますと、低廉で良質な住宅を提供されることを優先するとあります。やはり、できるだけ安くしないといけないということがまず大事だったと思うんです。

また、令和5年8月28日の説明会資料には、計画見直し設計後の価格については、人件費や資材価格の高騰の中、十分に精査し、適正な建設費を見極めますと述べていらっしゃるんです。だから、私も人件費とか資材価格高騰は十分理解します。これは出てくるんだと思うんですけど、先ほど言いましたように、地域住民の配慮、プライバシー確保になってくるんですが、そういったところはもう少し早めに出してもよかったんじゃないかなという、そういった思いでおります。だから、繰り返しになりますけれども、人件費とか資材高騰は、これは致し方ないとしながらも、プライバシー確保についての住民の配慮、これはもっと早め

に私たちに示すべきだったと私は思います。

次に、経済建設委員会及び復興・安全まちづくりに関する特別委員会においても、各委員から質疑があっています。東校区地区災害公営住宅建設地からの埋設物撤去に関する件について幾つかの疑問点についてお尋ねします。

まず、埋設物の判明は、九日町、大工町のどちらなのか。何か所あったのか。判明した時期については、昨日の本村議員の質問に対して答弁されていますように、令和6年3月、4月、11月とのことでした。工事着手は令和6年1月だと思います。

そこで、再度お尋ねしますが、この表の主要リスク分担表とあるんです。ここに分担表の項目があるんです。これのどれに該当するのかお尋ねします。これは事業者募集要領の22ページ、23ページです。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

議員御質問の人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）事業者募集要領の中の主要リスク分担表の別表4でございますけれども、この中の第2項目、公営住宅整備の中の用地の瑕疵リスクということで、文化財に関するもの、土壌汚染に関するもの、これ以外の地質障害、地中障害物、その他の予見できないことに関するもののリスクに該当するものでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 埋設物ですね、これを見ますと負担者と書いてありまして、市のほうに丸になっていますので、これは市のほうが負担するというようです。私もちょっと調べたんですけど、地中埋設物の撤去費は誰が負担するのとなったときに、昨日も答えていらっしゃいましたけれど、土地の購入者が撤去費を負担するのが原則ということになっているので、私もこれは理解するんですが、そこで、大工町の災害公営住宅立地場所には、その昔、4階、5階建てのホテルがちょうど南向きに建っていたんです。正面に、道路側からしますと、建っていました。その横にはレストラン、すずらんという店だったと思います。その奥には香泉荘という温泉があった。そういった場所なんです。ですから、事業開始まで売り主の方から土地の情報とか当時の図面など、提示されるべきではないかと私は思うんですが、そういったことについて売り主さんから事前説明は受けられたのかちょっとお尋ねしたいんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時55分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お時間を取らせてしまいまして、申し訳ございませんでした。
大塚議員の御質問にお答えいたします。

土地所有者からの埋設物の情報についてはなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、部長のほうから埋設物等についての売主からの説明はなかったと。
もちろん図面もなかったと私は受け止めておきます。

大変、私も申し訳なかったんですけど、今回、部長代わっていらっしゃいますので、そこに対して部長に質問して申し訳ないと思うんですが、でも立場上、そこは聞いていただきたいと思います。

普通ですと、私は当然、あれだけのホテルとか温泉とかレストランがあったんですから、私は当然、これは残っているものであって、売主が買主にそれはきちんと渡すか、あるいは事業をされる方にここはこういったのがありましたという情報は、私はすべきじゃなかったのかなと思っております。

次につながるんですけど、一般的にボーリング調査を行う際には、器具や機械を用いて調査が行われると思います。それは10メートルから数十メートルという深さを掘り進める必要があるからと伺っています。表層付近は地中に埋設物がある場合が多いため、ボーリング調査を行う前には埋設物がないのか約50センチメートルから1メートルほど試掘を行うこともあるようです。試掘は機械で行う方法と人力で行う方法があるようです。試掘を行い、安全が確認されたら、実際のボーリング調査へと進めることになっているようですが、今回の災害公営住宅建設事業についても同様な過程で行われたものと考えます。そうなりますと、なぜその時点で埋設物が確認されなかったのか。ボーリング箇所にもよるとは思うんですけど、ならば、その地質調査のときのボーリングは何か所調査されたのか分かりますか。分かったらお願いいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

今回の災害公営住宅の事業におきまして、地中埋設物を調査するためのボーリング調査は行われておりません。仮に地中埋設物を探索するためにボーリング調査を実施する場合には、相当な箇所の調査が必要となり、その費用についても高額になることが予想できるからでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） でも、あれだけの災害公営住宅5階建てだったですか、あれだけを造るのにされなかったというのはどうなのかなとちょっと心配なんです。やはり、地質はしっ

かり調べるべきだと思うんですけど、それが行われてなかったのかなという不安もあります。今回は小さい埋設物でしたからいいんですけど、仮に、これが今度は大きなのが出たらどこが補償するのかなという気もするんです。これを今部長に問うていいものかどうか、ちょっと私も心配なものですから、これは一応、私はそう思っております。これは大事なところなんですよ、実際。そこはよく考えていただきたい。

それと、幾つかあるもうこれは一つに絞りますけれど、じゃあ、埋設物が出た。さっきおっしゃいました3月、4月、11月、この3月、4月に出た時点で、何でもっと早めに議会のほうに報告できなかったのか。この12月になって埋設物と言われても、じゃあいつ出たんだと言ったら、さっきおっしゃったように3月、4月、11月——11月は仕方ないとしても、どうして3月、4月に出た時点で早めに報告をいただけなかったのか。これが今なのかということとはちょっと私疑問に思うんですが。このことについては部長どうですか。早めにするべきだったんじゃないんですか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

基礎工事につきましては、3月から5月にかけて実施しておりまして、その間に出てきた埋設物でございます。その出てきた数量とかそういったものの積算とかそういうのもございますけれども、結果的には議会への報告が遅くなったということでございまして、その1点につきましては、大変申し訳ないと思っていますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） そこは私も早くやってほしかったと思います。

すみません、部長、繰り返しになりますけれど、ボーリングをやっていないとおっしゃいました。地質調査もやっていないということなんでしょうか。そうじゃないと思うんですけど、そこら付近をちょっと確認したいと思うんです。ボーリングが地質調査になるのか、あるいは、全く別物で地質調査はされたということなのか。すみません、これをもう一度お願いいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、埋設物を確認するための調査は行っていないということで、建物を建てる場所の地盤の調査、ボーリング調査は実施しております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今ので理解いたしました。昨日、本村議員も述べていますので、埋設物の費用については、先ほど私言いましたように、土地の購入者が負担するのが原則ということが出ておりますので、そこは理解しておきたいと思います。

どうしても気になるのが、外構工事で出た埋設物であっても住宅を造るところに出た埋設

物であっても、どちらも補助対象になると理解してよろしいのでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

埋設物の箇所によって補助対象、対象外ということではなくて、敷地内の整備に関するものでございましたら補助対象になるというものでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 次に、大工町の土地取得については、売主が整地した後、受け渡しになっていたと思いますが、このことは間違いないのか。これは確認です。そうであるとするならば、売主が行うべき整地とは、売買契約においてどの範囲までのこととされておられるのかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

大工団地の整地の範囲につきましては、事前に確認できた地下室、ブロック塀、アスファルト舗装、駐車場の進入ゲート、立木等を撤去していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） やはり、この契約の中に埋設物のことは書いていないということですので、理解いたしました。

次に、今後のスケジュールを見ますと、来年1月落成式、3月入居となっています。今日の一般質問の中でさらなる事業費の追加が見込まれるものと考えます。

そこで、今後の事業費追加についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

先ほどの答弁におきまして、電柱移設の件について触れておりますけれども、現在、九日団地の引込柱の移設について検討を進めているところでございます。これは九日団地に設置された引込柱に対して、令和6年11月15日に近隣住民から電柱移設の要望書が提出され、その後、市と住民とで協議及び現地確認を行った結果、現在の位置では近隣住民の御理解が得られず、移設に向けて検討を始めたものでございます。引込柱の移設に伴い、敷地内の埋設配管及び電気配線を延長する必要があること。また、ハンドホールや引込開閉器等の追加設置が必要になることから、今後さらなる事業費の変更が出てまいります。

また、材料調達に要する期間や工事期間の延長も必要となりますことから、引き渡し期限の延長も生じてまいるところでございます。さらに、九日団地の2階テラス部分のプライバシー対応につきましても、現在、近隣住民の皆様と協議中でございます。御理解を得るための対応を実施するに当たり、新たに事業費の追加が発生してくる予定でございますので、再度、財産取得の変更をお願いさせていただく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） さらに売買契約価格の変更が起こりうるということのようです。

それでは、最後に市長にお尋ねします。私は災害公営住宅建設の必要性については十分認識しております。ただ、東校区地区災害公営住宅建設に対しては、様々に議論を行ってまいりました。今回の売買契約価格の変更をお聞きしたとき、なぜ完成近くでの提案になったのか。早い段階での提案はできなかったのか。その必要性は理解しながらも疑問を持ってしまいました。

その1つとして、プライバシーの確保です。例えば、この市庁舎は西向きです。建設当時、南向きの案もありました。しかしながら、敷地の課題もあったかとは思いますが、南向きに建設した場合、その方向には目の前に市営住宅があり、プライバシーの確保が必要なことから配慮され、現在の西向きになったものと考えています。市庁舎は仕事の拠点であり、24時間の利用はないことから問題はないかもしれません。しかし、東校区地区災害公営住宅については、24時間生活していく生活拠点の場所です。日照時間は満たしているとされていますが、東向きの住宅です。南向きでしたら状況は変化したかもしれませんが、建設地、住居戸数を考えますと南向きでは無理があり、建設当初から現在の東向き住居建設に決定され、変更の余地はなかったものと受け止めています。

さらに、商業地区の住宅密集地でもあります。そこに四、五階建ての災害公営住宅が建設が妥当だったのか。すなわち、災害公営住宅建設になった時点で、プライバシー確保については、必須の課題であったと考えます。他の候補地ならプライバシー確保のための対策も必要ではなく、さらなる事業費の追加なども発生することはなかったものと私は考えます。

今回、売買契約価格の変更を提案されました。さらに今後、売買価格の変更が示されることとなります。要因として労働者確保や設備などの追加工事、埋設物の撤去、住民への配慮などですが、結果的に九日町、大工町に建設になったことで事業費増になってしまいます。国民の税金を必要以上に掛けてしまったと私は考えますが、市長御自身どのように受け止められるのか伺いたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えをいたします。

東校区地区災害公営住宅の場所の選定につきましては、提案があった場所、敷地に応じて建設計画がなされ、団地全体の配置計画などに関する配慮、住戸の住まい方など高齢者を含む多様な世代の入居に関する配慮など、入居者間や周辺住民とのコミュニティーに関する配慮、景観や周辺環境との調和についてなど、総合的に評価されたものと存じます。公共工事に限らず、大規模な事業を進める際には、どのような場所においても少なからず周辺環境に影響を与えるものと考えております。敷地から文化財などの埋蔵物が出土する可能性や建物が建つことで農作物に影響が及ぶようなこともあるかもしれません。また、郊外部においても近隣住民へのプライバシーの配慮は必要となってまいります。そのような予測が困難な事

態が起きた際に、周囲の意見に耳を傾け、しっかりと対応していくことが大切だと思っています。

私は、これまでも申し上げてきましたとおり、中心市街地に再びにぎわいをとの思いに変わりはなく、人が住むということはそのきっかけの1つとして重要なことであると考えております。

また、東校区から西校区の中心市街地で被災された方の中で、元の住まいになるべく近い場所として、この東校区地区災害公営住宅への入居を希望されている方も多くおられ、中心市街地の地域コミュニティで暮らしたいとの思いを持たれているものと存じます。これらの入居者の方々が参加されることとなる地域コミュニティ形成の観点から見ましても、東校区地区災害公営住宅に限らず、どのような場所であっても周辺環境、周辺住民への配慮は必要であり、今回においても入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮、景観や周辺環境との調和についてを踏まえた当初設計が行われておりますが、地域住民のニーズに可能な限りお応えするための設計変更は必要なことであると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、市長から述べていただきました。確かに地域住民に配慮するための設計変更、あるいはそういった追加予算は必要なのは私も分かります。したがって、今回、別に僕は反対しているわけじゃないんですが、やはり、最後に言いたいのは、もっと早めに情報が欲しかったと、議会としてですね。何か後手後手になってしまっているんじゃないかなという気がしましたので、今回質問いたしました。

それから、やはりもうあれだけでできております。あとは地域の方の皆さんに、近隣住民の皆さんに配慮していただくこと、そして、あそこに住まわれる方が安心して気持ちよく暮らせるような体制を取っていただく、これをぜひお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。3番議員の徳川禎郁です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の通告は2項目です。1項目めは、人吉市公共施設管理等について。その中の要旨は、人吉市公共施設包括管理業務委託の進捗状況と課題について、人吉市住生活基本計画の策定

状況と今後の取組について、人吉市公営住宅等長寿命化2期計画における維持管理方針について。2項目めは、今後のまちづくりの方向性について。その要旨は、人吉市都市計画等の見直しについて、人吉市景観計画について、歴史的風致の統一感のあるまちづくりについてです。

今回の質問事項の中の市営住宅の件を調べておりましたときに、本市のホームページを開いてみますと、人吉市公共施設包括管理業務委託導入に関するサウンディング型市場調査についてと掲載があり、実施要項等が公表されておりました。本市では包括管理業務委託について検討を始めたばかりとのことで、サウンディング調査をされたばかりとのことでしたので、先進自治体の状況等をお聞きしながら整理をしたいと思います。

まずは、包括管理業務委託とはどのようなものでしょうか。そして、現在の事業の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

また、ホームページには、概算の委託料、修繕費等の事業費も公表されておりましたが、どのように算出されたのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。では、私のほうからお答えさせていただきます。

最初に、公共施設包括管理業務委託について御説明をさせていただきます。この業務委託は、市が保有しております公共施設ごとに実施しております施設の維持管理業務を取りまとめて包括的に業務委託を行い、統一した考えのもと適切な維持管理を実施するための一つの手法でございます。具体的には、それぞれの施設を管理する所管課が契約する保守点検等業務委託及び修繕業務につきまして、一つの部署、これは行財政改革課を主管課として現在考えておりますけれども、関連する予算を一括管理し、包括管理業務の受託事業者と一括契約を行い、当該受託事業者が地元事業者等と協力して、施設の維持管理を安定的に進めていくというものでございます。県内におきましては、荒尾市、玉名市、山鹿市が既に導入しているところでございます。

現在の進捗状況としましては、先進自治体と比較しまして、本市の人口規模や本業務の対象想定施設が小規模であることなどから、そもそも本業務を受託してもらえるのか、事業として成立するのか不明でありましたので、まずはサウンディング、いわゆる対話方式による市場性調査を実施することとし、市ホームページで事業者を公募しましたところ3社から応募があり、去る11月20日、21日に実施し、様々な御意見をいただいたところでございます。そのため、現在はまだ市場性調査を終えたばかりの段階でありまして、今後の状況としましては、今回いただきました御意見等を精査し、令和8年度からの包括管理業務の導入の可否につきまして鋭意検討を行うという段階でございます。

また、概算事業費につきましては、保守点検等の業務委託費としまして、現在の各施設の今年度の関連予算などをベースに算出し、修繕料につきましては過去3か年の実績の平均値

などから、その他の費用としましては受託事業者の人件費などの経費、いわゆるマネジメント経費を算出し、これらを合算したものになりますけれども、この金額はあくまでも市場性調査のための資料として算出したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 人吉市の規模で３社もサウンディング調査に参加いただいたということとをありがたく思っております。

ホームページには対象施設一覧が掲載されておりましたが、その中には指定管理施設も含まれています。指定管理者とこの包括業務委託の事業者との責任の所在を明確にする必要があると考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

今回、お示しいたしました対象施設は、あくまで市場性調査のために一定の規模を超える公共施設を対象として策定したものでありまして、導入を決定した施設というものではございません。導入に当たりましては、市場性調査の結果を基に、さらに検討をする必要があるものと考えております。

また、指定管理施設の包括管理業務委託につきましては、先進自治体にお聞きしたところ様々な検討課題があるということでございまして、導入に際しましては、指定管理者との協議を十分に行う必要があるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 指定管理者の施設を包括管理者へ委託するというのは、どの自治体も慎重にされているようです。具体的な対象施設については、まだこれからだと思いますので、山鹿市さんとか熊本県内にも３自治体がございます。部長から御紹介いただきましたが、先進自治体の事例を参考になどされながら、慎重な精査をお願いいたします。

では、対象一覧の中に市営住宅も含まれておりましたが、人吉市公共施設包括管理業務委託を導入されたとき、市営住宅の管理はどう変わりますか。お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

市営住宅の取扱いにつきましては、所管課におきまして入居者の方々の良質な居住環境を提供できることを期待して、公共施設包括管理業務委託により建物の保守点検、清掃等の維持管理業務や修繕業務について委託できないか検討をしたいということでございましたので、現在、その方向で協議を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 令和２年の豪雨災害の後に、私たちが益城町の災害公営住宅の視察に

行った際に、もう既に益城町は指定管理を導入されていて、職員さんに伺いましたら、やっぱり事務負担等職員の負担が激減したというお話を伺いました。

また、先月の厚生委員会の行政視察で広島県の尾道市へ空き家対策の視察に伺ったのですが、空き家対策も住宅政策係で所管されており、平成25年から市営住宅を指定管理にしているから、空き家対策までの業務ができているとのお話を伺いました。私もほかのいろんな自治体のことを調べ、前々から市営住宅は維持管理の効率化を考え、民間の力を活用した取組の検討が必要だと考えておりました。そういったところに本市のホームページでこの取組を知り、令和7年にはプロポーザル方式の契約、令和8年には事業開始とのことでしたので、今回、質問をいたしました。

では、これまで公共事業として受注されてきた業者さんにとって、包括管理業務委託にすることによりどのように変わるのでしょうか。先進自治体も様々な課題を持たれていることと思いますが、先進自治体の事例で結構ですのでお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

先ほどお答えしました県内の3市を含む先進自治体におきましては、受託事業者と包括管理業務の契約を結ぶに当たり、仕様書におきまして地元事業者に優先的に発注することといった項目を設けており、現在のところ、地元事業者が不利益になるような事象は発生していないとのことでした。

また、各自治体により方法は異なりますけれども、導入前に地元事業者等への説明会を実施し、周知を行ったとのお話も聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） では、この事業をもう既に進めておられる先進自治体の情報等で、この事業を進めるメリットまたはデメリットについて、特に災害時の対応や市民サービスの向上にどのようにつながっておられるのか、先進自治体の事例を教えていただければと思います。お願いいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

最初に、前提としまして公共施設包括管理業務委託につきましては、各市それぞれ施設の数や形態などから、業務委託として求める内容や期待する効果が異なっております。そのため受託事業者や契約内容によってメリット、デメリットが異なっておりますので、これまでお聞きした先進自治体の事例としてお答えをさせていただきます。

まず、メリットにつきまして、地元事業者等の観点からしますと、1つ目としまして、これまで施設の維持管理業務や修繕業務ごとに市のほうと契約を締結し、一連の事務手続きを行っていましたが、窓口の一本化により軽減されるかと思っております。2つ目に、複数年契約が可能となり、また、地元事業者優先発注項目を設けることにより、仕事の安定確

保につながるものと考えております。3つ目に、受託事業者と連携することでノウハウ、技術や知識を吸収することも可能になりますことから、自らの技術力の向上を図ることができるものと考えております。

次に、発注者側、市のほうとしましては、1つ目としまして、専門的知識に基づく質の高い維持管理により、施設の安全性の向上や巡回点検など、予防保全型管理により施設の長寿命化が見込まれます。2つ目に、施設の一元管理による業務水準の統一化等により、施設管理予算を効果的に配分することが可能となります。3つ目としまして、受託事業者から施設管理におけるデータ分析結果から合理的根拠に基づく提案を受けることも可能となり、効率的、効果的な施設マネジメントも可能になるものと考えております。4つ目に、災害時におきまして、受託事業者による点検など早期対応により、被災施設の早期復旧が期待できます。最近の事例としましては、能登半島地震における富山県射水市の事例がニュース等でも取り上げられたところでございます。

また、施設利用者にとりましては、予防保全型の管理が可能となることで、これまで以上に安全に施設を利用することができるものと考えております。

なお、デメリットについては特段ないとのことでございましたけれども、あえて申し上げますとすれば、職員が施設管理にかかわる機会が少なくなることによりまして、施設管理者としての意識の希薄化が懸念されるということでございましたけれども、その対策として、先進自治体におかれましては、受託事業者との毎月の定例会や担当職員との研修会を開催して、そういったところの対応をしているということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 人口減少により職員数も少なくなっている現状において、また、昨日の福屋議員の一般質問の際の市長の御答弁にもありましたように、技術職の職員の確保が難しい昨今、修繕などの管理業務を包括委託することについては、職員の業務負担が軽減され、コア業務に集中できるなどのメリットも多くあると思います。しかし、今の部長の御答弁にもありましたように、一方で、職員の施設管理者としての意識の希薄化、技術力の低下につながる恐れも懸念されます。先進自治体の事例を参考にしながら、市民サービスの向上につながるような取組をお願いいたします。

公共施設包括管理業務委託については、もう少し質問をしたいところではありますが、現在、令和8年度からの開始に向けて制度設計、準備を進めておられる段階ということで、現時点では執行部も明確に答えられない部分もあったかと思います。これまで先進自治体の取組等をお聞きした中で、方向性としましては、本市においても進めたい事業だと思っておりますが、運用次第では必ずしもいいことばかりではない場合もあります。受託者として包括的に専門知識がある経験豊富な事業者に期待する一方で、市の財産を地域で愛着を持っ

て育んでいくことの大切さを思うと、担い手としての市内の熟練した技術を持っておられる中小事業者の力を活用していくことも必要ではないでしょうか。これから検討を要する課題も多いと思いますが、ぜひ先進自治体に引けを取らない制度設計に努めていただきますことを期待しまして、この質問を終わります。

では次に、人吉市公営住宅等長寿命化２期計画の位置づけとして、上位計画に人吉市住生活基本計画がありますが、現在、計画は令和４年で期限が来たまま改定されていない状態です。今年３月の一般質問で住宅確保要配慮者への支援等も含め、計画の見直し、改定作業に取り組むとの答弁をいただいております。その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

住生活基本計画につきましては、市民の生活基盤である安定した住まいの確保を目的とした住宅政策に関する基本方針と施策の方向性を定める計画でございますが、現在、計画の改定、あるいは新計画策定に向けて関連する各種計画と照らし合わせながら、策定業務を発注するための準備を進めているところでございます。今後の計画の改定、あるいは、新計画の策定につきましては、昨年度策定しました都市計画マスタープラン・立地適正化計画、いきいき高齢プランなど関係する各計画はもちろんでございますが、国・県の施策や人吉市公営住宅等長寿命化２期計画との整合性を図りつつ、不要な重複作業が生じないように、かつ費用の縮減など考慮しながら策定手法を見極め、事業着手に向けた準備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 令和５年３月に改定された人吉市公共施設等総合管理計画の施設分類整備方針において、公営住宅の主な整備の方向性に長寿命化計画に基づく適正管理、マスタープラン策定による市営住宅政策の見直しと記載されています。ここで言うマスタープランとは、人吉市住生活基本計画です。３月の一般質問の際にも申し上げましたが、令和４年５月に国土交通省住宅局住宅政策課より出された市町村住生活基本計画の手引きによりますと、住生活基本計画は住宅政策を総合的に進める上で最上位計画であるとされ、国・県は策定が住生活基本法で定められておりますが、地方自治体では任意での計画策定とされています。本市では、令和５年度に、先ほど部長がおっしゃいました都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定されており、細やかなデータが取られております。これは住環境はもちろん様々な市民の生活に寄り添った計画ではありますが、中心になるのは、やっぱりコンパクトシティというのが含まれていると私は思います。

先日、１１月２８日の熊本県の人吉都市計画区域マスタープラン改定に係る住民説明会へも行ってきました。そこでは、目指すはエコ・コンパクトシティということだそうです。私は目標提示機能と根拠づけ機能を持った住生活基本計画があつてのコンパクトシティに向けた取

組だと考えます。2016年3月18日に閣議決定されている新たな住生活基本計画は、計画期間が令和3年度から令和12年度までとなっていますが、基本的な政策に8つの目標があり、少子化、人口減少、高齢化、空き家対策などる盛り込まれております。その中の目標の3番目に住宅の確保に特に配慮を要する者の住居の安定の確保とし、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化、公的賃貸住宅の適切な供給、公的賃貸住宅団地の建て替えなどが上げられています。これらのことは、やはり住生活基本計画ではないと市民の福祉向上が担保できないのではないかと私は考えます。国土交通省の市町村住生活基本計画の手引きにも関連計画との一体的な策定が可能と記されています。細やかなデータ等は共有しながらも、ぜひ市民に寄り添った計画としていただきますよう強く要望いたします。

では、次に、人吉市公営住宅等長寿命化2期計画。計画期間は令和4年度から令和13年度となっておりますが、公営住宅の需要を把握するに当たっては、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や、住宅の供給状況についてもできるだけ具体的に把握することが重要です。2期計画を策定される際に、入居者の意向、聞き取り等はされたのでしょうか。今後、計画を推進するに当たり、入居者の方々への説明や意見聴取はどのような計画になっているのでしょうかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

人吉市公営住宅等長寿命化2期計画は、令和4年度から令和13年度を計画期間とする計画でございます。中長期的な視点に立った維持管理を行うとともに、公営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業料の平準化を図ることを目的とした計画でございます。当計画の策定の際には、入居者の方々にアンケートを行うことで市営住宅の改善や修繕、建て替えなど今後の市営住宅の在り方について御意見を伺い、その内容を踏まえ、老朽化の度合いや他の計画との整合性を図りながら策定しているところでございます。今後につきましてもこのような形で対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 計画策定の段階から入居者へのアンケートや御意見が計画に反映されているとのこと安心しました。

計画を進める中でも、もちろん住宅の維持管理等の改修や修繕も重要ですが、やはり市営住宅の統廃合等も視野に入れながら進めていかなければならないと思います。移転を余儀なくされる入居者の方々に対して、本市としてはどのような説明や対応をされていくのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

人吉市公営住宅等長寿命化2期計画におきましては、市営住宅の統廃合を行っていく中で、まずは東間米山団地、三日原団地、麓団地、荒毛団地、旧相良団地について用途廃止を進め

る計画としております。入居者の方々にはほかの市営住宅を御紹介し、転居をお願いしているところございまして、転居を承諾された方には、移転料のお支払いと他の市営住宅に転居される場合の家賃の減額を行っているところでございます。これまでも用途廃止予定の入居者の方々につきましては、転居のお願いをしてきたところございまして、めどが立った団地もございますが、それぞれの御都合等もあることから、入居者全員に転居の承諾をいただくことはできておらず、計画どおりには進んでいないところでございます。今後も市営住宅の統廃合を着実に進めていくために、入居者の方々にはお一人お一人丁寧に対応して、転居について御理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 慣れ親しんだ住居を離れるのは並大抵のことではないと思います。現在も丁寧に対応していただいておりますが、引き続き入居者の方々への丁寧な対応をお願いいたします。この質問は終わります。

それでは、次の質問へ移ります。人吉市の今後のまちづくりの方向性について質問してまいります。昭和43年に都市計画法が制定され、本市での用途地域の見直しをされたのが平成8年が最後です。令和2年7月豪雨災害、それ以前から、幹線道路の整備や大型店の進出等により住民の生活は大きく変わってきています。用途地域の見直しも必要ではないかと考えます。

そこで、これまでの人吉市の都市計画と今後の計画についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

まず、これまでの人吉市の都市計画でございますが、都市計画の基本理念としましては、都市計画法第2条で都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと。並びに、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としているとされておきまして、本市におきましては、昭和12年に都市計画区域を当初決定いたしました。その後、都市計画マスタープランを平成15年3月に策定し、20年間の人吉市の都市計画を推進してまいりました。

また、計画期間が満了したことから、令和5年度に改定を行いましたが、全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、持続可能なまちづくりを目的とした都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画も同時に策定したところでございます。都市計画マスタープランは、都市の将来像を明らかにし、その実現に向けた方針を示す計画でございまして、平成4年の都市計画法改正により整備された制度でございます。この計画は、用途地域、道路や公園などの都市施設の整備計画が示されており、今後20年間の人吉市都市計画の設計図でございます。少子高齢化、人口減少が進む中でまちづくり計画でございますので、新たに策定いたしました立地適正化計画とともに持続可能な行政サービスを提供するために必要な施策を盛

り込んだ計画となっております。具体的には、道路、公園といった都市施設の整備計画は、今後新たに整備するというよりも、今ある施設を適切に管理していくことを重視する計画としております。計画の改定作業の中でも有識者の方々から都市計画マスタープランの改定に伴い、用途地域及び都市施設整備計画等の見直しを行うべきとの御意見をいただいたところでございます。今年度から見直しに向けた検討を行っているところでございます。今後、見直し案を作成し、市民の皆様の御意見を伺いながら、改定に向け進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 今年度から見直しに向けて検討が行われるということで、そこに計画を策定する根拠としては、私はやはり人吉市住生活基本計画が必要だと考えています。今、復興まちづくりデザイン会議等々で、様々に復興へのまちづくりに関する会議が進められておりますが、これから本市が復興していく上で、景観計画も最も重要な計画だと考えます。

そこで、本市の景観計画で現在指定されている地区、区域はどこを指しているのでしょうか。お尋ねいたします。

また、今後の計画改定の方針についても併せてお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

人吉市景観計画は、令和元年10月に策定し、市全域である景観計画区域を基本として曙橋から織月大橋までの球磨川沿川の地域を球磨川河畔景観形成地域、青井阿蘇神社周辺を青井阿蘇神社周辺重点地区、青井阿蘇神社眺望保全地区、おくんち祭伝統継承地区とし、国道219号、221号、県道人吉インター線沿いを特定施設届出地区に指定し、人吉市の自然や文化を継承した景観形成を推進してまいりました。しかし、令和2年7月豪雨により、中心市街地を中心に大きな被害を受け、失われた町並みや景観を復興まちづくり計画に沿って復旧・復興していく中で、議員御指摘のとおり、発災前に策定した計画でございますので、災害からの復興に取り組んでいる現状を鑑み、景観計画の見直しは必要であると認識しております。今後、景観審議会を開催し、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） これから景観審議会を開催いただくということで、頼もしく思います。

景観計画を改定する際には、市民とのワークショップや意見交換等の計画はあるのかお尋ねします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

人吉市景観計画は、令和元年度に策定した際に、「有権者による景観計画等策定審議会」、市民代表及び市職員で構成するワーキンググループ等の組織を立ち上げ、市民アンケート調

査や市民参加のワークショップにて市民の意見を取り入れながら策定しております。改定する際にも市民や有識者、専門家の方々に御意見をいただきながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） なぜ市民との意見交換会などがあるのかお尋ねしたかと言いますと、やはり、こういったものは行政だけで進めるのではなく、復興まちづくりデザイン会議等と同じように住民の皆さんや市民がこの人吉市の町並みをこうしたいああしたいという熱い思いがなければできないものだと思うからです。住民の機運が高まることが大切だと思います。そして、市民の代表や市職員で構成されるワーキンググループ等の組織編成の際には、ぜひ年齢層や性別など多様性のあるメンバーとなるように構成していただきたいと思います。

しかし、今後、景観計画は待ったなしで進めなければいけません。せっかく復興まちづくりデザイン会議等々で町なかの趣のある風情にこれからはなりますが、なったときにその周りと、特に人吉球磨の玄関口となる人吉インターチェンジから町なかや人吉城址、青井神社、今回リニューアルされる歴史資料館などへいざなう道路や人吉球磨スマートインターチェンジから人吉城址、また道の駅人吉、クラフトパーク石野公園へ向かう道路が町なかと統一感を持った風景でなければならないと考えます。これらの幹線道路も景観計画の指定地区に加えるべきだと考えます。人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプランや景観計画に盛り込む考えはありますか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、人吉インターチェンジ、人吉球磨スマートインターチェンジは、人吉球磨の玄関口でございますので、そこから人吉市内中心部や人吉球磨の観光スポットへの動線の景観は特に重要であると考えております。現在の景観計画におきましては、人吉インターチェンジから水の手橋までの県道人吉インター線沿いを特定施設届出地区と位置づけ、遊戯施設等につきましては届出の対象とし、調和の取れた沿道景観の形成を推進しております。景観計画の改定の際には、人吉球磨スマートインターチェンジからのアクセス道路沿いにつきましても、人吉球磨の玄関口として全体的に統一したデザインとなるよう、景観形成を検討してまいりたいと存じます。

また、復興まちづくりデザイン会議におきまして、ランドスケープなど景観につきましても議論を行っておりますが、人吉市景観計画との整合性を重視して進めておりますので、景観計画の改定につきましても復興まちづくりデザイン会議等各種計画と連携を取りながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） ぜひ連携を取りながら進めていただきたいと思います。期待しています。

現在の人吉インターやスマートインターで下りたとき、この先にすてきな町並みや城跡やこんなにたくさんの文化遺産があると想像できますでしょうか。特に夜にインターで下りると暗いです。この先にすてきなホテルがあると想像できるでしょうか。アクションプランにはエリア全体の夜間景観の考え方というものの中でも、インターからの道路はもちろん対象外です。このアクションプランは中心市街地が対象区域ということになっているので当然だと思うんですが、県道なので街灯は県の管轄だとは思いますが、統一した町並みとするならば、そこは県ともしっかり連携を取っていただきたいと思います。

先ほども紹介いたしました、先月の厚生委員会の行政視察で山口県萩市と広島県尾道市に行かせていただきました。その際に、空き家対策と健康寿命の延伸というのがテーマだったのですけれども、どちらの市も町並みに歴史的な建物が溶け込んでいるような町で、住民の皆さんがとても大切にされているというのが、訪れた私たちにも強く伝わり感動しました。萩市は世界遺産、尾道市は本市と同じく日本遺産に認定されています。やはり、本市のまちづくり、復興の軸となるのは日本遺産だと思うのです。本市は、平成27年に文化庁の人吉市歴史文化基本構想を策定されています。その冒頭に、人吉市内には古社寺、古いお寺とか仏教美術、史跡、無形民俗文化財などの指定文化財だけでなく未指定の文化財も数多く存在する。これらの文化財に関する情報整理を行い、かけがえのない遺産を市民に知ってもらい、次世代へ引き継ぐため保存、利用活用を行い、文化財を中心とした将来的なまちづくりに生かせるものとするため、歴史文化基本構想を策定したと書いてあります。やはり日本遺産です。昨日の池田議員の一般質問でも言われておりました。私もこれからの全ての計画の軸は日本遺産だと思います。もちろん、日本遺産を計画に組み込んでおられることは承知しています。

そこで、歴史的風致の統一感のある町並みをつくる手段として、国土交通省の歴史的風致維持向上計画がありますが、この計画を活用する考えはあるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

歴史的風致維持向上計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき市町村が策定し、国の認定を受けることで歴史まちづくりを進めるための国の支援を受けられるものでございます。

また、歴史的風致とは、地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物、その周辺の市街地などが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことと定義されております。まちづくりの支援制度につきましては、そのほかにも地区計画等様々なメニューがございますので、今後、計画策定の要件に合致するような地域等がございましたら、活用を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 歴史的風致維持向上計画は、熊本県では熊本市、山鹿市、そして湯前町が認定されています。もちろん萩市、尾道市も認定されています。萩市、尾道市と山鹿市におかれては、２期計画を現在推進されているところです。本市においてもぜひ前向きな検討をお願いいたします。

私は人吉市全体を歴史的風致が感じられる町並みにしたい、歴史的建物を残してほしいという思いから、水害後の令和３年３月と同年８月に、この件について一般質問をしています。その際、市長から歴史的町並みの再生は復興まちづくりの重要なテーマでもあるとの御答弁をいただいております。

では、最後に市長にお尋ねいたします。現在、様々に復興からの新たなまちづくりの計画がされておりますが、それら一つ一つが積み重なっていかねばいけないと私は思っています。復興まちづくりデザイン会議等では本市の担当課も横断的に関わり進められておりますが、そのほかの計画は担当課で策定され実施されていることが多いように思います。今回質問いたしました公共施設についても、住宅政策にしても、都市計画、景観計画の全てが一つに重なり、そこに新たな人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプランなどが重なり合わされなければならないと思います。その中心は、先ほどから何度も申し上げておりますが、日本遺産が軸であるべきだと考えます。人吉インターから町なかへ、人吉球磨スマートインターから人吉城址へ、また、道の駅人吉の石野公園への幹線道路の景観がとても大切であり、日本史上まれと言われる相良700年と称され、司馬遼太郎が最も豊かな隠れ里と呼んだ人吉球磨、伝統を語るストーリー、今後、本市の復興に、まちづくりにこの日本遺産を最大限に活用してほしいと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

これまでの御質問の中で復興建設部長が申しましたとおり、本市では幾つかのまちづくり計画があり、それぞれが同じ最終目標のもとにそれぞれのアプローチから事業を展開しております。その中において都市計画のまちづくりの観点からしますと、議員御指摘のとおり、人吉インターチェンジ及び人吉球磨スマートインターチェンジは、人吉球磨の玄関口でございますので、そこから本市の中心部へ続くアクセス道路は、市を南北につなぐ重要な幹線でもあり、併せて、その景観形成についても重要であると認識しております。

今年８月に国、県、市を含む行政、都市分野の専門家、地元民間事業者等に歴史文化の有識者も加えて構成される人吉市復興まちづくり推進会議、同デザイン会議が設立されました。安全・安心のためのハード整備を進めつつも、本会議で推進する復興まちづくりにおいて最も重要視されるのは、悠久の清流球磨川、相良700年の歴史と継承される文化を守り、それらがつくる魅力を最大限に磨き上げ、地域内外に発信することとしており、その根底にも、

やはり日本遺産に認定された歴史文化のストーリーが位置づけられているところがございます。人吉球磨地域において国、県、各自治体及び民間事業者等が公民連携により災害からの復興と地域の再生に一体となって取り組んでいくことは、日本遺産、相良700年が生んだ保守と進取の文化、日本で最も豊かな隠れ里の保存継承に欠かせないものであり、各個別事業や取組において最大限有効かつ適切に保存と活用が図られるべきであると考えております。

景観とは、目に映る景色を見る人の心の動きであり、景観形成は来訪者の方々が心地よさを感じることができる風景をつくり上げ、地域を磨き上げていくことでありますので、行政の取組だけでは難しいところもございます。しかしながら、人吉市のまちづくりに対する住民と行政が目指すビジョンは、同じ方向を向いていると思いますし、それがまちづくりの前提であると思います。今後は、議員がおっしゃいますとおりアクセス道路沿いの住民の方々のお話をお聞きしながら、本市を訪れていただく来訪者を意識した景観形成について、市民の皆様と共に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） ありがとうございます。

来訪者の方々をおもてなしというかお出迎えするのにとっても重要な道路だと思っています。と同時に、やはり地域住民が私たちの町はこんなにすてきなんだと誇りを持って自慢できて、愛着があってというようなまちづくりに、まずは住んでいる人たちが自分たちの地域が好きになる。そして、そこにいたくなる。そして、卒業して大学とかに行っても帰って来たくなる町並みとなるといいなと思つての提案でした。よろしくお願いいたします。

萩市、尾道市へ行ったときに一番驚いたのは、建物はもちろんのこと看板についても全て統一感のある歴史的風致の趣のある町並みでした。コンビニや全国展開をされている私たちがよく知っているお店のロゴや色使いも全て統一されていて、本来なら真っ赤やオレンジ、水色、ピンクだったり、そのお店の顔となるロゴでさえ全く違う色使いで茶色系に統一されていました。京都ではこのような色使いのコンビニやコーヒーショップなど建物、看板を見たことがありますが、萩市と尾道市と両市ともそのような景観だったので驚きました。どうすればこのような町並みにできるのか。屋外広告物等に関する条例を市独自で策定されているのも一つの手段なのかなと思います。ほかにも様々な計画の上で成り立っているとは思いますが、この条例を読んでみて、本市でも検討できないかと考えました。本市では広告物等に関する条例は、部長からも御紹介をいただきましたが、熊本県の条例を活用されておりますが、やはり本市独自の条例の策定の検討も必要でないかと思います。規制するだけではなく、市民と共につくり上げる町並みにするために、現在の景観計画の最終項にも記載してあります景観形成の活動に関する行政の取組として、景観を遂行する組織の体制、景観まちづくり活動の担い手への支援と育成、市民参加の促進と表彰、支援、まちづくり事業の

推進とあります。やはり、住民と市民と行政と共にまちづくりをする。住民、市民が愛着を持てるまちづくりをすることが大切ではないかと考えます。

最後に、全ての計画が重なり合い、さらに本市独自の屋外広告物条例の制定の提案と歴史的風致の息づく統一感のある景観の実現を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 14 分 休憩

午後 2 時 29 分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君）（登壇） 12番議員の村上恵一でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、地域の宝・肥薩線と体育施設管理の2項目を通告しております。

それでは、最初にSL人吉の魅力発信と人吉駅まるごと鉄道博物館についてでございます。8620形蒸気機関車58654号機、つまりSL人吉には、私も運行終了前の2月11日、建国記念日に乗ってきました。小さい頃から見えていた蒸気機関車、時折乗っていたことも思い出しながら万感の思いで乗車いたしました。窓から見える光景はいつもの光景なのですが、SL人吉に乗っている人たちよりも多くの方々が、そして子供たちが沿線でお迎えをさせていただき、各所で「SL人吉、今までありがとう」とか、「SL人吉、おつかれさまでした」との手作りの横断幕を持って大きく手を振っていただく姿を見て、これだけ多くの方に愛されてきたんだと思うと、本当に胸が熱くなりました。そして、11月17日には、残念ながら私には出席の依頼がありませんでしたが記念式典が行われ、58654号機の102歳の誕生日である18日から一般公開をされております。

また、11月30日、そして、12月1日には、SL人吉鉄道フェスが開催されております。私も合間を見て行ってまいりましたが、機関車庫、そして転車台を見る目的で行ったんですが、全く整理券が取れなくて涙ながら帰ってきた次第でございます。

ここでSL人吉について最初の質問でございますが、SL人吉の今後の動態展示は圧縮空気で行うということですが、体験乗車もできるようにするのでしょうか。また、その運行形態は有料なのか無料なのか。また、有料の場合、料金等も含めてお教え下さい。また、いつから行うのかもよろしくお願いいたします。1回目の質問でございます。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

SL人吉につきましては、組立てや塗装など一連の作業を経て設置が完了し、お披露目以降、連日多くの方々に御覧いただいております。まずは静態での展示を開始したところでございますが、今後は圧縮空気を動力とした動態展示を目指しており、動態化に合わせて運転

台での運転体験やトロッキを連結した乗車体験など、ＳＬ人吉の魅力をより多くの方々に伝えるため、様々な体験コンテンツを検討造成してまいりたいと存じます。これらの体験コンテンツの利用料金の設定につきましては、類似施設の金額等も参考に、今後検討してまいります。

一方で、動態化に向けては動力の圧縮空気への改造やレールの延長、保管、整備のための格納庫の建設など、環境整備が必要となり、併せて、運転操作や整備の技能を持った人材育成が必要となります。このため、専門家を交えて、その対応について検討協議を行っているところでございます。ＳＬ人吉を動態化した場合、九州では唯一の動態展示となり、今後、ＳＬ人吉は人吉球磨のランドマークになるものと確信をしております。一日も早い動態展示に向けて、まずは圧縮空気への改造、レールの延長、運転操作等の技術習得についてしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 小さな子供たちから幅広い年齢層の追っかけが多いこのＳＬ人吉、本当に多くの方々がそのＳＬ人吉の動く姿を心から待ち望んでいると思っております。私も追っかけの一人でございます。10月1日には、夕方、駅前に立ちまして、3つに分解されたＳＬ人吉が人吉駅横駐車場に運ばれていることを知りまして、ビデオカメラを持って待ち構えておりました。そして、翌日からもくぎづけで、さすがに夜中の3時、4時には行けませんでした。あとの組立て作業もちょこちょこ見ながら、私の妻に「何回も行かんでよかつじゃないと。」と言われながら行っておりました。

ここで2回目の質問でございますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、最も重要なのはメンテナンスだと思うんです。そこで、整備士の確保などはどうなっているのでしょうか。教えてください。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

現在の静態展示の場合は、主に外観の維持と防さび対策が中心となり、特に鉄が露出している部分の防さび対策につきましては、軽油等を用いた拭き上げ作業が必要となります。

一方、動態展示となった場合は、静態展示のメンテナンスに加え、ブレーキ、車輪などの動作部品の点検、調整などを定期的に行う必要があり、安全確保のための検査が重要となっております。

なお、動態展示のメンテナンスについては、動態化の当初は、そのノウハウを有する団体等への委託と併せて、整備等に関する技能習得のための研修等の実施について検討したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） まだまだこれからということで、今後見守りたいと思っております。

2か月前の10月8日でしたか、愛知県犬山市にあります明治村を調査視察してきました。この明治村では、明治時代に英国から輸入されて東京の新橋と横浜間を走っていた約150歳になる蒸気機関車をメンテナンスしながら引き取って、そして動態展示にされております。それも圧縮空気ではなくて、石炭を燃料とした走行を今でも続けられております。担当の方から詳しくお話をお聞きしましたがけれども、もうメンテナンスが本当に大変だということです。昨日まで動いていたのに、今日はいきなり動かなくなってしまうとか、メンテナンスに追われているということでした。

ここで、次に維持費についての質問でございますが、S L人吉の動態展示において維持費を含めてランニングコストはどのくらいを予想しているのでしょうか。また、その財源はどこから捻出するのかお聞きいたします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

S L人吉の動態保存に必要なランニングコストとしましては、保守、メンテナンス費用、整備のための消耗品や修繕料、運転士、整備士などの人件費などが想定されるところでございます。定期的な保守、メンテナンス費用、消耗品等につきましては、年間で600万円程度と見込んでおります。このほか、運転手等を雇用した場合の費用は、動態展示の実施体制等により変動いたしますので、今後、類似施設の事例等を参考に専門家との協議を踏まえ、具体的な費用の把握に努めてまいりたいと存じます。

その財源につきましては、ふるさと納税やクラウドファンディング、運転体験などの利用料金など検討できるものと考えます。

なお、今回の静態展示、将来の動態展示により、交流人口の増加が期待されますが、S L人吉や地域の観光資源を活用した旅行商品の販売による観光客の増加は、観光産業が裾野が広い産業と言われるように関連産業が多岐にわたるため、本市の経済活性化において一定の効果があるものと認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 明治村の場合、ランニングコストは人件費等も含めまして年間約5,000万円ということでした。また、この明治村におきましては、750メートルぐらいの距離を大人700円、そして子供500円で運行されております。そして、やっぱり週に2日しっかりとメンテナンスをするために週5日間の運行ということでした。

次は、S L人吉も含めて、今度は人吉駅周辺についての質問なんです、これは非常に難しい問題ではありますが、機関庫や転車台を日頃から見学可能にできないのでしょうか。これにやっぱり法の縛りがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

機関庫や転車台は人吉駅構内にありますので、「鉄道事業法」により安全確保の観点からみだりに鉄道敷地内に入ることができないため、常時の見学はできないこととなっております。従いまして、鉄道事業者の許可により特別な体験としてイベントや学習会での見学が実施されているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） やはりJRの持ち物でございますので、大変厳しいとは思っております。しかしながら、SL人吉、MOZOCAステーション、そしてくま川鉄道とのネットワーク化によるまると博物館というものを——仮称ですけど、実現するためには、この機関庫と転車台は切っても切れない大きな存在だということで私は思っております。よって、例えば、月に一度、土日の見学会を実現できるというようなことを今後は進めていただければなと切に願っておる次第でございます。

そしてまた、このまると博物館に関する質問になりますけれども、過去に2度、一般質問において同じことを申し上げてきましたけれども、このMOZOCAステーション868の2階は、肥薩線資料館にするべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868の2階につきましては、肥薩線の歴史的、文化的価値を未来へと継承するため、歴史や建築物についての説明パネルを展示しておりました。今回のSL人吉の展示に合わせまして、現在、SL人吉写真展として貴重な8620形蒸気機関車58654号機の写真展を開催しており、展示内容の充実を図っているところでございます。施設の2階はスペースに限りがありますが、引き続き、季節やテーマに応じた特色ある様々な展示を実施してまいります。

また、来年度以降に整備予定のSL人吉の格納庫内において、肥薩線やSL人吉の歴史や価値を伝えるための展示、見学スペースを併設するなど、鉄道の町人吉の魅力を発信する施設整備の検討を行うとともに、JR肥薩線復旧の機運醸成につなげる取組も継続してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 私も2日前にMOZOCAステーションのSLの写真展を見てまいりました。本当に懐かしく拝見させていただきました。そのときに改めて2階のスペースを見渡しましたがけれども、図書物が置いてありますよね、子供向けの。あれは鉄道に特化した物でも何でもないものですから、やっぱりあれは1階に置いて、そしてスペースを広げるべきです。そして、可能ならば本当に肥薩線のメモリアルコーナーとして博物館にすると。いろんなものをお持ちの方がおられますので、そういうものをお借りして展示物にすると。非常

に魅力は倍増すると思うんですが、私はそう思います。再度、検討していただけますようお願い申し上げます。

ところで、これはこの項目の最後の質問になりますけれども、隼人から八代の124.2キロメートル、これは明治42年11月21日に全通しております。全線開通ですね。そして、実は私はこういうものを持っているんですけど、肥薩線全通記念絵はがき、鉄道省が出した。これはここに書いています。昭和2年10月17日、97年前の絵はがきなんですけれども、これを手に入れたときに、いやこれはおかしいんじゃないのと思ったんです。海岸線の写真ばかりです。要するに、八代から川内、そして鹿児島ルート、海線です。海線の開通記念の絵はがきなんです。だから、ほとんどが海岸線の写真です。しかし、この1枚目のこれは、人吉から矢岳、そして最後の鹿児島に至るルートを鹿児島線と書いています。いわゆるこっちは鹿児島線だったわけです。海線のほうの八代から鹿児島に抜けるルートが肥薩線で全線開通したという、これは昭和2年10月17日と日付が書いています。これが生き証人なんですけれども、このすぐ後に、今度は川線、山線と入れ替わっているんです。改称されて。海線側が鹿児島本線、そして八代、人吉、吉松経由からずっと鹿児島に行くルートを肥薩線と改称したという歴史があるようです。ということは、今97年ですから、3年後は100周年を迎えるわけなんです。これが本当の100周年だと思います。肥薩線。そういうことで、あと3年ということになりますけれども、今後はどのような取組を行っていくのか。そして、南九州鉄道の聖地として全国に発信するよいチャンスになるのではないかとということも含めて、市長にぜひそのお気持ちをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃいましたように、昭和2年に八代、川内、鹿児島間が全通したことにより、現在の八代―隼人間が肥薩線と改称されて、今年で97年の歳月が経過をしております。肥薩線は八代駅を出ますと球磨川に沿って、四季折々の風景が織りなす美しい景色が続き、人吉駅を出ますと険しい山々を縫うように走り、壮大な山岳風景を楽しめる景色が広がり、そして吉松駅を出ますと季節の移り変わりを感じられる穏やかな田園風景、どこか懐かしさを感じられる風景が現れるなど、肥薩線が持つ独自の魅力は訪れる人々の心に深く響き、忘れられない思い出をつくり出します。残念ながら、復旧にはしばらく時間を要しますが、3年後の2027年は、改称100周年という節目の年を迎えます。これまで以上にSNS等による肥薩線の歴史的、文化的価値を広く発信することやイベントを各地で行うなど、沿線の3県にまたがる16自治体で構成します肥薩線利用促進・魅力発信協議会等と連携を図りながら、実施について検討してまいりたいと存じます。

今年3月に引退したSL人吉ですが、無事に本市への里帰りを果たし、連日多くの方に御覧いただき、また、SNS等で多くの情報発信をいただいております。感動と感謝の言葉もいただくなど、改めてSL人吉の注目度の高さを深く伺い知ることができました。この地で

新たな役割を担い、本市のランドマーク、観光資源として多くの方に親しまれ、地域のシンボルとして輝き、新たな歴史を刻んでいくことが期待と希望を一層高め、肥薩線及びくま川鉄道の復旧に向けた大きな一歩にもなります。このためにも人吉駅の石造機関庫や転車台など貴重な施設や隣接するMOZOCAステーション、加えて、国宝青井阿蘇神社や国指定史跡の大村横穴群など歴史文化的資源を活用し、併せて、鉄道案内人の会などとの連携など、人的資源も活用しながら旅行商品の造成、販売やイベントの開催などにより本市の魅力を発信することで、鉄道ファンをはじめ多くの方々に本市を鉄道の聖地として認めていただけるよう、しっかりと取組を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） ぜひその気持ちを前に前に進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。この地域には旧湯前線、くま川鉄道という宝物もございますし、多くの方が、また田園シンフォニーが走り始めるのを本当に楽しみにしているのではないかと思います。肥薩線全体が鉄道の聖地であり、そして、その中心にあるのが人吉市なのですから、ぜひ前向きに頑張っていきましょう。

ところで、ここでちょっと一昨日の夜に気づいたんですけども、JR肥薩線サポーターズクラブというのがございます。これの会員に私もなっておりますけれども、これはチラシからQRコードを読み込んでスマホで会員になれるんですけど、じゃなくて、例えば、各自治体のホームページで入会できるようになっているかと思っていろいろ検索してみましたら、人吉市にリンクがありませんでした。会員申込みのリンクがない。そして、見たら八代市もないんです。だから、先ほどおっしゃいましたように、16の自治体全てのホームページには、このサポーターズクラブの会員になれる申し込みのフォームをリンクしておくべきではないかなと思っております。ところが、沿線自治体じゃない玉名市とか山都町にはリンクがあるんです。ありがたいことに。これはぜひ、これは質問じゃございませんけれども、改善していただきますように、早急をお願いいたします。そして、ほかの自治体にもそのことを呼びかけていただいて、16の自治体は全てこのリンクを持つと、そして、地域全体でサポーターズクラブの会員を増やして、みんなで熱意を持ってこの肥薩線復興に当たっていこうという取組をやっていければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今度は日本三大車窓を有する人吉－吉松間の鉄路復旧についてでございます。2か月前の10月5日に、カルチャーパレスでローカル鉄道愛を育む講演会が開催されました。これは私も参加させていただきました。この中で肥薩線 again の代表の小澤光二さんが活動報告を、そして、大井川鉄道、昔のいすみ鉄道の社長もされました鳥塚亮氏が基調講演を行われました。この中で、大井川鉄道の鳥塚社長は、肥薩線の最大の魅力は、人吉－吉松間の山線にあると明言されたんです。私もそう思っております。やはり、日本の三大車窓で

す。大畑駅にあります。先ほど矢岳駅と話しましたが、大畑駅にあるループ橋、スイッチバック、そしてループ線、これが日本三大車窓の一つであると。そして、あの有名なマイクロソフト社がトレインシミュレーターというゲームのソフトを発売しております。二十数年前、これは私も持っていますけれど、これは川線から山線を網羅するゲームソフトです。これはマイクロソフトが世界で6か所つくっています。その中に日本が2か所描かれています。一つは小田急線、そして一つはこの肥薩線なんです。それだけ世界の注目に値する路線であるということでございます。その山線において令和2年7月豪雨災害によって不通区間は斜面崩壊など被害が29か所、熊本県側が28か所、そして鹿児島が1か所ということで報道されております。

そこで質問なんですけれども、この人吉－吉松間において斜面崩壊被害などについて、現地調査は行ったことはあるのかをお聞きしたいと思います。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、J R九州の会見におきまして、人吉－吉松間の被害として斜面の崩壊などが29か所で発生し、それらの復旧費が約6億円になると認識が示されております。

また、災害発生以降、本市が独自に現地調査を行ったことはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） やはりこの崩壊場所など危険な場所は無理だとしても、被害状況を全体像をJ Rから説明を受けながら現地調査はしておくべきだと私は思います。知っておくべきだと思います。できれば我々議員も連れて行ってほしいですけど。

そこで、被災前の山線の輸送実績についての質問でございますが、人吉－吉松間、吉松－隼人間の被災前2019年の利用者数や輸送密度と営業実績はどのくらいなのでしょう。お聞きいたします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

J R九州により公表されております線区別の利用、収支の状況によりますと、2019年度の人吉－吉松間の平均通過人員が1日当たり106人、営業損益がマイナス2億7,000万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 人吉－吉松間は2019年度の1日平均利用客は100人程度で、八代－人吉間よりも少ない。非常に少ないですね。生活利用がないですからね。2億7,000万円の営業赤字だったということでございます。新聞記事の中には、人吉－吉松間35キロメートルについて、J R九州は2019年度のこの1日の平均利用客は100人程度と少なく、利用客の確

保が課題と指摘されているということです。

また、関係する熊本、鹿児島、宮崎の3県を交えた会議体を設けて方向性を決める考えを示しているということでした。そして6億円の復旧費と。

そこで質問なんですけれども、人吉市が中心になって人吉市とえびの市、湧水町の三者で協議は行ったことがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

人吉－吉松間における沿線自治体である人吉市、えびの市、湧水町の三者による個別の協議は、これまで行っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） やはりこの山線、人吉－吉松間の復旧というのは、このスタートはまずは沿線自治体の協議から始まるんじゃないかなと私は思います。

先日、吉松、栗野まで全部駅を車でしか行けませんから、車で行ってまいりました。そして、吉松駅の構内に肥薩線（山線）の早期着工復旧開通は私たちの切なる願いという紙製の大きな横断幕が掲示されています。地元の皆さんの熱意を感じて、大変うれしくなりました。この熱意が必要なんだと思うんです。ですから、人吉駅から真幸駅にも同様の意思表示を横断幕をして掲示するべきではないかなと思うぐらいです。早急に、ですから、この3市町の協議をぜひ始めてください。スタートラインに立っていないんですよ、今。それをぜひやるべきだと思っています。

そして、引き続き質問でございますが、人吉－吉松間の復旧の方法は、本当は上下分離方式が理想だと思います。もしかしたら可能かもしれません。しかし、生活路線ではないという山線の場合、もし、この上下分離方式は導入できないとしたら、どのような方法が考えられるのかお聞きしたいと思います。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

今年度内の最終合意を目指しております川線、八代－人吉間におきましては、基本合意書において、熊本県を含む地元自治体を鉄道事業法に定める第3種鉄道事業者、JR九州を第2種鉄道事業者とする上下分離方式が採用されることとなっております。しかしながら、山線の人吉－吉松間においては、具体の協議は行っていないのが現状でございます。

一般的な被災等による鉄道の復旧方法に関しましては、鉄道事業者と地元自治体による上下分離方式のほか、鉄道事業者による復旧や第三セクターへの移行、他の交通モードへの転換などが考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 今、答弁を聞いていて思うんですが、ループ線とスイッチバックのあ

るこの路線の復旧に他の交通モードへの転換というのは禁句だと思います。考えられません。発想がふさわしくないと思います。

ところで、今、これは平成29年12月に日本イコモスからこの肥薩線、日本の20世紀遺産20選に選ばれましたよね。この日本イコモスの第22小委員会という委員会が研究を重ね指定していただいたわけなんです。この第22小委員会のメンバーのメッセージがホームページに載っております。前段の文章は抜きにして、ちょっとその抜粋です。平成29年12月に、日本イコモスでは20世紀遺産の一つに選定した。なお、被災翌年の3月には、重大な被害を受けた第1、第2橋梁の取扱いに関する要望書も出した経緯がある。今後、具体的復旧方針の検討が進められる中、肥薩線の文化財としての価値を可能な限り残しながら復旧することは、近代化遺産の保存だけではなく、災害からの復興及び復旧後の活用を考える際も極めて重要な課題である。そのためには、肥薩線の文化財としての価値をきちんと整理することが急務である。本小委員会では、肥薩線の文化財としての価値を踏まえた復旧方針が進められるよう、学術的、技術的方面で様々な支援を行っていくつもりであるとおっしゃっています。ありがたいお言葉でございます。

ここでお聞きします。この日本イコモス国内小委員会、第22小委員会は、肥薩線復旧支援を表明しております。復旧プロジェクトチームを立ち上げるとしたら、ぜひこの第22小委員会のメンバーにチームの一員になっていただけないでしょうかというような質問なんですけれど、いかがでしょうか。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えいたします。

まずは、被害が甚大であった八代一人吉間の鉄道での復旧を目指し取り組んでおりますが、協議体でありますＪＲ肥薩線検討会議及びＪＲ肥薩線再生協議会の枠組みが、今後の人吉ー吉松間の議論においても基準になってくるものと考えております。現在、県において事務レベルでの協議が行われていると伺っており、現時点におきましては、新たな協議体の想定は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 何か全て否定されているようで寂しくなっています。本当に。この日本イコモスの第22小委員会の支援の思いを無にしないためにも何らかの形で関わっていただくことができることを強く要望しておきます。

この件に関して最後の質問ですけれども、これは市長にお聞きしたいと思います。この人吉ー吉松間の鉄路復旧に関して、今後の展望、そして強い思いをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

川線と呼ばれます八代一人吉間におきましては、ＪＲ肥薩線検討会議やＪＲ肥薩線再生協

議会がそれぞれ立ち上がり、議論の結果として令和6年4月の基本合意書が締結されたところであり、今年度中の最終合意を目指しております。

一方で、山線と呼ばれる人吉－吉松間におきましては、具体の進展がないまま現在に至っていることから、多くの方に御心配をいただいている現状ではないかと思っております。J R九州の会見におきましても、山線については別の会議体を設け協議を進めたいとの考えが示されており、私もこれまでJ R肥薩線の鉄道での復旧なしには人吉球磨地域全体の活性化はなしえないと繰り返し申し上げております。当然のこととして、目指すJ R肥薩線の鉄道での全線復旧とは、現在運休している八代から吉松間のことでございますので、引き続き関係します県や地元自治体との連携を密にし、必ずや鉄道での復旧を成し遂げるという強い覚悟を持って地域の活性化に全力を尽くし、本市としての役割を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 強い思いを聞いて安心いたしました。ぜひリーダーシップを取ってやっていただきたいと思っております。やはり、いさぶろう・しんぺい号があゝの山線を走る姿、そして、吉松から隼人まではやとの風が走る姿をもう一度見たいと私は思います。そのキーマンになるのが松岡市長なんです。人吉、吉松、隼人、吉松の間にも駅がありますよ、大畑、矢岳、しかし人吉、吉松、隼人を見たときに、人で始まり人で終わるんです。だから人と人を結ぶ路線であると。そのキーマンになるのが吉松の松があります。そして、隼人駅の隼人があります。岡が入れば松岡隼人なんです。ぜひリーダーシップを取っていただきたい。やりましょう。私たち議会もしっかりと応援していきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3つ目です。体育施設管理について質問してまいります。今回、議案で第86号として提案されております。人吉市体育施設条例の一部を改正する条例に対して、議案質疑という形ではなくて体育施設の料金改定について一般質問という形でお聞きしていきたいと思っております。

そこで最初の質問なのですが、本市の保有する体育施設の現況を教えてくださいたいと思います。施設名、そして場所です。よろしくお願いいたします。

○教育部長（前村洋宣君） それでは、お答えをいたします。

本市の社会体育施設の施設名称と設置町内でございますが、全部で10施設ございます。人吉市第一市民運動広場が上原田町、川上哲治記念球場が蟹作町、人吉市村山公園テニスコートが瓦屋町、人吉市弓道場が西間下町、人吉市射撃場が上林町、人吉市市民プールが下林町、人吉市球磨川トレーニングセンターが下新町、人吉市スポーツパレスが下城本町、人吉市梢山地区多目的グラウンドが鬼木町、人吉市相撲場が下城本町でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 相撲場まで入れて10か所ということでございました。

そこで、現在、この施設全体の維持管理費の状況はどうなっているのかを教えてくださいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

社会体育施設の維持管理に要する経費につきましては、体育施設を管理している指定管理者への委託料、施設の保険料など運営管理費に係る部分の定例的支出が、例年約6,500万円でございます。これに加えて、施設修理や設備更新などに係る工事費や委託料など投資的支出を合わせた額でお答えをさせていただきます。

過去5年間の社会体育施設の維持管理経費は、令和元年度が約7,600万円、令和2年度が約6,900万円、令和3年度が約2億8,900万円、令和4年度が1億200万円、令和5年度が約7,200万円でございます。令和3年度及び令和4年度につきましては、投資的経費の増加から維持管理経費が1億円を超えておりますが、主な要因といたしまして、令和3年度は人吉スポーツパレスの大アリーナの床面改修工事及び空調熱源改修工事を行ったことによるものでございます。両工事を合わせまして、約2億1,100万円でございます。

また、令和4年度には、第二武道場の改修工事費を約2,700万円で行ったことによるものでございます。

なお、施設の個別修繕1件の費用負担額が30万円未満の場合は、指定管理者負担で対応をいただいているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 令和3年度の大アリーナの改修のように、やはり10年以上ぐらいのスパンで多額の改修費が発生するのは、もうこのような施設の運命とも言えるものなのかなと思います。

ところで、この体育施設の利用料改定について、利用者への説明会が行われたと聞いておりますけれども、この説明会はいつどのような形で何回行われたのかをお聞きします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

利用者への利用料改定説明会でございますが、球磨川トレーニングセンターを除き、利用対象施設を3つのグループに分け、令和6年5月に計3回開催いたしました。第1回説明会は、令和6年5月13日の午後7時から、説明対象施設を第一市民運動広場、川上哲治記念球場、梢山地区多目的グラウンドとして実施をしております。第2回説明会は、令和6年5月14日の午後7時から、説明対象施設を人吉スポーツパレス、市民プール、相撲場として実施をしております。第3回説明会は、令和6年5月20日の午後7時から、説明対象施設を村山公園テニスコート、弓道場、射撃場として実施をしたところでございます。いずれの説明会

も人吉スポーツパレス会議室において実施をし、料金改定の背景、新料金案、適用開始予定時期などについて説明を行っております。参加申し込みは不要とし、直接会場のほうにお越しいただく形式で実施をしたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 5月ということですから、もう半年以上前になるわけなんですけれども、根底には利用料金において25年間据え置いているということがあると思うんですが、このたくさんの施設の中で、今まで無料で使えていた施設が有料になったという施設があると思うんですけれども、これはどこなのかを教えてくださいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

これまで無料で御利用いただいていた施設は、第一市民運動広場、村山公園テニスコート、梢山地区多目的グラウンドの3施設でございます。利用料金改定後、第一市民運動広場及び梢山地区多目的グラウンドにつきましては、大会専用利用の場合に限り有料となります。練習などで日中に利用される場合は、これまで同様無料といたします。また、村山公園テニスコートにつきましては、クレイコート2面はこれまで同様無料で御利用いただけますが、人工芝コート6面は有料となります。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 3か所、第一市民運動広場、そして村山公園テニスコート、梢山地区多目的グラウンド、この中で村山公園テニスコートだけが確実に有料になったということですよ、日中の利用が。ほかの2つの施設は大会とか使用目的がない場合は今までどおり無料ということですから。人件費の見直しとか、あるいは物価の高騰、さらには施設の老朽化のために補修費なども増加しているための料金改定だとは思いますが。ところで説明会では、どのような意見、質問があったのかをお聞きしたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

利用料の改定説明会では、いずれの説明会でもおおむね値上げはやむを得ないという御意見、御感想をいただいております。その上で、これまで無料だった施設について、具体的な料金の支払い方法や予約をしていない無断利用者への対策などについて御意見、御質問をいただいております。

また、屋外施設の利用料について、雨天などで利用できなかった場合の取扱いや施設の整備に関する御要望等もいただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） いずれの説明会でもおおむね値上げはやむを得ないという意見や感想

があったということなんですけれども、私にはそうではない声が結構寄せられたものですから、今回この質問をさせていただいた次第でございます。

この3回の説明会で、本当に利用者の理解を得られたとお思いなのでしょうか。再度お聞きします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

利用料改定については、説明会に御参加いただいた多くの利用者の方にはおおむねやむを得ないという御理解をいただいたと考えておりますが、一方、一部の方からは、やはり値上げの幅や照明費代等の負担増を懸念されておるという御意見もあったところでございます。長年にわたって改定してこなかったというところを問われる方もいらっしゃいましたし、料金を徴収するなら施設整備や管理をしっかりしてほしいという御意見もあったところでございます。そういった御意見を真摯に受け止め、今後、計画的に対応をしていく必要があると捉えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） この説明会の中の意見でも、あるいは質問があったと思いますけれども、例えば、テニスコートなどで無断利用がないようにどのようにして管理していくのかと、監視していくというようなことです。そしてまた、施設の整備等は指定管理者が全て行うと理解しているのかということです。今までは利用者が自分たちできれいに整備されて、ちょっとした風水害の被害があったときには自分たちで作業をやったということを聞いておりますけれども、今後はどうなるのかを教えてくださいたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

まず、ただいま議員のほうからお話ございましたように、利用者自らが活動を終えられた後、いろいろな清掃等もしっかりと行っているというところにはお礼を申し上げます。

無断利用対策についてでございますけれども、まず、令和7年2月に運用開始に向けて、現在、準備を進めておりますオンライン予約システムの導入により、予約状況の可視化を図ります。併せまして、施設利用の際には予約申請が必要である旨の周知徹底のため、掲示物の設置等により注意喚起を行います。さらに村山公園テニスコートなどでは、当日の予約状況を分かりやすく掲示をするということも検討をし、無断利用の抑止に努めてまいりたいと存じます。

施設の整備等につきましては、草刈りや日常的な点検、簡易な修繕といった業務はこれまでどおり指定管理者に行っていただきますが、高額な費用負担を伴う大規模な施設整備につきましては、市において対応をまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 説明会が5月に1回だけだったということもあって、都合が合わずに参加できなかった方もおられるようです。そういうこともあって、まだまだ理解が得られていないのではということで感じております。ぜひ理解が得られるまで再度努力してほしいと思いますがいかがでしょうか。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

これまでお答えをしてきましたとおり、利用料改定について説明会を通しておおむね御理解いただけたと感じる一方で、御理解が得られていない方もいらっしゃるということは認識をしております。今回の料金改定の理由の一つとしまして、本市の体育施設は建設から相当の年数が経過したものが多く、老朽化が進んでおり、通常の維持管理費に加え、改修や修繕箇所、またそれに係る経費も増加傾向にあります。利用者の皆様には、今後、利用料金の改定に御理解いただけますよう、丁寧に説明、対応をしてまいりたいと存じます。併せまして、今後も引き続き各施設の長寿命化を図りながら、市民の皆様に安心して御利用いただけるよう、施設の整備及び維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番、村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） さらにこんな声もありました。川上哲治記念球場の控室にエアコンがついているという話なんですけれども、その他の施設にもエアコン使用があると思うんですけど、それは別料金だと思います。この料金を上げたことによって、いろいろ利用で経費を抑えるために、もうエアコンは我慢しておこう、やめておこうというのがあったとき困ると。非常に熱中症とかを起こす危険性もありますので、その対策をしっかりと考えてほしいと思っております。低廉にエアコンを使えるようにするとか、何らかの方策を検討をお願いいたします。今後利用料金の改定について御理解がいただけますよう、丁寧に説明、対応してまいりたいということですので、もう既に議案が提出されております。あとは付託された委員会でも活発な議論をされることを期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時24分 散会

令和6年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月5日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和6年12月5日 午前10時 開議

- 日程第1 議第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第2 議第76号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第77号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第78号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第79号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第80号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第81号 令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第82号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第83号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第84号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第85号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第86号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第87号 人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第88号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第89号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第16 議第90号 財産の取得についての議決内容の一部変更について
- 日程第17 議第91号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 一般質問

1. 井 上 光 浩 君
2. 豊 永 貞 夫 君
3. 松 村 太 君

4. 川 上 紗智子 君

日程第20 議第92号 財産の取得について

日程第21 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-

3. 出席議員（16名）

1 番	川 上 紗智子 君
2 番	松 村 太 君
3 番	徳 川 禎 郁 君
4 番	池 田 芳 隆 君
5 番	牛 塚 孝 浩 君
6 番	宮 崎 保 君
7 番	大 塚 則 男 君
8 番	平 田 清 吉 君
9 番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君

経 済 部 長	淵 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、終了後、議第92号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

また、議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで8番平田清吉議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君）（登壇） 昨日の、私の一般質問の市民の声からの、人吉市復興まちづくり計画についての中の、肥薩線及びくま川鉄道の復旧・復興整備の進捗状況についての項目の中で、「人吉駅から隼人駅までの区間を山線」と申し上げましたが、正しくは「人吉駅から吉松駅までの区間を山線」でございました。

また、「矢岳地区に存在するスイッチバック方式」と申し上げましたが、正しくは「大畑地区に存在するスイッチバック方式」でございました。さらに「人吉駅から隼人駅までの山線」と申し上げましたが、正しくは「人吉駅から吉松駅までの山線」でございました。

訂正をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

ここで、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○復興建設部長（立場康宏君）（登壇） おはようございます。答弁の訂正をお願いいたします。

昨日の徳川議員の2項目め、今後のまちづくりの方向性についての人吉市景観計画についての中の、計画の改定についての質問に対する答弁の中で、「有権者による景観計画等策定審議会」と申し上げましたが、正しくは「有識者による景観計画等策定審議会」でございました。

訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君）（登壇） おはようございます。答弁の訂正をお願いいたします。

昨日の村上議員の1項目め、地域の宝・肥薩線のSL人吉の魅力発信と人吉駅まるごと鉄道博物館の中の機関庫や転車台の見学についての質問に対する答弁の中で、「鉄道事業法」

と申し上げましたが、正しくは「鉄道営業法」でございます。

訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。9番議員の井上光浩でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回の質問項目は、1点目は、住宅関連から人吉市営住宅について、防災関連から防災士の育成についてであります。

1点目の人吉市営住宅については、要点としましては、空き部屋の利活用策について、建設型応急住宅についてを通告しております。この質問に入る前に、厚生委員会と人吉市医師会との本年2月に、関連がございますので、議長の許可を得ておりますので、お時間をいただきたいと思います。

本年2月に人吉市医師会と厚生委員会との市民と議員の意見交換会が開催されました。その場において、友永人吉市医師会長から「医療スタッフ不足により医師会の中でも今までの医療サービスの維持が困難となってきた。そういう施設が見受けられることにより、このままでは一次救急を担う医師会と、人吉医療センターと構築される現状の地域医療システムの質を低下させる恐れがある。」と述べられました。

この点を踏まえて、今回の人吉市営住宅の空き部屋を人吉球磨准看護学院の学生の住居として活用することはできないのか。また、そういったふうに、今回は看護学生のことだけではなくて、学生でも利活用されている他の自治体があるのか。その活用例があるのであればお示しをいただきたいと思います。

併せてお尋ねをいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

学生の方の単身入居ということで想定いたしますと、公営住宅法に基づく市営住宅につきましては、60歳以上であること、または一定の障害があること等の要件に該当しないと、単身での入居はできないことになっております。

また、公営住宅法に基づく市営住宅以外の住宅である単独住宅につきましては、市営住宅の入居要件の一つである、現に同居し、または同居しようとする親族があること。いわゆる同居要件といわれるものがございませんので、准看護学院の学生の方でも単身での入居が可能です。しかしながら、現在は、単身世帯の単独住宅の空き戸数が少ないため、入

居申込みをされても、住宅の空きが出ない限り入居ができない状況でございます。

本市におきましては、現在熊本県から譲渡いただいた6か所の建設型応急住宅について、来年3月の完成を目指し、木造仮設利活用住宅として整備しているところでございます。この6団地につきましては、単独住宅として管理運営することとしておりまして、全整備戸数は145戸でございます。11月末時点での入居予定戸数は127戸で、入居予定のない住宅は全部で18戸でございます。そのうち、単身世帯の入居が想定される1DKの住宅は14戸でございます。来年4月以降に一般募集を行うこととしておりまして、一般の入居希望者がどの程度おられるかが不明でございますが、住宅の空き状況にもよるかと思存しますが、人吉球磨准看護学院など本市に所在する教育機関の学生の方も入居要件に該当する場合は、住居として活用することができるのではないかと存じます。ただし、学生の方占用で部屋を確保しておくといったことまでは、現状では困難な状況でございます。

また、既存の市営住宅の空き部屋につきましては、高層階について募集を停止している部屋がございますが、浴槽やエアコン、給湯設備などを御準備いただく必要性、同居要件などもあり、学生向けの住居としての活用は難しいものと存じます。しかしながら、他の自治体では、大学生、専門学校生用の住宅、移住定住促進に向けたお試し居住用住戸、移住定住促進用住宅などの活用例がございますので、本市におきましても、先進事例を参考に今後の利活用に向け検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 厚生委員会に所属される皆様方と一緒に私も所属しておりますので、この意見交換会に同席をしておりました。ここで、今、人吉球磨准看護学院の状況も皆様方にお伝えをしておきたいと思っております。人吉球磨准看護学院は昭和31年に開校され、令和6年3月までの卒業生が2,304人おられます。専門技術を習得された卒業生が本市や球磨郡内だけではなく、全国において保健・医療・福祉の担い手として活躍をされております。

一例としましては、私も藤沢市の市役所に視察研修しました際に、玄関口で「人吉市議会の方ですか」と、お声をかけられました。そのときに、藤沢市の市立病院にお勤めの方でございまして、「私の生まれは人吉市でした。人吉市の准看護学校を出て、今ここの場にいます」と。そして、「私の親戚には市役所職員の方がいらっしゃいます」というお話を聞いた経緯がありましたので、今、全国でも活躍をされています。

今、一例として御紹介しましたが、そして今全国的に見ますと、看護職員総数については、1990年が83万4,000人全国にいらっしゃいました。それから右肩上がりに増加して、2020年には173万4,000人に増えています。しかしながら、看護師の数は右肩上がりなんです。准看護師においては2002年の42万3,000人をピークに年々減少して、2020年には30万5,000人となっている状況でもあります。

人吉市医師会にお尋ねをしまして、宮崎県、鹿児島県の状況もお聞きをしましたが、熊本県の場合は、水俣市の水俣市芦北郡医師会立看護専門学校が平成16年3月に閉校、鹿児島県伊佐市の伊佐市医師会立准看護学校が令和4年3月に閉校、小林市の小林准看護学校が令和5年3月に閉校、さらには熊本県においては、天草郡市医師会附属天草准看護高等専修学校が来年の令和7年度の募集をもって終了し、令和9年3月31日付で閉校するということがあります。この意見交換の中でも、医師会の先生から、圏域外からの学生に対する寮の確保が必要であると強い要望があっております。

また調べましたところを御紹介いたします。議長、少し長くなりますがお許しいただきたいと思います。平成25年は38人入学生がおられました。卒業生は28名ですが。平成27年には葦北郡から1名、大阪府から1名、神奈川県から1名、平成28年には熊本市から1名、葦北郡から1名、平成30年になりますと神奈川県から1名、平成31年には上益城郡から1名、近年の令和3年ぐらいになりますと、福岡県、神奈川県、伊佐市、それから令和4年、山口県、八代市、伊佐市と、令和6年には静岡県、伊佐市というふうに、市外から、郡市から入学をされております。だんだん生徒数も減ってまいりましたけれども。

そこで今回、先ほど部長、答弁をされましたけれども、この活用をする場合に、条例の改正等が必要なのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

学生の単身入居につきまして、木造利活用住宅の一般募集に応募いただく場合は、人吉市営単独住宅条例の入居要件に該当すれば、条例改正等を行う必要はございません。市営住宅の高層階の空き部屋などを利活用する場合は、他の自治体の活用事例を見ますと、条例改正により市営住宅から除外して目的に応じて活用するケースと、公営住宅の地域対応活用計画を国土交通省に提出し承認を受けた上で、市営住宅の目的外使用として活用するケースがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 部長の答弁の中で、国土交通省のほうに、公営住宅の地域対応活用計画を提出すると、この内容だろうと思います。公営住宅の地域対応活用について、国土交通省から発出されております。平成21年2月27日付、これは間違いのないと思いますが。この概要を述べさせていただきますと、地方分権改革推進委員会の勧告の趣旨を踏まえ、各地方公共団体が地域の実情を勘案し、若年単身世帯、U・J・Iターンによる地域に居住しようとする者等に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用できるよう措置すると、こういうふうに出発されております。

こういったことに照らし合わせますと、やはり今回の質問の趣旨としましては、幅広く空き部屋等の活用と地域の状況を勘案するならば、医療の充実を図るために、やはりスタッフ

を育成していかなければならないという点だと思います。

そこで、安価な住居を提供することによって、受験者数の増加、加えて人吉球磨管内の医療機関に勤務していただくことにより、医療体制の充実に私はつながるのではないかと、この意見交換のときに感じた次第です。

寮ではなくても住宅が提供できないということを予想するならば、難しい、時間がかかるというのであれば、ふるさと納税を活用して、家賃への補助、家賃の無料化などの支援をふるさと納税の項目の中に、メニューの中に織り込む手もあるのではないかと、私は考えますが、執行部のお考えを、経済部長のほうでお答えいただければと思います。

お尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

家賃補助等につきましては、一般論としまして、一個人に対し、また対象を指定しての補助というのは、現状難しいものと存じます。しかしながら、当地域では、現在人手が足りない状況に置かれている企業や事業所、各種団体等が数多くあり、また本市の人口自体も年々減少にあることから、雇用対策、人口減少対策は喫緊の課題となっているのは事実でございます。特に若者の流出は顕著でございまして、雇用の場の確保を含めた対策は重要であると認識しているところでございます。

現在、本市においても地元企業への就職支援として、高校生を対象とした企業説明会を実施するとともに、移住定住の促進に関しましては、国の移住支援金制度の活用や移住に関するPR活動、個別移住相談会なども実施しているところでございます。

今回、議員がおっしゃられました市外からの単身学生への支援も含め、雇用対策、人口減少対策に関し市としてどのような支援ができるのか、庁内の関係部署や関係団体、県などとも連携しながら調査検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） ただいまの答弁をお聞きしまして、ゼロではないと承っておきたいと思います。ただ、この場合、空き部屋のことで今回質問しておりますけれども、厚生委員会は空き家のほうも研修に行つてまいりました。そういったことも視野を広げて考えていただくことも必要ではないかなと思っております。これは空き部屋だけではなくてですね。私はそう思っております。

実際、この資料に目を通しますと、これは取り組んでいらっしゃる地区、実際ありますよね。ですので、こういったことが実際先例としてあるようですので、本当に、先ほど言われましたように、調査研究を急いでいただいて、待っておられる団体もあるということで認識をしていただきたいと思います。

それで続きましては、次の質問に移らせていただきたいと思います。建設型応急住宅につ

いてお聞きをしておきたいと思います。現在、整備中の木造仮設利活用住宅の入居要件は、他の市営住宅と同じような要件になってくるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

木造仮設利活用住宅は来年４月以降に単独住宅として一般募集を行うこととしているところでございます。入居要件は、他の既存の単独住宅と同じ要件でございまして、市町村民税などを滞納していないこと、収入が一定基準以下であること、住むところに困っていること、暴力団員でないことが入居要件になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ９番、井上光浩議員。

○９番（井上光浩君） 暴力団員でないという、反社会的勢力の人ということで理解していいですか。

そこで、次の質問に移ります。これは、本年のシニアクラブ主催の運動会の大会がございましたけれども、その席でのお願いでございました。最初、被災をされた方が入居されたときにはペットを飼っておられて、ペットも一緒に入居できた。しかしその後、ペットが亡くなって、次の新しいペットが欲しくなるということで、何とかありませんかという御相談がありましたのでこの質問に入りたいと思います。

当初被災された後、入所された際に、ペットを飼っておられた世帯の数をお聞きしておきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

建設型応急住宅につきましては13団地、380戸整備されておまして、被災された345世帯が当初入居されているところでございます。そのうち、ペットを飼っていた世帯数は34世帯ございまして、犬、猫、鳥、ハムスターを飼っていると届出があっていたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ９番、井上光浩議員。

○９番（井上光浩君） 約１割の方はペットを飼っておられたという数字が出てまいりましたがけれども、やはり一緒に、よくこの一般質問の中でもやり取りがあったり委員会でも聞いておりますと、家族のような存在なんだという答弁もされたりしておりましたけれども、実際、飼っている方にすると、本当にもう家族なんですね。それが亡くなった後、飼うことができないとなると、少し行政は冷たいのかなということを言われました。いやいや、ちょっとそういう幅広い感覚を持っていると思いますからということで、そのときは収めましたけれども。

そこで、入居時にはペットと一緒に同居できた。しかしながら、先ほど申しましたとおり、ペットが亡くなってしまって、新しいペット、今日はもうペットと申しますけれども、動物

たちを飼いたいということがあります。なぜ今のところ許可ができないのでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

これまで、令和2年7月豪雨災害により被災された方々がペットを飼育しており、建設型応急住宅に入居する場合は、既に飼育しているペット限りということでペットの飼育を認めていたところでございます。当初、建設型応急住宅の提供の際に、熊本県からの要請によりペット同行被災者の行き場がなくなることを懸念されている状況でございました。

また、建設型応急住宅の建設当初は、もともと解体撤去の予定であり、市営住宅同様の原状回復を求めていなかったことから被災されたときに飼っていたペットであれば、建設型応急住宅への入居の際にも飼育を許可することとしていたところでございます。現在整備中の木造仮設利活用住宅につきましても、来年4月の入居時に飼育しているペットに限りペットの飼育を認めているところでございます。

一方、建設型応急住宅、木造仮設利活用住宅以外の市営住宅につきましては、原則ペットを飼うことを禁止しているところでございます。理由としましては、市営住宅を退去する際に可能な限り室内の原状回復を行っていただく必要がございますので、ペットによる汚れや臭いなどの修繕は全て入居者の方が負担しなければならないため、その修繕費用が高額となることが理由の一つでございます。

さらに、民間の賃貸住宅でも同様でございますが、木造仮設利活用住宅は1軒家の建物ではなく共同住宅のため、公共の空間でもございますので、飼い主にとってはかわいい家族の一員でも、ペットの毛が飛んだり臭いがついたり、不衛生になってしまうところもあり、近隣の方々によってはペットアレルギーの方もいらっしゃる場合もございます、大きなトラブルにつながる可能性もあるところでございます。

以上の理由から、木造仮設利活用住宅では入居時に飼っているペットのみを飼育可といたしまして、新しくペットを飼うことは許可していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） このトラブルにつながる可能性があるということでもありますけれども、これは通常の生活の中でも起きることだろうとは思いますが、普通の生活をされている住居にあるお隣さんであつたりとか、そういうのはあるとは思いますが、トラブルについてのことでどうなのかなと私は思います。

今回、松岡市長の施政方針の中でも、住宅関連については含まれておりましたので、この質問をいたしましたけれども、こういった質問を2つ取り上げたところでございますけれども、松岡市長の住宅関連に対する考え方等を明確にお聞きをしておきたいと思っております。

今回は、この2つについてのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） 皆様おはようございます。御質問にお答えをいたします。

近隣の自治体から人吉球磨准看護学院など本市に所在する教育機関への入学者が増えていることは、地域の持続的な発展に寄与する移住定住につながりますので、大変ありがたく思っております。本市におきましては、高校卒業後大学進学や就職による都市部への若年層の流出等による人口減少が大きな課題となっています。

このような状況下において、地域の活力を維持し、持続的に発展できる街を実現していくためには、地域社会の構成員である市民の定住、そして福祉、教育、経済など行政施策の充実が求められます。さらに市外の方々が移住定住を希望する、選ばれる地域になることが、人口減少に歯止めをかけ、地域を持続的な発展へと向かわせることになるものと考えているところでございます。

御提案いただきました市営住宅等の空き部屋の利活用につきましては、全国的にも事例がございますので、本市においても調査研究を行ってまいりたいと存じます。

木造仮設利活用住宅におけるペットについてでございますが、ペットを飼育することで、心の安定がもたらされること、社会とのつながりが醸成されるなど、様々な効果があることは認識しているところでございまして、「ペットは家族である」との強い思いの下、それぞれの御家族の中で、とても大きな存在になっていることも理解しているところでございます。しかしながら、木造仮設利活用住宅は共同住宅であり、建物の構造は床板に杉の木材を使用、畳の部屋、防音性能など、ペット飼育を前提としたものではございません。

また、ペットを飼うことに理解を示される方ばかりとは限りませんし、住民間のトラブルを回避するという意味合いもございますことから、御理解を賜りますようお願いをいたします。

木造仮設利活用住宅について、現時点におきましてはこのような取り扱いではございますが、昨今のペット事情を鑑みますと、今後の住宅管理において何らかの対応の検討も必要かと存じますので、他の自治体の事例など、こちらも調査研究を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） まず1項目めの空き家の利活用策については、人吉球磨准看護学院の学生さんだけではなくて、他の学生さん、そして若者の住居の提供という観点からの質問でございましたので、これも幅広く調査研究をしていただきたい。また、2点目の建設型応急住宅のペット関連の質問をいたしました。これにつきましても、全国1,780数の自治体がありますから、調査研究を進めていただいて、最善の策を構築していただくのが必要ではないかと思えます。相談をされた方たちは、私たちは、これがついの住みかになる。新築は考えてないという言葉も添えられましたので、お伝えをしておきたいと思えます。

次に、防災士の育成について質問をさせていただきますが、本年10月19日、20日にぼうさ

いこくたいという、これは第9回防災推進国民大会というのが開催されておりました。なぜかしら、10月20日は人吉市は防災訓練を開催されておりましたので、なかなか行かれた方も少ないのではないかなと私は思って、19日に行ってまいりました。

こういうふうには様々に、こういう袋をいただいて資料もいただいてまいりました。阪神・淡路大震災記念・人と防災未来センターの方とか、もちろん益城町、そして人吉市のブースもございましたのでお声かけをさせていただきました。国土地理院からいただいた資料、「守る、速やかに防災情報を収集、提供します」と、また、紹介いたしますが、「令和6年能登半島地震災害対応の現場と震対」という資料もいただいてまいりました。

最後に御紹介するのは、こういう緑の流域治水、人吉市のこともいただいてまいりましたので、参考までに御紹介いたしました。その際に、防災士の育成ということで講演をされました。人吉市の方も講演をされましたので、私も聞いてまいりました。経験値からお話をされておりましたので、非常に参考になりました。

この質問をいたしますけれども、平成28年12月議会で福屋副議長も質問されておりますし、当時の仲村勝治氏も、平成29年12月、そして本村令斗議員が平成30年6月、池田芳隆議員が令和元年12月に、それぞれ防災士の育成または助成について質問をされておりますが、現在の人吉市における防災士の取得状況についてお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様おはようございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

防災士の認証登録者数につきましては、本市独自には把握しておりませんので、認定特定非営利活動法人日本防災士機構のホームページにおきまして公表されている内容や、熊本県に確認した内容にてお答えをさせていただきます。

認定特定非営利活動法人日本防災士機構のホームページによりますと、令和6年10月末の全国の防災士の登録者数は29万8,682人ございまして、熊本県におきましては4,931人となっております。本市の登録者数につきましては、こちらは熊本県へ確認した内容になりますけれども、令和6年6月末で47の方が防災士の登録をされているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 関連の質問としてお答えいただければと思いますが、平成30年6月には、本村議員が防災士の育成のために資格取得のための費用を助成できないか等々をお聞きされております。そういった中で、その質問に入る前に、一つお聞きをしておきたいと思いますが、県内の防災士資格取得助成自治体については、平成30年6月の本村議員の一般質問への答弁で、助成されている自治体は4自治体との答弁でした。現在、助成をされている自治体は増えているのか増えていないのか、お答えをいただきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

県内における助成自治体数でございますけれども、現在、県内45市町村のうち28の自治体におきまして助成が行われているところでございます。前回お答えしたときからしますと、取り組んでいる自治体は増えているような状況でございます。しかしながら、この中には、当初の目的は達成したとして、助成制度の休止または廃止を検討している自治体もあるというところをお伺いしているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 答弁の中では、助成をされている自治体は増えてきているが、今まで助成をやっていたけれども、もう役目を果たしたので助成は打ち切っているという自治体もあると。それぞれお考えがあると思いますが、しかしながら、人吉市については、まだこれからの問題ではないかなと思っております。

そこで、あえて再度お聞きしますが、本市においても防災士資格取得について、助成制度の構築が必要ではないか、改めてお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市におきましても、地域防災活動等における防災力の向上の担い手である防災士の育成は重要であると認識をしております。そのことから、防災士養成研修講座を受講される方を対象にした助成制度としまして、今議会に関連予算を計上しているところでございます。

防災士養成研修講座は民間研修機関、大学、自治体などで開催されておまして、熊本県では火の国ぼうさい塾として年2回講座を開催されております。市では今後、防災士養成研修講座を受講される方を対象に助成を行うことを計画しているところでございます。助成の要件としましては、受講者が本市の住民基本台帳に記載されている方であること、市税等の滞納がない方、自主防災組織に所属し、その一員として活動する意思があり、防災士の資格を取得した情報を自主防災組織へ提供することに同意をする方などを想定しておまして、防災士の教本代、受験料、日本防災士機構への登録料の合計1万2,000円を助成対象の経費として考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 助成制度を構築しようということで予算を上程されているということでございますけれども、まだ採決等も委員会の審査も受けていच्छゃらない段階ですので、私からこれ以上申し上げることはございませんけれども、非常に喜ばしいことではないかなと思います。

このぼうさいこくたいの際に、防災士の皆様方のお話をお聞きしまして、人吉市出身ですと申し上げましたら、非常に興味を持たれまして、皆様方と少し意見交換をする機会がござ

いました。その際に、講義を聞いたときに、私は1点だけ感じたことがございました。地域との連携を、防災士の皆様方は構築していかなければならないんだと、一番感じたところなんです。この点につきましては福屋副議長が以前質問をされておりますが、お許しをいただいておりますので、関連としてお聞きをしたいと思います。

その当時は、読み上げますと、「本市における防災士の育成に関しましては、まずは人吉市消防団、もしくは消防委員会におきまして、消防士育成ということで検討していただくよう御相談をしてみたい」ということで、執行部のほうから答弁がございました。その後、防災士の皆様方と消防団の皆様方と、私も消防団OBですけれども、消防委員会等で検討されたのでしょうか。私はこれを非常に感じたんですよ。地域との連携をどう、防災士は育成するけれども、どうやって織り込んでいくのかなと。これが一番の問題ではないですかということで大学教授にも申し上げたところだったです。消防団の皆様もやはりプライドはありますので、ポンと来られてパッと命令形で言われたら、やはり私もOBですのでよく分かりますけど、そういったことの間にあって、そういう話し合いの場、連携の場を構築するのも行政の仕事ではないかなと感じましたので、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

消防団と防災士の連携につきましては、これまで消防団の理事会や消防委員会におきまして議題として検討されたことはございません。防災士の資格取得を目指される方は、災害が発生するおそれがあるときに、自分の身を守る、家族を守るために防災知識を向上させたいと考える方や、共助の観点からいざというときに地域や職場で被害の最小化に貢献できるなど、思いは様々であるものと思っております。

本市としましては、令和2年7月豪雨災害の経験を踏まえ、防災士を養成することで市民お一人お一人が防災意識を高め、まずは御家庭で日頃から防災の備えに努めていただき、災害発生時やそのおそれがある際には、速やかに御自身や御家族の身の安全を確保するとともに、そのスキルを職場や地域で発揮していただければと考えております。

その一つとしましては、登録いただいた防災士には消防団との連携の前に、地域の自主防災組織の中で、防災・減災に係る役割を担い、幅広く活動していただくことで、地域防災力の向上に貢献していただきたいと考えているところでございます。

また、幅広い活動の機会の提供という点では、行政との連携の一つとしまして、町内会や各種団体における防災講話の講師などの啓発活動への協力や、人吉市災害救援ボランティアやませみの活動などにも参画していただくことも可能ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 実際お話を聞いて感じたところを申し上げたところでありますけれども、防災士の皆様方も一生懸命勉強されて資格を取得されて、強い防災についてのお考えもお持ちですし、消防団も地域に根ざして頑張っているという志があらわれます。ボランティアの皆様方も、人のために尽くそうというお考えの皆様方、幅広く連携を取るような場所を作っていていただき、そして防災士の皆様方は、防災に努めていただきたいと。防災の啓発活動等もされているところもあるみたいですので、そういったこともまた研究していただいて、構築をしていただきたいと思います。

私も大変お世話になりました小林副市長がお亡くなりになりました。人吉市としましても素晴らしい人材をなくしたなと思っております。安らかな眠りにつかれますことを御祈念申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き、再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さんこんにちは。10番議員の公明党の豊永貞夫です。早速通告に従いまして一般質問を行います。

今回2項目を挙げております。1番目に高齢者の特殊詐欺被害対策、2番目にGIGAスクール構想で配備された端末の更新についてです。

まず、特殊詐欺対策についてでございます。今年も早いもので12月になり、慌ただしい1年の締めくくりの時期になりました。その慌たらしさに付け込んだ犯罪が多くなる時期でもあります。毎年、年末に入ると多くなる犯罪が金品に関わる特殊詐欺が心配されます。犯行の手口も複雑化、巧妙化しており、大きな社会問題の一つとされています。ただ、近年は年末に限らず犯行は行われていて凶悪化している現状もあります。一昨日の牛塚議員も防犯対策について取り上げておられました。

詐欺犯罪は昭和、平成、令和と時代の変化ごとに犯行の手口も多種多様化し、特に近年ではスマホやSNSを利用したものが増加しています。2000年代初頭に注目され始めた詐欺の手口、オレオレ詐欺をはじめとした、架空請求詐欺や還付金詐欺、投資話などの金融商品詐欺などは今年も被害が出ており、被害者の多くは高齢者にみられ、毎年対策はされてはいるものの、被害者がなくなる現状があります。

警視庁特殊詐欺対策本部が令和6年8月に、令和6年上半期における特殊詐欺の状況についてを公表しています。その中では、特殊詐欺の認知件数は1,538件、被害金総額約46.6億

円で、前年同期と比べ、認知件数が136件増加し、被害金額が約8.9億円増加したとありました。テレビの報道番組などで定期的に特殊詐欺に関する報道がされていますが、多くの人が、自分はだまされない、自分は引っかからないと思いがちで、実際被害に遭った人のほとんどが、そう思っていたとありました。高齢者を特殊詐欺から守る観点から、本市の状況など何点かお尋ねいたします。

まず、過去3年間の特殊詐欺に関する市内在住の相談件数と、被害者数と被害額、年齢層までお尋ねをいたします。

○市民部長（井福浩二君） 皆様おはようございます。お答えいたします。

過去3年間に、人吉市消費生活センターでお受けした電話やSNS等を利用した特殊詐欺や不審な電話等に関する相談件数につきましては、令和3年度が17件で、そのうち15件が市内在住者でございます。市内15件のうち2件で、合計2,513万円の被害が発生しております。次に、令和4年度が23件で、そのうち21件が市内在住者でございます。市内21件のうち5件で、合計2,673万800円の被害が発生しております。最後に令和5年度が17件で、そのうち15件が市内在住者でございます。市内15件のうち2件に、合計15万3,000円の被害が発生しております。

なお、被害額につきましては、被害者の申出による金額でございます。相談者の年齢層につきましては、過去3年間の実績では、若年層からの相談もございますが、60代以上の方からの相談が66.7%を占めている状況でございます。被害者の年齢層につきましても、60代以上の方が多い状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 答弁にありましたけれども、かなり額が大きいですね。令和3年、4年、物価高騰対策で低所得者に対する支援とか結構あった時期だったと思いますけれども、その辺の関係で、やはりそういった被害が出たんじゃないかと思っております。詐欺被害は都会も地方も関係なく発生するんだと改めて思いました。

そこで、熊本県警察が発表している電話で「お金」詐欺の発生状況の令和5年確定値と令和6年10月までの被害状況が発表されております。令和5年確定値では、認知件数104件、被害額が約2億7,400万円、手口別の割合としては、架空料金請求が48.1%、還付金詐欺が25%、オレオレ詐欺が8.7%、そして今年です、令和6年10月末までで認知件数84件、被害額は約3億4,200万円であります。手口別の割合としては、架空料金請求詐欺が42.9%、還付金詐欺が6%、オレオレ詐欺が26.2%と公表されております。両年とも60歳以上の方が50%以上を占めているということでありました。

今年も、昨年に比べて被害額が多くなっていて、特にオレオレ詐欺が多くなっているという報告が出ておりました。私は高齢者への詐欺犯罪の入り口、きっかけというのはやはり電

話じゃないかと思っております。その入り口を阻止することで、大半の事件は未然に防ぐことができるのではないかと思っております。令和元年にも、特殊詐欺防止対策として自動通話録音機について取り上げておりました。平成27年度に国・県の補助を受け200台を購入し、市内と球磨管内の町村に貸出しをされていましたが、その後の貸出しの状況をお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

まず、平成27年度に導入した自動通話録音機の機能を改めて御説明させていただきます。電話がかかってまいりますと、着信前に警告音声は相手側に流れる仕組みになっており、本体は最大60時間、2,000件の会話を録音することが可能でございます。振り込め詐欺等の電話がかかってきた場合は、相手方の音声は録音され、犯罪捜査に役立つほか、緊急時にはボタンを1回押すだけで身の危険を第三者に自動発報する機能もあるなど、犯罪の防止・抑止に効果的な機器でございます。

この自動通話録音機は、当時全額を国・県の補助を受けて200台を購入し、人吉球磨10市町村において設置を希望される高齢者世帯へ無料で貸出しを行っております。現在までの台帳上の貸出状況は、人吉市内世帯へ121台、球磨郡9町村世帯へ68台、計189台を設置しましたが、故障発生等に伴う交換等で残り11台も全て使用している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 答弁いただきましたが、もうないということでございます。答弁で、着信前に警告音声は流れるとありましたけれども、その警告音声はどういった内容かちょっと紹介します。皆さん、想像つくと思いますけれども、呼び出し音の前に、「この電話の通話内容は防犯のため録音されています。あらかじめ御了承ください」という警告メッセージが流れます。これを流すことで、不審な電話をブロック、あるいは通話内容を自動録音することで、特殊詐欺を未然に防ぐ、犯人はそういったことを録音されることを非常に嫌いますので、そういった意味では、この通話音声録音というのは、非常に有効だと思っております。

ただ、今答弁がありましたとおり、在庫がないという答弁で、あれから、令和元年から5年ほどたちまして、その間水害もあったということで、使用されていたお宅も流されてしまったんじゃないかとも思っています。そのとき、令和元年のときですけれども、残り台数が少ないことで、継続的に支援するという意味も含めて、ふるさと納税を原資としてかつて要望しておりましたけれども、今の答弁の様子だと購入には至っていないことが分かりました。

相談の被害が出ている中、本市として現在高齢者を対象にした特殊詐欺防止対策として取り組んでいる対策をお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

今年9月下旬から10月初旬にかけ、市民の皆様から多数の不審な電話についての情報提供

や御相談をいただきました。その際の対応といたしましては、防災行政無線の市内一斉通報による注意喚起のほか、市ホームページへの情報掲載等を行ったところでございます。そのほかにも、偶数月の広報ひとよしにおいて、消費生活センターの情報発信記事である「はい、こちら消費生活センターです」を掲載し、定期的に各種情報の提供や注意喚起を行っているほか、老人会、町内会等への消費生活問題に係る出前講座も実施し、消費者被害の防止と消費者教育の推進を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 高齢者に対する注意喚起は必要だと思います。テレビニュースなどの報道は、テレビの中の出来事だと思いがちで、人ごとのように感じてしまう傾向があるのではないかと思います。ただ、先に述べたように、ほとんどの人が、自分は大丈夫、だまされないと思っている、そこが課題ではないかと思います。

出前講座でも、そういったところは注意喚起はされていると思いますけれども、やはりなかなか被害はゼロにはならないと。その背景には、やはり、自分はだまされない、大丈夫という、そういう意識があるのではないかと思います。特殊詐欺防止には、警察との連携も非常に重要だと思います。警察は地域住民の関係機関と協力し、詐欺の防止に向けた活動を行っていると思いますけれども、本市はどのような連携を取っているのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

熊本県警ではホームページでの積極的な情報発信等のほか、防犯対策としての地域の犯罪、防犯情報をタイムリーに発信する「ゆっぴー安心メール」の発信等を実施されております。また、年金支給日に金融機関で実施している電話でお金詐欺防止キャンペーンや、小学校見守り活動、全国地域安全運動の推進、年末特別警戒活動等を、市町村をはじめとした関係機関と合同で実施をされている状況でございます。

本市といたしましても、今後さらに熊本県警をはじめとした関係機関との連携強化を図り、さらなる防犯対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 様々連携しておられるのは分かりました。情報共有として警察からの「ゆっぴーメール」、これも重要だと思います。またそのほかにも、警察の担当部署の方から直接相対して高齢者への講演、そういったのも必要ではないかと思っております。やはり、制服を着た警察官がそういったことを講演することで、やはり聞く側も強いメッセージを受け取ることができるのではないかと思いますので、そういった警察官の方による出前講座、そういったのもやはり必要ではないかと、そういった連携も必要ではないかと思っております。そこで、被害の事例を話してもらおう。そういったことで強烈的な注意喚起になるのではないかと

思いますので、今後、その辺についてもお願いをしておきます。

ホームページをいろいろ調べている中で、あるホームセキュリティ会社のホームページに、闇名簿、闇バイトというのはニュース等で出ていますけど、闇名簿というのがありました。犯罪組織が犯行に利用していると言われる闇名簿、闇名簿というのは不正に流出したデータから作成されたリストということで、基になるデータは様々とされていて、同窓会名簿や自治会の名簿、企業の顧客情報などがそれに当たります。どのように流出したかを特定するのは困難だとも言われています。犯罪組織は闇名簿を基に詳細な個人情報を入手しようとします。強盗や特殊詐欺などの犯行グループは、場当たりに犯行に及ぶことはまずないということと、犯人は手段を選ばず情報を、詳細な情報を得ることによって犯行の確実性を高めているとの記事が載せてありました。

先ほどから言いますように、入り口として電話です。この電話での詐欺に巻き込まれないためにも、既存の固定電話機に取り付けられる自動応答録音機が必要だと思っております。実は、時期は違いますが、2人の高齢の御婦人の方から相談を受けたことがありまして、電話に取り付ける録音機の問合せがありました。その際、担当部署に連絡して聞いても、ないということで、その辺を含めて、答えは相談者の方にも伝えましたが、ぜひまた再開してほしいという要望があってございました。詐欺の入り口の一つである電話機へ取り付け、簡単に取り付けられる防犯用電話自動応答録音のアダプターについて、市で購入して、高齢者へ貸与するか半額助成とかはできないか、お尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、現在、市に貸出し可能な自動通話録音機はない状況でございます。また、平成27年度の自動通話録音機導入時にありました国・県の全額助成措置につきましては、現在は対象事業費の2分の1の助成となっております。

そのような状況の中、消費生活センター等で迷惑電話等の御相談をお受けした場合には、現在、熊本県警で実施されております防犯電話機購入支援キャンペーンを御紹介しているところでございます。このキャンペーンは、今年7月16日から来年3月10日までの応募期間中に、対象の防犯電話機等を購入した場合、最大で5,000円のギフトカードを補助するものとなっております。対象となるものは、防犯電話機と自動通話録音機でございまして、防犯電話機の購入費につきましては、機種にもよりますが、1万円台から購入可能で、自動通話録音機につきましても7,000円程度から購入可能でございます。市民の皆様にとりましても、非常に有益なキャンペーンであり、本市といたしましても、今後、このキャンペーンのさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 警察署からのそういったサービスもお聞きをしております。ただ、電

話機に関しては、新しい電話を買い換えてということで、それに対するギフトカードが5,000円、先ほど言った録音機については7,000円から1万円以内のが結構多いんですけど、それに対する補助があるということでございますけれども、それも3月10日までということで、それ以降はないんですね。その県の予算もなくなったらもうそこでおしまいということで、継続性がないんです。

そういった意味で、その後の継続性をするためには、やはり市としても何らかの取組をしながらすることで、こういった被害が出ないのをできるのではないかと。令和元年のときも、ふるさと納税を原資として、先ほど言った、既存の電話機に取り付けるアダプター、7,000円から1万円という間の中での値段でございますので、そんなにかからないんですね、100台しても。そういった意味では、それを原資として、それを取り付けることで、先ほど答弁いただいた被害額2,500万円以上とか、そういった被害が防げるのであれば、やはりそういったアダプターを付ける支援を市として事業化して、そういったのを取り組む必要があるのではないかと、私は思っておりますので、市長には答弁は求めないことに、今回通告しておりますませんでしたけれども、そういった意味では、ぜひ市長の決断の下、英断でやると言っていただければ、すぐ動き出す事業と思いますので、ぜひその辺については被害を出さない、そういった心意気で、市長の気持ちをぜひ出していただきたいと思いますので、その辺については、要望しておきます。この件については終わります。

次に、GIGAスクール構想で配備された端末の更新についてでございます。GIGAスクール構想は2019年に文部科学省が児童・生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをICT端末を活用して実現していく構想です。翌2020年の新型コロナウイルス感染に伴い、子供たちの学びの機会を守るため急速に普及し、今年8月現在、GIGAスクールの端末は全国で950万台が配備されています。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えていきますが、GIGAスクール構想第2期では政府の負担で、都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処分、処理方法になると思われます。この大量の端末処理をどのように進めていくかが大きな課題になり、文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助にあたり、端末の整備、更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務づけられています。

こういった背景があることから、本市の対応についてお尋ねします。本市でも令和2年度からタブレット端末が配備されていますが、現在の配備台数をお尋ねします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

国が令和元年12月に提示をいたしましたG I G Aスクール構想により、児童・生徒1人1台の端末配備が大きく進むことになり、本市におきましても端末の配備を行ってまいりました。令和2年度に、小学校3年生以上の児童・生徒用として、小学校に1,145台、中学校に845台の計1,990台、令和3年度に教師用として270台を配備いたしております。また、今年度中に小学校1、2年生への端末552台を新たに配備する計画でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 2,000台近く配備されている。また、今議会に1年生、2年生に対する端末については議案が提出されておりますので、その点については質問いたしません、約2,000台と台数が多いわけですが、本市の端末の更新も必要になってくると思います。来年度以降、何台程度更新し、これまで使用していた端末を処分する計画はあるのか。更新する必要がある場合、既存の端末処分方法とデータ消去に対する計画の具体的な取組についてお尋ねします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたように、令和2年度に配備した児童・生徒用のタブレットの更新といたしまして、現時点では令和7年度中に小中学校合わせて約2,000台の更新を予定しております。

今回の、第2期G I G Aスクール構想に伴う端末の配備につきましては、熊本県が国からの交付金を原資とする基金を創設しており、端末の調達につきましては、今後、熊本県による共同調達で行うことが前提とされておりますことから、端末更新に合わせまして、適切なデータ消去までを条件とした仕様書になるようでございます。そのため、第2期G I G Aスクール構想では、県からの補助金を活用した端末の更新を行う条件といたしまして、市町村の状況に応じた端末整備、更新計画の策定が義務づけられており、本市におきましても、その計画の中で、更新に伴う端末の処分方法、データの消去方法等を明示しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 令和7年度に2,000台、一気に更新ということでびっくりしたんですが、答弁で国からの補助金を原資とした基金で、熊本県による共同調達で行うとされておりますけれども、この新しい端末の調達方法や端末選定などに、本市として関わりを持てるのか。また、県からの情報は共有できるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

熊本県教育委員会では、端末の共同調達に関して、様々な内容を県内市町村とともに協議・検討を重ねながら進めていくため、端末の更新予定がある全市町村を構成委員といたし

まず熊本県GIGAスクール構想推進連絡協議会を本年度から設立されております。

その協議の中で、今後の共同調達の方法や端末の性能、基本ソフトウェアの選定、端末の処分に関する事など、市町村との情報共有が図られており、本年5月以降4回の協議会の中で次年度以降の端末更新における協議・検討が重ねられており、本市もその協議会に参画しているところでございます。

したがって、今後、熊本県が共同調達を実施される際には、協議会での市町村の意見や要望等を受けながら、熊本県単独ではなく、市町村との共同で進められていくものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 答弁で、もう既に連絡協議会が設立されて、4回の協議もされているというのが分かりました。この協議会も途中だと思います。慎重に協議は進めていただきたいと思いますし、途中経過でもいいですので、報告をしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

端末更新を来年度から始めるということで、更新に当たりまして、ちょっと一つ疑問があって質問したいと思うんですけれども、現在使用しているタブレット端末は、まだまだそんなに年数はたっていないと思うんですけれども、まだ使用できるのではないかと思ったんですけれども。なぜこの更新が、一気に2,000台更新が必要なのか。端末の耐用年数は何年なのかをお尋ねしたいと思います。と言いますのも、私のパソコン、あるいはタブレットも、10年以上現役で使って、何ら不具合もない状況ということで、そういった意味で、端末更新、それは新しいのにこしたことはないでしょうけれども、そういったところでのお尋ねです。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

国におきましては、第2期GIGAスクール構想の推進に伴いまして、1人1台端末の利活用が進むことで、故障の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどの全国的な課題を受け、更新に必要な経費を計上し、5年程度使用した端末を計画的、効率的に更新していく方向性が示されております。

また、令和2年度の初期納品時に比べ現在は幾つもの学習支援ソフトやデジタル教科書などを活用しておりますことから、端末の稼働速度に大きく影響していることも課題でございます。去る10月18日に開催いたしました中学生みらい議会におきましても、現行の1人1台端末について、ストレージ容量等の不足から発生する動作不良等の事例があると、中学生議員から問題提起もなされており、学校現場からも端末性能の機能向上が求められている状況でございます。

このような課題を克服するため、国からは本年4月、児童・生徒が端末を円滑に利活用するための学習者用コンピュータ、最低スペック基準が示され、その中で、端末のOSサポー

トの終了時期についても留意する必要があると言われております。本市の端末のOSにつきましては、Windowsでございますけれども、令和7年10月にサポートが終了時期を迎えることと合わせ、配備から5年を経過することとなりますことから、令和7年度中の更新を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 端末のサポート終了が令和7年度中にあるということと、また生徒からの要望があったということで、更新の理解はいたしました。使用済端末についてですけれども、2024年5月17日の環境省通知では、GIGAスクール端末処分における小型家電リサイクル制度に係る周知について依頼文書が出されています。その内容は、使用済端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれます。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末の適正な再資源化を推進することが必要であるとされています。

また、文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で、データ消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われる可能性があるとも言及されています。例えば写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がGIGA端末に残っている可能性がある。GIGA端末の記憶媒体は単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により確実にデータの消去をしなければ、子供たちの個人情報の流出につながりかねないとされていました。

端末処分の方法は、廃棄処分するのかリユースして使用するのか、業者が決定された場合の処分方法やデータ消去等の確認は必要だと思いますけれども、協議会では、その点については検討はされているのか。その辺についてお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったような内容につきましては、12月4日、昨日でございますけれども、GIGAスクール端末の処分自治体向けウェブセミナーということで、本市の職員も参加させて、同様の内容について伺っているところでございます。

本市の端末更新に伴う処分の方法等につきましては、2回目の御質問で答弁いたしましたとおり、端末整備更新計画の中で明示をするということでございます。なお、処分の方法につきましては、選定された受託事業者によって対応が異なりますことから、市としましては、共同調達において、受託事業者を選定する際に処分の方法等の確認も行っていくよう、熊本県に対して要望をするとともに、受託事業者が決定された後は、廃棄処分またはリサイクル、いずれの場合にも、端末のデータにつきましては、個人情報などの情報漏えい等が発生しないよう、完全なデータ消去を行い、関係法令を遵守するよう本市からも指導するとともに、環境面への配慮も併せまして、綿密な協議を経て対応してまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 昨日そういった内容で、その確認をされたということでございます。

端末の処分に関してですけれども、予算措置について来年度以降出てくると思いますが、国からの補助金を原資とする基金で、熊本県による共同調達、端末の処分、データの消去まで行くとされておりますけれども、適法な認定業者への端末処分の委託及びデータ消去等に、市からの予算というのやはり何らか出ると思いますが、基金を利用してということで、何分の1か分かりませんが、その辺について、市としての予算というのは出てくると思いますが、処分費用、データ消去等について、後になって追加変更とか、そういうことはないのか、お尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

端末更新に伴う処分費用につきましては、熊本県における共同調達の際の公立学校学習者用コンピューター共同調達業務仕様書の中で、新しい端末の導入費用の中に処分費用も含まれることとなりますことから、市町村が独自で処分費用の財源を確保する必要はございません。

また、議員御指摘のとおり、今後、熊本県が共同調達を実施される際には、端末の導入部分だけではなく、端末の処分方法についても、法令を遵守した適切な事業者を選定することと併せまして、処分費用を市町村に求めない配慮を各市町村と連携して、県のほうに要望も行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番、豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） それについては、今後、来年度以降のことになりますので、推移を見守りながら、決定しましたらまたその辺についても質問していきたいと思っておりますので、この件についてはこの辺で終わりたいと思います。

私の一般質問は、これで終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番、松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） こんにちは、2番議員の松村太です。今回の質問項目は子育て世代の応援についてと小中学校学力向上への取組についての2項目です。

人口減少と少子高齢化の進行を最も配慮すべき潮流の一つとされ、喫緊の取組により歯止

めをかける施策を進めると、前回、9月定例会の私の一般質問で市長にお答えいただいております。最近、民間有識者による人口戦略会議のデータによりますと、2020年から2050年までの30年間で、全国の744の自治体で20歳から39歳の若年層女性の人口が半数以下になり、消滅都市の可能性がある公表されております。その中で、人吉市は消滅可能性都市から脱出しているというデータでございますが、多くの社会的人口減少が続くと予想されておりました。人口減少に歯止めをかけるためには人の移動、転出などによる人口流出の偏りの是正が課題という結果でございました。

そこで、人吉市に残り続ける、またはUターンしてくる男女別、年代別の傾向などの調査をしたことはあるのか。また人吉市から転出する理由について、実際調査をしたことがあるのか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、こんにちは。それではお答えをいたします。

本市からの転出、本市への転入といった人の流れにつきまして、第6次総合計画後期基本計画の人口ビジョンでの調査によりますと、まず年代別では、15歳時、18歳時において、大幅な転出超過となっておりますが、一方で、例えば20代前半におきましては、他の年代よりも大幅な転入超過となっております。この傾向につきましては、男性、女性共に同様となっておりますのでございます。

転出超過の主な要因としましては、大学等市外にある教育機関への進学や都市部の企業への就職等が推計されるところでございます。また、20代前半の大幅な転入超過と申ししましても、その比率につきましては、15歳時、18歳時の転出超過の約4分の1に過ぎず、その他の大部分の方々は進学、就職等の時期に転出をしたままということになります。その要因は、例えば本市を含む人吉球磨地域には大学等の教育機関を卒業後に、希望する就職先が見つからない等が主なものと考えられるところでございます。

なお、総合計画後期基本計画策定に際しまして、令和4年度に市民意識調査を実施した際、あなたは人吉市に住みたいと思いますかという問いに対しまして、ぜひ住みたい、あるいはどちらかといえば住みたいと答えた方が全体で約73%となっており、また20代では約41%、30代では約60%となっておりますことから、いわゆる若者世代におきましても、半数近い方々が地域に残ることを望んでおられることが伺われるというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、アンケート調査等のお答えをいただきました。皆様、今の数字を聞かれてどういうふうに感じておられるでしょうか。ぜひ住みたい、どちらかといえば住みたいと答えた方が73%いらっしゃるというのは、先般ありました住みよさランキング総合1位という評価も間違いなかったんではないかなと。私は思っていた以上に高い数字をお示しいただいたんじゃないかと思っております。

また、20代が41%ということでございますが、一度は人吉市以外の外の釜の飯を食べてこいと、昔からよく言われるように、人生経験を蓄積、蓄えていただいて、そういった勉強のために人吉市を一時出ていかれるのは致し方のないことだろうと思っております。ずっと住み続けたいまち人吉市という、人吉市の念頭に置くスローガンとしましては、もっともっとこのポイントを上げていっていただけるようお願いをしておきたいと思えます。

では、細かくなりますが、人口流出と自然減、こういった人口減少の種類の区別をした調査・研究をしたことがあるのか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

人口ビジョンに人口増減、社会増減が総人口に与えた影響というグラフがございます。このグラフにおきましては、2022年時点で自然増減、社会増減ともにマイナスを示しているところでございます。これを2020年から2045年の、いわゆる国立社会保障・人口問題研究所、略称社人研と申しますが、これの地域別将来推計人口の人口動向に当てはめると、若年人口の減少が当然のごとく加速するとともに、老年人口も2025年をピークに減少していくということが分かっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 人口推計の推移が自然減少も社会減少も、社会的な現象も減少していくという数字を示しているということは、私のお示した人口戦略会議のデータでも同じような数字の低下を示してありました。その人口戦略会議のデータでは、社会的な減少、自然減少、それぞれの予想人数を比率で示してありまして、自然減が1とした場合に、社会的人口流出が5という数字でございました。1年間に100人自然減少があるとすれば、500人の方が人口流出として人吉市を離れていかれる傾向にあるというデータでございました。

それでは、社会的人口流出の状況を考えるために、男女間格差など、男女共同参画等を踏まえた会社や地域単位での調査をしたことがあるのか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

地域社会単位での調査ということで申し上げますと、令和4年度に実施いたしました市民意識調査では、人吉市内在住18歳以上の方2,000名を住民基本台帳から無作為抽出したアンケートとともに、本市の未来を担う若者、これは18歳未満の方でございますが、その意見を少しでも多く集めることを目的としまして、人吉球磨地域の高校にお願いをいたしまして、生徒さんを対象としたウェブ形式のアンケートを、令和5年度に行っているところでございます。

また、平成28年度には、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けた調査として、人吉商工会議所やJAくまといった産業団体、人吉高校など人吉球磨地域の高等教育界を対象に、各業界等における求人ニーズや卒業生の進路の状況などについてヒアリング調査

を実施した経緯がございます。この調査において、本市特有の若者の動きとしましては、一旦地域を離れた若者が20代後半から30代にかけて戻ってくる傾向が見られるが、望む仕事がないなど、様々な理由から再び地域を離れていってしまう。いわゆるUの字に再び出ていくという意味で、一本の線を加えたZターンの傾向が見られるという結果が得られたところでございます。この調査結果につきましては、約8年前のものではございますけれども、若者の動きについては、現時点においても大きく変わることはないのではないかと考えているところでございます。

ただ一方で、令和の時代になりまして、コロナ禍などの影響を受けた働き方の大きな変化や、本市においては、令和2年の豪雨災害など大きな社会変化もございましたことから、今後も様々な場面で、多くの若い世代から意見が聴取できるよう、アンケートや意見をいただく場づくりの工夫をし、若者の意見を地域づくりに取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） ぜひ、今御答弁にもありましたように、多くの若い世代から、これから人吉市を担うために住み続けていただくために、こういったことが人吉市に求められているのか、しっかりと意見交換を続けていただければと思いますし、当然企業や事業所、そういったところの皆様ともすり合わせを行っていただければなと思います。進学等で一度人吉市を離れること自体は、人吉市に新しい想像力を持って帰ってきてもらうためにも有効なことだと思います。

そして今、御答弁にありましたように、30歳前後で、ある一定の方たちは人吉市へ戻ってこられるということでしたので、ぜひともそういった方たちのニーズをしっかりと把握し、それにいかに対応するまちづくりや施策を行っていくかということが近々の課題ではないかと思っております。せっかく人吉市を選んでくれた若い人たちを大事にして、住みよく思ってもらうための応援が、丁寧に必要なではないかと思うんですが。行きにくさとか生活のしづらさ、仕事のやりにくさなど、具体的な調査・検証をされたことがあるのか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

若い方々が住みよくなるための調査・検証等についてでございますけれども、先の市民意識調査の中で、あなたは人吉市の住み心地についてどのように思いますか、という問いがございます。これに対しまして、人吉市が住みにくい、またはあなたは人吉市を私のふるさとと思っていますかという問いに対しまして、人吉市をふるさとと思わないという回答の割合が、子育て世帯が含まれます30から39歳の世代において、他の世代よりも多いという結果がございました。

この結果を受けまして、このような回答が多かった原因といいますか要因を調べるために、九ちゃんクラブであったり青年会議所などの関係団体へのヒアリングの実施をしたところでございます。その結果としましては、大型ショッピングセンターやアウトレット等の遊べる場所が少ないこと。あるいは小児科が少ない、習い事が少ないなど、子育ての環境のこと。あるいは働く場所が少ないことなどの御意見があったところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 1回目の質問の際に、人吉市に住みたいと思いますか、という問いに対しては、73%の方が肯定的に御回答いただいております。にもかかわらず、住みやすいかという問いに対しては、非常に否定的な御意見が多いという、このギャップですね。ここを掘り下げて、具体的にどう解決していくか、ということが、Zターンを防ぐこと。そして一度人吉市を離れた方たちに就職や子育てという世代になったときに人吉市を選んでいただくために、非常に重要な部分ではないかと思っておりますので、ぜひ、こういった対策が可能であるか、可能であるかというか、そうしないと、そういった方たちをとどめられないという結果だと思っておりますので、しっかりとその検討を図っていただき、施策に反映させていただければと思います。私も日常的に、多くの方に人吉市には映画館がないのが残念だとか、ボウリングするために宇土や国分にまで行っていますと、そしてマイボールをそこに置いていますというぐらい、そういったニーズを持って人吉市にあればなというふうに住まいを続けていらっしゃる方が、ある一定数いらっしゃるということでございます。

「みんなが幸せを感じるまち。ひとよし」というのも、人吉市の一つのスローガンと思っております。こういった物足りなさや生活上の不安があるということですが、現在、人吉市は人口減少への対策として、こういったことをされているのか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の特性に応じた持続性のあるまちづくりを実現するために、第6次人吉市総合計画（後期基本計画）の重点施策としまして、デジタル田園都市構想総合戦略を掲げているところでございます。

具体的には水害やコロナウイルス感染症等で減少いたしました雇用を増やすために、くまりばを拠点に地域課題解決や各産業分野における新たな価値の創造、あるいは仕事創出などに取り組み、デジタルの力を活用しながら、この地域におきましても、安心して働くことができる、仕事を作る施策を行っております。その他、ずっと住みたい魅力的な地域を作るために、結婚、子育て、仕事のしやすい環境の整備や防災システムのデジタル化など災害に強いまちづくりも行っているところでございます。

取組の事例の一つとしましては、例えば妊娠・出産から育児までをサポートする「ひとよし子育てサポートアプリすくすく」を導入しております、これは、予防接種のスケジュール

ル管理や、子育てについてのタイムリーな情報を受け取れるなどの役立つ機能が満載のアプリとなっておりますことから、子育てに日々奮闘される方々の助けにもなることを期待をしているところでございます。

今後も、様々な場面で、議員がおっしゃいましたように若者の意見を地域づくりに取り入れ、若い方々が住みよくなるまちづくりを行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） いつも市長もおっしゃっております、そういったくまりばの事業等を通して関係人口を増やしていただきまして、そして高校生をはじめとする若い世代が外で学んだことを、人吉市で活用していただくような環境整備、そしてそのルートをしっかりとめどとして、高校生とか若い世代が持てるような、そういった取組もしていただければと思うところでございます。

今、御紹介のありました人吉市デジタル田園都市構想総合戦略の中の基本目標の一つに、結婚、出産、子育ての希望をかなえるということがあり、その施策に仕事と子育ての両立というテーマがございます。今般、保育園連盟、幼稚園連盟とそれぞれの保護者会の皆様から出されている御要望の中に、地域子ども・子育て支援事業について充実を図るということが書いてございました。私もたまたま最近、子育てでいろいろなことをお聞きしていく中で、困り事の一つに、病児保育ということでお困りだというお話を聞きました。多くの御家庭で夫婦共働きをされているわけですが、我が子が急病を患った際に、迎えに来てくださいと、小学校なり幼稚園、保育園なりから御連絡が来たときに、もうすぐに仕事の手を離して、休んで迎えに行くことが非常に難しいという訴えでございました。仮に同居している、もしくは別居であっても、それぞれの子育て世代の、それぞれのお父さん、お母さん、子供からすれば祖父母もまだまだ現役で働かれている御家庭も最近は多いようですので、以前のように、自分のお父さん、お母さんの御両親に、「ちょっと悪いけど、迎えに行ってくれんどうか」とか、「ちょっと仕事が終わるまで見とってくれんどうか」とか、なかなかそういうことがかなわない、頼ることができないという若い御夫婦が増えてきているというのが、実情なんだなという実感をしているところです。

それで、そうした場合、人吉市にはどのような関連施設があるのか。利用者からの御要望などは把握されているのか。また、広域連携など、施設利用の選択肢を広げる対応など検討されているのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市での病児・病後児保育の実施につきましては、医療法人増田クリニック内に病児・病後児保育室あひるのハウスを設置しております。この事業は、子供が病気により集団での保育等が困難な場合に、病氣中または病氣の回復期にある乳幼児及び児童を一次的に預かること

で、安心して子育てができる環境整備を図ることを目的としております。

利用対象者につきましては、保護者が勤務等の都合により自宅での生活が困難である小学3年生までの乳幼児及び児童としておりまして、直近3か年の利用状況を申し上げますと、令和3年度が301人、令和4年度が183人、令和5年度は236人となっております。利用者からの要望などにつきましては、今年度こども計画策定のために実施しました子育て全般に関するニーズ調査の中で、病児・病後児保育の利用意向や御意見を伺ったところでございます。

調査結果といたしましては、未就学児の保護者におきましては、利用したことがあるが12.3%であるのに対し、今後利用したいと考えていると回答した保護者が40.9%、小学生の保護者におきましては、利用したことがあるが19.9%、今後利用したいと考えていると回答した保護者は16.2%となっています。また、自由記載の御意見の中には、病児・病後児保育の施設を増やしてほしいなどの御意見もございますことから、今回の調査結果や利用状況等を踏まえまして、令和7年度からの人吉市こども計画に反映してまいりたいと存じます。

また、この事業は、山江村と共同で実施をしておりますが、他町村から共同実施の申出はあつてはおりません。現在のところ、本市における需給バランスは保つことができておりますので、広域での実施は検討していないところでございます。少子化の進行や共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりなどを背景に、社会情勢が大きく変化する中で、仕事と子育ての両立を求める子育て世代の保育ニーズが高まっております。

子供の健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や、子育てに対する不安感、負担感の軽減を図るため、ニーズを的確に把握し、必要な施策を展開してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、丁寧に、利用者そして今後の利用を考えているという方のパーセンテージを示していただきましたが、単純にこれを足し算すると、未就学児と小学生の保護者さんの利用したことがあるというパーセンテージに対して、今後使ってみたいというパーセンテージを足すと、3倍ぐらいのニーズがこれから可能性として予想されるということでございます。インフルエンザであっても、いろんな感染症に対しましても、季節性というものがだんだん薄らいできて、前は冬場の3か月程度用心していればよかったものが、6か月以上、何かそういった症状が注意すべき症状として認識されつつあるということを考えますと、ここのアンケートで利用したいと考えていても、病気にかからなければ必要ないわけですが、ニーズとして、これだけ潜在的にまだまだ多くの方がそういった施設を求めているらっしゃるということの裏返しでもありますので、しっかりとその辺は随時対応していただいて、いざというときに対応できるような体制を御検討いただきたいなと思っております。

そういった子育て世代のニーズにお応えするというのが、子育て世代の皆さんが多様な

働き方を自由に選択することができ、子育て中もストレスなく、仕事も育児も両立する、お母さんなりお父さんなりが全てを引き受けて一人で奮闘するということではなくて、ストレスフルではなくて、ストレスレスでそういった仕事も育児も両立できるような、子育て世代もしくは子育てしている方たちをしっかりと応援するんだという社会の寛容性の醸成ですね。その仕組みだとか、施策を施すことも大事だと思うんですが、今社会は、先ほど申し上げたように、おじいちゃん、おばあちゃん世代もお仕事をされているというパターンが多くて、なかなか子育てに他者が参加するということが難しい社会であるので、会社勤めをされているところの社長さんとかオーナーさんに対して、そういう病児のフォローを柔軟に行えるような環境を作っていただきたいとか、そういう社会の寛容性もしっかりと施策の中でアピールしていただきたいと思いますようにお願いしたいと思います。

実際、これはインターネットでいろいろそういう先進事例がないかなと思って調べたんですけども、城崎温泉で有名な兵庫県豊岡市においては、豊岡市ワークイノベーション推進会議というものやジェンダーギャップ解消戦略会議などを市が主催して執り行っておられまして、事業者と高校生や20代の皆さんが、それぞれに意見を出し合って、働き方改革や男女間格差をいかになくしていったらいいか、豊岡市から女性が仕事や進学で外に出ていかななくてもいいか、もしくは出ていった方がしっかりと地元に戻ってきて、自分の望む仕事に就けるのか、そして育児と両立をするような環境ができるのかということを議論されているということでした。

また、長野県諏訪市では、これは市の職員の中の話なんですが、職員さんの定年延長に伴って、市職員さん自身のお孫さんです、我が子ではなくてお孫さんの看病のために休暇を取得できる孫休暇制度というのを来年度から導入するということがニュースになっておりました。先ほど申し上げた祖父母世代も現役で仕事しているという状況の中で、若い子育て世代が届かない部分について、祖父母が休暇を取ってそういったことへ参加できるという制度を、諏訪市自身が実践を来年からやるということでございました。ぜひ、そういった子育て応援の先鞭をつけるためにも、人吉市でもそういった制度の導入ができるか、やるためにはどういうふうにしたらいいいのか、そういったところもぜひ研究していただければなという願いをしたいと思います。

では、次の質問に移ってまいります。子育て関連事業に関する人吉市ホームページの一括把握発信ということも、先ほどの保育園連盟、幼稚園連盟の皆様からの要望の中にありました。それを見ながら、私もホームページに関して言いたいことがいっぱいあるなと思ったので、ここに付け加えさせていただいているんですが。

私が入吉市のホームページを使いながら気づいたことは担当部署に御連絡して、ちょっと見にくいんだけどとか、探しにくいという御意見を申し上げて、その都度改善していただいておりますが、全体として、ホームページの造作というものに傾向の変化はありません。各

部・局が出したい情報は、最新の情報はトップページにしっかり並んでいるので、現在の市の政策というのは非常に見やすくなっております。しかし、そこを開いて、その情報に対する関連情報はどんなものがあるかなというふうに見ると、リンクがほとんど貼ってないところが多いんですね。なので、改めて違うページを開いて、自分の探したいものを一からまた探し直すというふうにホームページを操作しないといけない部分も、まだまだたくさん残っております。これは改善の余地が非常にあると思うんですが。そうした意見は、市民の皆様等から上がってきていないのか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

まず初めに、市のホームページの構成につきまして、若干触れさせていただきたいと思っております。市のホームページには、膨大な情報を掲載しており、閲覧者が必要とする情報に容易にアクセスできるよう、トップページには暮らし・手続や福祉・健康・介護といった分類別にページを探ることができるグローバルナビゲーション、妊娠・出産・子育てや引っ越し・住まいといった生活支援ごとにページを探ることができる暮らしのナビゲーション、あるいは、そういったものではなく、キーワードそのものを入力することでページを検索するサイト内検索窓など、様々な入り口を設けているところでございます。

このサイト内検索機能につきましては、昨年7月の市ホームページリニューアル時に機能を強化いたしまして、キーワード検索の結果から、さらに詳細な条件で絞り込みができる仕様としたところでございます。しかしながら、議員がおっしゃいますように、様々な入り口を設けていても、なかなか欲しい情報にたどり着きにくいという利用者の声があることは、我々も課題として認識をしているところでございます。

原因としましては、各ページにつきましては所管のほうで作成するような仕様になっているところでございますけれども、各ページを作成する際に、適切なカテゴリー、いわゆる検索するためのカテゴリーを選択していなかったり、あるいは議員がおっしゃいましたように関連するページをリンクづけしなかったりということが考えられるところでございます。

市ホームページの作成方法につきましては、マニュアルを作成しまして、毎年職員向けに説明会を開催しているところでございますが、例えば文字の表現やホームページ管理システムの使い方が主となっていますことから、今後は御指摘がありましたように、適切なカテゴリーの選択やリンクづけなど、情報の整理と分類についても、使途マニュアルに盛り込みまして、全庁的に認識を共有していくことで、さらなる市ホームページの利便性の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） しっかりと、市民目線で、どういうふうにしたら使いやすいかということマニュアルに盛り込んでいただきまして、改善をお願いしたいと思います。

先日、教育委員会からも次期教育振興基本計画について、パブリックコメントを募集しているのですが、議員さんからも御意見を頂戴したいという御案内をいただきましたので、人吉市のホームページで、パブリックコメントというワードで検索を入れたんですが、残念ながら御案内のページにたどり着くことができませんでした。よくよく検索をしていくと、教育振興基本計画意見募集となっていましたので、意見募集というワードを入れるとそのページにたどり着くということでございます。

いろんな立場の方、いろんな見識の方がいらっしゃいますので、パブリックコメント募集と言われれば、まずパブリックコメントかなというキーワードを入れたわけですが、たどり着くことができませんでした。ぜひ、各部署の担当者の皆様も、制作を依頼された後に、どういったワードで、そのページが検索して出てくるのかということは、ぜひ検証いただいて、詳しい皆さんが入れられても、当然そのページにたどり着くと思うんですが、市民の皆さんは一般的にそのことを何というワードで検索されるかなという意識もぜひ持っていて、ページづくりをしていただければと思います。

それでは、もう一つの施策、子供が成長できる教育環境の整備について、幼稚園、保育園、こども園から小学校への義務教育への進学、そして、小学校から中学校への進学、そういったスムーズな橋渡しなどを含めて、現在不登校対応など、先生方の御負担が続いていると思っておりますが、これについては、昨年スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの本市独自での配置の必要性を訴えております。これは以前宮原議長も同じような趣旨で質問をされていたかと思っておりますけれども、現状はどうかをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） こんにちは、お答えをいたします。

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校間のスムーズな橋渡しには、連携や交流、学習生活面でのサポート、保護者との連携、個別のニーズへの対応など、多岐にわたる取組や支援が必要となります。子供たちが新しい環境に自信と安心感をもとに適応し、継続的に成長できるように、発達段階の特性を理解し、子供たちの視点に立った柔軟な対応が求められると思います。

本市におきましても、学校教育課所属といたしまして、かがやき教室に学校支援アドバイザーを2人、第一中学校、第二中学校にも学校支援アドバイザーを3人配置しております。また、こども未来課にもこども家庭相談員が配置されており、様々なケースに対応しております。さらにケースに応じて、球磨教育事務所配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも支援申請を行いまして、今年度は現在63件の対応をいただいているところでございます。しかし、該当の児童・生徒の状況や家庭の状況、保護者のお考えなど、様々な事情により専門機関につなぐことが難しいケースもございます。各学校では、児童・生徒一人一人について様々な角度からアプローチをし、打開策を模索していただいておりますが、速やかな支援を行うことが難しい場合もございます。

昨年より議員が言われているとおり、人吉市専属のスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカー等を配置することができれば、より細やかな対応やタイムリーな対応など、対応の幅が広がることが予想されます。現時点では配置はできておりませんが、今後とも教育事務所との連携をさらに密にするとともに、国や県のスクールソーシャルワーカー等の配置に向けた動向及び本市における不登校児童・生徒の推移を伺いながら、その導入については引き続き検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 昨年も同様の内容で質問しております。大きく変わる点はないかと思えますけれども、いかんせん、球磨教育事務所配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談件数だけでも63件ということでございます。これはもちろん人吉市管内ということの数値でございますね。球磨教育事務所の管内は人吉球磨一円でございますので、これの何倍もの件数を、恐らくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーさんは持っているんじゃないかと思えます。

そうした場合に、去年も申し上げましたが、今不登校になっている御家庭に対する訪問回数は一体何回できているのか。それで充足しているのか。そういったところが一番大きな懸念材料ではないかなと思います。そして皆さん、ちょっと考えていただきたいと思えます。ここまでアンケート結果等で数字をいろいろ出してきていただいておりますけれども、2,000人の無作為のアンケートによる数字というのは、何かについての傾向をただ示すだけの数字でございますが、この不登校に関する数字というものは、数字のただ増減に、増えたんだな、減ったんだなということに聞き慣れてしまう危険性が非常にあると思えます。現在でも不登校にならざるを得ない状況で困っているお子さんが、それだけの人数、それだけの御家庭が、実際今もいらっしゃるということでございます。多いな、少ないなという話ではありません。困っている子供が人吉市に一人でもいることはなくすように、あらゆる努力を私たちは払っていかねばいけないと思っております。

学びのチャンスですとか、子供の居場所を確保することは、今を生きる大人の責任として当然やって当たり前のことだと思っております。

御答弁のように、様々な役職の皆様が対応しているが、様々な事情により子供の学ぶ機会を失わせているということは、何としても避けるべき事態だと私は、去年も今も思っております。そして今持っていない手段があるのならば、有無を言わず、それを実行に移すべきと私は思っております。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを必ず配置して、一人も取り残さない切れ目のない支援をすべきです。

子供の貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律というのが名称を変えて今発出されております。それに明記されている基本理念です。切れ目のない支援をすべきである。ここで言

う貧困は、今の家庭の経済課題のことだけを指すわけではなく、学ぶ機会を失った、その子供が将来失うであろう損失についても、その困難を解消するために、今頑張らなくてはいけないという趣旨を理念の中で述べてあります。

教育を通じてウェルビーイングの向上を目指すということは、熊本県の教育振興基本計画の中にも明記してございます。そういったことのためにも、ぜひスクールカウンセラーもしくはスクールソーシャルワーカーの配置に向けた実働を強く要望したいと思います。

今大人がやるべきことはやるんだという意気込みで、この人吉市に住むことを選んでくれた若い世代や人吉市で子育てを頑張っている世代の皆さんへ、市長から共に頑張るという意気込みをお聞かせいただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

全国的に少子高齢化が叫ばれて久しく、東京など都市部の一部を除き、本市を含む国内のほとんどの市町村で人口減少が加速している現在、どの自治体も人口減少に歯止めをかけるための様々な施策に取り組んでいます。持続可能な社会の実現に欠かすことのできない若者世代への対応は重要な課題であり、議員御指摘のとおり本市においても待ったなし、喫緊に取り組んでいかなければならない最重要課題であると認識しております。

私は市長として、地域の持続的発展の実現は、次の世代そして次の世代に選ばれ続ける地域を作ることができるか否かにかかっていると考えています。未来カフェのような直接市民の方の意見を伺う機会において、若い人に帰ってきてほしいという声をよく伺います。もちろん、私もその思いは同じです。あえて人吉球磨と言いますが、この人吉球磨で生まれ育った若者が、進学や就職でこの地域を離れることがあったとしても、彼ら、彼女らがいつでも帰ってきたいと思う地域にしなければならないと思いますし、いつでも帰ってこられる地域を作らなければならないと強く思っています。

私も子供たちやその保護者と話をする機会がありますが、自分のところの子供は、今度地域づくりを学ぶための大学に行って、行く行くは人吉市に帰ってきたいと言っていますとか、神楽を習っていて、その神楽の研究をしたいと言っていて、その学びを深めた後にはやはり人吉市に帰ってきたいと。また、IT企業に勤めていて海外にいても、いずれは人吉市に帰ってきてくれるものだと思いますと、そういう声を聞くと大変うれしく思うところでございます。私自身も子育てをしたい、昔人吉市で遊んだいい思い出があって、子供は人吉市で育てたいと思って帰ってきたところですが、そういう人吉球磨とつながっておくこと。いかに深く深くつながっておくこと。そういったことがとても重要だと思います。

そのための機会づくりを、我々地域の大人が積極的に進めていく必要があると強く思っているところでございます。ただ、そういう地域を作るために行政がやれること、やるべきことはありますが、若者が残りたい、帰りたいと思う地域づくりは、行政だけの力ではなし得ません。若者にとっても魅力的な地域とはどういう地域なのか、私は自己実現や挑戦を応援

してくれる地域が選ばれると思います。若者に限らず、新しいことに挑戦する人の足を引っ張ったり頭ごなしに批判したりする地域は、若者から選ばれるどころか、若者が離れていく地域になるのではないのでしょうか。私たち自身が、地域に誇りを持ち、固定観念を捨て去り、大きな時代の転換点にある現代社会の多様性を受入れ、失敗を恐れることなく、様々なことに挑戦し、前向きに生きている姿を若者に見せられなければ、若者に選ばれる地域にはなれないと、そう思っています。

今後も引き続き行政として積極的に若者世代への支援に取り組むとともに、私たちがさらに努力を重ね、市民の皆様とともに格好いい大人の後ろ姿を若者に示すことができるよう、頑張ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 非常に具体的に子供たちがどう思って、若い人たちにどうしてもらえば人吉市を選んでもらえるのか、人吉市にまた戻ってこようと思ってもらえるのか。しっかりと関係各位と協議を重ねて、そういった土壌を作っていく、そして僕たちではちょっと社会通念上どうかなということであっても、そういった多様性を受け入れる寛容性のある土地を、土壌を我々が作っていかなくてはいけないんだと思います。

私も高校を卒業後、関東のほうに進学で行った際に、たまたま佐賀県出身の者と一緒になりましたが、やはり入学当初から、遊ぶにはいいけれども、家庭を持つのであれば、地元に戻りたいよねという話をずっとしておりました。残念ながら、そのときにはなぜそう思うのかというところまでは深掘りを2人ではしなかったんですが、有言実行で彼は公務員となって佐賀の地に帰りましたし、私も途中福岡に立ち寄って、その後人吉市に戻って子育てをしております。ぜひそういった将来こうなったら人吉市に戻りたいというようなしっかりとした土壌作成を、官民合わせてしっかりと取り組んでいけたらと思いますので、市長の思いを必ず子供たちにも伝えていただき、地域の方に御理解いただくような働きを、ぜひこれからも続けていっていただければと思います。

では、次の質問項目にまいります。10月、11月で多くの視察をさせていただいております。多くの都市部でも、学生さんが多く行き来しておられました。コロナ禍とは違って集団で楽しそうに、前に後ろに笑いながら、足早に通り過ぎ、それからどちらへ行かれるのか分かりませんけれども、とても生き生きとした光景を多く目にまいりました。そして、夕食を済ませてホテルに帰る道すがらですので、もう8時とか9時です、食事を終えた後であっても、多くの学生さんとすれ違う、それが普通に行われているのが都市部での景色のようです。学校や塾から自転車や徒歩で帰宅を急ぐ姿ですので、夕方のように多くの方で集団ということではないですが、時には小学生がランドセルを背負ったまま道を歩いていく姿も見かけます。ついつい誰か迎えに来ているのかなとか、後ろ姿を延々と見ている時間も時にはありま

す。

そういった、私たち駅の近くで宿泊先を準備していただくことが多いのですが、そういった駅周辺の待合所ですとか飲食店、近隣の公共施設等では、教科書とノートを広げた学生さんが、勉強をしながらお迎えを待っているのか、次の時間調整をしているのか、という光景を、夜遅くまで、結構遅い時間までよく見かけることがございます。これは別にどこの街だからということではなくて、ターミナルになるような駅周辺ではよく見かける光景であることは皆さんも御承知のことだと思います。

先般訪れました岩手県遠野市では、図書館について視察に行ってきたわけですが、市役所のほうにも見学に寄せていただきましたら、市役所ですので、大体それを推奨しているわけではないんですが、ちょっと遅くまで、7時とか8時までお仕事をされてある部署があります。たまたまお伺いしたときには、市庁舎のオープンスペースの横の部署が残業をされておりました。出入りは自由なんですね。自動ドアが、寄っていけば7時であっても7時過ぎであってもばあっと開いて、自由に出入りができるようになったので、そこの職員さんにお声がけをして、「これは誰でも入って来れるんですか」とお伺いしたら、「職員が残っていますので、職員が帰るまでの8時ぐらいまでは一般の方にオープンスペースをそのまま御利用いただいております」というお話でございました。たまたまそのときはいらっしゃらなかったんですが、よくやはりお迎えに来てもらうのに、コンビニの前とかではなくて、市役所で待っているよというふうにしてお迎えを待っている間、学生さんがそこで本を読んだり勉強をしたりして待っておられるのはよくありますよというお話でございました。

そういうお話を聞きながら、先般中学生みらい議会の中で、コミセンなどを放課後の勉強スペースとして開放してほしいという御意見が出ておりました。そういうことができないのか、という御質問が出ておりました。大人でも、大人になって仕事上資格を取らなくてはいけないという方が「なかなか自宅に帰ってからは集中して勉強できないんだよね」というお話もされております。いろいろな公共施設でオフィススペースとかオープンスペースというものは出しておりますが、いかんせん、5時とか5時半で閉まってしまうというのが人吉市の今の現状だと思います。

こういった中学生の御要望に対して、教育委員会は現在どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

先般の中学生みらい議会におきまして、第二中学校の3年B班からコミュニティセンターを活用した学習室の開設についての御意見をいただいたところでございます。全てのコミセン利用者に気持ちよく気軽に利用していただくために、公民館長会議や各コミセンの管理運営委員会の会議などにおきまして、小中学生をはじめとする市民の学習の場としての活用について、提案・検討を現在お願いしているところでございます。

現在は、図書館におきましてカルチャーパレスの会議室を活用した学習室を、土日・祝日及び夏季休業期間に夕方まで開設をしております。1日平均で約10名の方々に御利用をいただいているところでございます。また、図書館内で学習をされている方も若干おられます。しかしながら、議員の言われるとおり、夜間においてはこのような場所が現在はございません。学習者の求めに応じて、いつでもどこでも何度でも学べるような、多様な学習機会を提供することは、生涯学習環境の整備において大変重要なことと捉えております。

今後も引き続き子供から大人までが気軽に利用できる学習スペースを確保するため、公共施設やその空きスペースの活用を関係各課と検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 各コミセンなどの年間利用実績は、前年度の利用実績等々はあるかと思しますので、まずは試験運用としてある一定期間の開催を試験的に行うなどして、どういったニーズがあるのか、曜日ですとか時間帯ですとか、そういったものを図っていただければなと思います。

また、周知と定着には一定の時間が、こういったものにはかかると思いますので、スケジュール調整は早めに行っていただきまして、検討を進めていただければと思います。また、同じ中学生みらい議会では、全国学力・学習状況調査で悪い点数でした、という自らの思いもよらぬ告白があったわけですが、市長の施政方針の中でも取り上げておられました。私も昨年の9月の定例会において同様の質問を行い、来年も成果についてお尋ねしますと1年前から通告しておりましたので、昨年の9月以降の取組について、その成果と検証結果について、教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、昨年もお答えいたしましたとおり、児童・生徒の学力と学習状況を把握し、指導方法や学習状況の改善に役立てることを目的としたものでございまして、調査項目には、教科に関する調査、それと学習意欲や学習環境などを調査する質問紙調査がございます。本年度の教科に関する調査結果は、人吉市内の小中学校ともに国語、算数、中学校では数学におきまして、全国平均を下回る結果でございました。しかし、全国平均を上回っている学校も複数ございまして、校内研修の充実から実りある結果に結びついている学校もございます。

昨年度は、第一中学校区が、今年度からは第二中学校区が、熊本県教育委員会「熊本の学び」プロジェクト校の指定を受けまして、授業改善に取り組んでおります。義務教育9年間の学びを見据え、小中連携の研究により、子供の学びと育ちをスムーズにつなぐことができればと考えております。

また質問紙調査において、授業の内容はよく分かりますか、という項目におきましては、

算数、数学は全国平均を下回っております。しかし、国語につきましては、小中学校ともに全国平均を上回る結果となっております。各学校での取組が児童・生徒の意識にも浸透してきているのではないかと考えております。

一方、家庭学習に関する質問紙調査におきましては、月曜から金曜日の平日、1日当たりどれくらいの時間勉強しますかにつきましては、1時間以上と回答した児童・生徒は、小学校で全国平均を上回り、中学校で全国平均を下回る結果でございました。また、1日当たりどれくらいの時間ゲームをしますかでは、2時間以上と回答した児童・生徒は、小中学校ともに全国平均を上回る時間使用していることが分かりました。さらに、パソコンゲームやスマホ使用の時間において、家の人との約束を守っていますかの質問では、小中学校のいずれも守っているという児童・生徒は、全国平均を下回っております。

家庭学習の取組におきましては、日頃の宿題に加えまして、ICTを活用した学習にも力を入れておりますが、質問紙調査から分かりますように、スマホやゲームの使用により自己管理が難しい児童・生徒が存在するのも確かでございます。学力向上の取組は、学校だけの取組にとどまらず、学校と家庭が連携して、一人一人の児童・生徒が望ましい学習習慣を見つけられるよう、組織的・継続的に取り組むことが重要だと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き児童・生徒が学びの主体となる学習活動になるよう、人吉市立教育研究所学力向上部会や熊本の学びプロジェクト校研究指定の取組による事業改善に取り組んでまいります。

さらに、学校やその他の施設を活用した学習の場の確保、本人にとっての学習に対する価値意識の向上、SNSやゲーム使用時間と関係した家庭学習の在り方、豊かな体験活動を基盤とした郷土を愛する心の醸成など、学校と家庭、地域が連携した総合的な視点からの取組の強化を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 同僚議員からもいろんな形で質問があっております。ICTを利用した教育環境を、まだまだ過渡期だと思いますけれども、個別最適な学びが加速度的に進んでいけば、もちろんこれは全国同じように取り組んでおられることだとは思いますが、しっかりと調査研究がなされ、子供たちに、そういった成果が充分行き渡るように、さらなる進化を期待したいと思います。そして今、家庭での教育の在り方についても調査の結果を教えてくださいました。もちろん子供は学校の教育だけで育っているわけではありません。24時間のうち、学校の時間は、登下校時間を考慮しても、朝7時から夕方4時ぐらいまで、約9時間程度ではないかと思えます。残り15時間の使い方、これはまさに地域や家庭でどういった生活をしているのか、ということが大きな要因になっているのではないかなと思っております。日常生活のしつけなども学校に任せたり、スマホの使い方のルールを、義務教育

である小学校・中学校のほうでルールを定めてほしいと、注意してほしいという風潮が、これは昔からですけれども、あるということも、地域の中で、子供を育てるという協力体制が地域になくなっている、少なくなっているということで、その家庭自体も子育てに対する腕力が落ちてきているのではないかなと感じているところでございます。

子供の教育を学校だけに任せるのではなく、これからの社会を生きる子供たちにとって、何が重要であり、どのような資質や能力が必要であるかということを、保護者がしっかりと考える必要が今あるのではないかと思います。

昨年の課題、今年、今御説明いただいた課題を踏まえ、学習環境等で必要なものが何かあるのか、教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

学習環境等ということでございますが、学習環境は個人の学びに大きな影響を与える重要な要素であると考えております。快適で健康的な充実した物理的環境の整備はもちろん、学習への内発的動機づけといった内面的側面に関係する教師、仲間、家族からの支援といった人的側面、またはシステムの側面など、個々に最適な学習環境はそれぞれ異なるため、一人一人に合った環境を見つけ、継続的に調整することが重要となるかと存じます。

そのため、常に学習環境を改善する姿勢が効果的な学びにつながるものと考えております。その中でも、学習環境において最も影響を与えるのは人であると考えております。先生、親、家族をはじめとした学習者の外部から提供される動機づけや支援、こういったものは、学習者にとって非常に有効であると考えられます。

例えばでございますが、学習者が尊敬し、目標とし、模範とできる人物から、行動や生き方の指針を学んだり、人間的な成長の過程そのものから人生観を学んだりするといった多様なモデルから影響を受けることは、学習者の自己啓発にもつながります。

このような学習等の内発的な意欲につながる取組といたしましては、各中学校におきまして、毎年市長講話を実施しております。また、本年度は私が中学校のほうに出向きまして、生徒会との懇談会も実施しております。第二中学校では、7月の高校説明会において、第二中出身の高校生が中学生に対して話をする機会を設けております。また、生徒会と学校運営協議会委員との懇談会も実施され、その話題の中で学ぶことの意味について考える場面もあったと報告をいただいております。

このように、本市出身者や学校の先輩から実際に話を聞くという体験は、児童・生徒の内面的成長と社会的発達に大きく影響を与えるものとなっております。教育委員会といたしましても、今後もさらにこのような取組を広げ、児童・生徒にとって将来に向けた夢や希望、学ぶことの意味などを育んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、御答弁にありましたように、子供たちの学ぶ力を育むためには、子供の成長に応じた大人の声かけなど、後押しが必要だと思います。保護者にも、子供の成長に応じた家庭教育について知る機会を充実させることが必要ではないかなと思います。それは、子供の成長に合わせた友達の作り方や人を思いやる心豊かな人間性と自制心、そして自律心、そういったものを育むやり方を丁寧にお伝えし、学んでいただく、そして新しい時代に向けてのバージョンアップを、あらゆる世代の方が同時進行でやっていく必要があると思いますので、そういった学びの環境整備を併せて御検討いただくようお願いしたいと思います。

それでは、教育長にお尋ねでございます。つい先ほど同僚議員からタブレット端末のタブレットの不足について、そういった意見が中学生みらい議会の中であったので御対応はという御質問もございましたけれども、そういった新しい分野での、子供たちの伸びようとする気持ちを阻害するようなことがあってはいけませんので、しっかりとそういったところのハード面の整備も怠りなきよう、十分以上の整備をしていただくようお願いしたいと思います。

そして、そういったものを活用した、今チャットGPTなどに代表されるAIの進化と、そういったものが日常的に利用されていく中で、そういったものを利用することに対して、人に求められるものはどういったものになっていくのか、そして、今の時代のそういう激しい変化の中で、そういったものに対して、義務教育の果たす役割はどういったものとお考えなのか、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

令和5年7月4日、文部科学省から対話型人工知能AIチャットGPTといった生成AIの小中高校向け指針が、暫定版として公表されたところでございます。ここでは、限定的な利用から始めることが適切と明記され、特に小学生の利用については慎重な対応が要請されております。また、効果的な活用法とデメリットや不適切な活用も例示されております。

こういった高度情報化社会を豊かにするための技術は、人間が使うものであって、決して人間が使われるということがあってはならないと思っております。そのために、私たち人間に求められることということでございますが、1つ目には世界規模で進化を続けているAI技術ということを考えたときに、人種や文化の違い等を踏まえた規範意識や倫理面の成長を重視することが必要になるかと思えます。

また、2つ目に物事は深く理解しなければ適切に判断することができません。誤った情報や表面的な表れにより不適切な判断をしてしまうおそれもございます。常に主体的に真実を追究する意識と能力を高めることも必要になるかと思えます。

さらに3つ目でございますが、生成AIが作ったものは一つの情報であるとの認識の下、自ら判断する主体的意識と能力を高めることも必要になってくるかと思っております。この

ようなことを大切にすべきではないかなと考えております。

このような考え方を踏まえ、義務教育の果たす役割ということでございますが、それにつきましては、さきに述べました資質や能力、これを教科等の学習やその他の教育活動において高めていけるよう、さらなる指導の充実を図ることが重要でございます。また、生成AIをはじめとした様々な科学技術のメリットとデメリット、児童・生徒の発達段階を踏まえ、学校教育に効果的に活用できる物的な環境を整えていく。それとともに、指導者の立場である教師のスキルアップを目的とした研修、専門機関との連携、保護者への啓発など、人的環境を充実することも必要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 私、チャットGPTは1回か2回しか使ったことがないので、その奥深さやそういったものは理解できておりませんが、今、教育長がおっしゃったように、あらゆる角度から、子供たちの利活用が将来日常的になるという前提で、しっかりと教育現場の皆様と今のお話を共有いただき、子供たちに適切なAIの活用を広めていただければと思います。

では最後に、施政方針での生活習慣の見直しや学習に対する意欲を育てる学習環境づくりを推進するなど、家庭と連携した学力向上に資する取組を、というふうに市長がおっしゃっております。こういったことを含めて、学力向上など、人吉市の未来である子供たちへ、どのような応援を考えておられるのか、市長にお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

本市の子供たちを取り巻く課題として、全国や県と比較して学力が低いことを施政方針で述べました。体力テストの結果も同様の傾向でして、加えて虫歯の本数をはじめ、健康に対する不安があることにつきましては、私も大変申し訳なく思っているところでございます。もちろん、人としての成長を数字だけや他との比較のみで判断できるものではありませんが、判断材料の一つとして捉えることはできます。人吉市で生まれ育った子供たちが、将来健康で活躍できるためには、人生の初期段階で関わる私たちの責任は重大です。

そして、それは誰かがどこかがやればいいのではなく、家庭も学校も地域も行政も、地域全体で関わるのが大事であり、その仕組みを行政がしっかりと作る必要があります。現在、各学校では、全校体制で授業改善を推進するとともに、家庭学習の習慣が確立されるよう、各教科で授業と関連づけた課題の提示やノーメディアデーの設定など、児童・生徒一人一人の生活習慣の見直しに向けて、個に応じた働きかけを継続して行っておりましております。

また、各家庭におきましても、望ましい生活習慣を定着させる取組が重要となるため、子供の小さな頑張りを見逃さず、褒める言葉や励ましの言葉をかけ、根気強くサポートする家庭での教育の在り方や、朝食摂取や適正体重の維持等を支援する家庭での食育の在り方等を

保護者に啓発する取組も推進していただいております。

私も、子供たちの学力の課題、体力の課題、健康の課題については、教育長と常々意見交換をしております、その課題解決に向けてのさらなる取組の内容の構築を確認しているところでございます。

そして何より最大の課題は、教育長も先ほどからおっしゃっておりますとおり、スマホとの付き合い方でございます。オーストラリア議会では16歳未満のSNS利用禁止の法案が可決されたとのことです。また、世界的なIT企業のトップが自分の子供に対して、スマホの利用を制限していたことは有名な話です。本市においても、教育長が、先ほど生徒会と意見交換をされる中で、どうしたらスマホに接する時間を短くできるかと、生徒から問われたとのことです。子供たちも分かっているながらも、つつい長い時間を奪われてしまう現状があります。我が家においても例外ではなく、その件について今朝息子と言い合いをしてきたところございまして、私も父親としては耳が痛い御指摘であり、頭を悩ませています。

教育委員会とPTA連絡協議会では、連携して携帯電話やスマートフォンの適切な使用を呼びかけるチラシを各家庭へ配布する取組を進めていますが、さらに踏み込んだ取組が必要だと実感しています。毎年度実施をされております全国学力・学習状況調査の質問紙調査におきまして、本市の児童・生徒は学校に行くのは楽しい。地域や社会をよくするために何かしてみたいと回答する割合が、毎年度全国平均を上回っておりますことは大変喜ばしいことです。これらの児童・生徒の前向きな姿勢を大切にしながら、今後も学校と地域、学校と家庭が連携した教育活動の充実に向け、教育長とともに取組を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 一般質問の場ですので、軽々しいことは申し上げられませんが、オーストラリアの英断は非常にすばらしいんじゃないかと思っております。市長、教育長の懸念されることが、それで全て解決できる、そういうチャンスもあるのかなと思ったところです。

冗談はさておきまして、教育長、市長、それぞれに同じ課題を捉えられていると思いますので、子供たちのしっかりとした自己実現のために、施策をどんどん進めていただきますようお願いをしたいと思います。

ちょうど10年ぐらい前には、花まる学習会の高濱先生が人吉市で活躍をされていた時期がございます。私がおりました人吉西小学校でも400人を超える方が聴取に来ていただいて講演をいただき、人吉市は最高の教育の場であるというふうにお話をいただいたことがあります。東京ではお金を出して、山にキャンプに行き、川で遊び、みんなで過ごすということが、貴重な体験だとして、子供たちは生き生きと生まれ変わったように新学期に向かって勉強を始めていくというお話がありました。なぜ、人吉市にいることを皆さんは悲観に思われているのか、私には分からないというところまで言及いただき、人吉市の保護者を励ましていた

だいたいの思い出します。

この講演会は、PTA会長になったばかりの私にとっても、非常に思い出深い講演会でした。しかし、その運営については、ちょっと疑問がありましたので、その翌日に教育委員会に乗り込んで、その運営のやり方について意見をすることもございました。そのとき、私の意見を黙って聞いていただいたお相手は、今は亡き、当時の学校教育課長の小林副市長でございました。そういったことがついこの間のように思っており、当時の小林課長は、私の一方的な話を「うんうん」と大きくうなずきながら、同意を促し、正面のこちらを向いてずっと話を聞いてくださいました。私はその真摯な姿勢をそれからずっと見習ってきたつもりでおります。

議員となり、また御一緒に仕事ができることをうれしく思っておりました。今はただただ、心より御冥福をお祈り申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 46 分 休憩

午後 3 時 00 分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君）（登壇） 皆さんこんにちは。最後ですのでよろしくお願いいたします。1 番議員、日本共産党の川上紗智子でございます。

質問に入ります前に、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書の若干の訂正をさせていただきます。質問項目の 1 番の「水害対策及び」この部分を削除してください。それから、同じ項目の要旨の丸の一番最初です。その最後に「水害対策」と書いてありますが、「治水対策」に訂正をさせていただきますようお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は、人吉市復興まちづくり計画と治水対策についてと、ダムによらない治水対策についての 2 つの項目について質問をいたします。

まず、人吉市復興まちづくり計画と治水対策の問題です。11月27日の復興・安全まちづくりに関する特別委員会で、人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン（素案）の説明を受けましたけれども、その中で、私が考えたことがありますので、そのことで質問いたします。

まず、このプランのまちづくりの目標ですが、目標の一つに清流球磨川との在り方が充実しているとあるように、このプランが特に被害の大きかった 3 地区を対象に、球磨川をはじめとする川とともに暮らそう、川を生かしたまちづくりを進めようという、そういう思いで作られたプランなんだなと感じました。同時にそのプランがダム建設が予定されている、この人吉市の今の状況と両立するのだろうかと思ったんです。

そこでお尋ねをいたします。まちづくりの前提として、水害の被害を受けた人吉市のまちづくりですから、前提として被災した対象地域、特にその治水安全度を確保することが必要だと思えます。

それでは今対象になっている地域の治水安全度が確保されているのだろうか。私は確保されていないと思いますので、大丈夫なんだろうかと考えています。大丈夫なんでしょうか。治水安全度を高めるための対策は行われているのか。これから行われようとしているものはどういうものがあるのか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず最初に、人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン（素案）につきまして、御紹介がありましたので、これにつきましては、11月27日に復興・安全まちづくりに関する特別委員会で御説明したとおり、更新を前提としたプランであり、財源を含めて実現が保証されたものではございませんが、今後、ハード整備後の運営主体・財源等を想定しながら、民間投資と連動したハード整備と事業化を目指すものでございまして、行政、民間、専門家のアイデアを重ね合わせたわくわくする暮らしのアイデア集であり、まちなかグランドデザイン推進方針を具現化するための行動指針と位置づけているところでございます。

市としましては、現在国・県・市で進めている治水対策と並行して、以上のようなまちづくりの方向性を具体化することで、まちづくりと連携した治水対策等が期待できると考えており、現時点では、治水安全度が確保されていないということを認識した上で、策定をしていくこととしているところでございます。

また、まちなかグランドデザイン推進アクションプランの対象地域内に位置づけられている治水対策としましては、まず外水対策としまして、国の河川整備計画において、河道掘削が位置づけられているほか、内水対策としましては、市の復興まちづくり計画において、避難路や避難場所の整備、雨水貯留、雨水浸透施設の整備、雨水ポンプ場や雨水中継ポンプ場の耐水化などを位置づけられていると認識をしています。

さらに、対象地域における治水安全度については、以上に加えて、球磨川水系河川整備計画に基づく対象地域の上下流も含めた治水対策の実施、及び市の復興まちづくり計画に基づく対象地域外における対策の実施、その他ソフト事業も含めた安全・安心のまちづくりに資する取組を全て遅滞なく実施または継続することで、確保されていくものと認識をしています。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 治水対策対象地域の治水対策について、外水と内水に分けてお答えいただきました。外水についてですが、河道掘削しかなかったことがとても残念です。これで本当に大丈夫なんだろうかと、いう思いです。内水対策については、いろいろ言ってい

ただきましたけれども、河川整備とは違いますが、宅地のかさ上げなど、このまちづくりの中で、そういうものを位置づけるということはできるのでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

当該対象地域の中で、宅地のかさ上げ等につきましては、区画整理計画地内の一部を除きまして、計画はされておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 改めて、宅地のかさ上げなども考えるべきではないかと、私は今思っています。

次に、中川原公園の問題です。どこを見ても川とそれから中川原公園、これを生かしたまちづくりをしていこうということで、わくわくするようなプランの説明を受けました。もし、令和2年の豪雨災害がなかったらこういうプランはできなかったと思うんですが。もしなかったとしたら、もろ手を挙げてまではいかないかもしれませんが、大歓迎のわくわくのプランだと私は感じました。けれども、私たちは令和2年の豪雨災害を経験しています。だからこそ、その教訓は忘れずにまちづくりに生かしていかなければならないと思います。

そこでお伺いいたしますけれども、中川原公園について、今後の整備計画や活用予定はどうなっているのでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

令和6年8月8日にかわまちづくり計画が変更登録されたことを受け、中川原公園については、今後国及び市による整備を進めていくこととしております。また、現在、人吉市まちなかランドデザイン推進アクションプラン（素案）において、中川原公園を拠点エリアの一つとして位置づけいたしまして、復興まちづくりデザイン会議や拠点ごとに検討するチーム、タスクフォースにおきまして、国・県・市の行政や専門家等が具体的な整備の将来像や利活用について、様々に議論し、将来目指す姿のイメージをアクションプランとしてお示ししております。

現在お示ししている中川原公園の今後の整備方針といたしましては、球磨川を挟んだ市内中心部の重要な回遊のハブ拠点、中心、中核となる拠点として、公園や護岸整備と併せて夜景を楽しむ照明や滞留空間、樹木等の設置を行い、日常の憩いの場として、親水性の高い公園として整備する計画としております。

また、活用に当たっては、社会実験を実施しながら、検証、改善を図っていく計画としていところでございます。住民の皆様や事業者等の御意見をいただきながら、様々な活用を検討し、日常的な使い方とイベント時の使い方について、メリハリのきいた運用を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） 引き続き質問させていただきます。令和2年度豪雨災害の前のような公園として、中川原公園を利用することになるのでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

中川原公園におきましては、現在復旧工事を行っておりますけれども、治水効果、観光資源としての役割、中心部に位置する中川原公園の歴史、将来にわたる公園の在り方など、総合的に勘案し、現在の2メートル地盤を下げることを決定したところでございます。こういったことを受け、今後この公園の利用につきましては、先ほど申しましたアクションプランに掲げました内容で市民の皆様、そして観光に訪れる皆様の御利用をしていただきたいということで、整備のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） 公園を2メートル掘り下げたのだというお話がありましたけれども、地盤を掘り下げた理由は何でしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

掘り下げた理由につきましては、断面阻害になるということで、その解消をするために掘り下げを行ったというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） 治水対策上、掘り下げたほうが良いということで掘り下げられたというお答えだったと思います。掘り下げたことで、低くなったことで、公園として使う場合、浸水する確率が高くなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

中川原公園の浸水リスクでございますが、2メートル地盤を下げたことにより、中川原公園の浸水頻度につきましては、令和3年10月の治水・防災に関する特別委員会の説明資料でお示ししましたとおり、過去の洪水実績により年に1回程度浸水することを想定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） 現在の温暖化、気候変動の下では、今までよりももっとたくさんの雨が降る確率が高くなるのではないかと思います、公園として整備した場合、浸水被害を受けた後は、また元に戻す作業が必要になってくると思います。その頻度が多ければ多いほど財政的な負担も出てくるのではないかと考えているところです。

それで、これは私個人の意見ですけど、その前に、公園が浸水するリスクというのもあり

ますけれども、先ほど、治水対策上2メートル削ったということをおっしゃいましたが、中川原公園があることによって、兩岸の市街地の浸水リスクを高めることになるのではないかと私は思っています。それで、できれば自然のままの中洲に戻したほうがいいのではないかと。黙っていても中洲はできると言われていますので、したほうがいいのではないかと。その状態でできる楽しみ方を楽しんだほうが、いろいろなものを考えたほうがいいのではないかと思っています。

どうしても、公園らしい公園ということであれば、場所を変えて考えたほうがいいのではないかと思うんです。なぜならば、公園だと、話を聞いた人はもうみんなわくわくしている人も多いんじゃないかと思うんですが。公園だったら、こんなこともしてほしい、あんなこともしてほしい、こんなものを作ってほしいとどんどん膨らんでいくような気がするんですね。

それだったら、一生懸命みんなが考えたものが、水害をひどくする原因になってしまう。それは絶対あってはならないと思うんです。だからこそ、そのリスクを持っているところなんだということを前提においた計画を、ぜひ考えてほしいと。そこはまちづくりのプランを考えるとところとは違うというのではなくて、そこも念頭において考えなければ現実的ではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、治水効果、観光資源としての役割、中心部に位置する中川原の歴史、将来における公園の在り方など、総合的に勘案し、被災前の公園地盤高から約2メートル地盤を下げることを決定した経緯がございますし、アクションプランでは、市民の皆様の憩いの場として、また観光客の皆様には、夜景景観等を楽しんでいたくなど、中川原を活用したにぎわいづくりを目指しているところでございますので、議員おっしゃる完全撤去についての考えはないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） すみません、私の言い方が悪かったですね。私の考えは言いましたが、公園を撤去してほしいということを今言ったわけではありません。公園として使うのであれば、前提を忘れないで進めるべきではないか。流れを妨げるようなものはできるだけ排除する。トイレは移動するトイレになっておりますけれども、そのほかにも樹木とか、何かアクティビティのセンターを造ってとか、そこにもし建物が建ったらどうなるのだろうとか、私は一人で想像をしているんですけれども、何か、あれも駄目、これも駄目と、嫌な人間みたいな感じになっていきますけれども、そうではなくて、やはり流れを妨げるものは極力作らない、置かないということを前提にして考えてほしいと思うんですけど、それが2メートル下げた意味を生かすことになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうかという

趣旨でございましたが、いかがでしょうか。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

御質問の件につきましては、今後、社会実験を実施し、参加者など皆様の御意見をいただき、球磨川の水位上昇に伴う浸水状況や浸水前後での公園使用への影響などを見ながら、デザイン会議で議論を重ね、公園管理や公園利活用を含め、具体の検討を今後進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） できれば、話し合いをされる過程の中で、人吉市の治水対策の担当課からの御意見も聞いていただきながら、ここは押さえないといけないよねとかいうところは、連携をしてやっていってもらほうがいいのではないかと思います、これは要望としておきます。

次にいきます。次は、やはり清流球磨川という文言に関わってなんですけど。やはり川を生かすということであれば、その川は清流じゃないと駄目なんだよなということを感じました。私もそうだと思います。ですから、もし流水型ダムができたらどうなるのだろうかと思ってしまうんです。川が汚れたらもう旅館はやっていけないという声も聞こえてくるぐらい、とても重大な問題だと思うんですが、それは今度のプランの核心部分にも触るような問題だと思うんです。それで、流水型ダムができて清流は保全できるのか、という質問をしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

川辺川の流水型ダムにつきましては、環境影響評価法に基づくものと同等の、環境影響評価が実施されていると認識をしております。具体的には、同法に基づくものと同様に環境影響評価項目を設定され、影響の調査、予測評価を行っておられると認識をしているところでございます。

さらに、環境影響の最小化を追求するために、茨城県つくば市内の土木研究所内の実験施設に、放流設備等の構造を検討するための約60分の1の大型水理模型が作成されているところでございます。また、令和6年度からは、平常時や増水時の川の流れや川底の石の動きを詳細に確認するために、30分の1の超大型水理模型を作成されており、様々な検証・検討が今後も行われるところと考えているところでございます。

また、環境影響評価法に規定された段階におきまして、熊本県知事あるいは市町村長の意見や一般の御意見を聞かれるとともに、国土交通大臣及び環境大臣へも意見を求められているところでございます。その上で、令和6年10月11日に環境影響評価レポートが公表されているところでございます。

その後の公告・縦覧を経まして、環境アセスメントの一連の手続が完了しましたが、今後

も国では学識者からなる検討会を設置し、環境保全措置の具体化に向けたさらなる検討が進められると伺っているところでございます。

このように、国におかれましても、できる限りの環境に配慮した取組をされておられますが、本市としまして、議員がおっしゃいましたように清流を保つために、水質や動植物の生態系などの環境の観点、またラフティングや川下りなどの観光の観点からも引き続き国へ意見を述べてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 皆さんは、ダムができたところをどれだけ見ていらっしゃるでしょうか。ダムができる前とできた後で、上流も下流も、特に下流は変わらなかったというところがあるのでしょうか。環境影響評価法、今、答えてくださったことは、最低限のことをやっているとは思いますが。

実際ダムができて、特に流水型ダムに関してですけど、ダムができて、常に普段は流れているから大丈夫だと言われています。でも本当にそうなのかと。環境影響評価のこれで大丈夫とか大丈夫でないというのと同時に、私はせっかくだから、まだ流水型ダムは全国で10もないのではないかなと思うんですけど。できたダムがどうなっているのかというのを、見るなり聞くなり、私はしたほうがいいんじゃないかと思うんです。と、偉そうに言っておりますが、この前、山形県の最上小国川ダムというところを見てまいりました。山形は遠かったです。けれど、見にいったよかった。想像以上でした。ここのダムは県営のダムで、最上川の支流、最上小国川にできているダムです。2020年3月から供用が開始されています。4年ですね。それで、たった4年なんです。

川辺川ダムと比べたら、総貯水量は川辺川ダムの50分の1しかないんです。もう話にもならない大きさの格差なんです。それでも、流れは特に地元の人のお話を聞きますと、たくさん雨が降って水がたまります。そして、それが出ていきますけど、出ていった後どうなるかということなんです。みんなもって流してくれればいいけど、まず大きな岩は流れませんよね。では、泥とか砂は流れていくのかというと、たまるんです。それがたまって、スーッと引いて行って、いつもちょっとだけ流れている川の道がありますけど、その河道だけの砂や泥は流れていくんです。ところが両側の河床、川底、そして側ののり面は残ったままなんです。

では、残っているからいいんじゃないかと思う人はいないかもしれませんが、残ったやつはどうなるかというと、大した雨ではない雨でも、一定たまるとその部分の泥が流れていく、ということになるんです。全部流れていくまでに相当時間がかかる。今年ここでは7月に豪雨が降っています。そこでも水がたまりました。結局、ダムの水を放出始めてから7日間ずっと濁っていたというんです。川辺川ダムの50分の1のダムでそうなんです。そしたら、川

辺川ダムがそういうことになったら、一体どれだけの期間、濁った水は流れるのかなと思います。鮎の宝庫と言われていましたけど、その泥のついた藻しか食べられないので、品質が低下した。鮎の量も少なくなった。鮎釣りに来る人も少なくなった、という状況が生まれています。

そこは山あいの温泉街がすぐ下にあるんですけど、そこはお客さんがなかなか来ないと、困っていらっしやいました。けれども、ダムのすぐ下なので、ちょっとした雨だったらちょっと助かったっておっしゃっていました。けれども残念ながら、山あいですので、ダムの上流からの水は止められているんですが、山水ですね。ドンドコドンドコ山から川に向かってくる。これによっていつも避難をしなければならないという状態になっていました。同時に、球磨川と一緒に、とても支流が多いところです。ですから、ダムの近くの温泉街はよかったけれど、もっと下流にある温泉街があるんですけど、そこは支流がいっぱいありますので、そこから流れてくる水で水害、被害を受けたということを聞きました。ダムを造って、本当に川の水が前のままの状態にあるかということそうではないということを身に染みて分かりました。

もう一つ分かったのは、何かを川の中に造ると、そこで川の流れは普通ではなくなります。初めて知ったんですけど、川は、あまり水がないときは石とかは動かないんですけど増えてくると石も動きますよね。この動くのが大事だということを鮎漁師さんから聞きました。川の姿が変わってしまうというのを一番強調されて、そうなんだということで、私もお話をお聞きしたところです。

ですから、この2020年から供用開始されている最上小国川ダムは、全国で5番目の流水型ダムと言われています。ちょっと増えているかもしれませんが、一度ぜひ調べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。調査をしていただきたい。市長、いかがですか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

私も国土交通省にお尋ねをするなり、インターネットで情報を取るなりして調べさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ぜひどこか見にいていただきたいと要望しておきます。

次に、ダムによらない治水対策についてです。球磨川水系河川整備計画を作るときに、川辺川ダムの代替案の比較が出されました。それは令和4年に国土交通省が示しました。その中に、堤防かさ上げ案という代替案が出されましたけれども、その中の人吉市のかさ上げの費用と内容についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

9月議会でも御答弁申し上げておりますけれども、国土交通省へ再度確認をしましたとこ

ろ、令和3年度第3回学識者懇談会の資料で示されている堤防かさ上げ案についてのことと存じます。これにつきましては、人吉市街部で最大約2.7メートルの堤防かさ上げが必要となるほか、曙橋と九州自動車道球磨川第三橋を除く市内全ての橋梁架け替えが必要となっているところでございます。

また、人吉区間の堤防のみをかさ上げすればよいのではなく、全ての浸水対策を整備することによって目標が達成されるものであることから、人吉区間における事業内容及び費用は個別には示されていないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 確かに、9月にもお尋ねいたしました。でも納得いかなかったのも、またお尋ねしました。何が納得いかないかというと、今回の問題でいえば、人吉市の堤防かさ上げ案だけの金額は示せない。なぜなら人吉市の堤防だけでは治水対策は完了しないからと、そういう意味ですよ。それだったら、全ての項目について、幾らかかるということまでぜひお尋ねしていただきたい。堤防かさ上げ案の中には河道掘削約880万立米、堤防整備約49キロメートル、遊水地約600万立方メートル、橋梁架け替え55橋、市房ダム再開発、人吉市堤防のかさ上げ、中流宅地のかさ上げ、八代堤防のかさ上げ、合計で4,900億円となっています。川辺川ダムを造るよりも高くつく。しかも期間も長くなるということで説明をお聞きしておりますけれども、だったらこれを全て、それぞれが幾らかかるのか。そうでないと、この合計額は出てこないと思うんですよ。市議会でそういうふうにかかれたということで、ぜひ国土交通省に尋ねていただけないでしょうか。

なぜこれを聞くかということ、人吉市の堤防は、国土交通省はこんなふうにしようと思っていたんだと。そのためにはこれだけ要るんだということを示されない限り、人吉市民としては、この堤防のかさ上げのことを考える材料にはならないと思うんですよ。情報をきちんと市民に提供して、どんなことがいいか、どんなふうにしてほしいかというのが市民の声を聞くということではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

再度、国土交通省にお伝えをしたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） はい、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。次は、熊本市の白川「緑の区間」整備計画ということについて、お尋ねいたします。これはどういう計画なのか、ということをお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

白川「緑の区間」整備計画につきましては、白川水系河川整備計画において位置づけられ

た白川「緑の区間」の堤防かさ上げによる河川整備を実施するにあたり、維持管理、景観、利活用等に資する住民意見を反映した整備を行うことを目的として策定されたものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） そのことについて、人吉市として学ぶべきことはあったでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

本市といたしましても、いわゆる河川環境の維持管理、景観、利活用等に資する住民や事業者等の御意見を反映した上で、まちづくりを進めることが重要と考えております。また、せんだって8月に球磨川・人吉地区かわまちづくり計画にも採択をしていただいたところでございます。

本年8月20日にも、それらを踏まえまして、人吉市復興まちづくり推進会議及び人吉市復興まちづくりデザイン会議を設置したところでございます。まちづくりを具現化するためには、市民、事業者の方々と将来像を共有し、利活用の主体となっただけのような事業者等候補の発掘を行い、実際の利活用を想定した社会実験等を経て、将来の運営主体となる民間事業者等とチームを組み、それらの方々のアイデアや思いと呼応するようなハード整備や公共投資を行うことが重要と考えているところでございます。

また、ハード整備後の住民満足度向上や観光地経営を当初から想定をしまして、その枠組み、人材、財源を確保していくこともまた重要となつてまいるところでございます。

つきましては、議員の御紹介がありました白川「緑の区間」において学ぶべきことのひとつとしましては、河川敷地占用許可準則改正等によりまして、民間事業者等による河川敷地の利活用が可能になったことから、水辺の新しい可能性を探る社会実験として、熊本大学、熊本青年会議所、地元自治会、熊本市と国などで組織されたミズベリング白川74実行委員会の主催の下、ミズベリング白川74という社会実験が開催されたことがございます。

また、それを契機といたしまして、民間主導による白川夜市などの取組が定期開催されるなど、河川空間の有効な利活用が進んでいることなどが学ぶべき点と考えているところでございます。今後とも、そのようなまちづくりの将来像を描きつつ、やる気や活力のある住民や事業者の方々の御意見を反映しながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 私行ってみました。まだ工事をやっていました。それで、お答えの中にもあったように、この緑の区間整備計画というのは、堤防のかさ上げによる河川整備を実施するにあたり、というのがあります。堤防をかさ上げするということに、話が出たとき

に、「いやあ、堤防を造ってもらったら困る」という話が出たわけです。大体ここは緑の多いところなので、いろいろ意見が出て、反対の声もあったと。だけれども、堤防をかさ上げしないと熊本市の中心街、この区間は大甲橋という電車通りの橋と、その一つ上の橋の間のことなんですけれど、そこで議論をして、堤防もかさ上げた上で、この景観とか利活用はできるようにしていこうということで進められているんですね。今、最後の工事の仕上げが多分やられているんじゃないかなと思っています。

堤防は、いわゆる昔風の堤防で、底が広く確保されないと造られないような堤防ではなくて、それこそ、厚さはそんなにない堤防が造られています。ところどころに、私が見たのは1か所でしたけれど、開けて入るように、洪水時にはちゃんと閉められるようなドアが付いていました。ものすごく頑丈なドアでした。いろいろ工夫して、そういうこともやって、今やられていると。前提として、このかわいは常に水害が起きて、繁華街に水が行くということで、堤防を造ろうということにしているわけですけど、近くにホテルがあったり、何があったりで、堤防の近くにはいっぱい家があるけれども、それでもできる堤防をやろうということで、どこ1軒も動くことなく堤防がずっと造られている地域です。私はここで、それもさらに調べていただいて、学んでいただきたいと思います。

市長、堤防のかさ上げについては、この間、私は考えたらどうか、ぜひやってほしいということを言ってきました。市長の答えは、堤防を高くしたらかえって危なくなる、という答えだったり、人吉市だけ堤防を造っても、それは効果がないというお話をされておりましたけれども、今もそれはお変わりになりませんか。

○議長（宮原将志君） ここで会議時間を延長いたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

国・県そして流域の自治体で議論を重ね、策定をされました球磨川水系河川整備計画にのっとり、治水安全度を向上すべきだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 八代市の坂本町では、令和2年程度の豪雨が降っても大丈夫なぐらい、宅地のかさ上げをしようということで今取り組まれています。このままいくと、人吉市は河床掘削のみ、何にも令和2年のときと変わらない状態で、大雨が降ったらそれを受けなければいけないことになりかねないのではないかなと思うんですよ。同じ流域なのに、片や、「ああもう大丈夫なようになってくるね、これやったら」というのをやっているのに、なぜ人吉市はそのことをやれないんですか。堤防を2.7メートルとありますけれども、実際はそれ以上に流せる、毎秒4,000トンしか流さないような河道だと言っていますけれども、実際はもっと流れているんじゃないかという意見もあります。2.7メートルも上げなくてもいい、河床掘削をすれば、それは併せてそれを低められることもあるでしょう。河床掘削は、掘っ

でもまたたまるから、なかなか効果が出ないということも言われています。でもできる河床掘削はぜひやってほしい。

大分前の質問で、堤防を10センチメートル上げることもできない、危ないからと言われました。じゃなくて、1メートルでも2メートルでも上げられる可能性のあるところは上げて、今すぐ降っても、そんなに被害は出ないという状態をつくるべきじゃないかと思うんですよ。整備計画とおっしゃいますけど、人吉市の市民が、命と安全、守ることを、ちょっと横に置いてと言ったら言い方は違うかもしれませんが、もっと考えてほしい、人吉市の市民の今の気持ちを。ダムができて、そこに雨が降らなければ効果はないんですよ。でも堤防を高くしたら、どこで降っても受け止められるわけですよ。なぜそこをもっと追求した上で、ああ、やっぱりここは難しいなというのだったらまだ話は分かります。でも、最初から、その検討をしない。景観のことだっていろいろ工夫すれば解決できる問題はあります。今、川沿いに、いろんなことを考えて、いろんなことをしようという計画がありますけれども、そこも治水のことが大丈夫だとなつてこそ、まちづくりをしたときにそれが生かせるのではないのでしょうか。それも含めて、川沿いの町並みの治水安全度を高めるといふことと、堤防を高くすることと、一緒に考えるということとはできないのでしょうか。ぜひ、堤防のかさ上げの問題については、考えてほしい、市として。それをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

令和元年6月7日に第9回球磨川治水対策協議会が開催されておりまして、その中でありとあらゆる治水安全度を向上させるための手法と、それを組み合わせた計画が示されまして、専門家による検証がなされております。また今議員がおっしゃいましたように、令和3年度第3回球磨川水系学識者懇談会、令和4年2月17日に開催をされておりますが、その中におきましても、やはり河道掘削、そして堤防かさ上げ、さらには放水路等々の検討がなされているところでございますが、その中にあっても、事細かに検討をされた結果、現在の河川整備基本計画に示されている手法が最善だというような認識でいるところでございます。

ちなみに、その堤防かさ上げ案につきましては、上下流のバランスの観点から、下流より順次整備を進めていくこととしているため、30年たっても整備途上であり、整備計画目標流量を安全に流下させることはできないと考えられると、この第3回の球磨川水系学識者懇談会でも評価をされているところでございます。

我々も、本当に様々な方々と議論をされ、有識者の方々が検討をされ、その中で今でき得る限りの治水安全度向上のための手法を、人吉市のみならず、流域全体で進めていると認識をしております。今後も、国・県、そして流域自治体とともに、一体となつて、市としてできること、やるべきことを全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 人吉市としてできること、ということは、堤防のかさ上げは人吉市としてはできないことというふうに考えなきゃならないんですかね。けれども、今のままで本当に人吉市の市街地は大丈夫だと市長は思っているのでしょうか。私はぜひ、改めて、それぞれの市町村の市町村長、首長の皆さん方が、自分のまちはこれが必要だ、あれが必要だ、これだということを出し合って、そして住民も巻き込んで、こういうふうにしましょうというのが流域治水ではないかなと私は思っているんですけれども。

ぜひ、人吉市のことを考えて、それを主張して、そして研究もしていただきたいと思います。ダムを造れば大丈夫だと思っていられるのかもしれませんが、ダムを造ったら、球磨川も川辺川も、本来の川の姿はなくなります。そしたら、唯一の宝である球磨川が、もう元には戻りません。戻るとしたら全てのダムを撤去するしかない。でもそんなお金は無駄遣いですね。

それから、子供たちのことを、この間の議論でもいろいろ議員のほうからも市長のほうからも言われています。残してほしいものは清流球磨川だと、人吉市の市民のアンケートの中にもあります。ここのところも改めて考えていただいて、命の安全を守る、清流を守るということで、市長にも考えていただきたいということを最後をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第20 議第92号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、議第92号財産の取得についてを議題といたします。質疑を行います。

議第92号について、質疑はありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 議第92号、財産の取得について、質疑を行います。この案件は、市内小学校タブレット端末552台購入についての案件です。今回は、熊本県において一括入札になっていると思います。そこで、一括入札になった経緯とメリットについて、また熊本県での一括入札は県内全自治体が対象とされているのか。入札に参加することで、事業費の軽減につながるのか。株式会社内田洋行九州支店との契約になっているが、何社での競争入札だったのか。

以上、4点についてお尋ねします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

県による共同調達となった経緯でございますが、国のGIGAスクール構想第2期におきまして、全市町村が今後5年程度をかけて計画的に端末を更新していくために、都道府県による共同調達によって端末を一括で調達し、国からの交付金を原資として、都道府県が市町

村に補助金として交付していくという方針が国によって定められたことによるものでございます。したがって、県内全市町村が対象でございます。

また、共同調達のメリットでございますが、熊本県が一括で相当数の端末を共同調達することで、端末1台当たりの単価が抑えられ、事業費の軽減につながることで、市町村の事務負担の軽減が図られること。県内の公立小中学校は統一の端末となることで、端末の利活用等に係るノウハウが県内で共有できることなどが考えられます。

なお、今回は熊本県が入札方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用され、2社が提案事業者として参加をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 失礼いたしました。競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式で2社で行われたということのようです。

2回目ですが、今回のタブレット端末の取得予定価格として3,036万円が示されています。そこで、事業費の財源と人吉市の負担についてお尋ねします。

また、各学校へのタブレット端末納品については、内田洋行九州支店が直接納品されるのか、地元販売代理店が行うのか。さらに納品後の保守や修理などについては、どのように対応されるのか。学校現場のタブレット端末の購入については、令和7年にも2,000台ほどの更新があるようですが、今後も県での一括購入方式になっていくのか。

以上の4点についてお尋ねします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

まず、事業費の財源につきましては、熊本県の補助金が3分の2、市費が3分の1の負担でございます。また、各学校への納品は、直接株式会社内田洋行九州支店が行いますが、納品後の保守や修理につきましては、学校の教育活動に支障を来さないよう、窓口を地元の代理店として、スピード感をもって対応することとなっております。

なお、今後も熊本県による一括での共同調達で進められてまいります。次年度以降は、熊本県において入札方式かプロポーザル方式のどちらを採用されるのか、現段階では決定をしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） はい、終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第92号についての質疑を終了いたします。

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第75号から議第90号まで、及び議第92号の17件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和6年12月第6回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第75号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、2ページの「別記1」に記載のとおり、議第76号、令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、3ページの「別記2」に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第75号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））	各委〔別記1〕
議第76号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委〔別記2〕
議第77号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第78号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第79号	令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第80号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第81号	令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建
議第82号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第83号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第84号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第85号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第86号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第87号	人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第88号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第89号	人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	総文
議第90号	財産の取得についての議決内容の一部変更について	経建
議第92号	財産の取得について	総文

[別記 1]

議第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度 人吉市一般会計補正予算（第6号））	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費

[別記 2]

議第76号 令和6年度 人吉市一般会計補正予算（第7号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部及び5項 統計調査費） 8款 土木費（3項 住宅費の一部） 9款 消防費（1項 消防費の一部） 10款 教育費 第2条 繰越明許費（2款 総務費、8款 土木費（3項 住宅費の一部）、9款 消防費及び10款 教育費） 第3条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費の一部）及び10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費の一部及び2項 徴税費））
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（2項 道路橋梁費、3項 住宅費の一部及び4項 都市計画費） 9款 消防費（1項 消防費の一部） 11款 災害復旧費 第2条 繰越明許費（8款 土木費（2項 道路橋梁費、3項 住宅費の一部及び4項 都市計画費）及び11款 災害復旧費） 第3条 債務負担行為の補正（7款 商工費及び8款 土木費）

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時03分 散会

令和6年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和6年12月17日 火曜日

1. 議事日程第5号

令和6年12月17日 午前10時 開議

日程第1	議第75号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））	各委
日程第2	議第83号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第3	議第84号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第85号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第86号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第89号	人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	
日程第7	議第92号	財産の取得について	厚生
日程第8	議第82号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第87号	人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第88号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第11	議第90号	財産の取得についての議決内容の一部変更について	
日程第12	議第76号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委
日程第13	議第77号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
日程第14	議第78号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第15	議第79号	令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第16	議第80号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第17	議第81号	令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建
日程第18	議第91号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	

日程第19 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

日程第21 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第22 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第23 議員派遣について

日程第24 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程

議第93号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

3. 出席議員（16名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君

総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第75号

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第75号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第1、議第75号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の結果の主なものにつきまして御報告いたします。

16款県支出金1,981万7,000円の増額補正は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙等の委託金の増額補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第1、議第75号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度人吉市一般会計補正予算（第6号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、4項選挙費は、本年10月に行われた衆議院議員総選挙等に係る経費です。

審査の過程において委員から、委員等報酬は何人分かとの質疑に対し、投票立会人は投票所1か所につき2人で、15か所の30人分。投票箱送致立会人は、15か所から1人ずつの15人分。開票管理者は1人分。開票立会人は6人分。期日前投票管理者は、投票期間が11日間あり、1日当たり1人で11人分。期日前投票立会人が、投票期間11日間で、1日当たり2人で22人分であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第75号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第75号は、承認することに決しました。

日程第2 議第83号から日程第7 議第92号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、議第83号から日程第7、議第92号までの6件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第2、議第83号から日程第7、議第92号までの6件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第2、議第83号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会経済情勢の変化に伴い使用料を改定するものです。県下13市の状況、近年の光熱水道費の高騰を考慮し、特に夜間利用の多い学校体育施設について、九州電力の料金モデルの値上げ率8.5%を参考にした料金改定です。

審査の過程において委員から、利用団体への事前説明は終わっているのかとの質疑に対し、学校体育施設予約システムを使った事前周知と、窓口にて検討していることを記した紙を渡し、伝えているとの答弁がっております。

委員から、値上げの理由は、電気代高騰、社会経済情勢の変化ということだが、一方で、市民の暮らしが大変な中で、公共料金を今の時期に上げるのはどうかと思うとの意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

日程第3、議第84号人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、施設及び設備の維持管理の適正化、並びに設備の追加及び撤去に伴い使用料を改定するものです。

審査の過程において委員から、修繕などは今の料金では限界なのかとの質疑に対し、建物が経年劣化で老朽化しており、修繕が増えている。各コミュニティセンターから修繕の要望が出てきている現状があるので、施設を維持していくには費用がかかる。財源の確保に努めていて、補助事業がないか探している。歳入の確保から今後を見通して、このような時期だが料金の改定をお願いしたとの答弁がっております。

また、委員から、公民館を維持していく上で、利用料が占める割合はとの質疑に対し、利用料金の維持管理経費に占める割合は、約2割強として捉えている。利用料に依存している

部分は小さく、市費を投じて維持をしている。市費のほうが増えてきている。利用していない方が間接的に負担しているように見えるとの答弁がっております。

委員から、利用していない方が税で負担していると言われたが、誰でも使える施設として市が整備しているわけなので、建て替えなどがあれば、その分、利用者への負担となると、利用者の負担が増え使いにくくなる。これだけ物価が上がっているときに、今やらないといけないのかと思うとの意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

日程第4、議第85号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定については、公民館条例の改正と同じく、施設及び設備の維持管理の適正化、並びに設備の追加及び撤去に伴い使用料を改定するものです。

委員から、利用していない方が税で負担していると言われたが、誰でも使える施設として市が整備しているわけなので、建て替えなどがあれば、その分、利用者への負担となると、利用者の負担が増え使いにくくなる。これだけ物価が上がっているときに、今やらないといけないのかと思うとの意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

日程第5、議第86号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加及び社会経済情勢の変化に応じて、利用料金の改定、その他、所要の改正のため条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、村山公園テニスコートの現在の使われ方はどうなのかとの質疑に対し、無料ではあるが、スポーツパレスで利用の予約をさせていただいている。ただ、誰でも入れるので、空いているときに使いに来られる方もいる。現場では、予約している方が予約していることを伝え、利用を控えていただくこともある。予約された方と予約されていない方とでトラブルが起きないように、管理方法を協議しているとの答弁がっております。

委員から、料金設定は、類似施設を参考にされ、また、関係団体と相談されて設定されたと思うが、使われない方も含めたところで審議会を設定する考えはなかったのかとの質疑に対し、審議会で料金設定をするということに考えが及ばなかったとの答弁がっております。

委員から、村山公園の仮設団地があるところはどうなるのかとの質疑に対し、村山公園のグラウンドは、体育施設ではなく公園管理となるとの答弁がっております。

委員から、梢山地区多目的グラウンドの備考に、人吉市第一市民運動広場の備考3にある「広場の利用料金について、大会専用利用以外は無料とする。」を入れたらどうかとの質疑に対し、表記については体育協会と協議していくが、現状、梢山地区多目的グラウンドは仮設団地があり、使えないので、復旧されるときに検討するとの答弁がっております。

委員から、料金改定の説明会ではどのような意見が出たのかとの質疑に対し、審判室の冷暖房やスコアボード表示設備、音響設備なども料金が変わるのか、料金改定の1.5倍は大き

すぎる、段階的に引き上げていくべきものではなかったのか、テニスコートは自分たちが清掃していたが、今後は教育委員会や体育協会がやってくれるのか、管理人は置かないのか、などがあったとの答弁。

さらに委員から、それぞれどのような対応をされるのかとの質疑に対し、村山公園テニスコートは、コートや観覧席、管理棟、倉庫、トイレなどの整備ができないかと考えている。川上哲治記念球場は、グラウンドや周囲の道路など傷んでいるので、できるところから改修を行いたい。人吉市第一市民運動広場は、五、六年前に土の入替えをしており、状況を見ながらの改修を行う。周辺の樹木も伸びているので伐採や剪定、駐車場の整地などを計画している。市民プールは、新しく建設してほしいとの声があるが、莫大な費用がかかるので慎重に検討する。市民プールだけではなくて、スポーツパレスやカルチャーパレスなどの公共施設と総合的に計画していく必要があるとの答弁がっております。

委員から、田野のテニスコートがなくなったことで、第二中学校のテニスコートの利活用ができないかとの質疑に対し、第二中学校には、部活動への支障がないところで使わせていただけないかという相談はしているところとの答弁がっております。

委員から、人吉市第一市民運動広場の大会専用利用で、この「大会」とはどういったものをみなすのかとの質疑に対し、主催者がいて主体的に運営される大会と考えている。校区のグラウンドゴルフ大会や高齢者スポーツ大会などであるとの答弁がっております。

委員から、村山公園テニスコートは、大会ではないが有料なのはなぜかとの質疑に対し、クレーコートを無料にしているところは他の自治体でもあるが、人工芝のテニスコートを持っている自治体は、ほぼ有料としているとの答弁がっております。

委員から、人吉市第一市民運動広場のような広場は、他の自治体でも大会以外は無料で自由に使えるような設定になっているのかとの質疑に対し、自治体によって様々である。人吉市は長年無料で開放し、市民に利用しやすい施設としていたが、無料であることから、使い方をめぐってトラブルになることもあるので、今回導入を予定している体育施設の予約システムを活用して利用申込みをされ、利用料金を支払った証が表示できるようなもので、現場でのトラブル回避を図るとの答弁がっております。

委員から、いきなり有料でなくて、皆さんが予約システムを利用し、実績を積み上げてから有料化したほうがいいのかとの質疑に対し、スポーツパレスの施設は1面幾らと貸しているので、同じように、村山公園テニスコートも1面幾らと貸したほうが公平である。人吉市第一市民運動広場も、1面・全面の利用をされる場合は、きちんと大会専用利用としてされたほうが、無用なトラブル防止になると考えるとの答弁がっております。

委員から、施設管理費が増えていく見込みがある中で、料金改定はやむを得ないと思う。ただ、料金を改定するのであれば、改修が必要なところは早く改修し、サービスの向上につなげていただきたい。負担の公平性で、利用者から見れば無料や安いほうがいいと思われる

が、利用料金で賄えない部分は、使われない市民の税金等で賄われているという点で考えると、利用者と利用者でない方との負担の公平性であったり、受益者負担の在り方、こういうことを合わせて市民全体に周知していただきたい。使用料や手数料を考えていく場合は審議会があったほうがいいと思うので、検討をお願いしたいとの意見や、予約使用されている場合は、各運動施設に予約使用状況が表示されれば、利用者間のトラブルはなくなると思うので表示できるようにお願いしたい。この時期に上げるのはどうかと思う。実施する時期がここでいいのか。もっと後がいいのではないかとの思いで賛同できないとの意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

日程第6、議第89号人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、人吉球磨広域行政組合では、設立時より、広域にわたる総合的な計画、以下、1号計画と言いますが、この1号計画の策定並びに広域行政事務の実施及び連絡調整に関する事務を担っており、旧自治省の広域行政圏推進の一環として始まりました、ふるさと市町村圏計画に基づき、1号計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域活性化、高度情報化及び知的活動環境の向上事業に関する事務が、平成元年度に同組合の事務として追加されました。その後、平成20年度に、総務省が広域行政組合圏施策を廃止いたしました。ふるさと市町村圏基金の管理・運用を継続していたため、当規約は存続をいたしておりました。その後、ふるさと市町村圏基金が令和2年度に廃止され、基金活用事業は終了いたしました。一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会に職員を派遣するに際し、広域行政事務の実施及び連絡調整に関する事務を職員派遣の根拠としたため規約を存続しておりましたが、令和5年度をもって当該協議会への職員派遣が終了したことから、今回規約の一部変更を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第7、議第92号財産の取得については、市内小学校1・2年生用タブレット端末552台を、契約の相手方を福岡県福岡市中央区大名二丁目9番27号、株式会社内田洋行九州支店支店長、坂口秀雄氏とし、予定価格3,036万円で取得するものでございます。

審査の過程において委員から、どのようなタブレットになるのかとの質疑に対し、ノート型パソコンになるとの答弁がっております。

また、委員から、1年生は6年間、2年生は5年間、そのまま使用するのかとの質疑に対し、6年生まで同じ端末を使用するとの答弁があり、委員から、6年間の間に故障したときは、学校での取替えができるのかとの質疑に対し、今回の552台の中には予備機15%分も含まれており、途中で故障し使えなくなった場合は、予備機から対応するとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第83号、議第84号、議第85号及び議第86号については討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

1 番、川上紗智子議員の発言を許可いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番。川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君）（登壇） 議第83号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今、物価高が続く中で、市内でも多くの方からこの声はお聞きいたしております。給料や年金は上がらないのに何から何まで、今、上がっている、一体これからどうなるんだろうかという声です。物価高騰が続く中、市民の皆さんの今の暮らしに対する大変さ、そして将来への不安が高まっていると思います。こんな中で、今、使用料や冷暖房料の引上げ、上げるときではないのではないかという理由で、私は反対いたします。

議第84号人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論します。

反対の理由は、議第83号で述べた趣旨と同じです。

議第85号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、議第83号で述べた趣旨と同じです。

議第86号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、議第83号で述べた趣旨と同じです。

以上で、反対の討論を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第83号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第83号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第83号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第84号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第84号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第84号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第85号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第85号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第85号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第86号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第86号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第86号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第89号及び議第92号の2件について、総務文教委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第89号、議第92号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第82号及び日程第9 議第87号

○議長（宮原将志君） 次に日程第8、議第82号及び日程第9、議第87号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第8、議第82号及び日程第9、議第87号の2件の審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、日程第8、議第82号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、上位法令となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正によるもので、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第87号人吉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、城本地区に係る受益者負担金の単位負担金額を新たに規定するもので、観蓮寺から村山公園あやめ広場付近までを第7負担区とし、単位負担金額を328円とするものです。

委員からの、負担金算出について端数処理の方法は、また、負担金に消費税はかかるのかとの質疑に対して、端数は小数点以下四捨五入である。また、負担金については、消費税法で、不課税取引であるため課税されないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第82号については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第82号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、マイナ保険証の一本化に伴い、健康保険証の廃止及び独自利用事務を追加するために条例の一部を改正するものです。石破政権は、2024年12月2日に現行健康保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証の一本化を強行しました。マイナ保険証への一本化は、国民の医療情報を利活用してビッグビジネスを生み出し、財界、大企業を大儲けにするためです。現に、一般社団法人日本経済団体連合会は医療分野においてビッグデータの活用は非常に価値があると、医療分野への個人情報のビジネス利用で利益の拡大を狙ってきました。さらに一般社団法人日本経済団体連合会は、2000年代から個人が納めた税、保険料の額と社会保障として給付された額を比較できるようにし、この人は負担に比べて給付が厚すぎなどと決めつけて医療、介護、福祉などの給付を削減していくことを提言してきました。社会保障を自分で納めた税、保険料に相当する対価を受け取るだけの仕組みに変質させる大改悪にほかなりません。また、公益社団法人経済同友会も、一連のトラブルは問題であるが、マイナンバー制度の推進を止めることは絶対にあってはならないとも語ってきました。

こうした財界のもくろみと、国民の所得、資産、社会保障給付をマイナンバーにひもづけることで把握し、税の負担を増やそう、社会保障の給付は削ろうという政府の思惑が重なりました。マイナ保険証を全国民が持たなければ国民の情報を集約・把握はできません。だから、マイナンバーカードの取得は任意なのに、事実上、強要しようとしているのです。健

康保険証が廃止となれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険医療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされます。マイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、国民への強制は行われるべきではありません。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第82号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第82号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第82号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第87号について、厚生委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第87号は、原案可決確定いたしました。

日程第10 議第88号及び日程第11 議第90号

○議長（宮原将志君） 次に日程第10、議第88号及び日程第11、議第90号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第10、議第88号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第11、議第90号財産の取得についての議決内容の一部変更について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第10、議第88号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてですが、人吉市災害公営住宅（東校区地区）を市営住宅として管理運営していくために、人吉市営住宅条例別表の市営住宅の部、東間の款の次に、団地の名称、建設年度、構造、戸数、位置をそれぞれ追加するものです。

審査の過程において委員から、若い人と高齢者で、どのくらいの人が入居される予定なのか。世帯の構成はとの質疑に対して、入居予定者の65歳以上の高齢者率は約65%。また、若い人たちの世帯を低い階層に配置を予定しているが、理由としては、河川氾濫に伴う浸水を想定し、若い人たちが垂直避難をして、高齢者はそのままでも安全が確保できるように配置をしている。また、現在44世帯の応募があっており、そのうち65歳以上の世帯が27世帯、38

人となっているとの答弁。

また、この２つの団地が加わることによる総戸数はとの質疑に対して、総戸数は1,291戸となる。これに木造仮設利活用住宅が全部完成すると、合計が1,436戸となるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第90号財産の取得についての議決内容の一部変更についてですが、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、令和5年12月5日付、議第111号議案をもって議決された、人吉市災害公営住宅（東校区地区）及び附帯工作物に係る財産の取得についての議決内容の一部を変更し、議案中、第3取得予定価格中「10億8,040万9,000円」を「11億2,741万5,400円」に改めるものです。

増額の理由は、人吉球磨地域だけでは建築専門の職人が不足していたことから、熊本市など遠隔地から確保したことによる交通費や宿泊費などの共通仮設費・現場管理費の増。工事の設計変更に関する費用で、大工団地の地中埋設物撤去、両団地の集会所の空調機コインタイマーの追加、両団地防犯カメラ台数の追加、植栽の追加、ベランダ手すり、外構フェンスの仕様変更などによる増。建築確認、住宅性能評価等に関する申請手数料、上水道加入金については、額が確定したことによる増です。

審査の過程において委員から、コンクリート埋設物について一般質問をしたときに、市が全額支出することについて、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に基づいて地上より上のものについては撤去を求めるが、地下のものについては求めないとの答弁だったが、要綱のどこに該当するのかとの質疑に対して、第24条の建物等の移転料で、価値の補償も撤去費補償も、この条文の中に入っているが、実際にこの要綱にそのまま書いてあることではなく、運用で行っている。全国どこでも公共用地の取得や補償を行っているが、原則、日本国憲法第29条第3項に基づいて、私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができるというのが大前提にある。憲法の下に私人の財産権に対する損失補償において、一般の売買契約の民法に基づき地上、地下の構造物ともに補償するということが原則にあり、運用としては損失補償基準要綱があり、単価に関しては九州地区の補償単価があり、それに基づいて補償金を算定している。原則論として、基本的には建物等調査を行い、価値補償と撤去補償等が出てくる。これは地上、地下ともに価値補償が出てくるもので、例えば地下で価値があるものとしては、ガソリンスタンドのタンクなどが価値補償に挙げられる。撤去補償に関しては、地表から上の構造物の撤去費用は、市が売り主に補償して撤去していただくが、地下の埋設物については補償をせずに工事費で撤去している。考え方としては、工事費に予算をつけるか、売り主に撤去費用をお支払いして撤去していただくかの違いになる。よって、後々の工事で進める場合は、地下の構造物の撤去については、売り主に補償せずに市が直接撤去するという考えである。今回の災害公営住宅の地下の分については、事業者募集要領に

もあるとおり、地表面については更地で渡すという条件のため、売り主及び事業者のほうで負担いただいたが、地下の埋設物は募集要領により市の負担で撤去するということになるとの答弁。

また、建物が建っていたというのがわかっている中で、プロポーザルのときもそういったものは出なくてはいけない問題であるし、そのときから把握すべきだったと思う。また、埋設物が見つかったのは3月から4月だった。費用がかかるのであれば、当然議会に状況報告をすべきだったのではないか。更地ではなく建物が建っていた場所なので、売買契約時に、地下に埋設物があれば売り主に交渉するというような文言を一筆でも入れたらということにはならなかったと思うが、そういうことはできなかったのかとの質疑に対し、プロポーザルの時点での埋設物の取扱いだが、市のほうで地歴調査を行っており、その中では埋設物があるという事実は確認できていなかった。駐車場になっていたこともあり地中がどうなっているかわからないという状況だったため、埋設物についてはわからないという判断をしてプロポーザルを行った。3月から4月で基礎工事を行っているが、そこで埋設物があることがわかり、6月議会で報告しようと考えていたが、基礎工事期間が5月末までだったため、全体の概要が分かってから議会に説明をしようと思い、9月の復興・安全まちづくりに関する特別委員会の現地視察の中で埋設物があるということは説明させていただいていた。これまで説明していなかったかということ、9月に説明をしていたが、9月でも遅いという御指摘と認識しているとの答弁がっております。

意見として、やむを得ない事情というのは理解するが、早めの情報提供は欲しかった。今後、こういったことを何か月も後に説明するのではなく、きちんと出してほしいし、今後もそのような対応をしてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第88号及び議第90号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第88号、議第90号は、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第76号

○議長（宮原将志君） 次に日程第12、議第76号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第12、議第76号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第4条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に15億7,595万6,000円を追加し、歳入予算の総額を244億4,711万2,000円とするものです。

主なものとして、1款市税、1項市民税5,087万6,000円の減額補正は、国税である法人税の減少に伴うもの、16款県支出金2億3,315万2,000円の増額補正は、新たな補助金として、2項県補助金の多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金160万8,000円の増額補正、宿泊事業者物価高騰等対策支援補助金706万1,000円の増額補正等が計上されております。そのほか、20款繰越金1億7,037万8,000円、22款市債9億5,690万円のいずれも、増額補正となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第12、議第76号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費及び債務負担行為の補正について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費につきましては、2款総務費の大柿地区墓等移転先測量設計委託料は、関係機関等との協議に不測の日数を要することから年度内の完了が困難なため、委託料の全額を繰り越すものです。

8款土木費の大柿地区移転先宅地整備工事は、下原田地区の移転先宅地整備工事で、工事設計や開発行為許可申請に不測の日数を要していることから年度内の竣工が困難なため、工事費の一部を繰り越すものです。

9款消防費の木造仮設利活用住宅等移築工事は、村山公園仮設団地集会所を大塚地区の避難所として利活用する移設工事で、同仮設団地の移転時期との調整に不測の日数を要することから年度内の竣工が困難なため、工事費の全額を繰り越すものです。

10款教育費のスポーツパレス大アリーナ空調改修工事は、空調設備の改修に必要な部材が受注生産となるため、製造及び調達に3か月以上を要する見込みのため、本工事の十分な工期を確保するため事業費の全額を繰り越すものです。

次に、債務負担行為補正は、いずれも令和7年度の業務委託などについて、令和6年度内に準備行為、入札等を行う必要があることから、債務負担行為の期間及び限度額を設定するものです。

次に、歳出予算の補正の主なものを御報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、20節貸付金の増額補正は、くま川鉄道株式会社において実施している災害復旧事業について、国からの補助金が工事等の完了後の支払いになることなどから、事業費の支払いに対する資金調達が必要となるため、本市が構成市町村を代表し、熊本県市町村振興資金の復旧資金を借り入れ、くま川鉄道に貸付けを行うものです。7目企画費、12節委託料の増額補正は、大柿地区の墓などの移転予定地における用地測量、造成設計に係る委託料の増です。13節使用料及び賃借料の増額補正は、来年3月に、カルチャーパレスにて開催を予定しています（仮称）復興まちづくりフォーラムに伴う会場借上料の増です。

審査の過程において委員から、復興まちづくりフォーラムの内容等はとの質疑に対し、令和7年3月15日土曜日に、カルチャーパレス小ホールで開催する。内容は、復興デザイン会議で学識者として参加されている大学の方々と民間事業者、行政のメンバーが意見交換をする場として考えている。また、前日の3月14日にアクションプランを策定し、3月15日に、最初に市民の皆様へお披露目する機会とし、アクションプランの説明なども行うとの答弁がっております。

11目肥薩線世界遺産推進関連施設費の増額補正のうち、7節報償費の増額補正は、S L 人吉の清掃作業において、蒸気機関車の清掃経験が豊富な方を招いて、本市職員や清掃ボランティアの方々に対して指導などをお願いするため、報償費を計上するものです。

8款土木費、3項住宅費、3目民間住宅対策費の増額補正は、14節工事請負費で、大柿地区の方々の移転先の宅地整備について、宅地整備工事に係る設計変更が必要となったため、工事費を増額するものです。

9款、1項消防費、1目消防総務費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の消防指令センターを共同で運用するため、本年10月に設立された人吉球磨消防指令事務協議会について、12月から仮運用を開始するため、本年度分の同協議会に対する本市負担金です。3目消防施設費の増額補正のうち、14節工事請負費の増額補正は、用途廃止となる村山公園仮設団地の集会所を大塚地区の避難施設として利活用するため、移築に係る工事費の増です。

審査の過程において委員から、大塚地区に造るとのことだが、地域の施設ではなくて市の施設になるのかとの質疑に対し、大塚地区に移築するところまでは市で行うが、大塚町内の施設にするように考えているとの答弁がっております。

また、委員から、大塚のコミュニティセンターは避難所として使えなかったのかとの質疑

に対し、大塚のコミュニティセンターは、土砂災害警戒区域に入っているため使えないとの答弁がっております。

5 目災害対策費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、市民の方が、「火の国ぼうさい塾」などに参加し、防災士の資格を取得・登録して、地域の自主防災組織で活動される方に対し、防災士資格取得に係る教本代、受験料、登録料の費用を助成する、防災士育成事業補助金の増です。

審査の過程において委員から、育成事業補助金で、何名を予定しているのかとの質疑に対し、20名を予定しているとの答弁がっております。

次に、10款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費の増額補正は、10節需用費で、電気料、上下水道代、いずれも今後不足が見込まれることから、増額するものです。12節委託料の増額補正は、人吉東小学校及び東間小学校の支障木の伐採・剪定と、西瀬小学校の藤棚を撤去する業務の委託料です。

審査の過程において委員から、東間小学校の支障木を伐採するとのことだが、切った木は、売却や使う予定はあるのかとの質疑に対し、現在のところ、委託費の中に処分費も含まれている。以前、東間小学校入口の木を伐採した際には、PTAからまな板を作成する話があったが、今回は処分の方で進めている。今後、再利用も含め、学校長とも話をするとの答弁がっております。

2 目教育振興費の増額補正は、17節備品購入費で、東間小学校の特別支援学級増設に伴い、電子黒板 1 台を購入するものです。3 目学校建設費、14節工事請負費は、中原小学校屋内運動場の屋根及びトイレの改修工事において、工事の追加などが生じたので工事費を増額するものです。3 項中学校費、1 目学校管理費、10節需用費も小学校費と同じく、電気料及び上下水道代の不足が見込まれるため、増額するものです。2 目教育振興費、17節備品購入費の増額は、第二中学校の通常学級増設に伴い、電子黒板 1 台を購入するものでございます。4 項社会教育費、2 目公民館費、17節備品購入費の増額は、東間コミセン及び大畑コミセンの事務用パソコンを更新する費用です。3 目図書館費、17節備品購入費は、市内事業者から頂きました寄附金30万円を活用し、こども図書館の椅子やテーブルなどの備品を購入するものです。6 目カルチャーパレス費、12節委託料の増額補正は、カルチャーパレス大ホールの改修に係る概算費用を算出する概算設計業務委託料です。

審査の過程において委員から、大ホールの改修工事を進める前提での設計なのかとの質疑に対し、改修の可否を判断するために、事業費の概算の積算を業務委託するものであるとの答弁がっております。

5 項保健体育費、2 目体育施設費、14節工事請負費の増額補正は、スポーツパレスの 2 件の改修工事費です。1 つは、大アリーナ屋根箱樋改修工事費186万円です。もう 1 つは、大アリーナ空調設備改修工事費です。6 項学校給食センター費、1 目学校給食センター運営費、

10節需用費は、燃料費、上下水道料、修繕料、賄材料費の合計で、いずれも予算の不足が見込まれることから増額するものです。

なお、大柿地区墓等移転先整備事業とS L人吉維持管理に係る経費については、現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第12、議第76号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正の追加の主なものは、広報配布等行政事務委託料で、広報ひとよしの配布などの事務を町内会長に委託するもので、年度当初から事務に当たっていただく必要があり、町内会長89人と契約を取り交わすために相当の日数を要することから、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を3,569万2,000円と設定するものです。また、町内会長連合会役員会等での御意見や町内会長へのアンケート調査、他市の契約内容とも比較・検討した結果、令和7年度から均等割額を4,000円増額し、1万5,000円に変更するとの説明がありました。

歳出予算の補正について、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、17節備品購入費3万3,000円の増額補正は、軟骨伝導イヤホンの購入費用です。

委員から、何台購入し、どこに設置するのかとの質疑に対して、今回は試験的導入であり、1台購入し、高齢者支援課窓口に設置する。全庁的に利用希望があれば貸出しをするとの答弁がっております。18節負担金、補助及び交付金1,546万円の増額補正は、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金で、非常用自家発電設備の設置に伴う補助金です。

委員から、今回は2事業所が災害時の備えとして、L Pガスによる自家発電装置の設置を目的に申請をされているが、ほかにも申請はあったのかとの質疑に対して、補助金の対象事業所に希望を募り、2事業所から申請があった。国からの内示により補助金を交付することとなるため、国の予算の範囲内であれば、希望が出た件数分対応となるとの答弁がっております。

2項児童福祉費、1目、17節備品購入費8万1,000円の増額補正は、多言語対応タブレットの購入費用です。

委員から、外国人の保護者とのやりとりのために必要と考えてよいのかとの質疑に対して、外国人の保護者、そして言語数も現状として増えてきており、相談や支援の説明を充実させるためのものとの答弁がっております。

18節負担金、補助及び交付金 1 億3,563万1,000円の増額補正については、最終見込みによる補正が、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金外 4 件、保育所等における子供のプライバシー保護やカメラ等を設置するための性被害防止対策設備等支援事業補助金、保育所等における業務の I C T化を進めるシステム導入のための I C T化推進等事業補助金です。

委員から、性被害防止対策設備等支援事業補助金の目的と、何園から申請があったのか、また、管理はどこが行うのかとの質疑に対して、パーテーションや簡易扉、簡易更衣室等の設置により子どものプライバシー保護を行うことが目的であり、5 園からの申請があった。管理は各園で行うとの答弁があつています。

また、I C T化推進等事業補助金の具体的な内容はとの質疑に対して、保育所等における I C T化推進事業であり、各園の実情に応じた機能を選べる。保育所に従事される方の業務負担の軽減を図る目的もあり、登園の管理や連絡帳としての機能もある。また、希望は12園からあったとの答弁があつております。

4 款衛生費、1 項、3 目保健センター費、12節委託料40万円の増額補正は、産後ケア事業委託料です。

委員からの、具体的内容はとの質疑に対して、出産後の育児に関して不安や悩みを抱えた産婦さんに対するサポート事業である。産後鬱などのハイリスクの方への対象事業であったが、より多くの方に利用いただけるように制限をなくしたとの答弁があつております。

5 目環境衛生費、12節委託料の335万8,000円の増額補正は、9 月から取り組んでいるプラスチック類分別収集モデル事業に係るものです。

委員からの、モデル町内はどこかとの質疑に対して、各校区から 1 町内ずつで、東校区が鬼木町、西校区が瓦屋町、東間校区が西間下町、西瀬校区が上戸越町、中原校区が中林町、大畑校区が東漆田町の 6 町内であるとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

6 番。宮崎保議員。

○6 番（宮崎 保君）（登壇） 日程第12、議第76号令和 6 年度人吉市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正についてですが、6 款農林水産業費を4,302万円増額し、補正後の額を 5 億5,063万9,000円とするものです。1 項農業費、5 目農地費、12節委託料の増額は、県営事業により農地基盤整備に取り組んでおります大畑麓地区につきまして、地区の状況を再確認し、整備完了後における創意工夫や活性化を目指すための先を見据えた計画を立てる

ことを目的とした農業農村活性化計画書作成委託料及び、県営事業により取り組んでおります田代地区、大畑麓地区の換地等調整事業の中で調査対象となる未相続地が増えたことによる換地設計等委託料の増額補正です。14節工事請負費の増額は、鬼木地区で計画されております田んぼダム整備工事で、令和7年度から整備を行う計画でありましたが、計画予定地の一部を前倒して実施するものです。

審査の過程において委員から、田んぼダム整備工事はどういう工事なのか、田んぼダム整備における1か所当たりの費用は、また、全体の個数はとの質疑に対して、田んぼの排水溝に堰板・調整板などの機器の取付けを予定している。また、排水柵の工事も若干ある。1か所当たり10万円の30か所分で、面積は3ヘクタールとの答弁。

また、3ヘクタールということだが、鬼木町の排水溝を使用するのか。田んぼダムは、鬼木町のほかにどこを予定しているのかとの質疑に対して、排水溝の全体を何かしらの工事を施工するというイメージよりも、堰板や調整板などを取り付けるという工事になる。また、県としては人吉全域100%を目指している。ただ、これについては農地所有者の理解を得て推進するものと考えているため、今後、理解を得たところから実施するということになるとの答弁がっております。

18節負担金、補助及び交付金の負担金の増額は、国営事業の廃止に伴う県営事業による用水確保のための整備事業で、今年度より事業が開始されたことによる事業費の一部負担金で、県営上原田地区畑地帯総合整備事業負担金や、県営事業による劣化や漏水による破損の改修、またアスベストが含まれている石綿管の撤去を実施するための基礎調査に対する事業費の一部負担金としまして、県営鬼木地区特定農業用管水路等特別対策事業負担金などです。

なお、本件については現地視察を行っています。

2項林業費、2目林業振興費、12節委託料の減額は、予算の組替えのための森林経営管理業務委託料の減額と、市が管理している林道を現在利用しているGPSシステム上で位置情報を閲覧できるようにするための林道GISデータ作成委託料の増額です。

審査の過程において委員から、林道GISデータ作成委託料は、市の道路だけでなく私道もか。また、この予算で完結するのかとの質疑に対して、この予算で完結する。市で管理しているシステムに林道の情報が載っていない状態になっているため、林道を掲載することによって災害時に役立てたり、今施業している場所と林道の使用状況の相関関係を見たりと、格段に便利になるということになる。なお、市が管理している林道のみとなるとの答弁がっております。

7款商工費を1,200万6,000円増額し、7億519万1,000円とするものです。7款、1項商工費、1目商工総務費、12節委託料、ふるさと納税業務委託料の減額、及び13節使用料及び賃借料、システム使用料の増額は、使用料として支払っている楽天など複数のポータルサイトへの支払いが不足する見込みであることから、委託料から使用料及び賃借料へ組替えを行う

ものです。2目商工業振興費、12節委託料、企業連携地域人材育成事業委託料の増額は、地元高校生が、ひとよしくま熱中小学校の講師や法人会員企業と協同し、商品の開発プロセスなどを直接学ぶことで商品開発に関する企画力やセールスプロモーション等を養うことを目的とした事業を行うための委託料です。3目観光費、12節委託料、宿泊データ分析システム導入委託料の増額は、人吉市内の旅館・ホテルに宿泊された方の宿泊日数や年齢、居住地や国籍などの属性を収集・可視化し、宿泊客のニーズや傾向、戦略的なプロモーションを展開するための分析システムの導入業務委託料です。

審査の過程において委員から、そのデータはどこが管理していくのかとの質疑に対して、管理は、今回委託を予定している株式会社JTBとなるが、株式会社JTBの提携会社である株式会社オープントーンが管理する。株式会社オープントーンは、株式会社JTBが令和2年度に観光庁の委託事業で宿泊システムの事業構築を引き受けたときからのパートナー会社であり、株式会社JTBとの間で運用契約を締結している。また、管理する際に個人情報があるかと思うが、個人情報はこのシステムには取り込まない仕組みになっているので、個人情報は一切出ない形になるとの答弁。

また、集めたデータはどのようなものに使われるのかの質疑に対して、宿泊施設が保有しているお客様の到着日、出発日、住まい、性別、家族構成などのデータを収集して、宿泊者数の推移や国籍別の消費額など、観光客の傾向を可視化し、属性別の分析を行う。その中で、観光客のニーズを捉え、各宿泊施設においての戦略的な観光プロモーションを可能にするとの答弁がっております。

8款土木費を1億5,540万6,000円減額し、補正後の額を46億7,449万9,000円とするものです。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、12節委託料の減額は、国庫補助事業の内示に伴う青井城本線外3線に係る青井地区電線無電柱化設計業務委託料の減です。

審査の過程において委員から、青井城本線外3線とのことだが、あと3線はどこになるのかとの質疑に対して、青井地内第9号線、青井宝来線、青井地内第8号線との答弁がっております。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費、14節工事請負費の増額は、中川原公園災害復旧工事に伴う移動式トイレ整備工事の増額分です。

次に、繰越明許費の主なものは、8款土木費、4項都市計画費、被災市街地復興推進事業は、用地購入費や補償費などにおきまして、他事業との設計調整や関係機関等との協議に不測の日数を要するため年度内の完了が困難となり、事業費の一部を繰り越すものです。

次に、債務負担行為の補正の主なものは、公園維持管理委託料は、令和7年4月1日からの業務委託を実施するために、期間を令和6年度から令和7年度とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第76号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第76号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第13 議第77号から日程第16 議第80号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第13、議第77号から日程第16、議第80号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第13、議第77号から、日程第16、議第80号までの4件につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、日程第13、議第77号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,538万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,983万3,000円とするものです。

債務負担行為について、診療報酬明細書等点検業務委託料は、毎月初めに医療機関から提出された診療報酬明細書の点検等を行うもので、4月1日から点検等業務が発生するため、年度内に契約する必要がある、期間を令和6年度から令和7年度とし、限度額を304万8,000円と設定するものです。

歳入の主なものは、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金を3,538万1,000円増額しております。これは、職員給与費等繰入金のうち、第三者行為求償事務委託料の38万1,000円と、財政安定化支援事業繰入金3,500万円の増額です。

9款諸収入、4項、2目一般被保険者第三者納付金746万9,000円の増額補正は、令和6年11月末現在の収入済額に合わせて増額するものです。第三者納付金は、交通事故などの加害者に対し被害者の医療費の保険者負担分を求償するものですが、今回は第三者納付金の額が

大きい案件がありましたので、増額補正とするものです。

歳出の主なものは、1款総務費、1項、1目一般管理費、12節委託料38万1,000円の増額は、第三者納付金の増額補正の746万9,000円の5.1%を、求償事務委託料として国保連合会に支出するための増額補正です。

8款諸支出金、1項、3目、22節償還金、利子及び割引料68万5,000円の増額補正は、令和5年度出産育児一時金臨時補助金の精算による6万4,000円と、令和5年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金の精算に伴う県への返納金62万1,000円です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第14、議第78号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算補正は、歳出の予備費から諸支出金へ103万円の組替え補正で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,027万3,000円とするものです。

歳出の3款諸支出金、2項、1目、27節繰出金103万円の増額補正は、令和5年度の事務費に対する一般会計繰出金の精算に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第15、議第79号令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,937万3,000円とするものです。

債務負担行為について、地域包括支援センター業務委託料は、地域包括支援センター業務の委託契約期間が年度末で終了するため、本年度中に4月1日からの委託先を決定し契約する必要がある、債務負担行為を設定するものです。期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額は6,094万5,000円です。

委員から、地域包括支援センター業務委託料について、センターの視察や、業務内容を確認するようにとの意見がありました。

歳入の主なものは、3款国庫支出金、2項、6目介護保険事業費補助金204万4,000円の減額補正は、介護保険制度改正に係るシステム改修委託料で計上していた内容が通常の保守内での作業で対応可能となり、システム改修委託料が不要となることに伴い事業費補助金を減額するものです。

歳出の主なものは、5款地域支援事業費、2項、1目一般介護予防事業費、10節需用費10万8,000円の増額補正は、難聴高齢者の早期発見・早期介入などを目的としたヒアリングフレイル啓発用パンフレット作成に伴う印刷製本費の補正です。

委員からの、パンフレットはどのようなときに配布するのかとの質疑に対して、窓口に設置し、デイサロン等の各事業の際にも配布するとの答弁がっております。

7款諸支出金、1項、2目、22節支払基金交付金精算金2,125万1,000円の減額補正は、令和5年度介護給付費の精算に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第16、議第80号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、漏水の多発に伴う修繕費用の増額補正が主なものです。

収益的収入及び支出の、1款水道事業費、1項、2目、15節委託料1,240万円の増額補正は、水道施設等の維持管理業務を人吉市管工事協同組合へ委託しているが、委託業務の中で、修繕単価が高くなる道路内での漏水が数多く発生したことによるものです。

委員からの、道路で漏水が多発した要因はとの質疑に対して、考えられる要因としては、夏場の異常な暑さにより舗装等が柔らかくなってしまい、車両等が通ったときにその振動が水道管に影響して過度な負担等がかかり、破損、漏水につながっていると考えられるとの答弁がっております。

さらに、令和2年7月豪雨災害復旧等でダンプ等の大型車両の影響も考えられるかとの質疑に対して、被災前の令和元年度と被災後の令和5年度で、被災地と被災地域外の漏水修繕件数を調べたが、被災地域の割合が、令和元年度17%から、令和5年度は31%に上昇している。これは、水害による地下状況の変化や大型車両等の通行の増加が影響しているものと考えられるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第77号から議第80号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第77号、議第78号、議第79号、議第80号は、原案可決確定いたしました。

日程第17 議第81号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第17、議第81号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第17、議第81号令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入

歳出それぞれ7,931万5,000円とするものです。

まず、歳入ですが、1款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節人吉中核工業用地土地売払収入を19万3,000円増額し、補正後の額を19万4,000円としております。これは、人吉中核工業用地の一部を売り払うことに伴う土地売払収入の増でございます。売り払う土地につきましては、人吉市上漆田町字頭無3399番8、地目は雑種地、面積は116平方メートルで、売払いの相手方は、熊本県上益城郡山都町杉木字竹ノ脇474番地、株式会社ランバーやまと、代表取締役、渡邊文昭様です。売払い価格は19万4,648円です。

3款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を373万7,000円増額し、補正後の額を7,773万7,000円としております。これは、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出ですが、4款、1項、1目予備費を393万円増額し、補正後の額を4,213万6,000円としております。これは、不動産売払収入と前年度繰越金の補正額を予備費として計上するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第81号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第81号は、原案可決確定いたしました。

日程第18 議第91号

○議長（宮原将志君） 次に日程第18、議第91号を議題といたします。

お諮りいたします。議第91号について、任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第91号は、任命同意することに決しました。

日程第19 諮第1号

○議長（宮原将志君） 次に日程第19、諮第1号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第1号について、推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第20 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第20、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

第8回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和6年11月27日水曜日に開催しました。審議事項1、人吉市復興まちづくり計画等に基づく取組状況について、復興支援課より説明を受け、委員から、中川原公園の整備では、木陰を確保するための植栽はあるのか、まちなかにぎわいづくりでは、駐車場が少ないのではないかと、実績浸水深の標識を増設ができないか、また、標識にQRコードを印刷し、スマートフォンでリアルに見えるようにできないかとの質疑があり、執行部からは、植栽はデザイン会議で協議中であり、国と協議しながら進めたい。駐車場については、実態を来年度調査し、公共交通の在り方なども含め、整備が必要であれば検討していく。実績浸水深の標識については、できるところは進めたと認識している。QRコードの活用については、国などに意見を聞いて考えたいとの答弁がっております。

審議事項2、人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン（素案）について、復興支援課より説明があり、委員からは、夜間景観について、明確な目的があるのか、町なかに観光案内板の設置が少ないとの質疑があり、執行部より、夜間の滞在を促すという意味では最善だと考えており、幻想的で光の害を発生させないように、ほの明かりが風情ある風景を醸し出すということを目指すところである。誘導表示板などについては、当然設置していくことが必須であるとの答弁。

また、委員からは、市民満足度の向上が第一であり、暗い動線への明かりを優先していただきたいという意見と、橋や城跡の景観の在り方、歴史的な貴重品の生かし方について質疑があり、執行部からは、人吉の町はいいなと思っていただくことが観光につながる。人吉城趾の石垣が少し見えるような樹種の選定などは今後考え、景観を阻害するものは間引くなど、公園管理者や史跡管理者と協議しながら検討する。歴史的な貴重品については、歴史館のリニューアルに合わせ、中身の様相を変え、出水期と渇水期での展示内容も、今後検討するとの答弁。

また、委員からは、まちなかグランドデザイン推進アクションプラン計画と、その進め方について、また、石野公園の道の駅を計画に入れるべきではないかとの質疑があり、執行部

より、この計画は復興まちづくり計画の下部計画であり、令和9年度を目指している。石野公園は重点8地区に含まれないため、計画にはないが、今後の観光施策の中で抜本的な計画を立て直す必要があり、既に準備を始めているとの答弁がありました。

そのほか、市民に対する情報発信の在り方や意見交換についても質疑があり、執行部からは、基本的にホームページなどで公開し、市役所には資料を設置、広報へは連載していく。最終的には、3月中旬にフォーラム形式での場を設ける。また、12月の意見交換会は、午前と午後の2回、80名ほどを想定し、どなたでも参加できるようにするとの答弁がっております。

審議事項3、中川原公園災害復旧工事の現状と今後について、都市計画課より説明を受け、委員からは、移動式トイレ（トイレトレーラー）について、管理や牽引方法、移動の判断とその基準について質疑があり、日常の管理は、水や污水は専門会社で行っていただき、通常は造園業者になる。トレーラーの牽引については、牽引免許を公費で市職員2名が取得し、費用は36万8,000円を予定している。その他、牽引装置の取付費用に77万円ほどかかる。移動の判断と基準については、基本的に職員によって、大雨洪水警報が発令された場合に移動し、判断は復興建設部となるとの答弁。

委員から、移動については国土交通省のテレメーターを基準にしたほうがよいのかとの意見に対し、執行部から、実際に運用しながら、再度検討させていただくとの答弁がありました。

審議事項4、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、青井地区と中心市街地地区について、市街地復興課より、青井地区では全ての各地で仮換地指定が完了したこと、中心市街地地区では、交流・文化の場エリアにおける鶯温泉周辺の在り方を具現化するため、先駆けとして来年、年明けから社会実験を実施するとの説明がありました。

審議事項5、人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）に伴う財産の取得（売買契約価格）の変更についてでは、変更の項目、金額、理由について、住宅政策課より説明を受け、委員からは、項目ごとの詳細について質疑があり、執行部からは、地中埋設物撤去に約250万円、集会所の空調タイマーが2か所で約75万円、ベランダの手すりが約900万円、外構フェンスが約1,500万円、近隣住民との協議の結果追加した防犯カメラが46万2,000円となったとの答弁。

また、委員から、地中埋設物の撤去は、大工町、九日町のどちら側で、何があったのか、その撤去は元の所有者であるものではないのか、ボーリングなどの地質調査は行ったのかとの質疑があり、執行部からは、大工町側から2回、コンクリート建造物が出てきた。土地売買契約の際には、地権者の責任において、わかっている工作物や構造物は全て撤去いただいているが、今回、基礎工事において工事に関わる部分を1.3メートルから1.5メートル掘削したときに出土したため、その部分は人吉市の負担で撤去するが、国の補助金の対象になると

認識している。地質調査は設計の段階で行っているが、調査ではコンクリートの塊が出てこなかったため、事実を認識できないまま購入、工事着手となったと答弁がありました。

委員からは、経済建設委員会の付託案件であるため、委員会でしっかり審査していただきたいと意見がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第21 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第21、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和6年11月29日金曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、湯前町議会議員の任期満了に伴う改選により新たに選出された議員の議席を、10番、遠坂道太議員、11番、田山幸平議員に指定されました。加えて、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の委員に指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、21番、永椎樹一郎議員（球磨村）、22番、山口和幸議員（あさぎり町）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、田代利一（球磨村）議会運営委員会委員長の報告の後、会期を11月29日に開会し、11月30日から12月24日までを休会、12月25日を閉会とする27日間に決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選任では、湯前町議会の改選に伴い議会運営委員会の1名の欠員が生じたため、上球磨地区から23番、皆越てる子議員（あさぎり町）が選出され、議長から指名されました。

日程第5、行政報告では、理事会代表理事から、令和6年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第6、認定第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について（継続）では、令和5年度決算特別委員会委員長の牛塚孝浩議員（人吉市）から審議結果についての報告を受け、質疑、採決の結果、全員異議なく、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第6号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第7号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第8号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、この3件を一括して提案理由の説明を理事会代表理事から受けました。続けて、議案第6号及び議案第7号の2件についての補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決いたしました。議案第6号は、議決の特例に伴うため、起立採決を行った結果、全員が起立し原案のとおり可決しました。議案第7号は、簡易採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決しました。議案第8号は、12月25日の閉会日に採決することになりました。

以上で、定例会1日目は全ての審議を終了し、散会しました。

以上で、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果についての報告を終了します。

日程第22 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第22、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君）（登壇） 日程第22、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和6年第4回人吉下球磨消防組合議会定例会が、11月25日午後3時に開会されました。

会議の内容でございますが、日程第1、会期の決定は、令和6年11月25日の1日間とし、日程第2、会議録署名議員の指名では、五木村選出の川邊正美議員と、私、村上恵一が指名されました。

日程第3、議案第1号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、会計管理者より決算内容と成果について説明の後、監査委員より監査結果と意見書の説明があり、全員異議なく認定いたしました。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、字句の整理及び、昨年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律により引用条文の移動が行われていることから、引用条名の改正を行うものでございます。

日程第5、議案第3号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,339万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,598万円とするものです。

日程第6、議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退するため、共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更するものです。

議案第2号から議案第4号まで、いずれも原案どおり全会一致で可決いたしました。

最後に、日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告においては、令和6年11月6日に開催した第17回特別委員会の概要についての報告です。第16回特別委員会以降に、管理者会議において消防庁舎移転事業について検討・協議を実施し、消防本部中央消防署は人吉市鬼木町梢山へ移転を行い、中分署を統廃合するという。また、当組合の東分署更新事業に併せ錦町とあさぎり町の境界付近において上球磨消防組合との合同分署の設置、また、人吉市の球磨川以南の地区に分署の設置を目指すことを、消防の広域化を見据えた署所の再配置とする旨の報告があり、松岡代表管理者からは、執行部から報告があった方向性を導き出すまでに時間を要したことへのお詫び、その方向性に至った理由や経緯等についても説明がありましたという内容でございます。

以上、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

日程第23 議員派遣について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付してありますように宮崎保議員を派遣することに、また、徳川禎郁議員ほか4名を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第24 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和6年12月第6回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	公共交通のあり方に関する事	実情を調査する必要があるため
	中学校部活動の地域移行に関する事	実情を調査する必要があるため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	空き家対策に関する事	実情を調査する必要があるため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	インフラ整備（道路等）の維持に関する こと	実情を調査する必要があるため
	農林水産業の振興に関する こと	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する こと	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する こと	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する こと	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する こと	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する こと	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する こと	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する こと	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する こと	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第93号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第93号

〔井福浩二市民部長 退席〕

○議長（宮原将志君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議第93号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての案件は、井福浩二氏を固定資産評価員に選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により議会の御同意をお願いするものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を行います。ただいま説明がありました議第93号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議第93号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

採決いたします。議第93号について、選任同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第93号は、選任同意することに決しました。

〔井福浩二市民部長 入場〕

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年12月第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後 0 時 08 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮 原 将 志

人吉市議会議員 大 塚 則 男

人吉市議会議員 平 田 清 吉